

我们住在 世田谷区

(外国語版生活便利帳)

2025

世田谷区認定象征物



榉树
(Keyaki)



鸞兰
(Sagiso)



灰喜鹊
(Onaga)

外国人咨询窗口 电话：03-5432-2892

通过咨询员进行咨询（英语・中文），并利用平板终端等提供多语言服务。

外国人相談窓口

相談員による相談（英語・中国語）とタブレット端末などを利用した多言語対応をしています。



Setagaya Intercultural Center “Crossing Setagaya”

设有咨询窗口，提供日语教室以及实用的生活信息介绍。

せたがや国際交流センター “クロッシングせたがや”

日本語教室や、暮らしに役立つ情報の提供、相談窓口の案内をしています。



世田谷区内日语教室一览表

区内の日本語教室一覧



世田谷区主页（面向外国人住民） 世田谷区ホームページ（外国人住民の方へ）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/forforeigners/index.html>





警察・消防

警察

事件／盗難／交通事故

110番

(市外局番は必要ありません)

警視庁外国人困りごと相談（外国人専用）

電話：03-3503-8484

時間：土・日曜、祝日を除く 午前8：30～午後5：15

英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ペルシャ語、ウルドゥー語、ロシア語、ベトナム語

消防

火事／救急車／救護

119番

(市外局番は必要ありません)

世田谷区内消防署

- 世田谷消防署 電話：03-3412-0119 所在地：三軒茶屋 2-33-21
- 玉川消防署 電話：03-3705-0119 所在地：中町 3-1-19
- 成城消防署 電話：03-3416-0119 所在地：成城 1-21-14

救急車を頼んだ時は

1. 救急車のサイレンが聞こえたら、場所を知らせるため、案内に出ましょう。
2. 救急車が到着するまでに健康保険証または資格確認書を用意してください。

※救急車は無料です。

24 時間安全安心パトロール

区内の警察署と連携して、委託の民間警備員が乗った青色回転灯を装備したパトカー型の車両が、公園・通学路などをきめ細かくパトロールしています。

お問い合わせ：地域生活安全課

電話：03-5432-2267 FAX：03-5432-3066

子どもの危機回避

みんなの見守る力が大切

子どもを狙う犯罪者が一番嫌うこと・・・それは、「自分たちのまちの子どもは自分たちでしっかり見守るぞ」という家庭や地域の強くて温かい心と声、目です。まちを歩く子どもや知らない人への隣近所の方からの挨拶や声かけがとても大切です。

犯罪には必ず前兆あり

犯罪者のほとんどは、自分が気に入った子どもを見つけ、近づくために下見をします。子どもが見知らぬ人に声をかけられたら、おうちの人などにすぐに知らせるように約束しておきましょう。



警察・消防

警察

遇到违法犯罪、被盗、交通事故时请直接拨

110

(无局号)

警视厅外国人疑难咨询（外国人专用）

电话：03-3503-8484

星期六、星期日、节日除外 8:30 ~ 17:15

英语，中国语，韩语，泰语，他加禄语，西班牙语，波斯语，乌尔都语，俄语，越南语

消防

发生火灾及请求救护、救援时请直接拨

119

(无局号)

世田谷区内消防署

- 世田谷消防署 电话：03-3412-0119 所在地：三轩茶屋 2-33-21
- 玉川消防署 电话：03-3705-0119 所在地：中町 3-1-19
- 成城消防署 电话：03-3416-0119 所在地：成城 1-21-14

联系救护车及其注意事项

1. 听到救护车警笛后出门迎接引路。
2. 请在救护车到达之前准备好健康保险证或资格确认书。

※ 救护车免费。

24 小时安全放心巡逻

与区内的警察署合作，委托民间警备员乘坐装有蓝色旋转灯的警察用巡逻车型的车辆在公园以及上学道路等处用心巡逻。

问讯处：地区生活安全课

电话：03-5432-2267 传真：03-5432-3066

如何让儿童避开危险

众人照看发挥威力

瞄准儿童的罪犯最可怕的就是“自己城区的儿童自己负责照看”即家庭和社区的强烈而温暖的心、声和目光。街坊四邻向行走在街道上的儿童和陌生人打招呼也是十分重要的。

犯罪必有预兆

几乎所有罪犯找到了，自己看中的儿童为了接近儿童而进行预先查看。因此请叮嘱小孩，如果有不认识的人向自己打招呼，马上告知家人等。



盗難・落とし物

盗難

対処の仕方

1. すぐに110番（警察）に電話をするか、直接、警察署に届出をしましょう。
2. 預金通帳やキャッシュカードが盗まれたら、すぐに銀行などに連絡し、取引を中断してもらいましょう。

落とし物

近くの交番や警察署に届出（遺失届）をしましょう。そうすれば、見つかったときは知らせてもらえます。

世田谷区内警察署

- | | | |
|----------|-----------------|----------------|
| ● 世田谷警察署 | 電話：03-3418-0110 | 所在地：三軒茶屋 2-4-4 |
| ● 北沢警察署 | 電話：03-3324-0110 | 所在地：松原 6-4-14 |
| ● 玉川警察署 | 電話：03-3705-0110 | 所在地：中町 2-9-22 |
| ● 成城警察署 | 電話：03-3482-0110 | 所在地：千歳台 3-19-1 |

乗り物での忘れ物は、各事業者にお問い合わせください。

※区内鉄道・バス会社については、P.146 参照。

地震

防災マップや災害時に役立つ情報などを紹介している「災害時区民行動マニュアル」（多言語版）を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：災害対策課、文化・国際課、まちづくりセンター、各総合支所くみん窓口・地域振興課

また、世田谷区防災ポータルサイトや東京都防災アプリで近くの避難所などが確認できます。アプリは Google Play、App Store で無料でダウンロードすることができます。

日本は地震の多い国です。次のページに記載の準備をしておきましょう。



災害時区民
行動マニュアル
(多言語版)



防災ポータル



東京都防災アプリ



被盗・遗失物品

被盗

对策

1. 立即拨“110”（警察）或直接到警察署报警。
2. 存折或现金卡被盗时，要立刻与银行等联系，并请停止任何交易业务。

遗失物品

物品遗失后，请向附近的派出所、警察署申报（遗失申报），这样当失物找到时，可以接到招领通知。

世田谷区内警察署

- | | | |
|----------|-----------------|----------------|
| ● 世田谷警察署 | 电话：03-3418-0110 | 所在地：三轩茶屋 2-4-4 |
| ● 北泽警察署 | 电话：03-3324-0110 | 所在地：松原 6-4-14 |
| ● 玉川警察署 | 电话：03-3705-0110 | 所在地：中町 2-9-22 |
| ● 成城警察署 | 电话：03-3482-0110 | 所在地：千岁台 3-19-1 |

乘车时的遗失物品请向各运营机构问询。

※ 关于区内铁路公司和巴士公司，参照 P.147。

地震

发放防灾地图和介绍灾害时有用信息等的“灾害时区民行动手册”（多语言版）

语言：英语，中国语，韩语

地点：自然灾害对策课，文化・国际课，社区振兴中心，各综合支所区民窗口・地域振兴课

此外，还可以在世田谷区防灾门户网站和东京都防灾 APP 上查看附近的避难场所。

日本是一个地震多发性的国家。请做好下页里所记载的各项准备。



灾害时区民
行动手册
(多语言版)



防灾门户



东京都防灾 APP



地震に備えて

1. 地震の後に、火事が起きます。消火器を置いて、水を汲み置きしておきましょう。
 2. 家具は壁に固定します。家具や棚の上には、重いものや危険なものを置かないようにしましょう。
 3. 家族の集まる場所や連絡方法を決めておきましょう。
 4. 非常用物品を用意しておきましょう。
 - 最低3日以上、できれば1週間分の飲料水や食料品
 - カセットコンロ、ガスボンベ
 - 携帯ラジオ、懐中電灯、電池、ローソク、マッチ、モバイルバッテリーなど
 - 救急医薬品、下着、タオル、携帯トイレなど
 - 赤ちゃんのいる家庭ではオムツやミルクなど
 - マスク、消毒液、体温計など
- 世田谷区では、家庭用防災用品などのあっせんを行っています。区のホームページなどをご覧ください。

地震のときは

1. タンスや本棚が倒れます。危ないので、すぐに離れ、丈夫な机の下に入りましょう。
 2. 揺れが収まったら、ガスの元栓を閉めて、火を消します。
 3. ドアを開けておきます。ゆがんで開かなくなります。
 4. 慌てて外に出ないようにしましょう。窓ガラス・ブロック塀が落ちて、とても危険です。
 5. デマを信じないようにしましょう。テレビやラジオで、正確な情報を集めましょう。
- ※自動車を運転中のときは、車を左側に寄せて止めて様子を見ます。その後、できる限り道路外の施設（駐車場など）に移動し、駐車しましょう。警察官の指示に従ってください。
- ※デパート、劇場、地下街など、人の大勢集まる場所では慌てずに行動してください。

緊急時の多言語放送

- エフエム世田谷ラジオ放送（83.4MHz）（英語、中国語、韓国語）
- NHK WORLD-JAPAN
ホームページ（21言語）、ラジオ放送（AMラジオNHK第2）（17言語）、公式アプリ

緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の強い揺れが到達する前に揺れが来ることを知らせる情報です。テレビ・ラジオの放送や携帯電話などで受信できます。緊急地震速報を見聞きしたら、適切な避難行動を取り、まずは自分の身の安全を確保しましょう。

自宅が安全な時は

普段生活している自宅での避難は感染症の防止や精神的負担の軽減など、あらゆる面で望ましいです。そのため、日ごろから自宅の安全対策、備蓄の準備をしましょう。

避難をするときは

- 周辺地域に火災が発生して延焼の危険があるときは、避難しなければなりません。
- 区役所、警察署、消防署の指示があったときは、避難しなければなりません。
- 避難をするときは徒歩で。自動車は使ってははいけません。
- 火災が発生しないように分電盤の電気のブレーカーは落としましょう。



地震的防备

1. 地震时可能发生的火灾。请备好“灭火器”，事先储备水。
 2. 将家具固定在墙壁上。不要在家具或架子上放置过重物品或危险物品。
 3. 事先约定好家人集合场所和联系方式。
 4. 备好紧急时使用的物品。
 - 最低 3 天以上，最好准备 1 周份量的饮料水及食品。
 - 卡式炉、煤气罐。
 - 便携式收音机，手电筒，电池，蜡烛，火柴，充电宝等。
 - 急救医药品、内衣、毛巾、便携厕所等。
 - (有婴幼儿的家庭) 尿布，奶粉等。
 - 口罩、消毒液、体温计等。
- 在世田谷区，提供家庭用防灾用品以及购买中介服务。请浏览区的主页等后购买。

发生地震时

1. 柜子和书架会倒。非常危险，要马上远离，或者躲进结实的桌子底下。
 2. 待摇动缓解后，立刻切断火并关闭煤气阀门。
 3. 先打开房门，因为门框有可能变形门打不开。
 4. 不要慌忙逃出室外，因有玻璃、砖墙等物落下，十分危险！
 5. 不要相信传言。通过电视及广播掌握正确信息。
- ※ 正在驾车行驶时，把车靠道路左侧停放，之后，尽量将车移至道路外的设施（停车场等）停车。请听从警察的指示。
- ※ 如您是在百货公司，剧场，地下商店街等拥挤场所，务必冷静行动。

发生紧急情况时的多语种广播

- FM 世田谷广播 (83.4MHz)(英文、中文、韩语)
- NHK WORLD-JAPAN 主页 (21 种语言)、广播 (AM 广播 NHK 第二)(17 种语言)、官方 APP

紧急地震速报

紧急地震速报是在强震到来前，传达即将发生震动的信息。通过电视、收音机或手机收信。当收听或看到紧急地震速报后，请采取适当的避难行动，首先确保自身安全。

当自家住宅安全的情况

在平时居住的自家避难，从防止传染病、减轻精神负担等各方面来说都是人们最希望的。因此，请在日常生活中，做好家庭安全措施和所需物资的储备。

避难时请注意

- 周围地区如果发生火灾，并有蔓延的危险时，必须避难。
- 如有区役所，警察署，消防署的指示时，则必须听从指挥避难。
- 避难时应徒步，不能开车。
- 请关闭配电板的电闸，避免发生火灾。



病気・けがのとき

医療機関

医療機関の種類

日本の医療機関には、規模の小さな「医院・診療所・クリニック」と、複数の診療科目を持つ大規模の「総合病院」があります。通常、両方を総称して「病院」と呼びます。

医療機関を探すには

電話やインターネットで、対応言語などの条件から医療機関を探すことができます。また、地域の医療機関を探す場合は、近所の人に聞くのもよいでしょう。

医療情報サービス

名称	内容	曜日・時間	電話
医療機関案内サービス「ひまわり」	24 時間の医療機関案内。医療相談も行います。	24 時間（日本語のみ、医療相談は月～金曜午前 9 時～午後 8 時）	03-5272-0303 聴覚障害者専用 FAX: 03-5285-8080
	外国語による医療情報サービス ※外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度のお問い合わせに応じます。	毎日午前 9 時～午後 8 時 （英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語）	03-5285-8181
医療情報ネット（ナビイ）	インターネットによる 医療機関・薬局情報サービス 	24 時間 https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=13	
AMDA 国際医療情報センター https://www.amdamedicalcenter.com 	- 外国語の通じる医療機関情報と医療福祉情報の案内 - 遠隔手段による医療通訳サービス（患者、医療機関から通訳の依頼が可能。要問合せ）	平日午前 10 時～午後 4 時 英語、やさしい日本語：月～金曜 韓国語、フィリピン語：月曜 タイ語：火曜 中国語：火・木曜 ベトナム語：水・金曜 スペイン語：水曜 ポルトガル語：金曜	03-6233-9266 （多言語対応） 050-3405-0397 （医療機関からの通訳依頼受付）

休日などの救急診療（小児科・内科・歯科診療所）

受付は診療終了時間の 30 分前までです。健康保険証（またはマイナ保険証）・医療証をお持ちください。

医療機関名	所在地・電話	診療科	月～金曜	土曜	休日		
			午後 7：30 ～ 10：30	午後 5 時～ 10 時	午前 9 時～ 午後 5 時	午前 9 時～ 12 時 午後 1 時～ 5 時	午後 5 時～ 10 時
世田谷区医師会 初期救急診療所	松原 6-37-10 電話：03-5301-0899	小児科	○	○	—	○	○
		内科	—	○	—	○	○
玉川医師会診療所	中町 2-25-17 電話：03-5707-6811	小児科	○	○	—	○	○
		内科	—	○	—	○	○
世田谷区医師会 附属烏山診療所	南烏山 6-22-14 電話：03-3308-8229	小児科 内科	—	○	—	—	○
世田谷区 歯科保健センター	玉川 3-21-2 電話：03-3708-0226	歯科	—	—	—	—	○
地域の当番医療機関	電話案内： せたがやコール 03-5432-3333	小児科 内科 歯科	—	—	○ （内、1 時 間昼休み）	—	—



生病・受伤

医疗机构

医疗机构的种类

日本的医疗机构中有规模小的「小医院、诊疗所、诊所」和拥有多个诊疗科的规模大的「综合医院」。通常，人们将这两种医疗机构总称为「医院」。

找寻医疗机构方法

通过电话或因特网，根据对应的语言等条件可以找寻医疗机构。另外，要找寻地域的医疗机构时，还可以询问附近的居民。

医疗信息服务

名称	内容	星期，时间	电话
医疗机构介绍服务 “向日葵”	24 小时医疗机构指南。也进行 医疗咨询。	24 小时 (仅日语、医疗咨询：星期一至五 9:00 ~ 20:00)	03-5272-0303 听障者专用传真： 03-5285-8080
	使用外语的医疗信息服务 ※ 应对可接收外语短信的医疗 机构和日本医疗制度的咨询。	每日 9:00 ~ 20:00 (英语，中国语，韩语，泰语，西 班牙语)	03-5285-8181
医疗信息网 (NaviYi)	通过网络查询医疗机构、  药店信息的服务	24 小时 https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=13	
AMDA 国际医疗信息中心 https://www.amdamedicalcenter.com/ 	· 提供可外语沟通的医疗机构 信息和医疗福利信息的介绍 · 远程医疗口译服务（患者、 医疗机构可申请口译服务。 需咨询）	工作日 10:00 ~ 16:00 英语，简单的日语：星期一至五 韩语，菲律宾语：星期一 泰语：星期二 中国语：星期二，四 越南语：星期三，五 西班牙语：星期三 葡萄牙语：星期五	03-6233-9266 (多语言服务) 050-3405-0397 (医疗机构口译 申请受理)

假日等的急诊（小儿科、内科、牙科诊疗所）

受理截止到诊疗结束 30 分钟前。请带健康保险证（或个人编号卡保险证）、医疗证证件。

医疗机构名称	所在地・电话	诊疗科	星期一～ 星期五	星期六	假日		
			19:30 ~ 22:30	17:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~12:00 13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00
世田谷区医师会 初期急诊所	松原 6-37-10 电话：03-5301-0899	小儿科	○	○	—	○	○
		内科	—	○	—	○	○
玉川医师会诊疗所	中町 2-25-17 电话：03-5707-6811	小儿科	○	○	—	○	○
		内科	—	○	—	○	○
世田谷区医师会 附属乌山诊疗所	南乌山 6-22-14 电话：03-3308-8229	小儿科 内科	—	○	—	—	○
世田谷区 牙科保健中心	玉川 3-21-2 电话：03-3708-0226	牙科	—	—	—	—	○
地区的值班医疗机 构	电话信息： 世田谷热线 03-5432-3333	小儿科 内科 牙科	—	—	○ (其中 1 小 时午休)	—	—



世田谷区・近隣区市の夜間・休日小児科診療を行っている医療機関（24 時間）

医療機関名	電話	所在地
国立成育医療研究センター	03-3416-0181	世田谷区大蔵 2-10-1
東邦大学医療センター大森病院	03-3762-4151	大田区大森西 6-11-1
都立荏原病院	03-5734-8000	大田区東雪谷 4-5-10
都立広尾病院	03-3444-1181	渋谷区恵比寿 2-34-10
日本赤十字社医療センター	03-3400-1311	渋谷区広尾 4-1-22
東京慈恵会医科大学附属第三病院	03-3480-1151	狛江市和泉本町 4-11-1
杏林大学医学部付属病院	0422-47-5511	三鷹市新川 6-20-2

区内の救急病院一覧

表記された医療機関が設置している診療科目です。変更になることがあります。受診の前に必ず医療機関に電話などでお確かめください。

※は、英語対応可能な病院です。事前にお問い合わせください。

医療機関名	電話	所在地	診療科目（P.14 参照）
※自衛隊中央病院	03-3411-0151	池尻 1-2-24	内、感内、血内、代内、呼内、循内、消内、腎内、外、脳外、呼外、心外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、精、歯、リウ、リハ、放、病理、救、麻
※古畑病院	03-3424-0705	池尻 2-33-10	内、糖代内、呼内、循内、消内、鏡内、外、消外、肛外、整、リハ
三軒茶屋病院	03-3410-7321	三軒茶屋 1-21-5	腎内
三軒茶屋第一病院	03-5787-2211	三軒茶屋 1-22-8	内、代内、呼内、循内、消内、神内、外、乳外、べ外、整、小外、皮、泌、麻
世田谷中央病院	03-3420-7111	世田谷 1-32-18	内、糖内、外、整、泌、リハ、放、麻
駒沢病院	03-3424-2515	駒沢 2-2-15	内、循内、消内、外、整、皮、精、神、リウ、リハ、放、麻
※関東中央病院	03-3429-1171	上用賀 6-25-1	内、血内、糖内分内、脳内、呼内、循内、消内、腎内、緩ケア、外、脳外、脳、呼外、心外、乳外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、精、心内、リハ、放、病理、麻
※玉川病院	03-3700-1151	瀬田 4-8-1	内、血内、糖内、呼内、循内、消内、腎内、神内、外、脳外、呼外、消外、乳外、肛外、整、形、小、産婦、眼、耳、皮、泌、歯、リウ、リハ、放、病理、救、麻
※国立成育医療研究センター	03-3416-0181	大蔵 2-10-1	小 【救急以外では次の科目も診療しています】 内、呼内、循内、消内、外、脳外、心外、整、形、小、小外、産婦、眼、耳、皮、泌、精、神、心、歯、矯正歯、小歯、アレ、リウ、リハ、放、病理、麻 ※初診の場合は18歳以下が対象(産婦除く)
※都立松沢病院	03-3303-7211	上北沢 2-1-1	精
※世田谷北部病院	03-3308-5221	南鳥山 2-9-17	内、整、外



世田谷区及近邻地区实施夜间・休息日小儿科诊疗的医疗机构（24 小时）

医疗机构名称	电话	所在地
国立成育医疗研究中心	03-3416-0181	世田谷区大藏 2-10-1
东邦大学医疗中心大森医院	03-3762-4151	大田区大森西 6-11-1
都立荏原医院	03-5734-8000	大田区东雪谷 4-5-10
都立广尾医院	03-3444-1181	涩谷区惠比寿 2-34-10
日本红十字会医疗中心	03-3400-1311	涩谷区广尾 4-1-22
东京慈惠会医科大学附属第三医院	03-3480-1151	狛江市和泉本町 4-11-1
杏林大学医学系附属医院	0422-47-5511	三鹰市新川 6-20-2

区内急救医院一览表

下列表格医疗机构所设诊疗科目如下。有时会有一些变动。

请务必在就诊前通过电话与医疗机构确认。

带“※”符号的医院表示可以使用英语。请提前咨询。

医疗机构名称	电话	所在地	诊疗科目（参考 P.15 内容）
※ 自卫队中央病院	03-3411-0151	池尻 1-2-24	内、感内、血内、代内、呼内、循内、消内、肾内、外、脑外、呼外、心外、整、形、小、妇产、眼、耳、皮、泌、精、牙、风、康、放、病理、急救、麻
※ 古畑医院	03-3424-0705	池尻 2-33-10	内、糖代内、呼内、循内、消内、镜内、外、消外、肛外、整、康
三轩茶屋病院	03-3410-7321	三轩茶屋 1-21-5	肾内
三轩茶屋第一医院	03-5787-2211	三轩茶屋 1-22-8	内、代内、呼内、循内、消内、神内、外、乳外、疼外、整、小外、皮、泌、麻
世田谷中央病院	03-3420-7111	世田谷 1-32-18	内、糖内、外、整、泌、康、放、麻
驹泽病院	03-3424-2515	驹泽 2-2-15	内、循内、消内、外、整、皮、精、神、风、康、放、麻
※ 关东中央病院	03-3429-1171	上用贺 6-25-1	内、血内、糖内分内、脑内、呼内、循内、消内、肾内、缓护理、外、脑外、脑、呼外、心外、乳外、整、形、小、妇产、眼、耳、皮、泌、精、心内、康、放、病理、麻
※ 玉川病院	03-3700-1151	濑田 4-8-1	内、血内、糖内、呼内、循内、消内、肾内、神内、外、脑外、呼外、消外、乳外、肛外、整、形、小、妇产、眼、耳、皮、泌、牙、风、康、放、病理、急救、麻
※ 国立成育医疗研究中心	03-3416-0181	大藏 2-10-1	小 【急救以外还可以诊疗以下科目】 内、呼内、循内、消内、外、脑外、心外、整、形、小、小外、妇产、眼、耳、皮、泌、精、神、心、牙、矫牙、小牙、过敏、风、康、放、病理、麻 ※ 初诊时对象为 18 岁以下（妇产除外）
※ 都立松泽病院	03-3303-7211	上北泽 2-1-1	精
※ 世田谷北部病院	03-3308-5221	南乌山 2-9-17	内、整、外



医療機関名	電話	所在地	診療科目 (P.14 参照)
久我山病院	03-3309-1111	北島山 2-14-20	内、呼内、循内、消内、外、脳外、消外、乳外、整、小、産婦、産、婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻
至誠会第二病院	03-3300-0366	上祖師谷 5-19-1	内、糖内、呼内、循内、消内、神内、外、脳外、整、小、産、婦、眼、泌、放、麻

診療科目

内	内科	Internal Medicine	消管内	消化管内科	Gastrointestinal internal medicine
呼内	呼吸器内科	Respiratory Internal Medicine	心外	心臓血管外科	Cardiovascular Surgery
消内	消化器内科	Digestive Organs Internal Medicine	脳外	脳神経外科	Neurosurgery
循内	循環器内科	Cardiovascular Medicine	乳外	乳腺外科	Breast Surgery
神内	神経内科	Neurology (Internal Medicine)	整	整形外科	Orthopedics
脳内	脳神経内科	Neurology (Cranial)	形	形成外科	Plastic Surgery
代内	代謝内科	Metabolism	ペ外	ペインクリニック外科	Pain Clinic Surgery
感内	感染症内科	Infectious Diseases	精	精神科	Psychiatry
糖内	糖尿病内科	Diabetes Care	アレ	アレルギー科	Allergies
糖内分内	糖尿病・内分泌内科	Diabetes/Internal Secretion Internal Medicine	リウ	リウマチ科	Rheumatism
糖代内	糖尿病・代謝内科	Diabetes and Metabolic Medicine	膠・リウ内	膠原病・リウマチ内科	Collagen Disease and Rheumatology Internal Medicine
腎内	腎臓内科	Renal Medicine	小	小児科	Pediatrics
血内	血液内科	Hematology	小外	小児外科	Infantile Surgery
心	心療内科	Psychosomatic Medicine	皮	皮膚科	Dermatology
鏡内	内視鏡内科	Internal Medicine/Endoscopy	泌	泌尿器科	Urology
緩ケア	緩和ケア内科	Palliative Care	皮泌	皮膚泌尿器科	Dermatology and Urology
神	神経科	Neurology	産婦	産婦人科	Gynecology and Obstetrics
呼	呼吸器科	Respiratory Medicine	産	産科	Obstetrics
消	消化器科	Digestive Organs	婦	婦人科	Gynecology
循	循環器科	Circulatory System	眼	眼科	Ophthalmology
乳	乳腺科	Mammary Gland	耳	耳鼻咽喉科	Ear, Nose and Throat
脳	脳外科	Brain Surgery	リハ	リハビリテーション科	Physical Therapy
外	外科	Surgery	放	放射線科	Radiology
消外	消化器外科	Digestive Surgery	病理	病理診断科	Pathology
消一外	消化器・一般外科	Digestive/General Surgery	歯	歯科	Dentistry
外消	外科・消化器外科	Surgery/Digestive Surgery	矯正歯	矯正歯科	Orthodontics
呼外	呼吸器外科	Thoracic Surgery	小歯	小児歯科	Pediatric Dentistry
肛外	肛門外科	Colorectal Surgery	麻	麻酔科	Anesthesiology
大肛外	大腸肛門外科	Coloproctology	救	救急科	Emergency Room
肝胆膵内	肝胆膵内科	Hepatobiliary and Pancreatic Oncology	周歯	周産期歯科	Perinatal dentistry

医療相談と救急案内

名称	内容	電話
休日医療相談	受付期間：休日（日曜、祝日、12月29日～1月4日） 午前9時～午後5時	03-6701-7799（日本語）
東京消防庁救急相談センター	救急車を呼ぼうか迷ったときに、緊急性の有無や受診の必要性に関するアドバイス、医療機関案内が受けられます。（24時間）	03-3212-2323 または #7119（日本語）
緊急の場合は	救急車を呼ぶときは119番です。	119（日本語、英語）

お問い合わせ：保健医療福祉推進課 電話：03-5432-2649 FAX：03-5432-3017



医疗机构名称	电话	所在地	诊疗科目（参考 P.15 内容）
久我山病院	03-3309-1111	北乌山 2-14-20	内、呼内、循内、消内、外、脑外、消外、乳外、整、小、妇产、产、妇、眼、耳、皮、泌、康、放、麻
至诚会第二病院	03-3300-0366	上祖师谷 5-19-1	内、糖内、呼内、循内、消内、神内、外、脑外、整、小、产、妇、眼、泌、放、麻

诊疗科目

内	内科	内科	周齿	周产期齿科	周産期歯科
呼内	呼吸器内科	呼吸器内科	心血外	心脏血管外科	心臓血管外科
消内	消化器内科	消化器内科	脑外	脑神经外科	脳神経外科
循内	循环器内科	循環器内科	乳外	乳腺外科	乳腺外科
神内	神经内科	神経内科	骨	骨科	整形外科
脑内	脑神经内科	脳神経内科	整	整形外科	形成外科
代内	代谢内科	代謝内科	疼外	疼痛康复外科	ペインクリニック外科
感内	感染症内科	感染症内科	神	神经科	精神科
糖	糖尿病内科	糖尿病内科	过敏	过敏症科	アレルギー科
糖内分内	糖尿病、内分泌内科	糖尿病・内分泌内科	风	风湿科	リウマチ科
糖代内	糖尿病、代谢内科	糖尿病・代謝内科	胶原风	胶原病・风湿内科	膠原病・リウマチ内科
肾	肾脏内科	腎臓内科	小	小儿科	小児科
血	血液内科	血液内科	小外	小儿外科	小児外科
心内	心疗内科	心療内科	皮	皮肤科	皮膚科
镜内	内视镜内科	内視鏡内科	泌	泌尿器官科	泌尿器科
缓护理	缓和护理内科	緩和ケア内科	皮泌	皮肤泌尿器官科	皮膚泌尿器科
神	神经科	神経科	妇产	妇产科	産婦人科
呼	呼吸器官科	呼吸器科	产	产科	産科
消	消化器科	消化器科	妇	妇科	婦人科
循	循环器官科	循環器科	眼	眼科	眼科
乳	乳腺科	乳腺科	耳	耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科
脑外	脑外科	脳外科	康	康复科	リハビリテーション科
外	外科	外科	放	放射线科	放射線科
消外	消化器外科	消化器外科	病理	病理诊断科	病理診断科
消 - 外	消化器科、一般外科	消化器・一般外科	牙	牙科	歯科
外消	外科消化器外科	外科・消化器外科	矫牙	矫正牙科	矯正歯科
呼外	呼吸器外科	呼吸器外科	小牙	小儿牙科	小児歯科
肛外	肛门外科	肛門外科	麻	麻醉科	麻酔科
大肛外	大肠肛门科	大腸肛門外科	急救	急救科	救急科
肝胆脾内	肝胆脾内科	肝胆脾内科	消管内	消化管内科	消化管内科

医疗咨询和急救指南

名 称	内 容	电 话
假日医疗咨询	受理时间：假日（星期日，节日，12月29日～1月4日） 9:00～17:00	电话：03-6701-7799（日语）
东京消防厅救急咨询中心	当不知是否需要急救车时，提供有关紧急性与就诊必要性的建议，并提供相关医疗机构的指南（24小时）。	03-3212-2323 或 #7119（日语）
发生紧急情况时	叫急救车时请拨打 119。	119（日语、英语）

问讯处：保健医疗福祉推进课 事业主管 电话：03-5432-2649 传真：03-5432-3017



世田谷区役所

世田谷区役所には「本庁舎」のほかに、「総合支所」、「出張所」、「まちづくりセンター」があり、地域ごとに設置されています。手続きの内容によって利用していただける施設が異なりますので、お出かけの前に、よくお確かめください。各施設の案内図は区ホームページからご覧いただけます。



世田谷区役所

本庁舎、分庁舎（ノバビル）城山分庁舎、世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール）

電話：03-5432-1111（代表）

FAX：03-5432-3001

所在地：

〒154-8504 世田谷 4-21-27

（本庁舎、分庁舎（ノバビル）、世田谷区民会館（せたがやイーグレットホール））

〒154-0017 世田谷 4-24-1

（城山分庁舎）

業務時間：午前 8：30～午後 5 時

閉庁日：土・日曜、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日

第 2 庁舎内の世田谷くみん窓口は土曜日にも開庁します。（午前 9 時～午後 5 時、第 3 土曜、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）。

外国人相談

世田谷総合支所内

電話：03-5432-2892

所在地：〒154-8504 世田谷 4-22-33

業務時間：午前 8：30～12 時、午後 1 時～午後 5 時

相談員による相談日

・英 語：月～金曜

・中国語：月・火・木曜

・その他、タブレット端末などを利用した多言語対応をしています。

三軒茶屋分庁舎 世田谷産業プラザ

電話：

●商業課 03-3411-6652

●経済課 03-3411-6644

●工業・建設業・雇用促進課 03-3411-6662

●都市農業課 03-3411-6658

●消費生活課 03-3410-6523

所在地：〒154-0004 太子堂 2-16-7

梅丘分庁舎

電話：03-5432-1111（代表）

所在地：〒156-0043 松原 6-3-5

●生活文化政策部、清掃・リサイクル部（管理課・事業課）、子ども・若者部児童相談支援課

二子玉川分庁舎

電話：03-5432-1111（代表）

所在地：〒158-0094 玉川 1-20-1

●環境政策部、都市整備政策部（住宅課・居住支援課除く）、防災街づくり担当部、みどり 33 推進担当部、道路・交通計画部、土木部

世田谷区児童相談所

電話：03-6379-0697（代表）

<児童虐待の通告・相談窓口>

（フリーダイヤル・24 時間・365 日）

・世田谷区児童虐待通告ダイヤル

電話：0120-52-8343

・児童相談所虐待対応ダイヤル

電話：189

<養護相談・育成相談・非行相談など>

（受付時間：午前 8：30～午後 5 時）

電話：03-6379-0697

所在地：〒156-0043 松原 6-41-7

業務時間：午前 8：30～午後 5 時

閉庁日：土・日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日



世田谷区役所

世田谷区役所除了有“本厅舍”外、还有设置在各区域的“综合支所”、“办事处”和“社区振兴中心”。由于所要办理的手续内容不同、受理的设施也不同、因此、在出门之前、请认真确认。各设施介绍图可在世田谷区官网浏览。



世田谷区役所

本厅舍、分厅舍（noba 大楼）城山分厅舍、世田谷区民会馆（世田谷白鹭花厅）

电话：03-5432-1111（总机）

传真：03-5432-3001

所在地：

邮编 154-8504 世田谷 4-21-27

（本厅舍、分厅舍（noba 大楼）世田谷区民会馆（世田谷白鹭花厅））

邮编 154-0017 世田谷 4-24-1

（城山分厅舍）

办公时间：8:30 ~ 17:00

休息日：星期六、日、节假日、非办公日、12月29日 ~ 1月3日

第2厅舍内的世田谷区民窗口在星期六也办公。（9:00 ~ 17:00，第3星期六、节假日、非办公日、12月29日 ~ 1月3日除外）

外国人咨询

世田谷综合支所内

电话：03-5432-2892

所在地：邮编 154-8504 世田谷 4-22-33

办公时间：8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00

咨询人员进行咨询的日期

• 英语：星期一~五

• 中国语：星期一、二、四

• 其他还包括利用平板终端等提供多语言服务。

三轩茶屋分厅舍 世田谷产业广场

电话：

● 商业课 03-3411-6652

● 经济课 03-3411-6644

● 制造业・建筑业・雇用促进课 03-3411-6662

● 都市农业课 03-3411-6658

● 消费生活课 03-3410-6523

所在地：邮编 154-0004 太子堂 2-16-7

梅丘分厅舍

电话：03-5432-1111（总机）

所在地：邮编 156-0043 松原 6-3-5

● 生活文化政策部、清扫・再利用部（管理课・事业课）、儿童・青年部儿童咨询支援课

二子玉川分厅舍

电话：03-5432-1111（总机）

所在地：邮编 158-0094 玉川 1-20-1

● 环境政策部、都市整備政策部（住宅课・居住支援课除外）、防灾城市建设主管部、绿色 33 推进主管部、道路 / 交通计划部、土木部

世田谷区儿童咨询所

电话：03-6379-0697（总机）

< 虐待儿童的举报・咨询窗口 >

（免费电话・24 小时・365 天）

• 世田谷区儿童虐待举报电话

电话：0120-52-8343

• 儿童咨询所虐待应对电话

电话：189

< 养护咨询、培养咨询、不良行为咨询等 >

（受理时间：8:30 ~ 17:00）

电话：03-6379-0697

所在地：邮编 156-0043 松原 6-41-7

工作时间：8:30 ~ 17:00

休息日：星期六、日、节假日，12月29日 ~ 1月3日



総合支所

総合支所のご案内

- 総合支所では、主に、住民登録や出生届、死亡届、婚姻届などの戸籍の届出、子どもに関する手当や医療助成制度の届出など、様々なサービスを行っています。また、本庁舎の業務を代行しているものもあります。
窓口受付時間：午前 8：30 ～午後 5 時 閉庁日：土・日曜、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日
- 住民登録および戸籍に関する一部の手続きは、土曜（第 3 土曜、祝日、休日を除く）も行っています。
窓口受付時間：午前 9 時～午後 5 時
- ただし、出生届、死亡届、婚姻届などの戸籍の届出は、窓口受付時間以外および閉庁日でも時間外受付に提出することができます。（世田谷区役所第 2 庁舎地下 1 階「休日・時間外受付窓口」）

街区別受け持ち総合支所

地 名	総合支所
池尻 1 ～ 3 丁目 4 丁目（1 ～ 32 番）	世田谷 所在地：世田谷 4-22-33
上馬	
駒沢 1 ～ 2 丁目	
経堂	
三宿	
宮坂	
野沢	
桜	
桜丘	
三軒茶屋	
世田谷	
下馬	
太子堂	
弦巻	
若林	北沢 所在地：北沢 2-8-18 北沢タウンホール内
赤堤	
代田	
代沢	
豪徳寺	
羽根木	
池尻 4 丁目（33 ～ 39 番）	
北沢	
松原	
大原	
桜上水	
梅丘	

地 名	総合支所
深沢	玉川 所在地：等々力 3-4-1
東玉川	
上野毛	
上用賀	
駒沢（3 ～ 5 丁目）	
駒沢公園	
中町	
野毛	
奥沢	
尾山台	
桜新町	
瀬田	
新町	
玉川	
玉川田園調布	砧 所在地：成城 6-2-1
玉川台	
玉堤	
等々力	
用賀	
千歳台	
船橋	
鎌田	
砧	
砧公園	
喜多見	
岡本	烏山 所在地：南烏山 6-22-14
大蔵	
成城	
祖師谷	
宇奈根	
八幡山	
上北沢	
上祖師谷	
粕谷	
北烏山	
給田	
南烏山	

※電話・FAX は P. 20、22 参照
各総合支所の案内図は右の二次元
コードからご覧いただけます。





综合支所

综合支所的介绍

- 综合支所主要办理住民登记、出生、死亡、结婚登记等的户籍申报和儿童相关补贴及医疗补助制度的申报等各项服务、此外也可代办本厅舍的部分业务。

窗口受理时间：8:30～17:00 休息日：星期六、日、节假日、非办公日、12月29日～1月3日

- 住民登记及户籍相关的部分手续也可在星期六（第三个星期六、节假日、非办公日除外）办理。

窗口受理时间：9:00～17:00

- 但出生、死亡、结婚登记等的申请在窗口受理时间以外及休息日仍可在办公时间外受理处提交申报。（世田谷区役所第2厅舍地下1楼“休息日、办公时间外受理处”）

各街区主管综合支所

町 名	综合支所
池尻1～3丁目, 4丁目(1～32番)	世田谷 所在地：世田谷 4-22-33
上马	
驹泽1～2丁目	
经堂	
三宿	
宫坂	
野泽	
樱	
樱丘	
三轩茶屋	
世田谷	
下马	
太子堂	
弦卷	
若林	
赤堤	北泽 所在地：北泽 2-8-18 北泽 Town Hall 内
代田	
代泽	
豪德寺	
羽根木	
池尻4丁目(33～39番)	
北泽	
松原	
大原	
樱上水	
梅丘	

町 名	综合支所
深泽	玉川 所在地：等等力 3-4-1
东玉川	
上野毛	
上用贺	
驹泽(3～5丁目)	
驹泽公园	
中町	
野毛	
奥泽	
尾山台	
樱新町	
濑田	
新町	
玉川	
玉川田园调布	
玉川台	
玉堤	砧 所在地：成城 6-2-1
等等力	
用贺	
千岁台	
船桥	
镰田	
砧	
砧公园	
喜多见	
冈本	
大藏	乌山 所在地：南乌山 6-22-14
成城	
祖师谷	
宇奈根	
八幡山	
上北泽	
上祖师谷	
粕谷	
北乌山	
给田	
南乌山	

※ 电话・FAX 参照 P.21、23

各综合支所的介绍图可通过右的二
维码浏览。





総合支所各課の主な仕事

※ファックス番号はお問い合わせ用です。申請などはファックスでは取り扱っていません。

課	係	主な仕事	お問い合わせ／電話				
			世田谷 総合支所	北沢 総合支所	玉川 総合支所	砧 総合支所	烏山 総合支所
所在地			世田谷 4-22-33	北沢 2-8-18	等々力 3-4-1	成城 6-2-1	南烏山 6-22-14
担当係が不明の場合			03-5432-1111 (代表)	03-5478-8000	03-3702-1131	03-3482-1321	03-3326-1202
地域振興課	調整係	支所庶務・庁舎管理	計画調整・相談 03-5432-2812 03-5432-2818	03-5478-8000	03-3702-1133	03-3482-1321	03-3326-1202
	計画・相談担当 (すぐやる相談 窓口)	地域の困りごと相談 広報・広聴		03-5478-8038	03-3702-1134	03-3482-1324	03-3326-1207
	区民相談室	区民相談、 弁護士相談など	03-5432-2016	03-5478-8001	03-3702-4864	03-3482-3139	03-3326-6304
	区政情報セン ター・コーナー	区政資料の閲覧・ 販売	03-5432-2099	03-5478-8095	03-3702-4549	03-3482-3346	03-3326-8370 (烏山区民セン ター内)
	地域振興・防災 担当	地域活動団体助成、 防災訓練、防災区民 組織	03-5432-2831	03-5478-8028	03-3702-1603	03-3482-2169	03-3326-9249
	生涯学習・施設 担当	地区会館・区民集会 所利用・生涯学習支 援	03-5432-2835 03-5432-2840	03-5478-8045	03-3702-1636	03-3482-2001	03-3326-9376
	地域施設整備担 当	区民施設などの計画 および建設など		03-5478-8045			
	課の FAX		03-5432-3032	03-5478-8004	03-3702-0942	03-3482-1655	03-3326-1050
くみん窓口 (区民課)	区民担当 (区民係)	転入・転出・転居手 続き、住民票、印鑑 登録・証明、マイナ ンバーカードの申請・ 交付、電子証明書の 発行・更新、特別永 住者証明書の更新・ 変更・交付 後期高齢者医療資格 確認書交付、介護保 険証交付、飼い犬の 登録、国民健康保険・ 国民年金の届出、軽 自動車(125cc 以下 の原付バイク等) の 登録、課税・納税証 明	03-5432-2814 ※一部、本庁の 各担当課が取り 扱います。	03-5478-8039 FAX: 03-5478-7052	03-3702-1137 FAX: 03-6809-7900	03-3482-3861 FAX: 03-5787-7730	03-3326-8290 FAX: 03-3326-9849
	戸籍担当 (戸籍係)	戸籍の届出、戸籍に 関する証明書の発行	03-5432-2825	03-5478-8041	03-3702-1136	03-3482-1326	03-3326-8293



综合支所各课的主要业务

※ 传真号码用于咨询、不用于申请等手续。

课	系	主要业务	电话 / 咨询				
			世田谷综合支所	北泽综合支所	玉川综合支所	砧综合支所	乌山综合支所
所在地			世田谷 4-22-33	北泽 2-8-18	等等力 3-4-1	成城 6-2-1	南乌山 6-22-14
主管部门不明时			03-5432-1111 (总机 / 代表)	03-5478-8000	03-3702-1131	03-3482-1321	03-3326-1202
地域振兴课	调整系	支所庶务、厅舍管理	計画调整・咨询	03-5478-8000	03-3702-1133	03-3482-1321	03-3326-1202
	计划、咨询主管 (立办咨询窗口)	地域困扰咨询 公关・民意征求	03-5432-2812 03-5432-2818	03-5478-8038	03-3702-1134	03-3482-1324	03-3326-1207
	区民咨询室	区民咨询 律师咨询等	03-5432-2016	03-5478-8001	03-3702-4864	03-3482-3139	03-3326-6304
	区政信息中心・一角	阅览、销售区政资料	03-5432-2099	03-5478-8095	03-3702-4549	03-3482-3346	03-3326-8370 (乌山区民中心内)
	地域振兴、防灾主管	赞助地域活动团体, 防灾训练, 防灾区民组织	03-5432-2831	03-5478-8028	03-3702-1603	03-3482-2169	03-3326-9249
	终身学习、设施主管	地区会馆、使用区民 集会所、支援终身学习	03-5432-2835 03-5432-2840	03-5478-8045	03-3702-1636	03-3482-2001	03-3326-9376
	地域设施建设主管	区民设施等的计划及 建设等		03-5478-8045			
	课的传真		03-5432-3032	03-5478-8004	03-3702-0942	03-3482-1655	03-3326-1050
区民窗口 (区民课)	区民主管 (区民系)	迁入、迁出、迁居手 续, 住民票, 印章登 记、证明, 个人编号 卡的申请、发放, 电 子证明书的开具、更 新, 特别永住者证明 书的更新、变更、发 放, 后期高龄者医疗 资格确认书发放, 护 理保险证发放, 家犬 的登记, 国民健康保 险、国民年金的申请, 轻型汽车 (125cc 以下的小摩托车等) 的登记, 课税、纳税 证明	03-5432-2814 ※ 本厅的各主 管课办理部分 手续。	03-5478-8039 FAX : 03-5478-7052	03-3702-1137 FAX : 03-6809-7900	03-3482-3861 FAX : 03-5787-7730	03-3326-8290 FAX: 03-3326-9849
	户籍主管 (户籍系)	户籍申告、发行相关 户籍的证明	03-5432-2825	03-5478-8041	03-3702-1136	03-3482-1326	03-3326-8293



課	係	主な仕事	お問い合わせ／電話				
			世田谷 総合支所	北沢 総合支所	玉川 総合支所	砧 総合支所	烏山 総合支所
生活支援課	管理係	民生委員・児童委員	03-5432-2841	03-6804-7770	03-3702-1730	03-3482-1343	03-3326-6111
	生活支援	生活相談	03-5432-2846	03-6804-7386	03-3702-1734	03-3482-1390	03-3326-6112
	保護・自立促進	生活保護	03-5432-2490 03-5432-2856 03-5432-2496 03-5432-2863	03-6804-7409 03-6804-7418	03-3702-1742 03-3702-1735 03-3702-1195	03-3482-3269 03-3482-3352	03-3326-6100 03-3326-6110 03-3326-6113
		生活困窮者の自立促進	03-5432-2497	03-6804-7421	03-3702-2172	03-3482-5401	03-3326-6058
	課の FAX		03-5432-3034	03-6804-7994	03-3702-1520	03-5490-1139	03-3326-6169
保健福祉課	保健福祉管理係	高齢者・障害者（児）への保健福祉サービスに関する経理事務	03-5432-2885	03-6804-8056	03-3702-1796	03-3482-8192	03-3326-9632
	地域支援	介護保険の相談・受付、高齢者への保健福祉サービスの相談・申請	03-5432-2850	03-6804-8701	03-3702-1894	03-3482-8193	03-3326-6136
	障害支援	障害者（児）の自立支援に関する相談、障害者（児）への保健福祉サービスの相談・申請	03-5432-2865	03-6804-8727	03-3702-2092	03-3482-8198	03-3326-6115
	課の FAX		03-5432-3049	03-6804-8813	03-5707-2661	03-3482-1796	03-3326-6154
健康づくり課	事業係	妊娠届、乳幼児健診、歯科保健相談、医療費助成申請、区民健診、食生活相談室、健康教室、細菌検査	03-5432-2893	03-6804-9355	03-3702-1948	03-3483-3161	03-3308-8228
	保健相談	妊娠期面接、健康相談、育児相談、こころの健康相談、デイケア	03-5432-2896	03-6804-9667	03-3702-1982	03-3483-3166	03-3308-8246
	課の FAX		03-5432-3074	03-6804-9044	03-3705-9203	03-3483-3167	03-3308-3036
子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター	子ども家庭総合相談、母子・父子・女性の相談、保育園入園相談	03-5432-2915 03-5432-2489	03-6804-7525	03-3702-2173 03-3702-1189	03-3482-1415 03-3482-1344 03-3482-5271	03-3326-6155 03-3326-6056
		児童手当など、子ども・ひとり親家庭等医療費助成	03-5432-2311	03-6804-7526	03-3702-1792	03-3482-1344	03-3326-9864
	課の FAX		03-5432-3034	03-6804-9044	03-3702-1336	03-6277-9721	03-3308-3036



课	系	主要业务	电话 / 咨询				
			世田谷综合支所	北泽综合支所	玉川综合支所	砧综合支所	乌山综合支所
生活支援课	管理系	民生委员・儿童委员	03-5432-2841	03-6804-7770	03-3702-1730	03-3482-1343	03-3326-6111
	生活支援	生活咨询	03-5432-2846	03-6804-7386	03-3702-1734	03-3482-1390	03-3326-6112
	保护、促进自立	生活保护	03-5432-2490 03-5432-2856 03-5432-2496 03-5432-2863	03-6804-7409 03-6804-7418	03-3702-1742 03-3702-1735 03-3702-1195	03-3482-3269 03-3482-3352	03-3326-6100 03-3326-6110 03-3326-6113
		支援生活困难者自立	03-5432-2497	03-6804-7421	03-3702-2172	03-3482-5401	03-3326-6058
	课的传真		03-5432-3034	03-6804-7994	03-3702-1520	03-5490-1139	03-3326-6169
保健福利课	保健福祉管理系	高龄者、残疾人（儿童）的保健福祉服务相关的会计业务	03-5432-2885	03-6804-8056	03-3702-1796	03-3482-8192	03-3326-9632
	地域支援	护理保险的咨询、受理，高龄者保健福祉服务的咨询、申请	03-5432-2850	03-6804-8701	03-3702-1894	03-3482-8193	03-3326-6136
	支援残疾	残疾人（儿童）的自立支援咨询，残疾人（儿童）保健福祉服务的咨询、申请	03-5432-2865	03-6804-8727	03-3702-2092	03-3482-8198	03-3326-6115
	课的传真		03-5432-3049	03-6804-8813	03-5707-2661	03-3482-1796	03-3326-6154
健康增进课	事业系	怀孕申报，婴幼儿身体检查，牙科保健咨询，医疗费资助申请，区民体检，饮食生活咨询室，健康教室，细菌检查	03-5432-2893	03-6804-9355	03-3702-1948	03-3483-3161	03-3308-8228
	保健相谈	怀孕期面谈，健康咨询，育儿咨询，心理健康咨询，日托	03-5432-2896	03-6804-9667	03-3702-1982	03-3483-3166	03-3308-8246
	课的传真		03-5432-3074	03-6804-9044	03-3705-9203	03-3483-3167	03-3308-3036
儿童家庭支援课	儿童家庭支援中心	儿童家庭综合咨询，母子、父子、女性的咨询，保育园入托咨询	03-5432-2915 03-5432-2489	03-6804-7525	03-3702-2173 03-3702-1189	03-3482-1415 03-3482-1344 03-3482-5271	03-3326-6155 03-3326-6056
		儿童补贴等，儿童、单亲家庭等医疗费资助	03-5432-2311	03-6804-7526	03-3702-1792	03-3482-1344	03-3326-9864
	课的传真		03-5432-3034	03-6804-9044	03-3702-1336	03-6277-9721	03-3308-3036



窓口一覧

出張所

名称	電話 / FAX	所在地
太子堂出張所	03-3413-1247 / 03-6805-5661	太子堂 2-17-1
経堂出張所	03-3420-7143 / 03-3420-5710	宮坂 1-44-29
用賀出張所	03-3700-3657 / 03-5491-0555	用賀 2-29-22
二子玉川出張所	03-3707-4946 / 03-6805-6264	玉川 4-4-5
烏山出張所	03-3300-5361 / 03-5384-3222	南烏山 6-2-19 烏山区民センター内

各出張所の案内図は以下の二次元コードからご覧いただけます。



窓口取り扱い早見表

平日（月～金曜）の窓口

受付時間：午前 8：30 ～午後 5 時

閉庁日：祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日

●は、お取り扱いしています。 ×は、お取り扱いできません。

	総合支所 くみん窓口	出張所	まちづくりセンター
	世田谷・ 北沢・玉川・ 砧・烏山	太子堂・ 経堂・用賀・ 二子玉川・ 烏山	池尻・若林・上町・下馬・上馬・梅 丘・代沢・新代田・松原・松沢・奥 沢・九品仏・上野毛・深沢・祖師谷 ・船橋・喜多見・砧・上北沢・ 上祖師谷
住所の変更などの手続き 転入・転出・転居の手続き	●	●	×
住民票の写し等の交付	●	●	●（※ 1）
在留カード、特別永住者証明書の住所変更	●	●	×
印鑑登録の手続き	●	●	×
印鑑登録証明書の交付	●	●	●（※ 1）
住民基本台帳ネットワークシステムを利用する転入届、住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の継続利用手続き、住民票の写しの広域交付	●	●	×
マイナンバーカードの申請・交付（要事前申し込み）（※ 2）	●	●（※ 3）	×
電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行・更新（※ 2）	●	●	●（※ 4）
特別永住者の方の手続き（特別永住者証明書の更新・変更・交付など、特別永住許可の申請）	●	●	×



业务办理部门一览

办事处

名称	电话 / 传真	所在地
太子堂办事处	03-3413-1247 / 03-6805-5661	太子堂 2-17-1
经堂办事处	03-3420-7143 / 03-3420-5710	宫坂 1-44-29
用贺办事处	03-3700-3657 / 03-5491-0555	用賀 2-29-22
二子玉川办事处	03-3707-4946 / 03-6805-6264	玉川 4-4-5
乌山办事处	03-3300-5361 / 03-5384-3222	南乌山 6-2-19 乌山区民中心内

各办事处的介绍图可通过以下的二维码浏览。



业务办理部门一览表

平日（星期一～星期五）业务办理部门

受理时间：8:30～17:00

休馆日：节假日・休息日、12月29日～1月3日

●为办理。 × 为不办理。

	综合支所 区民窗口	办事处	社区振兴中心
	世田谷、 北泽、玉川、 砧、乌山	太子堂、 经堂、用贺、 二子玉川、 乌山	池尻、若林、上町、下马、上马、梅丘、 代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、 九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、 喜多见、砧、上北泽、上祖师谷
住址变更等手续 迁入、迁出、迁居手续	●	●	×
住民票副本等的发行	●	●	● (※1)
在留卡、特别永住者证明书的住址变更	●	●	×
印章登记的手续	●	●	×
印章登记证明书的发行	●	●	● (※1)
通过住民基本台账网络提交迁入申报、办理住民基本台账卡、 个人编号卡的继续使用手续、住民票的副本的广域交付	●	●	×
个人编号卡的申请・发行（需要事先申请）(※2)	●	● (※3)	×
电子证明书（署名用・利用者证明用）的发行・更新 (※2)	●	●	● (※4)
特别永住者的手续（特别永住者证明书的更新，变更和交付等， 特别永住许可的申请）	●	●	×



	総合支所 くみん窓口	出張所	まちづくりセンター
	世田谷・ 北沢・玉川・ 砧・烏山	太子堂・ 経堂・用賀・ 二子玉川・ 烏山	池尻・若林・上町・下馬・上馬・梅 丘・代沢・新代田・松原・松沢・奥 沢・九品仏・上野毛・深沢・祖師谷 ・船橋・喜多見・砧・上北沢・ 上祖師谷
戸籍の証明書の交付 (戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の 写しなど)	●	●	×
戸籍の届出(婚姻届・出生届など) 除籍に関する証明書の交付	●	×	×
特別区民税・都民税・森林環境税の課税(非課税)証明書・ 納税証明書の交付	●	●	●(※1)
軽自動車税(種別割)の納税証明書の交付	●	×	×
原動機付自転車(125ccまたは定格出力 1.0kW 以下)・小型特 殊自動車の登録・廃車手続き	●	×	×
国民健康保険(一部の保険給付は除く)の手続き	●	●	再交付のみ
後期高齢者医療制度の手続き	●	●	×
国民年金の届出(高齢任意加入・保険料免除・第3号に係る 届出を除く)	●	●	×
介護保険被保険者証の交付など	●	●	再交付のみ
特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国 民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のお支払い	●	●	×
転入学の学校指定・就学通知の交付など(※5)	●	●	×
妊娠届の受理、母子健康手帳(親子健康手帳)・妊婦健康診査 等受診票・新生児聴覚検査受診票の交付	支所 健康づくり課	●	●
飼い犬の狂犬病予防注射済票の交付	●	●	×
住居表示に関する届出	●	●	×

- ※1 住民票の写し(本人または同一世帯の方のみ)、印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書(世田谷区在住の本人・現年度のみ)の取次ぎ発行を行っています。
- ※2 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の発行・更新は、マイナンバーカードセンターでもお取扱いです。詳しくは30ページをご覧ください。
- ※3 太子堂出張所ではマイナンバーカードの交付は行っていません。
- ※4 一部取り扱っていない手続きがあります。詳しくは世田谷区マイナンバー制度コールセンター(3570-5031)までお問い合わせください。区のホームページをご確認ください。
- ※5 外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課で申請が必要です。

申請・届出の際の本人確認

窓口では、必ず本人確認を行います。

窓口に来られる方は、次のいずれかの証明書(有効期限内のもの、コピー不可)をお持ちください。

詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

- 在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードなどの日本の官公署発行の写真入り証明書
- 上記の証明書をお持ちでない場合は、健康保険証または資格確認書、各種医療証、年金証書などから複数の証明書をお持ちください。



	综合支所 区民窗口	办事处	社区振兴中心
	世田谷、 北泽、玉川、 砧、乌山	太子堂、 经堂、用贺、 二子玉川、 乌山	池尻、若林、上町、下马、上马、梅丘、 代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、 九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、 喜多见、砧、上北泽、上祖师谷
户籍证明书的交付 (户籍全部事项证明书, 户籍个人事项证明书, 户籍附页复印件等)	●	●	×
户籍申报 (婚姻申报、分娩申报等) 除籍相关证明书的发行	●	×	×
发行特别区民税、都民税、森林环境税的课税 (非课税) 证明书、 纳税证明书	●	●	● (※1)
发行轻型汽车税 (种类比例) 的纳税证明书	●	×	×
带发动机的自行车即原付 (125cc 或额定功率 1.0kW 以下)、 小型特殊汽车的登记、报废手续	●	×	×
国民健康保险 (部分保险补助除外) 的手续	●	●	只受理再发行
后期高龄者医疗制度的手续	●	●	×
国民年金申告 (高龄任意加入、免除保险金、第 3 号相关申告 除外)	●	●	×
看护保险被保险人证的发行等	●	●	只受理再发行
支付特别区民税、都民税、森林环境税、轻型汽车税 (种类比例)、 国民健康保险金、护理保险金、后期高龄者医疗保险金	●	●	×
交付转、入学的学校指定・就学通知等 (※5)	●	●	×
受理怀孕申报, 发行母子健康手册 (亲子健康手册)、孕妇健康 检查就诊单、新生儿听觉检查就诊单	支所 健康增进课	●	●
交付家养犬完成狂犬病疫苗注射票	●	●	×
有关居住标志的申报	●	●	×

※1 代理开具住民票副本 (限本人或同一家庭的成员)、印章登记证明书、课税 (非课税) 证明书 (限世田谷区在住的本人、本年度)。

※2 个人编号卡的申请、发行, 以及电子证明书的开具、更新, 也可以在个人编号卡中心办理。详情请参阅 30 页。

※3 太子堂办事处不受理个人编号卡的发行。

※4 部分手续不受理。详情请咨询世田谷区个人编号制度呼叫中心 (3570-5031), 或查看世田谷区官网。

※5 外国籍的儿童希望入读区立小学、初中时, 请在进行住民登记的申报后, 需前往学务课申请。

申请・申报时的本人确认

窗口要进行本人确认。

来有关部门办理手续者、请持以下的证明 (有效期内的内容、不可复印)。

详情请向各业务部门咨询。

- 在留卡、特别永住者证明书、驾驶执照、护照、个人号码卡、住民基本台账卡等日本的官方公署发行的附有照片的证明书。
- 如果没有上述证明书、请携带健康保险证或资格确认书、各类医疗证、年金证书等多种证明文件中的两种以上。



土曜日の窓口

5 か所のくみん窓口と太子堂出張所では、土曜日にも窓口を開設しています。平日とは異なり、お取り扱いできない業務がありますのでご注意ください。

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

閉庁日：毎月の第 3 土曜、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日

●は、お取り扱いしています。×は、お取り扱いできません。

	くみん窓口					出張所	ご注意
	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所	太子堂出張所	
住所の変更などの手続き、転入・転出・転居の手続き、住民票の写し等の交付			●			●	※ 1
在留カード、特別永住者証明書の住所変更			●			●	
印鑑登録の手続き 印鑑登録証明書の発行			●			●	
住民基本台帳カードを継続して利用する転入届、住民票の写しの広域交付			×			×	※ 2
マイナンバーカードの申請・交付（要事前申し込み）			●			×	
電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行・更新			●			×	
特別永住者の方の手続き（特別永住者証明書の更新・変更・交付など）			●			●	※ 3
戸籍の証明書の交付 戸籍の届出の受付			●			×	※ 4
特別区民税・都民税・森林環境税の課税非課税証明書・納税証明書の交付			●			●	※ 5
軽自動車税（種別割）の納税証明書の交付			×			×	
原動機付自転車（125 cc または定格出力 1.0 kW 以下）・小型特殊自動車の登録・廃車手続き			×			×	
国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き			●			●	※ 6
国民年金の届出（高齢任意加入・保険料免除・第 3 号に係る届を除く）			●			●	
介護保険被保険者証の交付など			●			●	※ 7
特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料などのお支払い			×			×	
転入学の学校指定・就学通知の交付など			●			●	※ 8
妊娠届の受理・母子健康手帳（親子健康手帳）・妊婦健康診査等受診票・新生児聴覚検査受診票の交付			●			●	※ 7
飼い犬の狂犬病予防注射済票の交付			×			×	
住居表示に関する届出			●			●	

※ 1 海外からの転入、他の区市町村への確認が必要な手続きは、お取り扱いできません。

※ 2 マイナンバーカード（個人番号カード）を継続して利用する転入届は、お取り扱いできます。

※ 3 特別永住許可申請は、お取り扱いできません。

※ 4 戸籍の請求は本人等請求のみとなります。戸籍の届出はお預かりのみとなります。

※ 5 申告していない場合や担当課に確認が必要な場合は、証明書の発行はできません。

※ 6 担当課に確認が必要な場合、また、後期高齢者医療制度は、お預かりのみとなります。

※ 7 担当課に確認が必要な場合は、お預かりのみとなります。

※ 8 外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課で申請が必要です。学務課での申請は平日のみとなります。受付時間は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時です。



星期六业务办理部门

在五处区民窗口和太子堂办事处也办理业务。但是务请注意、由于是星期六与平日不同、所以部分业务无法办理。

受理时间：9:00～17:00

休息日：每月第3个星期六、节假日・休息日、12月29日～1月3日

●为办理。×为不办理。

	区民窗口					办事处	注意
	世田谷综合支所	北泽综合支所	玉川综合支所	砧综合支所	乌山综合支所	太子堂办事处	
住址变更等手续、迁入、迁出、迁居手续、住民票副本等的发行	●	●	●	●	●	●	※1
在留卡、特别永住者证明书的住址变更	●	●	●	●	●	●	
印章登记手续 发行印章登记证明书	●	●	●	●	●	●	
继续利用居民基本登记册卡进行的迁入申报、住民票副本的广域发放	×	×	×	×	×	×	※2
个人编号卡的申请・发行（需要事先申请）	●	●	●	●	●	×	
电子证明书（署名用・利用者证明用）的发行・更新	●	●	●	●	●	×	
特别永久居住者的手续（特别永久居住者证明书的更新、变更和交付等）	●	●	●	●	●	●	※3
户籍证明书的发行 户籍申报的受理	●	●	●	●	●	×	※4
发行特别区民税、都民税、森林环境税的课税非课税证明书、纳税证明书	●	●	●	●	●	●	※5
发行轻型汽车税（种类比例）的纳税证明书	×	×	×	×	×	×	
带发动机的自行车即原付（125cc或额定功率1.0kW以下）、小型特殊汽车的登记、报废手续	×	×	×	×	×	×	
国民健康保险、后期高龄者医疗制度的手续	●	●	●	●	●	●	※6
国民年金申告（高龄任意加入・免除保险金・第3号相关申告除外）	●	●	●	●	●	●	
看护保险被保险者证的发行等	●	●	●	●	●	●	※7
支付特别区民税、都民税、森林环境税、轻型汽车税（种类比例）、国民健康保险金、护理保险金等	×	×	×	×	×	×	
交付转、入学的学校指定、就学通知等	●	●	●	●	●	●	※8
妊娠报告的受理・发行母子健康手册（亲子健康手册）、孕妇健康检查等就诊单、新生儿听觉检查就诊单	●	●	●	●	●	●	※7
交付家养狗完成狂犬病疫苗注射票	×	×	×	×	×	×	
有关居住标志的申报	●	●	●	●	●	●	

※1 不能处理从海外迁入以及需要向其他区市町村进行确认的手续。

※2 能够办理继续使用个人号码卡的迁入申报

※3 不办理特别永住许可申请

※4 户籍证明申请仅限本人。户籍申报仅限保管。

※5 没有申告以及有必要向主管课确认时、无法发行证明书。

※6 有必要向主管课确认，或办理后期高龄者医疗制度手续时，当场只限受理。

※7 有必要向主管课确认时、当场只限受理。

※8 外国籍的儿童希望入读区立小学、初中时，请在进行住民登记的申报后，需前往学务课申请。学务课只在工作日受理申请。受理时间为工作日的8:30～17:00。



土・日曜、祝日などの証明書（住民票、印鑑登録証明書）発行窓口

土・日曜、祝日などの受付窓口は、場所によってお取り扱い内容や受付日時が異なりますので、それぞれ確認してください。

窓口	受付日・時間	交付する証明書の種類	申請できる方・申請時にお持ちいただくもの	お問い合わせ
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口 (キャロットタワー 2 階) ※下記参照	正午～午後 8 時 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)	●住民票の写し ※除票・履歴付住民票の写し、外国人の方の通称の記載および削除に関する事項を記載した住民票の写し、住民票の写しの広域交付申請は取り扱いません。 ●印鑑登録証明書	●住民票の写し 本人または同一世帯員の方 ※本人確認をしますの で、マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カード・運転免許証・パスポート(日本国発行のもののみ)、在留カードなど官公署発行の写真入り証明書または、健康保険資格確認書などをお持ちください。 ●印鑑登録証明書 印鑑登録証明書を取りたい方の印鑑登録証(カード)をお持ちください。	世田谷総合支所 くみん窓口区民担当 (開庁日のみ) P.20 参照

キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口

※専用電話はありません。お問い合わせは「世田谷総合支所くみん窓口区民担当」(電話:03-5432-2814)へお願いします。

所在地：〒154-0004 太子堂 4-1-1 キャロットタワー 2 階

キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口の案内図は以下の二次元コードからご覧いただけます。



■マイナンバーに関する手続き窓口

窓口	開設日・開設時間	手続きの種類	手続き対象者・持ち物	問い合わせ先
世田谷マイナンバーカードセンター 世田谷区三軒茶屋 1-41-10 三茶昭和ビル 3 階	日・月・水・金 午前 9 時～午後 5 時 火・木 午前 11 時～午後 7 時 (土曜、第 3 土曜日に 続く日曜日、祝日、休日、 年末年始を除く)	・個人番号カード申請・交付・再交付 ・個人番号カードの紛失・廃止・回収 ・個人番号カード一時停止解除 ・電子証明書の発行・更新 ・暗証番号の変更・初期化 ・個人番号カードの交付申請書発行 ・個人番号カードの特急発行申請受付	必ずご本人確認が必要となります(運転免許証や保険証など)。それぞれの手続きに必要な書類や対象となる方が異なりますので問合せ先までご連絡ください。	世田谷マイナンバー 制度コールセンター 03-3570-5031



星期六・星期天、国民假日等证明书（住民票・印章登记证明书）发行部门

星期六・星期天、国民假日等业务受理部门，不同的地方办理的业务内容以及受理时间段不同。故务请确认。

部 门	受理日・时间	发行证明书的种类	可申请者・ 在申请时需携带的资料	咨 询
Carrot Tower 住民票・ 印章证明发行窗口 (Carrot Tower 2 楼) ※ 下記参照	12:00 ~ 20:00 (12 月 29 日~ 1 月 3 日 除外)	● 住民票副本 ※ 不受理有注销记载事项和履历记录的住民票副本、记载了与外国人通用称呼的登记和删除相关事项的住民票副本，以及住民票副本的广大地区范围交付的申请。 ● 印章登记证明书	● 住民票副本 本人或者同一住户的人 ※ 由于需要进行本人确认，请携带个人编号卡、住民基本台账卡、驾驶执照、护照（仅限日本发行）和在留卡等政府机关发行的带有照片的证明书或健康保险资格确认书等。 ● 印章登记证明书 想要获取印章登记证明书的人，请携带印章登记证（卡）。	世田谷综合支所 区民窗口区民主管 (仅限办公日) 参照 P.21

Carrot Tower 住民票・印章证明发行窗口

※ 无专用电话。请咨询“世田谷综合支所区民窗口区民主管”（电话：03-5432-2814）。

所在地：〒154-0004 太子堂 4-1-1 Carrot Tower 2 楼

(世田谷综合支所区民窗口区民主管)

Carrot Tower 住民票・印章证明发行窗口的介绍图可通过以下的二维码浏览。



■ 个人编号相关手续的办事窗口

窗口	开设日期、开设时间	手续种类	手续对象、携带资料	问讯处
世田谷个人编号 中心 世田谷三轩茶屋 1-41-10 三茶昭和 大厦 3 楼	周日、周一、周三、 周五 9:00 - 17:00 周二、周四 11:00 - 19:00 (周六、每月第三个周六 后的周日、节假日、 年末年初除外)	・ 个人编号卡的申请、发行、再发行 ・ 个人编号卡的遗失、作废、回收 ・ 个人编号卡解除临时挂失 ・ 电子证明书的开具、更新 ・ 密码的变更、初始化 ・ 开具个人编号卡的发行申请书 ・ 个人编号卡的加急发行申请受理	必须确认本人身份（可使用驾照或保险证等）。由于各种手续需要的材料和适用对象不同，请联系问讯处咨询。	世田谷区个人编号制度电话中心 03-3570-5031



まちづくりセンターのご案内

まちづくりセンターでは、以下のサービスを行っています。

窓口受付時間：午前 8：30 ～午後 5 時

閉庁日：土・日曜、祝日、休日、12 月 29 日～1 月 3 日

- ・地区のまちづくり支援に関すること
- ・地区の防災に関すること
- ・身近な地区での相談に関すること
- ・主な窓口サービス

- (1) マイナンバーカード専用 証明書自動交付機での「住民票の写し」等の交付 P50 参照
- (2) マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・再設定、交付申請書の交付
- (3) 窓口での「住民票の写し」等の証明書の取次ぎ発行（下記参照）
- (4) 国民健康保険の資格確認書・高齢受給者証の再交付、資格情報のお知らせの再通知
- (5) 介護保険の被保険者証・資格者証の再交付
- (6) 妊娠届の受理および母子健康手帳の交付
- (7) 国立・都立・私立小・中学校への入学の届出、就学通知書の再交付
- (8) 国立・都立・私立小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給
- (9) ごみ散乱防止ネットの助成
- (10) 車いすの貸出
- (11) 高枝切ばさみの貸出
- (12) 自動通話録音機の貸出し
- (13) 区広報板（地域コーナー）の利用受付

※(1)～(8)について、太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川は同じ建物内、成城、烏山は隣接する総合支所のくみん窓口または出張所で取り扱います。

※(9)について、北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の地域振興課計画・相談で取り扱います。

※(10)について、北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の保健福祉課で取り扱います。

〈証明書の取次ぎ発行〉

太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く 20 か所の窓口において、以下の証明書の取次ぎ発行を行っています。

種 類	手数料	申請できる方	申請に必要な書類
住民票の写し ※注 1、注 2	300 円（1 通）	本人または本人と同一世帯員の方	本人確認資料 （→ P26）
印鑑登録証明書 ※注 2		印鑑登録証明書を取りたい方の印鑑登録証（カード）をご持参の方	印鑑登録証（カード）
課税証明書 ※注 3		本人 ※注 4	本人確認資料 （→ P26）

注 1：住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、外国人の方の在留資格の一部のみを省略した住民票の写し、広域交付申請は取扱いできません。

注 2：世田谷区からの転出の届出を提出された方の証明書については、引越し日の前日まで発行を行っています。

注 3：前年度以前の課税（非課税）証明書は取扱いできません。（未申告の場合や修正申告をした場合なども、一部発行できないことがあります）

注 4：現年度の 1 月 1 日（基準日）時点で世田谷区に居住し、世田谷区で課税・非課税の決定がされている方。かつ、申請時点で世田谷区に住民登録がある方のみ取扱います。

※注 1～4 以外にも交付できない場合がありますので、あらかじめ窓口にお問い合わせください。



社区振兴中心的介绍

社区振兴中心提供以下的服务。

窗口受理时间：8:30～17:00

休息日：星期六、星期日、节假日、非办公日、12月29日～1月3日

- ・地区街区建设支援的相关事宜
- ・地区防灾的相关事宜
- ・所居住街区的咨询相关事宜
- ・主要的窗口服务

- (1) 个人编号卡专用证明书自动发放机的“住民票副本”等发放服务 参照 P51
- (2) 个人编号卡的电子证明书的发行・更新、密码的变更・重新设定、发行申请书的发放
- (3) 在窗口代办发放“居民票副本”等证明书（下記参照）
- (4) 国民健康保险资格确认书、高龄领取者证的再发行、资格信息通知的再通知
- (5) 护理保险的被保险者证、资格者证的再发行
- (6) 怀孕申报的受理及母子健康手册的发行
- (7) 国立・都立・私立中小学等的入学报名、就学通知书的再发行
- (8) 向国立・都立・私立中小小学生等发放便携用防止犯罪报警器
- (9) 防止垃圾散乱网袋的补助
- (10) 出租轮椅车
- (11) 出租高枝剪
- (12) 出租自动通话录音机
- (13) 区内宣传板（地区角）的利用受理

※关于(1)～(8)，太子堂、经堂、北泽、等等力、用贺、二子玉川在同一建筑内，成城、乌山在旁边的综合支所区民窗口或办事处受理。

※关于(9)，北泽、等等力在同一建筑内，成城在旁边的综合支所地域振兴课计划・咨询处办理。

※关于(10)，北泽、等等力在同一建筑内，成城在旁边的综合支所保健福利课办理。

〈证明书的代办发行〉

在除太子堂、经堂、北泽、等等力、用贺、二子玉川、成城、乌山之外的20个窗口，可代办发行以下证明书。

种类	手续费	可申请的人	申请所需资料
住民票副本 ※注1、注2	300日元 (1份)	本人或与本人同一家庭的人	本人确认资料（→P27）
印章登记证明书 ※注2		持有印章登记证明书申请人的印章登记证（卡）	印章登记证（卡）
课税证明书 ※注3		本人※注4	本人确认资料（→P27）

注1：不受理以下交付申请：含住民票代码的住民票副本、含除票・履历的住民票副本、改制原住民票的副本、外国人的在留资格部分内容省略的住民票副本、广域交付申请。

注2：对于提交了世田谷区迁出申报的人的证明书，在搬家日前一天之前可以办理发行。

注3：不办理上年度以前的课税（非课税）证明书。（未申告或修改申告时，也有部分不能发行）

注4：仅限截至本年度1月1日（标准日）居住于世田谷区，确定在世田谷区课税、非课税，且截至申请时只居住于世田谷区进行了居民登记的人可办理。

※注1～4以外也有不能发放的情况，请事先向窗口咨询。



● まちづくりセンター

名称	電話 / FAX	所在地	担当区域
池尻まちづくりセンター	03-3413-1843 / 03-5486-7664	池尻 3-27-21	池尻 1～3丁目、4丁目（1～32番）、三宿 1・2丁目
太子堂まちづくりセンター	03-5787-6368 / 03-5787-6690	太子堂 2-17-1	三軒茶屋 1丁目、太子堂 1～5丁目
若林まちづくりセンター	03-3413-1341 / 03-5486-7666	若林 1-34-2	三軒茶屋 2丁目、若林 1～5丁目
上町まちづくりセンター	03-3420-4241 / 03-5477-7920	世田谷 1-23-5	桜 1～3丁目、世田谷 1～4丁目、弦巻 1～5丁目
経堂まちづくりセンター	03-3420-7197 / 03-3420-5710	宮坂 1-44-29	経堂 1～5丁目、桜丘 1～5丁目、宮坂 1～3丁目
下馬まちづくりセンター	03-3424-1781 / 03-5486-7667	下馬 4-13-4	下馬 1～6丁目、野沢 1～4丁目
上馬まちづくりセンター	03-3422-7415 / 03-5486-7668	上馬 4-10-17	上馬 1～5丁目、駒沢 1・2丁目
梅丘まちづくりセンター	03-3428-6171 / 03-5477-7923	梅丘 1-61-16	梅丘 1～3丁目、豪徳寺 1・2丁目、代田 1～3丁目
代沢まちづくりセンター	03-3413-0513 / 03-5486-7669	代沢 5-1-15	池尻 4丁目（33～39番）、代沢 1～5丁目
新代田まちづくりセンター	03-3322-7691 / 03-5376-7031	羽根木 1-6-14	大原 1・2丁目、代田 4～6丁目、羽根木 1・2丁目
北沢まちづくりセンター	03-5478-8020 / 03-5478-8025	北沢 2-8-18（北沢タウンホール地下1階）	北沢 1～5丁目
松原まちづくりセンター	03-3321-4186 / 03-5376-7032	松原 5-43-28	松原 1～6丁目
松沢まちづくりセンター	03-3323-8391 / 03-5376-7033	赤堤 5-31-5	赤堤 1～5丁目、桜上水 1～5丁目
奥沢まちづくりセンター	03-3720-3111 / 03-5499-7046	奥沢 3-15-7	奥沢 1～3丁目、東玉川 1・2丁目
九品仏まちづくりセンター	03-3703-2341 / 03-5707-7026	奥沢 7-35-4	奥沢 4～8丁目、玉川田園調布 1・2丁目
等々力まちづくりセンター	03-3702-2143 / 03-3702-1165	等々力 3-4-1（玉川総合支所内）	尾山台 1～3丁目、玉堤 1・2丁目、等々力 1～8丁目
上野毛まちづくりセンター	03-3705-1361 / 03-5707-7028	中町 2-33-11	上野毛 1～4丁目、中町 1～5丁目、野毛 1～3丁目
用賀まちづくりセンター	03-3700-9120 / 03-3707-9010	用賀 2-29-22	上用賀 1～6丁目、玉川台 1・2丁目、用賀 1～4丁目
二子玉川まちづくりセンター	03-3707-0733 / 03-6805-6260	玉川 4-4-5	瀬田 1～5丁目、玉川 1～4丁目
深沢まちづくりセンター	03-3422-8391 / 03-5486-7670	駒沢 4-33-12	駒沢 3～5丁目、駒沢公園、桜新町 1・2丁目、新町 1～3丁目、深沢 1～8丁目
祖師谷まちづくりセンター	03-3482-2201 / 03-5490-7029	祖師谷 4-1-23	祖師谷 1～6丁目、千歳台 1・2丁目
成城まちづくりセンター	03-3482-1348 / 03-3482-7208	成城 6-3-10（成城6丁目事務所棟1階）	成城 1～9丁目
船橋まちづくりセンター	03-3482-0341 / 03-5490-7031	船橋 4-3-2	千歳台 3～6丁目、船橋 1～7丁目
喜多見まちづくりセンター	03-3417-3401 / 03-5494-7015	喜多見 5-11-10	宇奈根 1～3丁目、鎌田 1～4丁目、喜多見 1～9丁目
砧まちづくりセンター	03-3417-3405 / 03-5494-7016	砧 5-8-18	大蔵 1～6丁目、岡本 1～3丁目、砧 1～8丁目、砧公園
上北沢まちづくりセンター	03-3303-0111 / 03-5374-7030	上北沢 4-32-9	上北沢 1～5丁目、八幡山 1～3丁目
上祖師谷まちづくりセンター	03-3305-8611 / 03-5384-7196	上祖師谷 2-7-6	粕谷 1～4丁目、上祖師谷 1～7丁目
烏山まちづくりセンター	03-3300-5420 / 03-6909-0038	南烏山 6-4-26（烏山第2倉林ビル4階）	北烏山 1～9丁目、給田 1～5丁目、南烏山 1～6丁目



● 社区振兴中心

名称	电话 / 传真	住址	担当区域
池尻社区振兴中心	03-3413-1843 / 03-5486-7664	池尻 3-27-21	池尻 1～3 丁目, 4 丁目 (1～32 番), 三宿 1・2 丁目
太子堂社区振兴中心	03-5787-6368 / 03-5787-6690	太子堂 2-17-1	三軒茶屋 1 丁目, 太子堂 1～5 丁目
若林社区振兴中心	03-3413-1341 / 03-5486-7666	若林 1-34-2	三軒茶屋 2 丁目, 若林 1～5 丁目
上町社区振兴中心	03-3420-4241 / 03-5477-7920	世田谷 1-23-5	櫻 1～3 丁目, 世田谷 1～4 丁目, 弦巻 1～5 丁目
经堂社区振兴中心	03-3420-7197 / 03-3420-5710	宫坂 1-44-29	经堂 1～5 丁目, 櫻丘 1～5 丁目, 宫坂 1～3 丁目
下马社区振兴中心	03-3424-1781 / 03-5486-7667	下马 4-13-4	下马 1～6 丁目, 野泽 1～4 丁目
上马社区振兴中心	03-3422-7415 / 03-5486-7668	上马 4-10-17	上马 1～5 丁目, 驹泽 1・2 丁目
梅丘社区振兴中心	03-3428-6171 / 03-5477-7923	梅丘 1-61-16	梅丘 1～3 丁目, 豪德寺 1・2 丁目, 代田 1～3 丁目
代泽社区振兴中心	03-3413-0513 / 03-5486-7669	代泽 5-1-15	池尻 4 丁目 (33～39 番), 代泽 1～5 丁目
新代田社区振兴中心	03-3322-7691 / 03-5376-7031	羽根木 1-6-14	大原 1・2 丁目, 代田 4～6 丁目, 羽根木 1・2 丁目
北泽社区振兴中心	03-5478-8020 / 03-5478-8025	北泽 2-8-18 (北泽 Town Hall 地下 1 楼)	北泽 1～5 丁目
松原社区振兴中心	03-3321-4186 / 03-5376-7032	松原 5-43-28	松原 1～6 丁目
松泽社区振兴中心	03-3323-8391 / 03-5376-7033	赤堤 5-31-5	赤堤 1～5 丁目, 櫻上水 1～5 丁目
奥泽社区振兴中心	03-3720-3111 / 03-5499-7046	奥泽 3-15-7	奥泽 1～3 丁目, 东玉川 1・2 丁目
九品佛社区振兴中心	03-3703-2341 / 03-5707-7026	奥泽 7-35-4	奥泽 4～8 丁目, 玉川田园调布 1・2 丁目
等等力社区振兴中心	03-3702-2143 / 03-3702-1165	等等力 3-4-1 (玉川综合支所内)	尾山台 1～3 丁目, 玉堤 1・2 丁目, 等等力 1～8 丁目
上野毛社区振兴中心	03-3705-1361 / 03-5707-7028	中町 2-33-11	上野毛 1～4 丁目, 中町 1～5 丁目, 野毛 1～3 丁目
用贺社区振兴中心	03-3700-9120 / 03-3707-9010	用贺 2-29-22	上用贺 1～6 丁目, 玉川台 1・2 丁目, 用贺 1～4 丁目
二子玉川振兴中心	03-3707-0733 / 03-6805-6260	玉川 4-4-5	濑田 1～5 丁目, 玉川 1～4 丁目
深泽社区振兴中心	03-3422-8391 / 03-5486-7670	驹泽 4-33-12	驹泽 3～5 丁目, 驹泽公园, 櫻新町 1・2 丁目, 新町 1～3 丁目, 深泽 1～8 丁目
祖师谷社区振兴中心	03-3482-2201 / 03-5490-7029	祖师谷 4-1-23	祖师谷 1～6 丁目, 千岁台 1・2 丁目
成城社区振兴中心	03-3482-1348 / 03-3482-7208	成城 6-3-10 (成城 6 丁目事务所栋 1 楼)	成城 1～9 丁目
船桥社区振兴中心	03-3482-0341 / 03-5490-7031	船桥 4-3-2	千岁台 3～6 丁目, 船桥 1～7 丁目
喜多见社区振兴中心	03-3417-3401 / 03-5494-7015	喜多见 5-11-10	宇奈根 1～3 丁目, 鎌田 1～4 丁目, 喜多见 1～9 丁目
砧社区振兴中心	03-3417-3405 / 03-5494-7016	砧 5-8-18	大藏 1～6 丁目, 冈本 1～3 丁目, 砧 1～8 丁目, 砧公园
上北泽社区振兴中心	03-3303-0111 / 03-5374-7030	上北泽 4-32-9	上北泽 1～5 丁目, 八幡山 1～3 丁目
上祖师谷社区振兴中心	03-3305-8611 / 03-5384-7196	上祖师谷 2-7-6	粕谷 1～4 丁目, 上祖师谷 1～7 丁目
乌山社区振兴中心	03-3300-5420 / 03-6909-0038	南乌山 6-4-26 (乌山第 2 仓林大厦 4 楼)	北乌山 1～9 丁目, 给田 1～5 丁目, 南乌山 1～6 丁目

登録・証明・各種届出

外国人の在留管理制度

平成 24 年 7 月 9 日から新たな在留管理制度が始まり、外国人住民の方の登録方法が「外国人登録制度」から「住民基本台帳制度」に変わりました。これに伴い、以前の「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」（中長期在留者の方）、「特別永住者証明書」（特別永住者の方）が交付されています。「外国人登録証明書」から「特別永住者証明書」への切り替えがお済みでない方は早めに手続きをしてください。

■ 在留カード

対象：中長期在留者（永住者の方を含む）

手続場所：出入国在留管理庁

記載項目：在留カード番号、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間（満了日）、許可の種類、許可年月日、交付年月日、有効期間

■ 特別永住者証明書

対象：特別永住者

手続場所：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

記載項目：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書番号、交付年月日、有効期間

※これらのカードは IC チップが搭載されたもので、有効期間があります。交付者は、いずれも出入国在留管理庁長官です。

中長期在留者（永住者を含む）の手続き

中長期在留者の方（永住者を含む）の在留資格、在留カードに関する手続きは、出入国在留管理庁でのみ取り扱います。（区役所への届出は不要です）

■ 在留資格などに関する更新や変更の届出

- (1) 在留期間の更新、在留資格の変更などをするとき
- (2) 氏名、生年月日、性別、国籍・地域などが変わったとき
- (3) 氏名の漢字表記を記載したいとき

■ 在留カードの更新、再交付などの申請

手続き場所：出入国在留管理庁

持ち物：

- ・ 在留カード
- ・ 旅券
- ・ 写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影されたもの、縦 4cm、横 3cm）ほか

※変更を生じたことを証する資料などが必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：外国人在留総合インフォメーションセンター（平日午前 8：30 ～午後 5：15）

電話：0570-013904

電話：03-5796-7112（IP 電話、PHS、海外から）

登录・证明・各项申报

外国人的在留管理制度

从 2012 年 7 月 9 日开始实施新的居留管理制度, 外国人居民的注册方法从“外国人登记制度”变为“住民基本台帐制度”。随着此改变, 废除至今为止的“外国人登记证”, 已开始发行“在留卡”(针对中长期在留者), “特别永住者证”(针对特别永住者)。持原有“外国人登记证”, 尚未办理转换新“特别永住者证”手续者, 请尽早办理手续。

■ 在留卡

对象: 中长期居留者(含永住者)

办理手续地点: 出入境在留管理厅

记载项目: 在留卡号码, 姓名, 出生年月日, 性别, 国籍地域, 居住地, 在留资格, 在留期间(期满日), 许可种类, 许可年月日, 发行年月日, 有效期限

■ 特别永住者证

对象: 特别永住者

办理手续地点: 区内 10 处窗口(综合支所区民窗口、办事处)

记载项目: 姓名, 出生年月日, 性别, 国籍・地域, 居住地, 特别永住者证号码, 发行年月日, 有效期限

※ 上述卡均内含 IC 芯片, 且有有效期。发行人都为出入境在留管理厅长官。

中长期居留者(包括永住者)的手续

关于居留资格, 在留卡等的手续, 仅限于出入境在留管理厅进行办理。(无需向区役所申报)

■ 关于在留资格等的更新和变更的申报

- (1) 在进行在留期间的更新和在留资格的变更等时
- (2) 在姓名, 出生年月日, 性别, 国籍和地区等发生了变化时
- (3) 希望记载姓名的汉字时

■ 在留卡的更新、补办等申请

办理手续地点: 出入境在留管理厅

携带资料:

- 在留卡
- 护照
- 照片 1 张(申请的前 6 个月及以内拍摄的, 纵 4cm, 横 3cm) 等

※ 另外可能还需要证明发生了变更的资料等。详情请咨询。

问讯处:

外国人在留综合信息中心(平日 8:30 ~ 17:15)

电话: 0570-013904

电话: 03-5796-7112 (IP 电话, PHS、来自海外)

特別永住者の手続き

特別永住者の方の手続きは、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います。

特別永住許可、特別永住者証明書に関する手続きは、申請時と受領時の 2 回、窓口にお越しいただく必要があります。即日の交付はできません。申請から交付まで、おおむね 2～3 週間かかります。交付の際、窓口に来庁することが著しく困難な場合に限り、郵送での交付ができます。申請には理由書、送付用封筒および切手（860 円分）が必要です。詳しくはお問い合わせください。

特別永住許可に関する申請

■特別永住許可を受けたいとき（出生などから 60 日以内に申請）

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・特別永住許可申請書（窓口でお渡しします）
- ・本邦で出生したことを証明する書類ほか

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（決定時にお渡しします）

特別永住者証明書に関する手続き

■「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）
- ・変更を生じたことを証する資料

例：有効な旅券、国籍取得証明書など、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名などを変更したことによる確定判決書など

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書

■有効期間を更新するとき

■著しいき損、汚損、IC の記録がき損したとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書

■紛失、盗難、滅失したとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）
- ・特別永住者証明書の所持を失ったことがわかる資料（遺失届出証明書など）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）

■交換を希望するとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書
- ・交付手数料 1,600 円（収入印紙）

■「みなし特別永住者証明書」（旧・外国人登録証明書）からの切り替えのとき

持ち物：

(1) 申請のとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・外国人登録証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、

特别永住者的手续

特别永住者的手续在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）地方办理。

关于与特别永久居住许可和特别永住者证明书相关的手续，需要在申请时和领取时分别前往窗口一次。不能当天交付。从申请到交付大约需要 2～3 周的时间。仅限交付时明确不能前来窗口办理时，可邮寄交付。申请时需要理由书、寄送用信封及邮票（860 日元）。详情敬请咨询。

关于特别永住许可的申请

■ 想获得特别永住许可时（从出生等开始 60 天及以内）

携带资料：

(1) 申请时

- 特别永住许可申请书（在窗口递交）
- 证明在日本出生的文件等

(2) 领取时

- 交付预定通知书（在决定时递交）

关于特别永住者证的申请

■ 在“姓名，出生年月日，性别，国籍和地区”发生了变化时

携带资料

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）
- 证明发生了变更的资料

例如：有效的护照，取得国籍证明书等，基于韩国家族关系登记簿的各登记事项证明书，出生申报的追补完成申报证明书，与变更了姓名等相关的确定判决书等。

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证

■ 更新有效期间时

■ 在出现了明显毁损，污损，或者 IC 毁损时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证

■ 出现遗失，被盗，丢失时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）
- 能够证明所持有的特别永住者证明书丢失的资料（遗失物申报证明书等）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）

■ 希望更换时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证
- 交付手续费 1600 日元（印花税票）

■ 从“视同特别永住者证”（原外国人登记证）进行转换时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 外国人登记证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

縦 4cm、横 3cm)

(2) 受領のとき

- 交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- 外国人登録証明書

外国人の住民登録

■ 住民登録は、国民健康保険、国民年金などに関する事務の基礎となるものです。届出期間内（異動から 14 日以内）に必ずお届出ください。

■ 住所に関する届出の際に、在留カード、特別永住者証明書を提出することにより、出入国在留管理庁への住居地届を兼ねることとなります。お届出の際は異動される方全員分の在留カードなどをお持ちください。

- 他の区市町村や国外から世田谷区に引っ越してきた際は、「転入届」が必要です。
- 他の区市町村や国外へ引っ越す際は、「転出届」が必要です。他の市区町村へ引っ越す方は、「転出届」の際に交付する「転出証明書」を引っ越し先の自治体へ必ずお持ちください。「転出証明書」がないと、「転入届」ができませんのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ：住民記録・戸籍課 住民記録担当

電話：03-5432-2236

- 世田谷区内でお引っ越しをした際は、「転居届」が必要です。
- 住所に関する届出は、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口（P.20）、出張所（P.24））で取り扱っています。
- 同一世帯の方以外が本人に代わり申請する場合は、本人自筆の委任状が必要です。詳しくは P.42 をご覧ください。

※ 住所に関する各種届出について、詳しくは P.40 ～をご覧ください。

※ 住民票の写しの交付などについては P.42 ～をご覧ください。

※ 印鑑登録については P.48 ～をご覧ください。

お問い合わせ：住民記録・戸籍課 住民記録

電話：03-5432-2236

外国人の方の住所変更の手続き

■ 入国時の住所の届出（入国して最初に住み始めるとき）

持ち物：後述 A、異動者全員分のパスポート、家族で転入する場合は婚姻出生など家族関係を証明する書類およびその訳文（訳者氏名の記載があるもの。※自身で訳したものでも可）

期限：入国から 14 日以内

郵送届出：不可

■ 転入届（他の区市町村から世田谷区に引っ越してきたとき）

持ち物：後述 A、B、C、F、前住所地の役所が発行した転出証明書、国民健康保険に加入する方で、国民健康保険に加入している世帯に転入することにより、世帯主が変更になる場合は、その世帯全員の国民健康保険証・介護認定を受けている方は、前住所地などの役所が発行した介護受給資格証明書（お持ちの方のみ）

期限：住み始めてから 14 日以内

郵送届出：不可

■ 転出届（世田谷区から他の区市町村や国外に引っ越すとき）

持ち物：届出人の在留カードまたは特別永住者証明書、後述 D、E、G

期限：引越しの 14 日前から

郵送届出：可（国外転出を除く）

■ 転居届（世田谷区内で引っ越したとき）

持ち物：後述 A、B、C、D、E、G

期限：住み始めてから 14 日以内

郵送届出：不可

■ 世帯変更届出

- 世帯主が変わったとき
- 世帯を分けたとき
- 世帯を一緒にしたとき

持ち物：届出人の在留カードまたは特別永住者証明書・後述 D、E、G

期限：変更してから 14 日以内

郵送届出：不可

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 外国人登记证

详情请咨询。

讯问处：

住民登记・户籍课 住民登录主管

电话：03-5432-2236

关于外国人的住民登记

■ 住民登记是国民健康保险、国民年金等相关事务的基础。请务必在申报期限内(变动后 14 天以内)申报。

■ 在进行住所的相关申报时，提交在留卡、特别永住者证，可兼作向出入境在留管理厅申报居住地的资料。申报，请不要忘了携带全部移居者的在留卡等资料。

- 时从其他区市町村或国外搬迁至世田谷区时需要“迁入申报”。
- 向其他区市町村迁居者，请务必携带迁出申报时予以交付的“迁出证明书”前往迁住的自治体。如果没有“迁出证明书”，则不能进行“迁入申报”，请注意。

· 如果在世田谷区内进行了迁居，需要办理“迁居申报”。

- 住所的申报在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口（P.21）、办事处（P.25））等地方办理。
- 同一家庭以外的人代替本人申请时须提交本人亲笔写的委任状。详情请查阅 P.43。

※ 关于住所的各类申报，详情请查阅 P.41 ～。

※ 关于住民票副本的交付等，请查阅 P.43 ～。

※ 关于印章登记，请查阅 P.49 ～。

讯问处：

住民登记・户籍课 住民登录主管

电话：03-5432-2236

外国人的住所变更手续

■ 入境时的住址申报（入境后开始居住时）

携带资料：后述 A，全迁移人的护照，和家人迁入时要提供可证明家人关系的资料，如结婚证、出生证等证明，并附上译文（需记载翻译者姓名，可自译）

办理手续期限：入境后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 迁入申报（从其他区市町村迁入世田谷区时）

携带资料：后述 A，B，C，F，前住址地政府发行的迁出证明书；加入国民健康保险的人，迁入加入了国民健康保险的家庭后，户主变更时，其所有家庭成员的国民健康保险证；接受了看护认定的人为前住址地政府发行的看护受给资格证明书（只限持有者）

期限：开始住后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 迁出申报（从世田谷区迁往其他区市町村或者国外时）

携带资料：申报人的在留卡或特别永住者证明书・

后述 D，E，G

期限：至少在搬家的 14 天前

邮递申报：可（迁往国外的除外）

■ 迁居申报（在世田谷区内搬迁时）

携带资料：后述 A，B，C，D，E，G

截止时间：开始居住后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 户口变更申报

- 户主变更时
- 分户时
- 合户时

携带资料：申报人的在留卡或特别永住者证明书・后述 D，E，G

期限：变更后 14 天以内

邮递申报：不可

办理手续时，请持以下符合的证明书。

手続きの際は、該当する以下の書類をお持ちください。

- A 在留カードまたは特別永住者証明書（異動者全員分）
- B マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分）
- C 住民基本台帳カード（お持ちの方全員分）
- D 国民健康保険証または資格確認書（加入者全員分）
- E 後期高齢者医療制度被保険者証（お持ちの方のみ）
- F 後期高齢者医療制度の負担区分証明書（お持ちの方のみ）
- G 介護保険被保険者証または資格者証（お持ちの方のみ）

転入届などの委任状（例）

※委任するご本人が、必ず記入してください。記入は黒色のボールペンなど（消えないもの）でお願いします。

※代理人の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）を必ずお持ちください。

※外国語で記入する場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の氏名を明記する）

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

住民登録に関する証明書の種類

■居住などを証明する書類として、住民票をとることができます。

■また、窓口にてご本人確認を行いますので、来庁される方の在留カード、特別永住者証明書、運転免許証などの日本の官公署が発行した証明書ををお持ちください。

■本人あるいは同一世帯員以外の方が申請する場合は、上記来庁者の本人確認書類に加え本人自筆の委任状が必要です。（P.46 参照）

※委任状は便せんまたは A4 程度の白紙に委任者本人が記入してください。

※委任状が外国語の場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の住所・氏名を明記する）

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

■住民票（除票）の写し

住民票または除票に記載されている事項を証明したもの
手数料：1 通 300 円

窓口：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

郵送申請：可

（例） 委 任 状

年 月 日

世田谷区長 あて

（委任者）

住所 世田谷区

氏名

私は下記の者を代理人として（注）の権限を委任します。

（１）引越しをする人 _____
（した人）

*全員の氏名を記入して下さい

（２）引越しをする日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
（した日）

（３）引越し前の住所 _____
引越し前の世帯主 _____

（４）引越し後の住所 _____
引越し後の世帯主 _____

（５）電話番号（平日昼間の連絡先） _____

（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（注）内容により「転入届出」「転居届出」「転出届出」などと記入してください。

■住民票（除票）の記載事項証明書

住民票または除票に記載されている事項の中で、申請者から求められた事項のみ証明したもの（ただし、氏名、住所、生年月日、性別は記載されます。）

※性別は申出により非表示または省略可能

手数料：1 通 300 円

窓口：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

郵送申請：可

■不在住証明書

申出の氏名、住所で住民票に記載されていないことを証明したもの

手数料：1 通 300 円

窓口：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

郵送申請：可

- A 在留卡，特别永住者证（全迁移人员的）
- B 个人编号卡（持证者全员）
- C 居民基本登记册卡（持证者全员）
- D 国民健康保险证或资格确认书（所有参保人）
- E 后期高龄者医疗制度被保险者证（仅限持证者）
- F 后期高龄者医疗制度的负担区分证（仅限于持证者）
- G 看护保险被保险者证或资格者证书（仅限持证者）

迁入申报等的委托书（例）

- ※ 请委托人自己填写。填写请使用黑色的圆珠笔等（不易擦除）。
- ※ 代理人需要携带确认本人的资料（个人编号卡，驾驶执照，健康保险证等）
- ※ 委托书使用外语时，请一定附上日文（标明翻译人员的姓名）
- ※ 详情请向有关部门咨询。

(例) 委任状

年 月 日

世田谷区长
(委托者)

所在地 世田谷区

姓 名

将 (注) 的权限委托给以下我的代理人。

(1) 搬迁者
(含搬完迁者)
※ 请填写所有的搬迁者的姓名

(2) 搬迁的预定日期 年 月 日
(搬迁日)

(3) 搬迁前所在地
搬迁前的户主

(4) 搬迁后的所在地
搬迁后的户主

(5) 电话号码 (平日白天可联系的)

(代理人)
所在地
姓 名
出生年月日 年 月 日

注) 请根据内容填写“迁入申报”、“迁居申报”、“迁出申报”等。

住民登记证明书的种类

- 可作为居住等证明资料领取住民票。
- 将在窗口进行本人确认，请前来办理者备好自身的在留卡、特别永住者证、驾驶执照等日本官公署发行的证明书。
- 本人及同一家庭成员以外的代理人前来申请时，除上述的自身证明文件外，还需要携带本人亲笔书写的委任状。(P.47 参照)
- ※ 委任状可以使用信笺或 A 4 大小的白纸，请委托人自己填写。
- ※ 委任状使用外语时，请一定附上日文。(标明翻译人员的姓名、住址)
- ※ 详情请向有关部门咨询。
- 住民票（注销票）的副本
证明住民票或注销票里记录的事项
手续费：1 份 300 日元
交付部门：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）
邮递申请：可

- 住民票（注销票）的记载事项证明书
在住民票或注销票记录的事项当中，仅证明申请者要求证明的事项（但统一记载姓名、住址、出生年月日、性别）。
※ 对性别如有要求，可以不显示或省略。
手续费：1 份 300 日元
办理窗口：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）
邮寄办理：可
- 不在住证明书
证明所申报的姓名、住所在住民票上没有记录
手续费：1 份 300 日元
交付部门：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）
邮递申请：可

住民票に記載される項目

住民票には下記の項目が記載されます（平成 24 年 7 月 9 日以降の情報が記載されます）。

■ 日本人と外国人の共通項目

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所
- ・ 世帯主の氏名
- ・ 続柄
- ・ 転入届出の年月日
- ・ 前住所
- ・ 住民票コード
- ・ マイナンバー（個人番号）

■ 外国人特有の項目

(1) 中長期在留者など

- ・ 外国人住民となった日
- ・ 国籍・地域
- ・ 通称
- ・ 中長期在留者などである旨
- ・ 在留カードなどに記載されている在留資格
- ・ 在留期間
- ・ 在留期間満了の日
- ・ 在留カードなどの番号

(2) 特別永住者

- ・ 外国人住民となった日
- ・ 国籍・地域
- ・ 通称
- ・ 特別永住者である旨
- ・ 特別永住者証明書の番号

(3) 出生、または国籍喪失から 60 日以内の方

- ・ 外国人住民となった日
- ・ 通称
- ・ 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者である旨

※ 住民票に記載される項目は平成 24 年 7 月 9 日以降の情報に限られます。施行時における前住所は記載されません。

■ 住民票に記載される氏名

住民票に記載される氏名は、アルファベット表記を原則としています。漢字圏の国籍・地域の方は漢字表記を併記することができます。ご自身の漢字氏名が外国人登録原票において、簡体字または繁体字で登録されていた場合は、

法務省が定めた対応する正字に置き換えて記載され、これが住民票の氏名となっています。

■ 通称

以前の外国人登録制度で「通称名」の記載があった方については、原則として通称欄に「通称」が記載されます。また、「通称の記載および削除に関する事項：通称を記載した市区町村名、通称を記載した年月日（平成 24 年 7 月 9 日）」が住民票の備考欄に記載されました。

新たに通称を申し出る際は「通称を社会的に使用していることが確認できる資料」を複数点持参の上、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で申出が必要です。

※ 通称を社会的に使用していることが確認できる資料の例：通称が記載された社員証、学生証などの勤務先または学校などが発行する身分証明書および、通帳、クレジットカードなど（名刺や手紙は対象となりません）。

※ 以前の外国人登録証明書に記載されていた「通称名」は在留カード、特別永住者証明書には記載されません。

■ 前住所、外国人住民となった日

平成 24 年 7 月 9 日（法施行日）以前から世田谷区に外国人登録していた方は、前住所欄は記載されません。外国人住民となった日は平成 24 年 7 月 9 日（法施行日）が記載されます。平成 24 年 7 月 9 日以降に区外から世田谷区に引っ越してきた場合は、従前の住所と世田谷区に住み始めた日が記載されます。

■ 続柄

世帯主との関係を記載します。住民票に、配偶者、子などの続柄を記載したい場合は、世帯主との続柄を証する本国の証明書の提示が必要です（外国語で作成されている場合は、必ず訳者の氏名を明記した日本語訳文を添付してください）。

■ 在留カードなどの番号

在留カード、特別永住者証明書の番号が記載されます。特別永住者証明書にみなされるものとして外国人登録証明書を所持している場合は、外国人登録証明書番号の下 1 桁を除く番号が記載されます。

关于住民票记载的项目

住民票将记载以下各项。(记载 2012 年 7 月 9 日之后的信息。)

■ 日本人和外国人共通项目

- ・ 姓名
- ・ 出生年月日
- ・ 性别
- ・ 所在地
- ・ 户主的姓名
- ・ 亲属关系
- ・ 迁入申报的年月日
- ・ 之前的住址
- ・ 住民票代码
- ・ 个人编号

■ 外国人特有的项目

(1) 中长期在留者等

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 国籍，地区
- ・ 通称
- ・ 属中长期在留者等的中心内容
- ・ 在在留卡等上记载的在留资格
- ・ 在留期间
- ・ 在留期间期满日
- ・ 在留卡等的号码

(2) 特别永住者

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 国籍，地区
- ・ 通称(别名)
- ・ 属特别永住者的中心内容
- ・ 特别永住者证的号码

(3) 出生，或者丧失国籍之日起 60 天内者

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 通称
- ・ 必须是因出生而成为过渡滞留者或因国籍丧失而成为过渡滞留者

※ 住民票记载项目仅限于 2012 年 7 月 9 日以后的信息。不记载施行之前的住址。

■ 记载在住民票上的姓名

住民票所记载的姓名原则上以拉丁字母表示，但是来自汉字圈的国家与地区者可以使用汉字来记载。您的汉字姓名使用简体字或繁体字记载于外国人登记原票，根据法务省所规定的正体字进行替换，这就成为住民票的姓名。

■ 通称

至目前为止，依据外国人登记制度而已经记载有“通称名”者，原则上在通称栏里记载其“通称”。另外，“关于记载以及删除通称名的相关事项：在住民票的备考栏里，记载了通称名的市区町村名称，年月日(2012 年 7 月 9 日)”。

申请新的通称时，自备复数的“可以确认在社会上使用通称的资料”，有必要在区内 10 处窗口(综合支所区民窗口、办事处)申报。

※ 可以确认在社会上使用的通称的资料之例：记载通称的员工证、学生证等工作单位或学校等发行的身份证明文件以及存折、信用卡等(名片以及信件除外)。

※ 至今为止记载在外国人登记证上的“通称名”，在留卡、特别永住者证则不记载。

■ 之前住址、成为外国人居民日

2012 年 7 月 9 日(新外国人在留法施行日)前在世田谷区有住民登记的外国人居民，前住址栏不予记载。成为外国人居民日一律记载为 2012 年 7 月 9 日(该法施行日)。2012 年 7 月 9 日以后从区外搬迁到世田谷区时，记载从前的住址和移住世田谷区开始日。

■ 亲属关系

记载与户主的关系。住民票中想记载配偶、子女等亲属关系时，需要提示可以证明与户主亲属关系的本国证明文件(如果是由外语制作的文件，请附上注明翻译人员姓名的日语译文)。

■ 在留卡等的号码

记载在留卡、特别永住者证的号码。持有视为特别永住者证的外国人登记证时，记载外国人登记证最后一个数字除外的号码。

住民票の写し等取得の際の委任状（例）

- ※ 委任するご本人が、必ず記入してください。記入は黒色のボールペンなど（消えないもの）でお願いします。
- ※ 代理人の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証または資格確認書など）を必ずお持ちください。
- ※ 外国語で記入する場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の氏名を明記する）
- ※ (11) に住民票コード、マイナンバー（個人番号）を記載した場合、住民票の写しはご本人の住所地あてに郵送します。（郵送料は本人負担）
- ※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

■ 外国人登録原票に係る開示請求について

平成24年7月9日以前の外国人登録原票に記載されていた情報について確認する場合は、出入国在留管理庁へ開示請求が必要です。開示請求をすることができる人は、本人・法定代理人または任意代理人です。お手続きの詳細は、下記お問い合わせください。

お問い合わせ：出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

電話：03-5363-3005

受付時間：平日（月～金曜）午前9時～午後5時

閉庁日：土・日曜、祝日、休日、12月29日～1月3日

所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階

（例） 委 任 状

年 月 日

世田谷区長 あて

《 委 任 者（証明書が必要な人） 》

住 所 世田谷区

※現在の住所が上記と異なる時は（ ）内に現在の住所を記入してください。

（ ）

氏名（自署）

生年月日 年 月 日

電話番号（平日昼間の連絡先）

私は下記の者を代理人として、交付申請および受領の権限を委任します。

【次の事項について、記入または○をつけてください】

(1) 必要な人（証明書に記載する人）全員の氏名

(2) 必要な証明書と通数

☐ 住民票の写し

☐ 除票の写し

☐ 住民票記載事項証明書 ☐ 除票記載事項証明書

世帯全員 通 世帯の一部 通

(3) 使用目的

(4) 世帯主との続柄

のせる ・ のせない

(5) 本籍（筆頭者）【日本人の方のみ選択してください】

のせる ・ のせない

内項目は外国人の方のみ選択してください

(6) 国籍・地域

のせる ・ のせない

(7) 在留カード等の番号

のせる ・ のせない

(8) 在留資格・期間等（第30条45規定項目）

のせる ・ のせない

(9) 世田谷区に実際に住み始めた日（実質住民日）

のせる ・ のせない

(10) 通称の記載および削除に関する事項（通称履歴）

のせる ・ のせない

(11) その他必要な項目（例：マイナンバー（個人番号）、履歴など）

代理人（窓口に来る人）

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

取得住民票副本等时的委托书（例）

※ 请务必委托人自己填写。请使用黑色圆珠笔（不会擦掉的）等填写。

※ 代理人需携带代理人的身份证明资料（个人编号卡，驾驶执照，健康保险证或资格证书等）

※ 委托书使用外语时，请一定附上日文。（标明翻译人员的姓名）

※ (11) 记载了住民票代码、个人编号时，住民票的副本将邮寄至本人的住址地。（邮费本人负担）

※ 详情请向有关部门咨询。

■ 关于外国人登记原票的信息开示申请

要确认 2012 年 7 月 9 日以前的外国人登记原票记载信息，必须向出入境在留管理厅申请开示。有资格申请开示的是本人、法定代理人或任意代理人。具体手续请向以下部门咨询。

问讯处：

出入境在留管理厅总务课

信息管理室出入境信息开示系

电话：03-5363-3005

受理时间：平日（星期一～五）9:00～17:00

休息日：星期六、星期日、节假日、非办公日、12月29日～1月3日

所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷 TOWER 13F

（例） 委任状

年 月 日

世田谷区长

《委托者（需要证明书者）》

住 址 世田谷区

※ 如现在的地址与上述不同，请将现在的地址填写在（ ）里。

（ ）

姓名（自己签名）

出生年月日 年 月 日

电话号码日期（平日白天的联系电话）

我委任以下人为代理人，授权申请交付以及领受。

【对于下列事项，填写或画圈】

(1) 需要该证明书者（证明书中有记载人）所有人员的姓名

(2) 所需要的证明书与份数

☐ 住民票的副本 ☐ 除票的副本
☐ 住民票记载事项证明书 ☐ 除票记载事项证明书
 户口全体成员 份 户口中一部分人员的 份

(3) 用途

(4) 户主的关系

记载 ・ 不记载

(5) 本籍（户主）[限于日本人选择]

记载 ・ 不记载

内项目，限于外国人选择

(6) 国籍和地区

记载 ・ 不记载

(7) 居留卡等号码

记载 ・ 不记载

(8) 居留资格，期限等。（第 30 条 45 规定项目）

记载 ・ 不记载

(9) 在世田谷区开始居住的日期（实际居住日）

记载 ・ 不记载

(10) 有关通称名的记载及删除之事项（通称名记录）

记载 ・ 不记载

(11) 其他需要的项目（例：个人号码、履历等）

代理人（前来窗口的人）

所在地

姓 名

出生年月日 年 月 日

印鑑登録・印鑑登録証明書

権利・義務にかかわる重要な書類を作る場合に必要です。登録すると、「印鑑登録証」（カード）が交付されます。「印鑑登録証」と「印鑑登録証明書交付申請書」を提出すると、「印鑑登録証明書」が交付されます。登録ができるのは、世田谷区に住民登録がある15歳以上の方です。登録する印鑑と本人確認資料を窓口にお持ちください。登録できる印鑑は、一人一個に限られます。また、一個の印鑑を複数人で登録することはできません。

■ 窓口：区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

■ 持ち物

- 登録する印鑑
- 本人確認資料

例：日本の官公署発行の写真入り証明書（在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証など）

※有効期限内のもの

※コピーは不可

■ 登録できる印鑑

- 住民票に記載されている氏名、氏、名（外国人

は通称）を彫ったもの

※氏名のカタカナ表記には別途、届出が必要です。

窓口へお問い合わせください。

※氏名、通称の表記順は、住民票の表記と同様のもの。

- 印影の大きさが一辺8mmの正方形から一辺25mmの正方形までに収まるもの。

※大量生産印（三文判など）は避けてください。

■ 登録できない印鑑

- 雅号などの印鑑
- 職業など氏名以外の事項をあわせて彫ったもの
- 印影が変化しやすい材質のもの（ゴム印、エボナイト印など）
- 印影が不鮮明なもの、文字の判読が困難なもの
- 輪郭が無いもの、輪郭の欠損が大きいもの
- 印影の大きさが一辺8mmの正方形から一辺25mmの正方形までに収まらないもの

※そのほか、印影によっては登録できないものがあります。また、本人が来所できない、本人確認資料が持参できないなどの場合は、窓口へお問い合わせください。

証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から世田谷区の各種証明書等を交付することができます。

■ 利用するには

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。

■ 対応している店舗

コンビニエンスストアなど

※スマホ用電子証明書搭載サービスの利用は一部店舗に限られます。

■ 交付できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 特別区民税・都民税・森林環境税の課税・納税証明書

■ 交付できない証明書

- 除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、住民票コード入りの住民票の写し、外国人の方の通称の記載および削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書

※世田谷区を転出した場合、コンビニ交付サービスは利用できません。

※この他、記載内容によって交付できないものもあります。

■ 証明書の交付手数料

1通 200円

■ 利用時間

午前6:30～午後11時（年末年始、メンテナンス時を除く）※店舗の営業時間によって一部異なります。

※利用できるのはマイナンバーカードの所有者本人のみです。

印章登记・印章登记证明书

在签署涉及到权利义务的重要文件时需要“印章登记证明书”。

一经登记,可获得“印章登记证”(卡)。“印章登记证”和“印章登记证明书发行申请书”提交后,可获得“印章登记证明书”。

限于在世田谷区住民登记过而满15岁以上者可以此登记。请带着登记用印章和可以确认本人的资料在办理部门办手续。一人仅限登录一个印章。另外,不可多人登录同一个印章。

■ 办理部门:区内10处窗口(综合支所区民窗口、办事处)

■ 携带资料

- ・ 登记用印章
- ・ 确认本人资料

例如:日本官公署发行的带有照片的证明书(在留卡,特别永住者证,个人编号卡,住民基本台帐卡,驾驶执照等

※ 有效期内的资料

※ 复印件不可

■ 可登记的印章

- ・ 刻有住民票所记载的姓名,姓氏,名字(外国人

用通称)的印章

※ 姓名的片假名标记有必要另行申报。请向有关部门咨询。

※ 姓名、别名的显示顺序与住民票的显示相同。

・ 规格:从边长8mm的正方形到边长25mm的正方形以内的印迹

※ 请勿使用大量生产的印章(现成的印章等)。

■ 不可登记的印章

- ・ 雅号等的印章
- ・ 职业等,姓名以外的事项刻在一起的印章
- ・ 由使用容易变化的材料于印迹变形的印章(橡胶图章,胶木印章)
- ・ 印迹不清楚,难于判读文字的印章
- ・ 无轮廓,或在轮廓上有较大损伤的印章
- ・ 印迹不能收纳在边长8mm到边长25mm的正方形之内的印章(不规格)

※ 其他还有无法登记的印章。另本人来不了区役所,不能备全本人身分证明资料时,请向有关部门咨询。

证明书的便利店发放服务

使用个人编号卡,可从全国便利店等的多功能复印机上发行世田谷区的各种证明书。

■ 利用方法

需要搭载了“利用者证明用电子证明书”的个人编号卡或是搭载了“智能机用电子证明书”的智能手机,并使用已在“利用者证明用电子证明书”或是“智能机用电子证明书”中注册的密码(4位数字)。

■ 提供服务的店铺

便利店等

※ 仅在部分店铺可使用“智能机用电子证明书”的搭载服务。

■ 可发放的证明书

- ・ 住民票副本
- ・ 印章登记证明书
- ・ 特别区民税、都民税、森林环境税的课税、纳税证明书

■ 不可发放的证明书

- ・ 除籍票・附履历的住民票副本、改制原住民票副本、含住民票代码的住民票副本、记载有外国人别称登记与删除相关事项的住民票副本
- ・ 年度以前的课税证明书、再前一年度以前的纳税证明书

※ 若已从世田谷区迁出,则无法使用便利店的发放服务。

※ 还包括遵照记载内容不可发放的其他证明书。

■ 证明书的发放手续费

1份200日元

■ 使用时间

6:30 ~ 23:00(年末年初、维护时除外)※ 根据店铺的营业时间有所差异。

※ 可使用者限个人编号卡的持有者本人。

※利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 20 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、

祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の各まちづくりセンター内）にご本人がマイナンバーカードを持参して行ってください。

※スマホ用電子証明書の登録や暗証番号のロック解除については、マイナポータルよりお手続きください。

マイナンバーカード専用 証明書自動交付機

■ 交付できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・特別区民税・都民税・森林環境税の課税・納税証明書

■ 交付できない証明書

- ・除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、住民票コード入りの住民票の写し、外国人の方の通称の記載および削除に関する事項を記載した住民票の写し
- ・前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書、未申告者などの証明書

※世田谷区を転出した場合は利用できません。

※ほかにも交付できない場合がございますのであらかじめ窓口にお問い合わせください。

■ 証明書の交付手数料

- ・1 通 200 円

■ 利用するには

- ・利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。

※自動交付機カード、印鑑登録証、住民基本台帳カードではご利用いただけません。

マイナンバーカード専用 証明書自動交付機設置場所

- ・各総合支所くみん窓口（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）

P.18 ～参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時
土曜（第 3 土曜、祝日除く）午前 9 時～午後 5 時

- ・各出張所（太子堂、経堂、用賀、二子玉川、烏山）
P.24 参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

※太子堂出張所は土曜（第 3 土曜、祝日除く）午前 9 時～午後 5 時までご利用いただけます。

- ・各まちづくりセンター（区内 20 か所）

P.32、34 参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

- ・キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口

P.30 参照

毎日午後 0 時～午後 8 時

- ・桜丘区民センター

平日（祝日、休日、休館日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

※年末年始、メンテナンス日は全台休止いたします。

※利用できるのはマイナンバーカードの所有者本人のみです。

※利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 20 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の各まちづくりセンター内）にご本人がマイナンバーカードを持参して行ってください。

※全国のコンビニエンスストアなど（行政サービスが利用可能なマルチコピー機が設置されている店舗）でも同様にマイナンバーカードを利用し証明書をお取りいただけます。利用時間は午前 6：30 ～午後 11 時です。（店舗の営業時間によって一部異なります。）

※ 办理“利用者证明用电子证明书”注册手续或因密码错误而锁定时的解锁手续时，请本人携带个人编号卡至区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 20 处个人编号卡电子证明书手续办理区（池尻、若林、上町、下马、上马、

梅丘、代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、喜多见、砧、上北泽、上祖师谷的各社区振兴中心内）办理。

※ 智能机用电子证明书的注册或密码解锁的手续，请通过 Mynportal 办理。

个人编号卡专用证明书自动发行机

■ 可发行证明书

- ・ 住民票副本
- ・ 印章登记证明书
- ・ 特别区民税、都民税、森林环境税的课税、纳税证明书

■ 无法发行的证明书

- ・ 除籍票・附履历的住民票副本、改制原住民票副本、含住民票代码的住民票副本、记载有外国人别称登记与删除相关事项的住民票副本
- ・ 年度以前的课税证明书、再前一年度以前的纳税证明书、未申告者等的证明书。

※ 若已从世田谷区迁出，则无法使用。

※ 其他还有无法发行证明，请事先向有关部门咨询。

■ 发行证明书手续费

- ・ 1 份 200 日元

■ 利用条件

- ・ 需要搭载了“利用者证明用电子证明书”的个人编号卡或是搭载了“智能机用电子证明书”的智能手机，并使用已在“利用者证明用电子证明书”或是“智能机用电子证明书”中注册的密码（4 位数字）。

※ 自动发放机卡片、印章登记证、住民基本台帐卡无法利用

个人编号卡专用证明书自动交付机器设置场所

- ・ 综合支所区民窗口

（世田谷，北泽，玉川，砧，乌山）

参照 P.18 —

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

周六（第 3 个星期六、节假日除外）9:00 ~ 17:00

- ・ 各办事处（太子堂，经堂，用贺，二子玉川，乌山）参照 P.25

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

※ 太子堂办事处周六（第 3 个星期六、节假日除外）的 9:00 ~ 17:00 可提供服务。

- ・ 各社区振兴中心（区内 20 处）

参照 P.33、35

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

- ・ Carrot Tower 住民票・印章证明发行窗口

参照 P.31

每天 12:00 ~ 20:00

- ・ 樱丘区民中心

平日（节假日、非办公日、休馆日除外）8:30 ~ 17:00

※ 年末年初、维护日全设备停止。

※ 可使用者限个人编号卡的持有者本人。

※ 办理“利用者证明用电子证明书”注册手续或因密码错误而锁定时的解锁手续时，请本人携带个人编号卡至区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 20 处个人编号卡电子证明书手续办理区（池尻、若林、上町、下马、上马、梅丘、代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、喜多见、砧、上北泽、上祖师谷的各社区振兴中心内）办理。

※ 全国的便利店等（店铺内设有可利用行政服务的多功能复印机）也可同样利用个人编号卡领取证明书。利用时间为 6:30 ~ 23:00。（不同店铺的营业时间存在部分差异）

マイナンバー（社会保障、税番号）制度

平成 27 年 10 月から、住民票にマイナンバー（個人番号）が記載され、通知カードにより通知されました。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策その他の行政分野で、手続きなどに利用されます。

マイナンバー（個人番号）

12 桁の番号で、住民票の記載項目のひとつです。外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが記載されます。

■ マイナンバーは、生涯同じ番号を使います。国内で住所が変わっても番号は変わりません。

※ マイナンバーが漏えいし、不正に使われる恐れがある場合は、警察署などに届出た上で変更が可能です。

日本から出国し再度入国する場合も、原則として同じマイナンバーを使用します。

個人番号通知書

マイナンバー（個人番号）を通知するためのものです。社会保障・税などの手続きの際に必要になります。新たにマイナンバーが付番された場合に限りお送りします。

平成 27 年 10 月 5 日以降お送りしていた通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日に廃止されました。通知カードをお持ちの方は、氏名・住所などに変更がない場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードは、個人番号が記載された写真付の IC カード（プラスチック製）です。申請に基づき、交付されます。

■ 券面記載事項

（表面）顔写真※1、氏名※2、住所、生年月日、性別、有効期間満了日

（裏面）個人番号、氏名※2

※ 1 令和 6 年 12 月 2 日以降の申請分から 1 歳未満は顔写真がありません。

※ 2 住民票に記載のある場合は通称、旧氏を併記します。

■ 有効期間

- ・ 中長期在留者 在留期間満了日まで
- ・ 高度専門職第 2 号および永住者である外国人並びに特別永住者の方
18 歳以上の方 発行日から 10 回目の誕生日まで
18 歳未満の方 発行日から 5 回目の誕生日まで

■ 交付手数料

初回無料、再交付 1,000 円（カード 800 円、電子証明書 200 円）※特急発行の場合はカード 1,800 円、電子証明書 200 円

■ 申請から交付まで

申請時または交付時のどちらか 1 回、ご本人が窓口に来所する必要があります。どちらの場合も申請から交付まで 1 ～ 2 か月かかります。

● 申請時に来所する場合

(1) 世田谷区マイナンバー制度コールセンターに連絡し、あらかじめ申請窓口と来所日時を予約してください。

電話：03-3570-5031

(2) マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）に次の書類を持参してください。

※受付時に暗証番号をお預かりします。

・ 通知カード（お持ちの方のみ）

※受付当日回収

・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※受付当日回収

・ 在留カードまたは特別永住者証明書

・ 顔写真（3.5cm × 4.5cm）初回申請のみ不要

※申請前 6 か月以内に撮影されたもの

(3) マイナンバーカードが本人限定受取郵便で送付されます。

● 交付時に来所する場合

(1) 個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って送付用封筒で郵送します。

※申請書は、マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 20 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の各まちづくりセンター内）で交付します。また、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」からもダウンロード出来ます。

※スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機（一部の機種）からも申請できます。

(2) カードの交付準備が整ったら、「交付通知」と「交付についてのご案内」が郵送されます。

※ご案内には受取予約方法、お持ちいただくものなどが記載されています。受取窓口（マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所））と日時を予約してください。

(3) 予約日時に指定した窓口に来所し、カードを受け取ります。

个人编号（社会保障、税务编号）制度

2015 年 10 月开始，住民票上将记载个人编号，以通知卡方式告知。个人编号今后将在社会保障、税务、灾害对策等其他行政领域办理手续时使用。

个人编号

为 12 位编号，属于住民票的记载项目之一。外国人士持有中长期在留者、特别永住者等在留资格，即有资格拥有住民票者，将记载个人编号。

■ 个人编号为终身使用的号码。在日本国内改变住址时不会发生变化。

※ 个人编号发生泄漏或可能被非法使用时，可向警察署等申报变更。

从日本出境，并再次入境时，原则上使用相同个人编号。

个人编号通知书

为告知个人编号的资料。在办理社会保障、税务等手续时需要。仅限新发放编号时寄送。

2015 年 10 月 5 日以后寄送的通知卡在 2020 年 5 月 25 日已废除。持有通知卡的人，如姓名、住址等无变更，可继续作为个人编号的证明资料使用。

个人编号卡

个人编号卡是记载有个人编号，附照片的 IC 卡（塑料制），经申请后发放。

■ 卡片上的记载事项

（正面）脸部照片 ※1、姓名 ※2、住址、出生日期、性别、有效期限届满日

（背面）个人编号、姓名 ※2

※1 自 2024 年 12 月 2 日之后提交的申请中，1 岁以下儿童的申请将不附带脸部照片。

※2 别名、旧姓在住民票上有记载时，将同时记载。

■ 有效期限

- 中长期在留者 截止到在留期间届满
- 高水准专门职业第 2 号、外国人永住者及特别永住者

年满 18 岁的人士 发行日起第 10 个生日截止

未满 18 岁的人士 发行日起第 5 个生日截止

■ 发放手续费

首次免费，补发时 1000 日元（其中卡片 800 日元，电子证明书 200 日元）※ 加急发行时，卡片 1800 日元，电子证明书 200 日元

■ 申请至发行

申请时或发行时可自行选择一次需要本人前来窗口办理。两种情况下申请至发行均需要 1 ~ 2 个月。

● 申请时前来窗口

- (1) 请联系世田谷区个人编号制度电话中心，事先预约申请窗口和前来日期。

电话：03-3570-5031

- (2) 携带以下资料前往个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）。

※ 受理时告之密码。

· 通知卡（限持有者）

※ 受理当天回收

· 住民基本台帐卡（限持有者）

※ 受理当天回收

· 在留卡或特别永住者证明书

· 证件照（3.5cm x 4.5cm）初次申请时无需提供照片

※ 申请前 6 个月以内拍摄的照片

- (3) 个人编号卡以本人限定领取的邮寄方式寄送。

● 发行时前来窗口

- (1) 在个人编号卡发行申请书上填写必要事项，粘贴脸部相片后用邮寄信封寄送。

※ 申请书在个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）或者区内 20 处个人编号卡电子证明书手续办理区（池尻、若林、上町、下马、上马、梅丘、代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、喜多见、砧、上北泽、上祖师谷的各社区振兴中心内）发行。此外，也可以从区主页“个人编号卡综合网站”下载。

※ 也可从智能手机、电脑、城区内的证明用照相机（部分机型）进行申请。

- (2) 卡片发行准备完毕后，将邮寄“发行通知”和“关于发行的介绍”。

※ 邮件中记载了领取方法、携带资料等内容。请预约领取窗口（个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）及日期。

- (3) 在预约日期前往指定的窗口，领取卡片。

■ 受取人

- ・受取りは、原則として、ご本人に限られます。
- ・本人が 15 歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が同行してください。
- ・病気、身体の障害、重度な精神・知的障害・長期出張などのやむを得ない理由により本人の来所が困難、申請者本人が高校生以下などの場合に限り、代理人による受取りが可能です。その際は、本人が来所できないことを証明する書類や、本人確認書類（顔写真付き）などが必要です。

※ 仕事が忙しいなどの理由による代理人受取りはできません。

※ マイナンバーカードの交付を受けた場合も、在留カードや特別永住者証明書は必要です。在留カード、特別永住者証明書の手続きについては P.36、38 参照

※ マイナンバーカードに関するホームページ「マイナンバーカード総合サイト」に外国語のページがあります。

英語：<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/index.html>

中国語：<https://www.kojinbango-card.go.jp/zh-cn/index.html>

ハングル：<https://www.kojinbango-card.go.jp/ko/index.html>

■ 住所などを変更したとき

マイナンバーカードと在留カードなどを持って、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で記載事項変更の手続きをしてください。

■ 在留カードを更新したとき

マイナンバーカードおよび更新後の在留カードを持って、本人が区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）でマイナンバーカード有効期間延長の手続きをしてください。ただし、在留期限を過ぎてから在留カードを更新した場合やマイナンバーカード有効期間満了日が過ぎた場合は、マイナンバーカードは失効し、有効期限延長の手続きはできません。マイナンバーカードが必要な場合は、新たに申請してください。

■ 暗証番号を失念したとき

マイナンバーカードと在留カードなどを持って本人がマイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 20 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の各まちづくりセンター内）で暗証番号再設定の手続きをしてください。

■ 紛失したとき

マイナンバーカード一時停止の手続きのため、マイナンバー総合フリーダイヤル（外国語：0120-0178-27）または、個人番号カードコールセンター（外国語：0570-064-738）へ電話をしてください。見つかった場合は、一時停止解除の手続き、見つからない場合は、廃止および再交付の手続きをマイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）でしてください。

電子証明書

マイナンバーカードには、2 種類の電子証明書（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）もあらかじめ登録することができます。

■ 有効期限

発行日から 5 回目の誕生日まで

在留期間がある方は満了日まで

※ 署名用電子証明書は、住所・氏名などが変更になると、使えなくなりますので、再発行の手続きをしてください。

※ 有効期間更新手続きは、有効期間終了の 3 か月前から受け付けます。

■ 手数料 200 円

※ 電子証明書を 1 種類のみ更新する場合も同じ

マイナンバー（個人番号）の手続き時の利用

社会保障・税の手続きなどの際に申請書などにマイナンバーを記載した場合は、併せて、マイナンバーカード、または通知カードおよび在留カード（または特別永住者証明書）を提示してください。

マイナンバー（個人番号）の勤務先などへの届出

■ 会社などに勤務している方やアルバイトをする方などは、勤務先へのマイナンバーの届出が必要です。届出の際には併せて、通知カード（住民票の記載内容と相違ない場合に限る。）またはマイナンバーカードのいずれかと、在留カード（または特別永住者証明書）を提示してください。勤務先では、所得税や健康保険、雇用保険などの手続きにマイナンバーを使います。

■ 配当金や保険金などの支払調書作成手続きなどのために、証券会社、生命保険会社などからも、マイナンバーの提示を求められる場合があります。

お問い合わせ：

マイナンバー担当課

電話：03-6413-9481 FAX：03-6413-9482

■ 领取人

- 领取原则上限本人。
- 本人未满 15 岁或属于已成年的被监护人时，请由法定代理人同行。
- 仅限因疾病、身体残疾、重度的精神、智力障碍、长期出差等不得已的理由导致本人无法前来领取，或者申请者本人为高中生及以下年龄等场合，可由代理人领取。此时需提供本人无法前来的证明材料、本人身份证明文件（带照片）等。

※ 因工作忙等理由不能由代理人领取。

※ 领取个人编号卡时也需要在留卡或特别永住者证明书。关于在留卡、特别永住者证明书的手续请参照 P.37、39

※ 个人编号卡相关主页“个人编号卡综合网站”上有外语页面。

英 语：<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/index.html>

中 文：<https://www.kojinbango-card.go.jp/zh-cn/index.html>

韩 语：<https://www.kojinbango-card.go.jp/ko/index.html>

■ 变更了住址等时

请持个人编号卡和留卡等，在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理记载事项变更手续。

■ 更新了在留卡时

请持个人编号卡及更新后的在留卡，由本人在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理个人编号卡有效期限延长的手续。但超过在留期限后更新在留卡时或已超过个人编号卡有效期限届满日时，个人编号卡将失效，无法办理有效期限延长的手续。需要个人编号卡时请重新申请。

■ 遗忘密码时

请本人携带个人编号卡和留卡等，前往个人编号卡中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 20 处个人编号卡电子证明手续办理区（池尻、若林、上町、下马、上马、梅丘、代泽、新代田、松原、松泽、奥泽、九品佛、上野毛、深泽、祖师谷、船桥、喜多见、砧、上北泽、上祖师谷上的各社区振兴中心内）办理密码重置的手续。

■ 遗失时

拨打个人编号综合免费热线（外语：0120-0178-27）或个人编号卡电话中心（外语：0570-064-738）办理个人编号卡临时挂失的手续。找到时请办理解除临时挂失手续，未找到时请在个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）办理作废及再发行手续。

电子证明书

个人编号卡可事先登记 2 种电子证明书（签名用电子证明书、证明使用者的电子证明书）。

■ 有效期限

从发行日至第 5 个生日为止

有在留期限的人士 届满日截止

※ 签名用电子证明书的住址、姓名等发生变更后无法再使用，请办理再次发行手续。

※ 有效期限的更新手续可在有效期限届满前 3 个月办理。

■ 手续费 200 日元

※ 只更新 1 种电子证明书时也相同

办理手续时使用个人编号

在办理社会保障、税务等手续时，申请书等若记载有个人编号，请一并提供个人编号卡或通知卡以及在留卡（或特别永住者证明书）。

向工作单位等申报个人编号

■ 在公司等上班或打工的人士，需要向工作单位申报个人编号。申报时请一并提供通知卡（仅限于住民票的登记内容没有差异时）或个人编号卡的其中一项以及在留卡（或特别永住者证明书）。工作单位在办理所得税、健康保险、雇佣保险等手续时使用个人编号。

■ 证券公司、生命保险公司等也可能要求提供个人编号，以便办理红利金、保险金等支付报告书的制作手续。

咨询：

个人号码卡业务课

电话：03-6413-9481

传真：03-6413-9482

出生・死亡

■ 出生届

日本国内で子が出生したとき

届出期間：生まれた日から 14 日以内

届 出 地：届出人の所在地あるいは出生地の区市町村の役所

届 出 人：子の父または母

提出書類：

- ・ 届書 1 通
- ・ 出生証明書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 親の国籍がわかる書類（パスポートなど）

■ 死亡届

日本国内で死亡したとき

届出期間：死亡の事実を知った日から 7 日以内

届 出 地：届出人の所在地あるいは死亡地の区市町村の役所

届 出 人：死亡者の親族または同居者

提出書類

- ・ 届書 1 通
- ・ 死亡診断書または死体検案書
- ・ 死亡者の国籍のわかる書類（パスポートなど）

上記についての問合せ先

各総合支所くみん窓口戸籍担当

（各総合支所区民課戸籍係）P.20 参照

■子どもが生まれたときは、出生届とともに次の手続きが必要です。

1. 乳幼児医療証、健康保険などの申請
→ P.66、P.88 参照
2. 在留資格・在留期間の許可申請（出入国在留管理庁・30 日以内）→ P.36、38 参照
3. 本国への報告
→ 各国在日大使館、領事館にお問い合わせください。

◎ 特別永住許可申請をする場合は出生から 60 日以内に区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）での申請が必要です。

◎ 出生から 60 日以内に、特別永住許可または 3 か月を超える在留資格を取得されない場合は、住民票が消除され、国民健康保険、乳幼児医療証などの資格も喪失します。

◎ 世田谷区に住民登録している外国人の方が、外国で死亡したときには、公的機関または病院（医師）が発行した「死亡証明書」をお持ちのうえ、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で住民票消除の手続き（死亡の申し出）をしてください。外国語で作成された「死亡証明書」については、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の住所・氏名を明記する）

上記◎についての問合せ先

住民記録・戸籍課 住民記録担当

電話：03-5432-2236

区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

■ 出生届の提出と同時にマイナンバーカードの申請をする際の必要書類や受付窓口については、世田谷区マイナンバー制度コールセンター（03-3570-5031）にお問い合わせください。

婚姻・離婚

■ 日本人と外国人の場合については、各総合支所くみん窓口戸籍担当（総合支所区民課戸籍係）までお問い合わせください。P.20 参照

■ 双方が外国人である場合は、各自の在日大使館、領事館にお問い合わせください。

出生・死亡

■ 出生申报

在日本国内孩子出生时

申报期限：

出生后 14 天以内

申报地：申报人所在地或出生地市区町村办公厅

申报人：父亲或母亲

提示证件：

- ・ 申报书 1 份
- ・ 出生证明书
- ・ 母子健康手册
- ・ 请携带证明双亲国籍的文件（护照等）

■ 死亡申报

在日本国内死亡时

申报期限：死亡事实确认后 7 天以内

申报地：

申报人所在地或逝者死亡地的市区町村办公厅

申报人：死亡者的亲戚或同居人

提示证件：

- ・ 申报书 1 份
- ・ 死亡检查书或尸检证书
- ・ 可确认死亡者国籍的资料（护照等）

上述内容相关的咨询处

各综合支所区民窗口户籍主管

（综合支所区民课户籍系）参照 P.21

■ 小孩出生时，除要出生申报外还要办理以下的手续。

1. 申请乳幼児医疗证、健康保险等
→ 参照 P.67、P.89
2. 在留资格、在留期间的许可申请（30 天以内有在出入国管理厅办理）
→ 参照 P.37、39
3. 往自国报告
→ 请咨询各国驻日大使馆、领事馆。

◎ 申请特别永住许可时，必须在出生后 60 天之内向区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）申请。

◎ 出生后 60 天之内，无法获得特别永住许可或取得超过 3 个月以上的在留资格时，住民票将被消除，国民健康保险、婴幼儿医疗证等资格也同时丧失。

◎ 有居民登记的世田谷区外国人，在国外死亡时，拿公共机构或医院（医生）发行的“死亡证明书”在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理清除住民票的手续（死亡申报）。有关用外语书写的“死亡证明书”，请务必附上日文翻译。（注明译者的地址和姓名）

关于上述◎的咨询处

住民登记・户籍课 居民记录主管

电话：03-5432-2236

区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）

■ 关于出生登记同时申请个人编号卡所需要材料及受理窗口，请垂询世田谷区个人编号卡制度电话中心（03-3570-5031）。

结婚・离婚

■ 关于日本人与外国人的情形，请向各综合支所区民窗口户籍主管（综合支所区民课户籍系）咨询。参照 P.21

■ 双方都是外国人时，请向各自的驻日大使馆、领事馆咨询。

妊娠・出産

妊娠届と母子健康手帳（親子健康手帳）などの交付

妊娠されたら、妊娠届を提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行います。その時に、健康診査や予防接種を受けるときに必要な母子健康手帳（親子健康手帳）と「母と子の保健バッグ」を交付します。外国籍の妊婦の方が日本語を読めない場合は、英語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語の母子健康手帳もあります。

配付窓口（日本語・英語）：

総合支所保健福祉センター健康づくり課、総合支所区民課、出張所、まちづくりセンター

お問合せ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠 8 か月時面談・産後面接）

世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない支援）として、各総合支所保健福祉センター健康づくり課に、保健師など専門職によるネウボラ・チームを配置し、妊娠中から 2 歳までのお子さんをお持ちの全ての方を対象に面接を行います。妊娠・出産・育児などの不安や悩みを気軽に相談してください。面接の申し込みは電話と区公式 LINE から

受付しています。また、ネウボラ面接の際にせたがや子育て利用券を配付しています。

※子育て利用券については P.62 参照

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課

P.22 参照

妊婦支援給付金（1 回目）

妊娠届出書を提出し、ネウボラ面接（妊娠期面接）を受けた方に、面接時に妊婦支援給付金（1 回目）の申請案内を手交します。給付内容は、妊婦 1 人あたり 5 万円です。

お問い合わせ：世田谷区妊婦のための支援給付事務局（世田谷保健所健康推進課）

電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

妊婦健康診査等・新生児聴覚検査

■健康診査を都内の医療機関等で受診できる 14 回分の受診票と 4 回分の超音波検査、子宮頸がん検診および新生児聴覚検査各 1 回分の受診票を交付します。（受診票に記載されている検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するものであり、医療機関等での指導内容や検査項目により自己負担が発生します。）

■また、里帰りなどにより都外や国外の医療機関で受診した場合には受診票は利用できませんが、後日申請することで妊婦健康診査などに要した費用を助成する制度があります。

※妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、子宮頸がん検診受診票・新生児聴覚検査受診票は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

妊娠・分娩

妊娠申报及母子健康手册（亲子健康手册）等的发行

怀孕后，请进行怀孕申报。申报时将确认个人编号和本人身份，并发行在健康诊查或预防接种时需要提示的母子健康手册（亲子健康手册）和“母子保健包”。对于不懂日语的外国籍孕妇，我们还准备了英语、中文、韩语、泰语、他加禄语、葡萄牙语、印度尼西亚语、西班牙语、越南语、尼泊尔语版本的母子健康手册。

分发部门（日语、英语）：

综合支所保健福利中心健康增进课、综合支所区民课、办事处、社区振兴中心

问讯处：世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

Neuvola 面谈（孕期面谈、妊娠 8 个月时的面谈、产后面谈）

世田谷版 Neuvola（孕后不间断支援）是在各综合支所保健福利中心健康增进课，配置由保健师等专业人士组成的 Neuvola 团队，向所有在孕期中到孩子 2 岁期间的母亲提供面谈。敬请随时咨询怀孕、分娩、育儿等方面的不安和烦恼。面谈申请通过电

话和区官方 LINE 账号受理。另外，面谈时还会发放世田谷的育儿利用券。

※ 关于育儿利用券请参照 P.63

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

孕妇支援补助金（第 1 次）

提交怀孕申报书并接受 Neuvola（孕期面谈）的孕妇，会于面谈时当面获得孕妇支援补助金（第 1 次）的申请指南。补助金金额为，每位孕妇 5 万日元。

问讯处：世田谷区孕妇支援补助事務局（世田谷保健所健康推进课）

电话：03-6705-0258

传真：045-683-1718

孕妇健康检查等・新生儿听觉检查

■ 将发行可在东京都内医疗机构等接受公费健康检查的 14 次“受诊票”、4 次超声波检查，以及各一次的宫颈癌检查与新生儿听力检查的“受诊票”（当实施“受诊票”上记载的检查项目时，可获得一定金额为上限的补助，根据医疗机构等的指导内容和检查项目，可能会产生部分自费费用。）

■ 此外，因回故乡等而在东京都外或国外的医疗机构就诊时不能利用“受诊票”，但可事后申请利用对孕妇健康检查等所需费用进行补助的制度。

※ 孕妇健康检查“受诊票”，超声波检查“受诊票”和宫颈癌检查“受诊票”，新生儿听觉检查“受诊票”票都装在“母子保健包”内。

问讯处：

世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

産前・産後歯科健康診査

指定歯科医療機関で妊娠中と出産後各1回、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。受診券は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2442 FAX：03-5432-3102

妊娠高血圧症候群など医療費助成

妊娠高血圧症候群などにかかっている妊産婦で、医療機関に入院した場合、医療費を助成します。ただし、入院日数など資格条件があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

保健指導票

生活保護を受けている方や住民税非課税世帯の方などを対象に、妊婦健診と産後の母と子の健診（各1回）の費用を助成します。指定病院への受診などいくつかの条件がありますのでご相談ください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

出産費用の援助

入院などの費用を支払うことが困難な妊産婦が、入院して分べんする場合は、指定病院での出産費用を援助します。在留カードをもって相談にお越しください。

※援助を受けるためには、事前相談・申請が必要です。

対象

- ・住民税が非課税の世帯
- ・区民税所得割額と健康保険の出産一時金が一定額以下の世帯

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

世田谷区出産費助成制度

子どもの出産（妊娠85日以上流産・死産、死別等も含む。以下同じ）にかかる費用の一部を助成します。

対象：以下のいずれかにあてはまること

1. 出産児の住所が、出生日時時点で区内にある
2. 妊娠85日以上流産・死産の場合は、
出産日時時点で母の住所が区内にあり、
加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けている

助成額：出産児1人つき5万円

申請期限：当該出産の日から1年以内（災害等やむを得ない事由のある場合を除く）

お問い合わせ：子ども家庭課

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

产前・产后牙科健康诊断

发放的受诊券装在“母子保健包”内，凭该券在区内指定牙科医疗机构，于怀孕期间和产后各一次，可以免费接受牙科健康诊断。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2442
传真：03-5432-3102

妊娠高血压综合症等的医疗补助

因妊娠高血压综合症等住院的孕产妇，可以得到医疗补助，但受住院天数等资格条件的限制。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

保健指导票

以接受生活保障的人和住民税非课税家庭为对象，补助孕妇体检和产后母子体检（各 1 次）的费用。包含有到指定医院就诊等几项条件，敬请咨询。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

分娩费用的援助

对于难以支付住院等费用的孕产妇，在住院分娩时，对在指定医院的生产费用进行补助。请携带在留卡前往咨询。

※ 获取援助需事前咨询、申请。

对象
・ 住民税免税的家庭
・ 区民税的所得比例额和健康保险的分娩一次性补助在一定金额以下的家庭

问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

世田谷区分娩费用补助制度

补助部分分娩（包括妊娠 85 日以上的流产、死产，以及孕妇死亡等情形，下同）费用。

对象：符合以下任一条件者

1. 新生儿在出生时的住址在世田谷区内
2. 妊娠 85 日以上的流产、死产的情形中，母亲分娩当天的住址在世田谷区内，并从本人加入的健康保险等领取了本次分娩的分娩育儿一次性补助等

补助金额：每个新生儿 5 万日元
申请期限：从分娩日起 1 年以内（因受灾等不得已的情况除外）

问讯处：儿童家庭课
电话：03-5432-2309
传真：03-5432-3081

両親学級

妊娠された方とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています（予約制）。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

赤ちゃん訪問（乳児期家庭訪問）

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談などを行います。「赤ちゃん訪問連絡票（出生通知票）」をオンライン又は母子健康手帳（親子健康手帳）にとじ込まれているハガキでご提出ください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照



オンライン提出はこちら

妊婦支援給付金（2回目）

赤ちゃん訪問（乳児期家庭訪問）を受けた方に訪問時に妊婦支援給付金（2回目）の申請案内を手交します。給付内容は、妊娠した子どもの数×5万円です。

お問い合わせ：世田谷区妊婦のための支援給付事務局（世田谷保健所健康推進課）
電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

せたがや子育て利用券

2歳までのお子様がいるご家庭に、産前・産後のサービスが利用できる「子育て利用券」（お子様1人につき1セット、額面1万円分）をネウボラ面接の際に配付しています。

配付場所：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

産後ケア事業

産後、育児疲れや育児不安があり、家族などからの支援を受けられない母子を対象に、宿泊・日帰り・訪問でケアを受けたり、授乳方法や育児について助産師に相談ができます。

宿泊・日帰りは産後4か月未満まで、訪問は産後1年未満までご利用いただけます。（事前登録が必要）

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

双亲班

以孕妇及其伴侣为对象举办“双亲班”，学习孕期健康管理和分娩所需要的知识（预约制）。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

婴儿家访（婴儿期家庭访问）

在婴儿出生 4 个月内，保健师和助产师将访问婴儿家庭，提供育儿和母亲健康等方面的咨询。请通过线上手续提交“出生通知卡（婴儿访问联络卡）”，或邮寄母子健康手册（亲子健康手册）中附带的明信片。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23



点此在线提交

孕妇支援补助金（第 2 次）

接受婴儿家访（婴儿期家庭访问）服务的产妇，将于家访时由工作人员当面发放孕妇支援补助金（第 2 次）的申请指南。补助金额为所怀孩子数 × 5 万日元。

问讯处：
世田谷区孕妇支援补助事務局（世田谷保健所健康推进课）
电话：03-6705-0258
传真：045-683-1718

世田谷育儿利用券

针对有 2 岁以内儿童的家庭，在 Neuvola 面谈时分发可用于产前、产后服务的“育儿利用券”（每个孩子 1 份，1 万日元面值）。

发放地点：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

产后护理服务

对于存在产后、育儿疲劳或育儿不安，且无法从家属等获得支持的母子，助产师能提供住宿、当天往返、上门访问护理，或关于哺乳方法、育儿等方面的咨询。住宿、当天往返护理限产后 4 个月内，上门访问护理限产后 1 年以内。（需要事先登记）

问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

子育て

保育園の入園手続きについて説明した「概要版保育のごあんない」を作成しています。
詳細は区のホームページをご覧ください。二次元コードよりアクセスできます。

言語：英語



新 BOP 学童クラブのしくみや手続きをわかりやすく説明した英語の案内や入会に必要な書類を配っています。

言語：英語

場所：児童課の窓口

乳幼児健康診査

診査名	内容	受診場所
1 か月児健康診査	一般健康診査	指定なし（個別受診） ※区は受診費用の一部を助成
3・4 か月児健康診査	一般健康診査（身体測定、診察など）	健康づくり課 P.22 参照
6～7・9～10 か月児健康診査	一般健康診査	都内指定医療機関
1 歳 6 か月児健康診査	一般健康診査	区内指定医療機関
	歯科健康診査	健康づくり課 P.22 参照
2 歳 6 か月児歯科健康診査	歯科健康診査	区内指定医療機関
3 歳児健康診査	一般健康診査、歯科健康診査	健康づくり課 P.22 参照

※ 該当者には、それぞれお知らせします。

※ 英語の案内があります。必要な方は請求してください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

予防接種

各予防接種の接種対象となる方には、区から通知します。

予防接種対象年齢

種別	6 週	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳
小児用肺炎球菌（4 回）																									
B 型肝炎（3 回）																									
ロタウイルス （2 回または 3 回）																									
5 種混合（ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ヒブ）（4 回）																									
二種混合（ジフテリア・破傷風）（1 回）																									
BCG（1 回）																									
水痘（2 回）																									
麻しん風しん混合（MR）（2 回）																									
日本脳炎（4 回）																									
子宮頸がん予防（3 回）																									

※ 上表の■および□は、法で定められた定期の予防接種の期間です。■は病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間（標準的な接種期間）です。

注 1：MR 第 1 期は、生後 12 か月以上 24 か月未満の 1 年間です。

注 2：MR 第 2 期は、小学校就学前の 1 年間です。

注 3：小学校 6 年生から高校 1 年生相当年齢の女子が対象です。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

育儿

区政府制作并发放了关于详细说明保育园的入园手续的册子“保育指南（概要版）”，详情请见世田谷区官方主页。可通过二维码访问。

语言：英语



随时领取关于新 BOP 学童俱乐部的结构和手续详细说明书的英文手册和入会资料。

语言：英语

地点：儿童课窗口

婴幼儿健康检查

检查名	内容	就诊地点
1 个月婴儿健康检查	一般健康检查	无指定地点（单独就诊） ※ 世田谷区会补助部分就诊费用
3・4 个月婴儿健康检查	一般健康检查（身体测定、诊察等）	健康增进课参照 P.23
6～7、9～10 个月婴儿健康检查	一般健康检查	都内指定的医疗机构
1 岁半幼儿健康检查	一般健康检查	区内特定医疗机构
	1 岁半牙科健康检查	健康增进课参照 P.23
2 岁半幼儿牙科健康检查	牙科健康检查	区内指定医疗机构
3 岁幼儿健康检查	一般健康检查，牙科健康检查	健康增进课参照 P.23

※ 向该当者发送通知。

※ 备有英文介绍。需要者请提出要求。

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

预防接种

对于各预防针对象者，由区另行通知。

预防接种对象年龄

类别	6 周	2 个月	3 个月	4 个月	5 个月	6 个月	7 个月	8 个月	9 个月	1 岁 (岁)	2 岁	3 岁	4 岁	5 岁	6 岁	7 岁	8 岁	9 岁	10 岁	11 岁	12 岁	13 岁	14 岁	15 岁	16 岁
小儿用肺炎链球菌（4 次）																									
乙型肝炎（3 次）																									
轮转病毒 （2 次或 3 次）																									
5 种混合（白喉、百日咳、破伤风、 脊髓灰质炎、流感嗜血杆菌）（4 次）																									
二合一（白喉、破伤风）（1 次）																									
BCG（1 次）																									
水痘（2 次）																									
麻疹风疹（MR）（2 次）																									
日本脑炎（4 次）																									
子宫颈癌预防（3 次）																									

※ 前一页表中的■以及□是法律规定的定期预防接种时间。■是考虑到孩子易患病的时期而规定的时间（标准接种时间）。

注 1：MR 第 1 期在生后 12 个月以上 24 个月未满的 1 年间接种。

注 2：MR 第 2 期在就读小学前 1 年接种。

注 3：面向小学六年级至高中一年级年龄的女性。

问讯处：世田谷区预防接种电话中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

子どもの任意予防接種費用助成

以下の任意予防接種の費用を助成します。

種別	対象者	実施方法
任意の麻しん・風しん(MR) ワクチン	① 2歳～第2期の対象期間（小学校入学年の1年前～翌年の3月31日まで）にいたるまでの方で第1期末接種の方 ② 小学校1年生～18歳までの方で第2期末接種の方	指定医療機関で予防接種の費用を全額助成します。 [助成回数] 対象の①②各期間1回ずつ ※申請により、接種予診票を発行します。 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。
子どものインフルエンザ ワクチン	6か月～15歳（中学生まで）	10月1日～翌年1月31日まで指定医療機関で予防接種の費用を一部助成します。 [助成額] 2,000円 [助成回数] 2回（6か月～12歳） 1回（13歳～15歳） ※やむを得ない理由（入院、里帰り出産、ワクチンの成分にアレルギーがあるなど）により、指定医療機関で接種できない場合は、事前にご相談ください。
おたふくかぜワクチン	1歳～小学校入学前	指定医療機関で予防接種の費用を一部助成します。 [助成額] 3,000円 [助成回数] 2回 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。
HPV ワクチン（男性）	小学校6年生～高校1年生相当年齢の男性	指定医療機関で予防接種の費用を全額助成します。 [助成回数] 3回 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

子ども等医療費助成

国民健康保険など各健康保険に加入している18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの世田谷区内に住所がある児童の医療費の一部（健康保険適用の自己負担分など）を助成します。

お問い合わせ：子ども家庭課

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

儿童任意疫苗补助

对如下任意疫苗的费用提供补贴。

类别	对象	实施方法
任意的麻疹、风疹（MR）疫苗	① 在 2 岁～第 2 期的对象期间（小学入学前的一年前～次年的 3 月 31 日为止）之内为第 1 期未接种的儿童 ② 小学 1 年级～18 岁之间为第 2 期末接种的儿童	全额补助在指定医疗机构接受预防接种的费用 [补贴次数] 对象的①②各期间内各一次 ※ 根据申请发行接种预约票。 ※ 如果在区外的医疗结构接种，则不予补贴。
儿童流感疫苗	6 个月 -15 岁（最大到初中生）	部分补助 10 月 1 日 - 次年 1 月 31 日之间在指定医疗机构接受预防接种的费用。 [补贴金额] 2,000 日元 [补助次数] 2 次（6 个月～12 岁） 1 次（13 岁～15 岁） ※ 如有不得已的原因（住院、返乡待产、疫苗含过敏成分等）无法在指定医疗机构接种，请提前垂询。
腮腺炎疫苗	1 岁 - 小学入学前	在指定医院接种疫苗会补贴部分费用。 [补助金额] 3000 日元 [补助次数] 2 次 ※ 如果在区外的医疗结构接种，则不予补贴。
HPV 疫苗（男性）	相当于小学六年级 - 高中一年级年龄的男性	在指定医疗机构接种疫苗会补贴全部费用。 [补助次数] 3 次 ※ 如果在区外的医疗结构接种，则不予补贴。

问讯处：世田谷区预防接种电话中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

儿童等医疗费补助

对加入了国民健康保险等各种健康保险的，到满 18 岁后的最初年度末（3 月 31 日）为止的在世田谷区内拥有住所的部分儿童医疗费（适用健康保险的自己负担部分等）进行补助。

问讯处：儿童家庭课

电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081

その他の医療費助成

- 赤ちゃんの出生時の体重が 2,000g 以下の場合や医師が入院養育を必要と認めた場合
- 大気汚染にかかわる気管支ぜん息などの疾病にかかっている方
- 心疾患、小児がん、腎疾患などの小児慢性疾患にかかっている児童
- 精神障害の入院治療を受ける児童
- 身体に障害があり、手術により確実な治療効果が期待される児童

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

- 18 歳未満で結核にかかっている方が、その治療のため指定医療機関に長期入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助を受けることができます（世帯収入に応じた負担額あり）。

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2370 FAX：03-5432-3022

其他医疗费补助

- ・ 婴儿出生时的体重在 2,000 克以下或医生认为有必要住院养护时
- ・ 关于患有与大气污染相关的支气管哮喘等疾病的患者
- ・ 患有心脏病，小儿癌，肾脏性疾病等小儿慢性病的儿童
- ・ 患有精神障碍并接受入院治疗的儿童
- ・ 有身体残疾，经手术后有望获得治疗效果的儿童

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

- ・ 未满 18 周岁患有结核的人，在指定医疗机构长期住院治疗时，可获得住院的费用给付和学习用品的援助（根据家庭收入有负担金额）。

问讯处：世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2370 传真：03-5432-3022

ひとり親家庭への支援

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18（20）歳未満の児童を養育している家庭をいいます（制度によって対象となる方が異なります）。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害を有する児童
- ・ 父または母が生死不明である児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令を受けた児童

- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・ 母の婚姻によらないで出生した児童（※事実婚の場合を除く）

※ただし、児童が施設に入所している場合を除く
暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供などのサービスがあります。
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

子ども・ひとり親家庭などに関する手当など ※いずれも申請手続きが必要です。

手当	支給要件	所得制限	お問い合わせ
児童手当	18歳到達後最初の年度末（3月31日）を迎えるまでの児童を養育している方で、世田谷区内に住所がある方。	なし	子ども家庭課 電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081
児童育成手当（育成手当）	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭など。	あり	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照
児童育成手当（障害手当）	心身に障害（身体障害者手帳2級程度以上、愛の手帳3度程度以上、脳性麻痺（まひ）、進行性筋萎縮（いしゅく）症）のある20歳未満の児童を養育している場合。	あり	
児童扶養手当	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭など。	あり	
特別児童扶養手当	心身に重度または中度程度の障害（身体障害者手帳3級（一部除く）程度以上・一部4級程度、愛の手帳3度程度以上、そのほかの内部障害、精神障害、疾病など）のある20歳未満の児童を養育している場合。 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。	あり	
ひとり親家庭等医療費助成制度	各種健康保険に加入していて、18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭などの方に、保険診療内の自己負担分の一部を助成します。	あり	

日常生活用具の給付 ※所得に応じて自己負担があります。

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、必要に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具、紫外線カットクリームなどの日常生活用具を給付します。（児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先）

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

对单亲家庭的支援

“单亲家庭”指属于以下各项之一，并养育有不足18(20)岁未成年人的家庭(所指对象因制度而异)。

- 父母离了婚的未成年人
- 父亲或者母亲去世了的未成年人
- 父亲或者母亲有重度障碍的未成年人
- 父亲或者母亲生死不明的未成年人
- 被父亲或者母亲遗弃1年及以上的未成年人
- 父亲或者母亲因来自配偶者的暴力(DV)而收到法院保护命令的未成年人

- 父亲或者母亲被依法拘禁1年及以上的未成年人
- 母亲非婚生的未成年人(※事实婚的情况除外)

※但儿童住入福利院时除外

有关于对生活和住所的支援、津贴、医疗费补助、就业支援，咨询和信息提供等的服务。详情请咨询。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

儿童・单亲家庭等补贴 ※ 均需要办理申请手续。

补贴种类	支付条件	收入限制	问讯处
儿童补贴	养育有到满18岁后第一个年度末(3月31日)的儿童，并在世田谷区内持有地址者。	无	儿童家庭课 电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081
儿童养育补贴 (养育补贴)	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童的单亲家庭等。	有	综合支所保健福利中心 儿童家庭支援课 参照 P.23
儿童养育补贴 (残疾补贴)	适用于抚养身心存在障碍(身体残疾人手册2级以上、仁爱手册3度以上，患有脑性麻痹、进行性肌肉萎缩症)的未满20岁的青少年。	有	
儿童抚养补贴	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上身体残疾时到未满20岁)的单亲家庭等。	有	
特别儿童抚养补贴	适用于抚养身心重度或中等程度障碍(身体残疾人手册1~3级(一部分除外)程度・一部分4级、仁爱手册3度程度以上、患有其他内部残疾、精神障碍、疾病等)的未满20岁的青少年。 ※当患有多项障碍时，就算个别障碍不如上述程度，也有能够符合条件的情况。	有	
单亲家庭等医疗费 补助制度	加入了国民健康保险等各种健康保险，养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上残疾时到未满20岁)的单亲家庭人士，补助保险诊疗中的自己负担部分的一部分。	有	

日常生活用具的补助 ※ 根据收入有负担金额。

对有小儿慢性特定疾患的儿童的家庭，根据需要，提供入浴辅助用具、特殊床铺、步行支持用具、紫外线防晒乳等日常生活用具。

(儿童福祉法和障碍者综合支援法的给付优先)

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

子ども・子育て相談窓口

せたがや子ども・子育てテレフォン（日本語）

妊娠・子育て中の保護者または子ども本人からの
夜間・休日の電話相談

時間：月～金曜 午後5時～10時

土・日曜、祝日（12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後10時

電話：03-5451-1211

親子のための相談 LINE

▼友だち登録はこちら

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などがLINEで相談できます。



（こども家庭庁）

時間：月～金曜 午前9時～午後11時

土・日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時

せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）

〔世田谷区子どもの権利擁護機関〕

世田谷区に在住または、区内の学校・施設などに通っている18歳未満の子どものいじめなどの権利侵害について相談できます。必要に応じて調査・調整・要請などを行うことができます。

時間：月～金曜 午後1時～8時

土曜 午前10時～午後6時

（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）

電話：0120-810-293（フリーダイヤル）

FAX：03-3439-6777

所在地：〒156-0051 宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

子ども相談メールフォーム：<https://www.city.setagaya.lg.jp/kodomosoudan/15531.html>

子ども・子育て支援

赤ちゃん・子どものショートステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設などでお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

トワイライトステイ

保護者が仕事などで、①帰宅が遅くなるとき、②祝日・休日に不在となるときに、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

ほっとステイ

理由を問わず、未就学のお子さんをお預かりします。登録や予約の方法、実施日、利用料などは、施設によって異なりますので、お問い合わせください。

おでかけひろば

未就学（主に0～3歳）の子どもと親と一緒に遊んだり、お友だちを作ったり、楽しいひとときを過ごせる憩いの場です。スタッフが常駐し、子育てに関する相談や情報提供を行います。

発達障害相談・療育センター「げんき」

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのあるお子さん、およびその家族の方を対象に、相談や療育などの支援を行います。（相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援および放課後等デイサービスの法定料金）

電話：03-5727-2236

所在地：大蔵2-10-18 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階

時間：月～土曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後6時※日本語のみ

子育てステーション発達相談室

発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じてアドバイスや関係機関のご紹介、継続的な相談・面接を行います（相談は無料です。事前に予約が必要です）。※日本語のみ

未成年人・育儿咨询窗口

世田谷育儿电话（用日语）

妊娠育儿中的监护人或孩子本人在夜间及休息日通过电话咨询

时间：星期一～五 17:00～22:00

星期六、日、节假日（12月29日～1月3日除外）9:00～22:00

电话：03-5451-1211

亲子咨询 LINE

如果您有育儿或亲子关系等方面的烦恼，孩子（不满18岁）和监护人可以通过LINE咨询。

时间：周一至周五 9:00 - 23:00

周六、周日、节日、年末年初 9:00 - 17:00

▼添加好友



（儿童家庭厅）

世田谷未成年人支援（Seta Hotto）

〔世田谷区未成年人的权利保护机构〕

在世田谷区居住或者在区内学校和设施等就学的不满18岁未成年人遭遇霸凌等侵权行为时可以咨询。将根据需要进行调查、协调和请求介入等。

受理时间等：周一～五 13:00～20:00

周六 10:00～18:00

（节假日、休息日、12月29日～1月3日除外）

电话：0120-810-293（免费电话）

传真：03-3439-6777

所在地：邮编156-0051 宫坂3-15-15

未成年人 / 育儿综合中心3楼

网站：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

未成年人咨询电子邮件格式：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kodomosoudan/15531.html>

儿童・育儿支援

婴儿・儿童的短期照看

监护人因患病和分娩、育儿疲劳・育儿不安、看护家人等而临时无法养育孩子时，0～12岁的孩子可在婴儿院或儿童养护设施等照看。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

夜间托管服务

监护人因工作①回家晚时、②节假日・休息日不在时，以小学生儿童为对象在区内的儿童养护设施提供托管服务。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

放心照看

无需任何理由，都可帮忙照看未入学的儿童。登记和预约的方法、实施日、利用费用等因设施而异，敬请咨询。

儿童娱乐场所

是未上学（主要是0岁到3岁）的儿童和父母一起玩耍，交朋友，度过快乐时光的休息场所（免费）。

有工作人员常驻，提供与育儿相关的咨询服务和信息。

发达障碍咨询和医疗保育中心“Genki”

该设施对不伴有智力落后的发达障碍或者有其可能性的小孩及其家属进行支援，包括接受咨询，医疗保育的支援。（咨询免费、医疗保育收取基于儿童福祉法的儿童发达支援以及放学后等的日间照料的费用）

电话：03-5727-2236

所在地：大藏2-10-18 大藏二丁目复合型 未成年人支援中心3楼

时间：周一～周六（节假日、12月29日～1月3日除外）9:00～18:00 ※ 仅日语

育儿站发达咨询室

针对有发达障碍或者有其可能性的小孩，由专业人员接受发达咨询。根据咨询内容，提出建议，介绍相关机构，并接受持续咨询和面谈（咨询免费。需要事先预约）。※ 仅日语

児童相談所

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

電話：03-6379-0697 FAX：03-6379-0698

所在地：〒156-0043 松原 6-41-7

業務時間：午前8：30～午後5時

閉庁日：土・日曜、祝日、12月29日～1月3日

児童館

児童館では地域の子育てを応援するおでかけひろばなどを設け、子育て世代の仲間づくりや情報提供・相談などを行っています。また、こどもまつり・野外キャンプなど様々な行事を通して児童の健全育成や中高生世代の居場所づくりを進めています。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2306～7 FAX：03-5432-3016

または最寄りの児童館へ。

利用時間：午前9：30～午後6時

休館日：月曜、第2・第4日曜、祝日（5月5日を除く）、12月29日～1月3日

※下記5館は週2回、午後7時まで開館。ただし、午後6時～7時は中高生世代の利用に限る。

池尻児童館・玉川台児童館：水・土曜

代田児童館：金・土曜

喜多見児童館・粕谷児童館：木・金曜

※玉川台児童館では改修工事を行うため、令和7年9月から令和8年3月下旬（予定）まで遊べません。

新BOP

「学童クラブ」と「BOP」を併せた「新BOP事業」を区立小学校全校で行っています。

■学童クラブ

保護者が就労などにより、放課後家庭で保護・育成ができないなど、所定の入会基準を満たす

区内在住または区立小学校在籍の小学1～3年生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供しています。ただし、心身の発達などにより、個別的配慮が必要な児童は6年生までです。時間は下校時から午後6：15まで、学校休業日は午前8：15から午後6：15までです。また、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、午後7時までご利用希望がある時に、実施時間の延長（月～金曜）を行っています。希望される場合は別途申請が必要です。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing：遊びの基地」という意味です。異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊び、友達の輪を広げていくことで、児童の健全育成をめざします。対象は、通学している区立小学校の1～6年生の児童です。時間は夏季（3月～9月）は下校時から午後5時まで、冬季（10月～2月）は下校時から午後4：30までです。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2308 FAX：03-5432-3016

地域学校連携課

電話：03-5432-2739 FAX：03-5432-3025

小学校の「遊び場開放」

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

開放日：土・日曜、祝日、夏・冬・春休みなど

利用対象：児童、幼児 ※幼児は大人の付き添いが必要です。

お問い合わせ：地域学校連携課

電話：03-5432-2723 FAX：03-5432-3025

就学前の子どもの保育**幼稚園と保育施設**

「幼稚園」が、就学前の子どもの教育目的の施設であるのに対して、「保育施設」は、保護者が働いたり、病気のために昼間保育ができない場合に保護者の代わりに保育をする児童福祉施設です。それぞれ、管轄や機能は異なりますが、集団生活の中で乳幼児の成長を助長するという面では同じ意義をもっています。

※幼稚園についてはP.78参照

保育園

対象：就学前の子ども

申し込み資格：仕事や病気などのために、家庭で保育できない保護者

入園の決め方：申請に基づいて保育の必要性の高い順に決めます。

申し込み・お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

儿童咨询所

关于未满 18 岁孩子的养护、残疾、不良行为、培养等，可受理电话或来所咨询。

电话：03-6379-0697 传真：03-6379-0698

所在地：邮编 156-0043 松原 6-41-7

工作时间：8:30 ~ 17:00

休息日：星期六、日、节假日，12 月 29 日 ~ 1 月 3 日

儿童馆

在儿童馆设有地区支援育儿的“外出广场”等，为育儿父母提供交友、信息和咨询的平台。也希望通过儿童节、野营等各种各样的活动，帮助儿童健康成长，并推进为初高中学生提供舒适空间。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2306 ~ 7

传真：03-5432-3016

或询问附近的儿童馆。

开放时间：9:30 ~ 18:00

休馆日：星期一、第 2・第 4 个星期日、节假日（5 月 5 日除外）、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日

※ 下述 5 馆每周 2 次，开馆至 19:00。

但 18:00 ~ 19:00 仅限初高中群体使用。

池尻儿童馆・玉川台儿童馆：星期三、星期六

代田儿童馆：星期五、星期六

喜多见儿童馆・粕谷儿童馆：星期四、星期五

※ 玉川台儿童馆因修缮施工，自 2025 年 9 月到 2026 年 3 月下旬（预计）期间无法游玩。

新 BOP

“学童俱乐部”和“BOP”合并的“新 BOP 事业”正在所有的区立小学校进行

■ 学童俱乐部

以监护人因就业等原因不能在放学后在家保护培育孩子等，符合所定的入会标准，居住在区内或小学 1 年级至 3 年级在校生（因身心成长，发育等原因需要某些个别关照的孩子到 6 年级）的儿童为对象，向他们提供合适的游玩与生活场所。时间是下课后至 18:15，学校休息日为 8:15 至 18:15。并且为支持每个儿童正常的成长发育，更充分地实施“成育支援”，对提出希望者可以延长利用时间至 19:00（星期一~五）。需要者必须单独申请。

■ BOP

BOP 是“Base Of Playing：游玩基地”的意思。不同年龄的孩子可以在一起玩耍，广交朋友，健康茁壮地成长。对象为在区立小学上学的 1 年级至 6 年级的学生。时间是夏季（三月至九月）放学后到 17:00，冬季（十月至二月）放学后到 16:30。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2308 传真：03-5432-3016

各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2739 传真：03-5432-3025

小学的“游戏场所开放”

把区立小学的校园作为儿童们的安全游戏场所开放。

开放日：周六，周日，节日，夏、冬、春假等

利用对象：儿童、幼儿 ※ 幼儿需要大人陪伴。

问讯处：各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2723 传真：03-5432-3025

学龄前儿童保育

幼儿园与保育设施

“幼儿园”是以教育学龄前儿童为目的的设施，而“保育设施”则是在监护人因工作、疾病等原因不能在白天照看孩子的情况下，代为照看儿童的福利设施。尽管其管辖与功能各不相同，但在帮助婴幼儿在集体生活中成长这方面有着同样的意义。

※ 关于幼儿园请参照 P.79

保育园

对象：学龄前儿童

报名资格：白天因工作与生病等原因，不能在家照顾孩子的监护人。

入园方法：根据申请视保育的必要性而定。

报名、问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23

保育園以外にも保育室、保育ママ、認証保育所などの保育施設があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

認定こども園

幼児教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援を行います。保育園機能の申し込みは、「保育園」と同様です。幼稚園機能の申し込みは、各施設に直接お問い合わせください。

地域型保育事業

0～2歳のお子さんを保育する事業です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などがあります。申し込み方法は「保育園」と同様です。

保育に関するお問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳クラスの全世帯および0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償化されます（※一部限度額あり）。

認可外保育施設や、幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育などを利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」と、保育を必要とする理由の根拠書類（保護者の方全員分）を保育認定・調整課入園担当にご提出ください。

認可保育園などの保育料、保育の必要性の認定について

保育認定・調整課 入園担当

電話：03-5432-1200 FAX：03-5432-1506

認可外保育施設などの無償化について

幼保補助金事務センター

電話：03-6453-4990

新制度未移行幼稚園の無償化について

子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

新制度移行幼稚園、私立認定こども園（幼稚園枠）の無償化について

保育課

電話：03-5432-2966 FAX：03-5432-3018

区立幼稚園、区立認定こども園（幼稚園枠）の無償化について

乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

保育料負担軽減補助制度

認証保育所、保育室、保育ママおよびその他一部の要件を満たす認可外保育施設については、世帯の所得に応じて保育料を助成する制度があります。助成を受けるには各種要件があります。

お問い合わせ：幼保補助金事務センター

電話：03-6453-4990

緊急保育

入院や出産等で緊急に子どもの世話ができないとき、区立保育園などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

一時保育

保護者が就労や通学、通院などで昼間一時的に子どもの世話ができないとき、保育園、指定保育室などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

病児・病後児保育室

保育施設を利用している乳幼児が、病気やケガ等で集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的にお預かりします。

お問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

除了保育园之外，还有保育室，保育妈妈，认证保育所保育所等保育设施。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

认定婴幼儿园

提供一体化幼儿教育 and 保育，对各地区提供育儿支援。保育园部门的申请方法与“保育园”相同。幼儿园部门的申请请向各设施咨询。

地区型保育事业

本事业对 0～2 岁的儿童提供保育服务，包括家庭型保育事业、小规模保育事业、事业所内保育事业等。申请方法与“保育园”相同。

有关保育的咨询：保育课

电话：03-5432-2325 传真：03-5432-3018

幼儿教育・保育无偿化

利用幼儿园、保育园、认定儿童园、认可外保育设施等 3 岁到 5 岁班级的所有家庭，以及 0 岁到 2 岁班级的住民税非课税家庭，适用保育费无偿化（※部分有限额）。

利用非认可保育设施、幼儿园・认定儿童园（幼儿园部分）托管保育等的儿童要适用保育费无偿化，需经过保育必要性认定。尚未接受认定的家庭，请向保育认定・调整课入园负责人提交“补助认定申请书”及需要保育的原因及证据资料（监护人全员资料）。

关于认可保育园的保育费，保育必要性的认定

保育认定・调整课入园担当

电话：03-5432-1200 传真：03-5432-1506

关于非认定保育设施等无偿化

幼保补助金事务中心

电话：03-6453-4990

关于新制度未转移幼儿园的无偿化

儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

关于新制度转移幼儿园、私立认定儿童园（幼儿园部分）的无偿化

保育课

电话：03-5432-2966 传真：03-5432-3018

关于区立幼儿园、区立认定儿童园（幼儿园部分）的无偿化

婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

减轻保育费负担补助制度

关于认证保育所、保育室、保育妈妈及其他部分满足条件的认可外保育设施，根据住户收入，有制度补助保育费。获得补助需要满足各种条件。

问讯处：幼保补助金事务中心

电话：03-6453-4990

紧急保育

因住院或生孩子等紧急不能照看儿童时，由区立保育园等设施进行保育服务。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

暂时保育

在监护人因就业，上学或者上医院治疗等而在日间暂时不能照看儿童时，由保育园和指定保育室等进行保育服务。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

患病儿童・病后儿童保育室

若在使用保育设施的婴幼儿因生病或者受伤等情况一时无法参与集体保育困难时，可在专用设施中接受临时照看。

问讯处：保育课

电话：03-5432-2325

传真：03-5432-3018

教育

幼稚園

■ 区立幼稚園

対象：4 歳児、5 歳児

※多聞幼稚園のみ 3 歳児募集

新入園児募集：11 月ごろ

申し込み：オンライン受付、乳幼児教育・保育支援課窓口 ※随時申し込みは、各区立幼稚園・区立認定こども園

お問い合わせ：乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

■ 私立幼稚園

対象：3～5 歳児（3 歳児には、満 3 歳児を含みます）

募集：10 月ごろ

申し込み・お問い合わせ：各幼稚園へ

※私立幼稚園のリストは子ども・若者支援課にあります。

※幼稚園教育の普及充実に図るため保護者に入園料・保育料などを補助します。保育料補助の金額は所得により異なります。ただし、補助対象外の幼稚園があります。

お問い合わせ：子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

小学校・中学校

小学校 6 年間（6～12 歳）、中学校 3 年間（12～15 歳）の計 9 年間で日本の義務教育です。新学期は 4 月に始まります。外国籍の方は、日本の

学校に通う義務はありませんが、希望する方は入学できます。

区立小学校・中学校への入学

■ 日本国籍のお子さんの場合

小・中学校に入学する年の 1 月中旬に、保護者へ「就学通知書」を送ります。その通知書を持って、指定された通学区域の学校へ入学してください。

■ 外国籍のお子さんの場合

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

※私立小学校・中学校への入学は、各学校へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

転校の手続き

日本国籍をお持ちで、世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続きの際に「学校指定通知書」をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、

「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

就学にあたっての健康診断

翌年 4 月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10 月中旬～11 月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は 9 月から 10 月上旬にお送りする予定です。

外国籍のお子さんで、区立小学校に入学を希望する方は、就学手続き後にご案内一式を郵送します（指定校の健診日より後に申請した場合を除く）。

お問い合わせ：学校健康推進課

電話：03-5432-2693 FAX：03-5432-3029

教育

幼儿园

■ 区立幼儿园

对象：4～5 岁儿童

※ 招收 3 岁儿童的只有多闻幼儿园

新生入园报名时间：11 月左右

报名方式：线上受理、乳幼児教育・保育支援课窗口

※ 非统一时间报名的申请，请直接联系各区立幼儿园或区立认定幼儿园咨询办理

问讯处：婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

■ 私立幼儿园

对象：3～5 岁儿童（所谓 3 岁儿童指含有满三岁的儿童）

招募：10 月前后

报名、咨询：由各幼儿园进行

※ 儿童・青年支援课备有私立幼儿园名单。

※ 给监护人补助入托费，保育费，以普及、完善幼儿园教育。保育费的补助金额因收入而异。但是有补助范围之外的幼儿园。

问讯处：儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

中・小学校

日本的义务教育是小学 6 年（6～12 岁），初中 3 年（12～15 岁）共 9 年。新学期每年 4 月开始。

外国人虽没有义务上日本的学校，但只要提出申请即可入学。

区立小学・初中的入学

■ 日本国籍的儿童

在小学、初中升入当年的 1 月中旬，将向监护人寄送“入学通知书”。请携带该通知书，前往指定上学区域的学校入学。

■ 外国籍的儿童

外国籍的儿童希望入读区立小学、初中时，请在进行住民登记的申报后，前往学务课办理。

※ 现在入读区立小学的儿童升入区立初中时，也需要重新办理入学手续。

※ 入读私立小学、初中时，请直接向各学校咨询。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

转学的手续

从世田谷区外迁入的日籍居民在办理居民登记手续时，会向其递交“学校指定通知书”。请带上该通知书，以及从之前在籍学校领取的“教材用图书给与证明书”和“在学证明书”，到指定的学校办理转学手续。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

入学时的健康诊断

以次年 4 月进入小学学习的儿童为对象，在 10 月中旬～11 月实施健康诊断，请接受诊断。预定从 9 月～10 月上旬开始寄送。

外籍儿童如希望入读区立小学，在办理入学手续后，区政府将邮寄整套说明资料（指定校的健康检查日之后申请的情况除外）。

问讯处：学校健康推进课

电话：03-5432-2693 传真：03-5432-3029

学校給食費

区立の小学校・中学校では、全児童・生徒に対して、学校給食を実施しています。物価の高止まりが続いているほか、少子化対策としての子育て世帯への経済的支援や義務教育の無償化を進める観点から、区立小・中学校の児童・生徒を対象とした学

校給食費の無償化を継続しています。

お問い合わせ：通学する各学校、または学校健康推進課

電話：03-5432-2697 FAX：03-5432-3029

帰国・外国人教育相談室

外国から帰国して区立小・中学校に編入するお子さんや、外国籍のお子さんを対象にした、学校生活や学習についての相談、補習教室（日本語指導など）などを行っています。

補習教室：水曜（中学生対象）

土曜（小・中学生対象）

お問い合わせ：帰国・外国人教育相談室（梅丘中学校内）

電話・FAX：03-3322-7776

中学校夜間学級

中学校を卒業していない方、または様々な事情により中学校で学べなかった方のために、中学校の夜間学級があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象です。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

区立三宿中学校

電話：03-3424-5255

時間：午後1時～9時

FAX：03-3424-5380

※都内にはこのほかに、7校の中学校夜間学級があります。

各種支援

就学援助費

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています（所得制限あり）。

申請時期に応じて支給金額などが異なる場合があります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

就学奨励費

区市町村立小・中学校の特別支援学級などへの就学に必要な学用品費、校外授業費、通学費などの一部を支援しています。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

障害のあるお子さんの就学相談

お子さんの特性や発達段階に応じた望ましい就学先を、保護者と一緒に考えます。

対象：都立特別支援学校または区立小・中学校の特別支援学級などを就学先の一つとして検討している保護者

お問い合わせ：支援教育課 支援教育担当

電話：03-6453-1514 FAX：03-6453-1534

防犯ブザーの支給

小・中学生を不審者などから守るため、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

区立小・中学校に通っている方は、各学校へ、それ以外の方は学務課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

学校供餐费

在区立小学、初中，对全体儿童、学生实施学校供餐。由于物价持续上涨，也基于育儿家庭提供经济援助的少子化对策以及推进义务教育无偿化的方针，区政府会继续面向区立小学和初中的儿童和与学生实施免除学校餐费政策。

问讯处：
所在学校或学校健康推进课
电话：03-5432-2697
传真：03-5432-3029

回国・外国人教育咨询室

以从外国回国后插班到区立小学・中学的儿童和外籍儿童为对象，开办有关学校生活和学习的咨询，补习教室（日语指导等）等。

补习教室：星期三（以中学生为对象）
星期六（以中・小学生为对象）
问讯处：回国・外国人教育咨询室（梅丘中学内）
电话・传真：03-3322-7776

初中夜间班

针对初中未毕业的学生或是因种种原因不能在初中学习的人，开设了初中夜间班。对象为在都内居住或工作，超过义务教育年龄的人。

问讯处：学务课
电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

区立三宿中学
电话：03-3424-5255
时间：13:00～21:00
传真：03-3424-5380
※ 除此之外都内还有七所中学夜校

各种援助

入学援助费

对进入国公立小学、初中就学所需的学习用品费、校外授课费、修学旅行费等实施部分援助（有收入限制）。

根据申请时期，支付金额等可能会有不同。

详情请浏览区政府主页。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

入学奖励费

对入学区市町村立小学、初中的特别支援学级所需的学习用品费、校外授课费、上学交通费等进行部分援助。

详情请浏览区政府主页。

※ 在籍于通常学级时也有成为奖励对象的情况。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

残疾儿童的入学咨询

根据儿童的特性和发育阶段，与监护人一起考虑所希望的入学地。

对象：希望将都立特别支援学校或区立小学・初中的特别支援学级作为入学对象进行考虑的监护人

问讯处：
支援教育课 支援教育主管
电话：03-6453-1514
传真：03-6453-1534

防止犯罪警报器的支付

为了保护小学生和初中生不受可疑者等的伤害，向住在区内的小学生和初中生支付“携带用防止犯罪警报器”。

到世田谷区立的小学 and 初中上学的人向各学校联系，其以外的人向学务课，区民窗口，办事处和社区振兴中心联系。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

税金

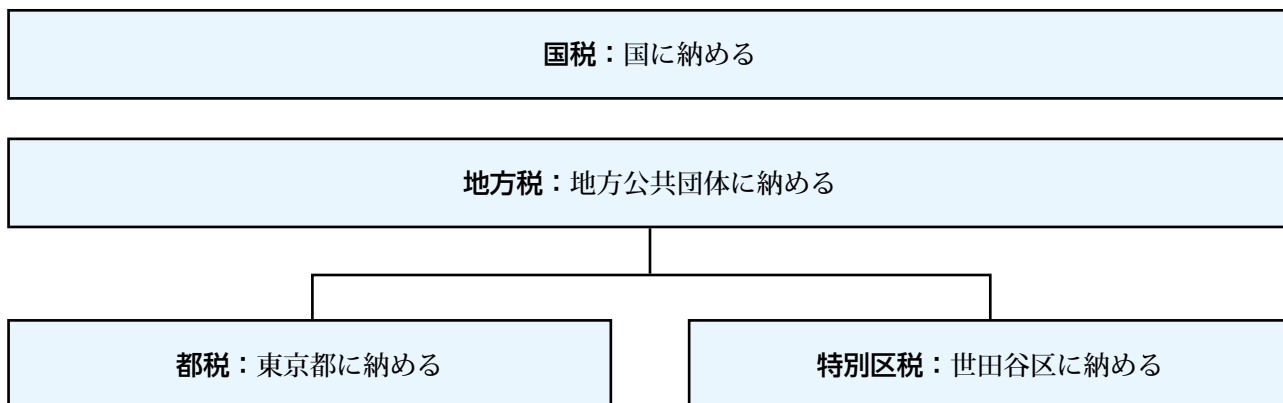
日本に居住している限りはその国籍にかかわらず、納税義務があります。

住民税のしくみをわかりやすく説明したパンフレット「東京 23 区の住民税」を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：納税課、課税課の窓口

税金の分類



個人所得に対してかかる税金

所得税（国税）

■ 所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1 年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

■ 所得税などの確定申告とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。所得税などの確定申告期間はその年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。

■ 給与の支払いを受ける大部分の方は、勤務先で年末調整により所得税などが精算されるため確定申告をする必要がありません。なお、給与収入が 2000 万円を超える人や、2 か所以上から給与を受けている人などは申告する必要があります。

■ 確定申告をする義務のない方でも、多額の医療費を払った場合、災害や盗難にあった場合、年の途中で退職し、再就職していない場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

お問い合わせ：

世田谷税務署

電話：03-6758-6900

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 3～4 階

北沢税務署

電話：03-3322-3271

所在地：松原 6-13-10

玉川税務署

電話：03-3700-4131

所在地：玉川 2-1-7

東京国税局電話相談センター

電話：03-3821-9070（英語対応）

住民税（特別区民税と都民税を合わせたもの）

その年の 1 月 1 日現在居住している区市町村が取り扱う税金です。

住民税を課税される人

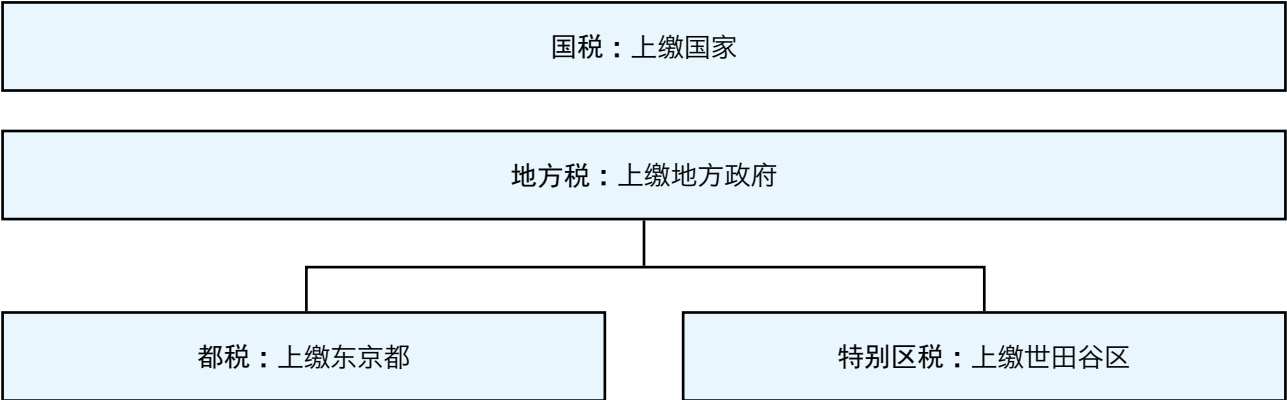
1. その年の 1 月 1 日に世田谷区に住んでいて、前年中に所得のあった人



税金

在日本居住的人，不论国籍，每人都有纳税的义务。
我们正在分发是容易理解居民税结构的小册子“东京 23 区的居民税”。
语言：英语，中国语，韩语
地点：纳税课，税金计算课办理部门

税金分类



根据个人收入所需支付的税金

所得税（国税）

- 所得税是对个人所得征收的税金，从 1 年的全部所得中扣除所得后，根据余额的纳税所得适用税率计算税额。
- 所得税等确定申报是指，计算 1 月 1 日至 12 月 31 日为止 1 年间产生的所有所得金额及其对应的所得税等，在申报期限之前提交确定申报书，并对源泉征收的税金和预付纳税所缴纳的税金等进行多退少补的结算程序。所得税等的确定申报期间为当年之后次年的 2 月 16 日到 3 月 15 日。
- 大部分领取工资的人，工作单位会在年末调整中核算所得税等，因此不需要进行确定申报。而工资收入超过 2000 万日元的人以及从两处以上的单位领取工资的人需要申报。
- 即使是没有确定申报义务的人，在支付了大额医疗费时，遭遇灾害或失窃时，年中离职，未再就

业时，进行确定申报后可返还源泉征收的所得税。

问讯处：

世田谷税务署
电话：03-6758-6900
所在地：若林 4-22-13
世田谷合同厅舍 3、4 楼
北泽税务署
电话：03-3322-3271
所在地：松原 6-13-10
玉川税务署
电话：03-3700-4131
所在地：玉川 2-1-7
东京国税局电话咨询中心
电话：03-3821-9070（通过英语进行应答）

居民税（特别区民税和都民税的合并）

需向该年 1 月 1 日时所居住地的区市町村上缴的税金。

- 缴纳居民税的对象
1. 该年 1 月 1 日在世田谷区居住，且在前 1 年有收入者。

2. 現在世田谷区に住んでいなくても、1月1日に世田谷区に事務所や事業所などを持っている人（均等割のみ課税）
※現在収入のない人でも、前年中に一定金額以上

の所得があれば課税されます。

※年の途中で、世田谷区から区外に、転出した人でも、1月1日に住んでいた住所である世田谷区に税金を納めなければなりません。

その他の税金

固定資産税・自動車税（納税証明書）など

お問い合わせ：世田谷都税事務所

電話：03-3413-7111

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 5~6 階

住民税の申告

1. 所得が給与収入のみで、勤務先（会社など）から世田谷区に給与支払報告書が提出されている人
申告：必要なし。ただし、年末調整で控除されていない各種控除を受ける場合は申告してください。
2. 所得が年金収入のみの人
申告：必要なし。各種控除を受ける場合は申告してください。
3. 税務署に確定申告した人
申告：必要なし。
※確定申告書の第2表「住民税・事業税に関する事項欄」に該当する項目がある場合は、忘れずに記入してください。
4. 1.2.3. 以外で「住民税・事業税を課税する人」に当てはまる人
申告：必要あり。
申告先：課税課
5. 所得のなかった人または所得が45万円以下の人
申告：必要なし。ただし下記の場合は申告をお願いします。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金に加入している人
- 児童関連手当を受給している人
- 教育（例：就学援助）、高齢福祉（例：電話料金の助成）、障害福祉（例：補装具費の支給）、保育などのサービス、各種給付金を受けている人
- 課税（非課税）証明書を必要とする人（ビザの延長、奨学金の受給、保育園の入園、住宅関係、シルバーパスなど）

お問い合わせ：課税課

課税第1係（世田谷地域）

電話：03-5432-2169

課税第2係（北沢・砧地域）

電話：03-5432-2174

課税第3係（玉川・烏山地域）

電話：03-5432-2184

FAX：03-5432-3037（課税課共通）

住民税の納付場所・方法

■現金による納付

1. 世田谷区納税課
2. 各総合支所くみん窓口区民担当
3. 各出張所
※まちづくりセンターでは取り扱いません。
4. 銀行・信用金庫等
5. ゆうちょ銀行・郵便局
6. コンビニエンスストア等（30万円以下）

■現金以外での納付

7. キャッシュレス決済
 - ①スマートフォン決済アプリ
 - ②クレジットカード
 - ③インターネットバンキング
 - ④ATM

2. 即使现已不在世田谷区居住，但 1 月 1 日在世田谷区拥有事务所或办事处等的人（只均等征税）。

※ 现在已无收入，但前 1 年有一定金额以上的收入者，仍要被课税。

※ 年间从世田谷区迁出者，仍然要向 1 月 1 日时所居住地即世田谷区缴纳税金。

其他税金

固定资产税、汽车税（纳税证明书）等
问讯处：世田谷都税事务所

电话：03-3413-7111

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同厅舍 5、6 楼

住民税的申报

1. 所得只有工资收入，工作单位（公司等）向世田谷区提交了工资支付报告书的人
申报：不需要。但想接受未在年末调整中体现的各种扣除时请申报。

2. 所得只有年金收入的人
申报：不需要。想接受各种扣除时请申报。

3. 在税务署进行了确定申报的人
申报：不需要。
※ 确定申报书的第 2 表“住民税・事业税相关事项栏”有应填内容时，请勿忘记填写。

4. 除 1.2.3. 以外符合“住民税・事业税课税对象”的人
申报：需要。
申报地：税金计算课

5. 无所得的人或所得不超出 45 万日元的人
申报：不需要。但符合下述情形时请申报。

- ・ 加入了国民健康保险、看护保险、后期高龄者医疗制度、国民年金的人
- ・ 领取儿童相关津贴的人
- ・ 接受教育（例：入学援助）、高龄福利（例：电话费的补助）、残疾福利（例：辅助器具费用的支付）、保育等服务和各类给付金的人
- ・ 需要课税（非课税）证明的人（延长签证、领取奖学金、进入保育园、住宅相关、老年公交卡等）

问讯处：税金计算课

税金计算第 1 系（世田谷地区）

电话：03-5432-2169

税金计算第 2 系（北泽・砧地区）

电话：03-5432-2174

税金计算第 3 系（玉川・乌山地区）

电话：03-5432-2184

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

住民税的缴纳地点和方式

■ 现金支付

1. 世田谷区纳税课
2. 各综合支所区民窗口区民主管
3. 各出張所（办事处）
※ 社区振兴中心不办理该业务。
4. 银行、信用金库等
5. 邮政银行、邮局
6. 便利店等（限额 30 万日元）

■ 现金之外的支付

7. 非现金支付
 - ① 智能手机支付 APP
 - ② 信用卡
 - ③ 网络银行
 - ④ ATM

8. 口座振替

※納期限に口座から自動で引き落とされます。申込方法は区のホームページをご確認ください。

※領収書発行について

キャッシュレス決済、口座振替の場合は、領収書が発行されません。
納付方法により、条件や注意事項があります。
詳細は、納付書裏面または区のホームページをご確認ください。

お問い合わせ：納税課

納税相談係（納税の相談）

電話：03-5432-2208

収納・税証明係（課税非課税・納税証明書について）

電話：03-5432-2197

FAX：03-5432-3012（納税課共通）

自動車などの所有者にかかる税金

■軽自動車税（種別割）（特別区税）

4月1日現在、原動機付自転車（125ccまたは定格出力1.0kW以下）、小型特殊自動車、軽自動車（660cc以下）、オートバイ（125cc超）、雪上車を所有している人にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月11日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）から5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

※障害がある方への減免制度があります。普通自動車を含め、障害がある方1人につき1台です。納期限までに申請してください。減免を受けられる障害の範囲や、車両の要件が決まっているので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：課税課管理係

電話：03-5432-2163

FAX：03-5432-3037（課税課共通）

■自動車税（種別割）（都税）

4月1日現在、普通自動車または小型自動車の車検証に記載されている所有者にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

※障害がある方への減免制度があります。軽自動車を含め、1人1台です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：東京都自動車税コールセンター

電話：03-3525-4066

※「自動車などの登録と廃車」についてはP.150参照

納付期限より前に帰国される方は

帰国前に、納税管理人を定めるか、前もって税金を納付する必要があります。

詳しくは、お問い合わせください。課税課課税第1～第3係 ※P.84参照

課税非課税証明書・納税証明書が必要な方は

住民税の証明書を申請する際は、必要な証明書の種類（課税非課税証明書、納税証明書）や年度を事前にお確かめください。証明書は、1月1日に居住していた区市町村が発行します。例えば、令和7年度の証明書が必要な場合は、令和7年1月1日に居住していた区市町村が発行します。そのため、1月1日時点で日本に居住していなかった人には、証明書を発行することができません。証明書を取得するためには、住民税の申告をする必要がある人もいます。※P.84参照

なお、所得税の証明書は、現在の住所地を管轄する税務署で発行しますので、そちらにお問い合わせください。

8. 账户转账

※ 金额在到期日从账户自动扣除。申请方法请查看区主页。

※ 开具收据

非现金支付和账户转账不开具收据。

根据支付方式的不同，会有相应的条件和注意事项。详情请参阅缴纳单背面或区主页。

问讯处：纳税课

纳税咨询系（纳税咨询）

电话：03-5432-2208

收缴・税证明系（关于课税非课税・纳税证明书）

电话：03-5432-2197

传真：03-5432-3012（纳税课通用）

汽车等所有者的负担税金

■ 轻型汽车税（种类比例）（特别区税）

向截至 4 月 1 日持有轻便摩托车（排量不超过 125cc 或额定功率 1.0kW 以下）、小型特殊汽车、轻型汽车（660cc 以下）、摩托车（超过 125cc）、雪地车的人征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限为 5 月 11 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）至 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）。

※ 残疾人士可享受减免制度，含普通汽车在内为每位残疾人 1 人 1 台，请在缴纳期限前申请。可获得减免的残疾范围以及车辆条件有所规定，详情敬请咨询。

问讯处：税金计算课管理系

电话：03-5432-2163

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

■ 汽车税（种类比例）（都税）

截至 4 月 1 日，将向普通汽车或小型汽车车检上记载的所有者征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限到 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）为止。

※ 残疾人士可享受减免制度，含轻型汽车在内为 1 人 1 台。详情敬请咨询。

咨询

东京都汽车税电话中心

电话：03-3525-4066

※ 关于“汽车的登记与报废”请参照 P.151

在交款期限前回国的人

回国之前，请决定纳税管理人或提前办理缴纳手续或指定纳税代理人进行申告。

详情敬请咨询。税金计算课课税第 1～第 3 系 ※ 请参照 P.85

需要课税非课税证明书、纳税证明书时

在申请住民税证明书时，请事前确认证明书的种类（课税非课税证明书，纳税证明书）及年份。证明书由所需证明书记载年份的 1 月 1 日时点申请人所居住的区市町村的有关机构办理。例如，需要 2025 年度的证明书时，于 2025 年 1 月 1 日所居住的区市町村发行。因此，1 月 1 日时点未在日本居住的住民无法发行证明书。需要取得证明书的部分人员，有必要进行住民税申报。※ 参照 P.85

此外，个人所得税的证明书由现居住地所属的税务署发行，请向当地咨询。

国民健康保険

国民健康保険（Kokumin Kenko Hoken）とは

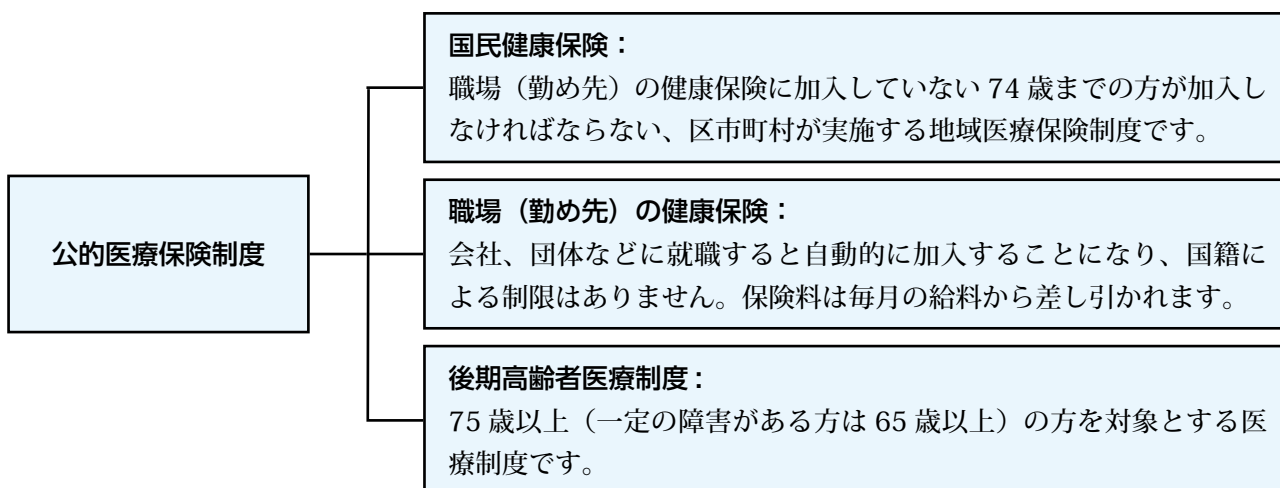
病気やケガなどで、医療機関などにかかったときの経済負担を軽くするため、ふだんから保険料を出し合って医療費に充てる、相互扶助を目的とした公的医療保険制度のひとつです。

国民健康保険のしくみや手続きを説明した冊子「国民健康保険のてびき」があります。

言語：英語、中国語、ハングル

配布場所：国保・年金課、総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンターの窓口（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）

区のホームページもあります。



お問い合わせ：国保・年金課管理係

電話：03-5432-2328 FAX：03-5432-3038

外国人の国民健康保険

■ 住民票に記載された外国人の方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、以下の方を除きます。

- 職場などの日本の公的医療保険に加入している方、またはその扶養家族の方
- 生活保護を受けている方
- 75歳以上の方（後期高齢者医療制度の適用になります）
- 在留資格が「特定活動」で、
 - ① 医療を受ける活動またはその活動を行う者の日常生活上の世話をする活動などの方
 - ② 1年を超えない期間滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方と、これに同行する配偶者の方

• 日本と社会保障協定が締結されている国の社会保障制度に加入していて、協定国の政府から「適用証明書」の交付を受けている方

※ 加入しなければならなくなった日から14日以内に届出てください。

■ 住民票に記載のない方は加入対象となりません。ただし、在留資格が「公用」の方や、在留期間が3か月以下の方で、3か月を超えて日本に滞在することが証明できる場合は、国保・年金課資格賦課までお問い合わせください。

※ 私的（民間）医療保険に加入していても国民健康保険に加入する義務があります。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

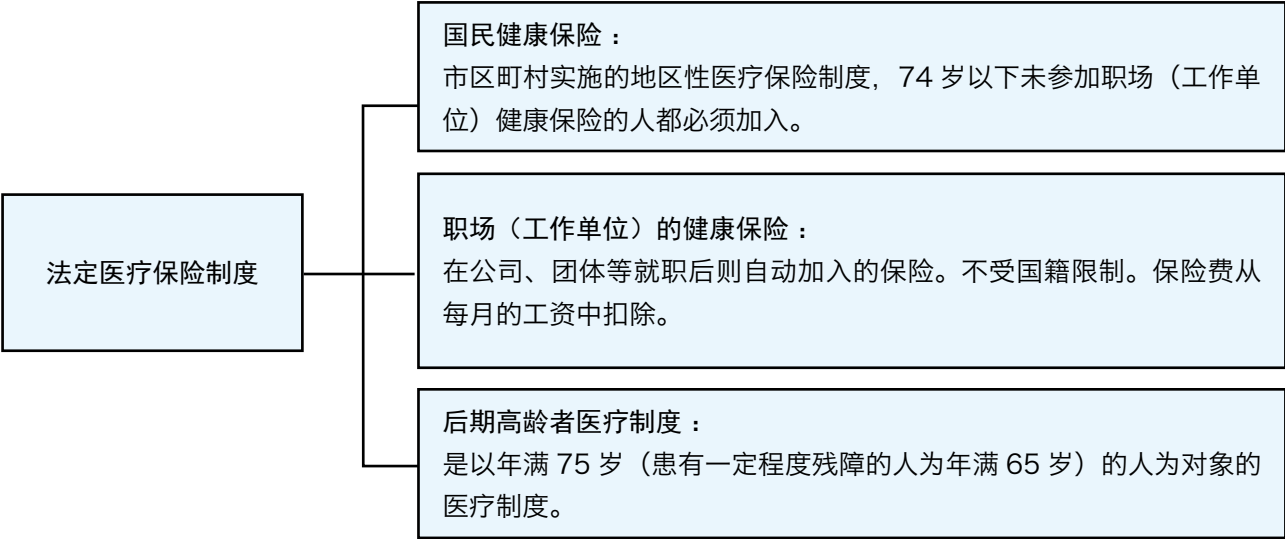
電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

国民健康保险

国民健康保险 (Kokumin Kenko Hoken)

是指为减轻因生病或受伤等时在医疗机构等受诊时经济负担，以平时共同交付的保险费来补充的医疗费用，以相互扶助为目的的法定性医疗保险制度之一。
提供关于国民健康保险制度及手续的“国民健康保险指南”。

语言：英语，中国语，韩语
分发地点：国保・年金课，综合支所区民窗口，各办事处，社区振兴中心部门（太子堂、经堂、北泽、等等力、用贺、二子玉川、成城、乌山除外）
区主页上也有公布。



问讯处：国保・年金课管理系
电话：03-5432-2328 传真：03-5432-3038

外国人的国民健康保险

- 住民票所记载的外国人必须加入国民健康保险。但以下人士除外。
- 加入了工作单位等日本公共医疗保险的人或其抚养的家人
 - 接受生活保护的人
 - 年满 75 岁的人（适用后期高龄者医疗制度）
 - 在留资格为“特定活动”，
 - ① 进行医疗活动的人或对进行医疗活动的人提供日常生活照顾的人
 - ② 不超过 1 年停留时间进行旅游、疗养等相关活动的人及其同行的配偶者
 - 加入了与日本签订社会保障协定的其他国家的社会保障制度，从协定国政府获得了“适用证明书”的人

※ 请在必须加入日起 14 天以内提交申请。

- 没有住民票记载者不为加入对象。但在留资格为“公用”，或在留期间不超过三个月者，如果可以证明在日本滞留要超过 3 个月时，请向国保・年金课资格赋课咨询。
- ※ 即便已加入民间医疗保险者，仍有义务加入国民健康保险。

问讯处：
国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

加入するときは

■届出のときは、世帯主および加入者の「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」（住民票と相違ない場合のみ）とあわせて、本人確認ができる以下のいずれかのものをお持ちください。

- ①在留カード・特別永住者証明書
- ②官公署発行の写真入り証明書（運転免許証、日本国発行のパスポートなど）

※なお、在留資格が「特定活動」の方は、上記のほかに、出入国在留管理庁から発行された「指定書」が添付されたパスポートもお持ちください。

■職場の公的医療保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき：
退職日を証明できる文書（被扶養者がいないとき）、資格喪失証明書もあわせて必要です。

詳しくは区のホームページをご覧ください。



■外国や他の区市町村から世田谷区に転入したとき：
住民票の転入の届出をするときに、加入の手続きを同時にすることができます。日本国内から転入の場合は転出証明書（証明書に国保「有」と記載）も必要です。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

※まちづくりセンターは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

国民健康保険料

■保険料は、加入者の前年中（前年1月1日～12月31日）の所得に応じて負担する「所得割額」と加入者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」の合計額になります。40～64歳の加入者は、「介護分の保険料」の所得割額と均等割額が保険料に加算されます。

■保険料は、軽減・減免できる場合があります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。



■保険料の計算や均等割額の軽減判定、保険給付の判定などに必要ですので、収入がなかった方、少なかった方も毎年1月1日現在の住所地へ住民税の申告をしてください。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険給付

病気やケガをしたとき、国民健康保険を扱う医療機関の窓口で資格確認書等を提示すると、保険医療費の一部負担金を支払うことで診療を受けられます。また、一部負担金が高額になった際には高額療養費が、出産の際には出産育児一時金が、死

亡の際には葬祭費が支給されます。ただし、支給には要件があります。要件や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※必ず治療前に資格確認書等を医療機関に提示してください。

医療費 100% の負担内訳	
区市町村負担 70%（保険料、国や都の補助など）	一部負担金 30% （年齢などにより異なります）※

※0～6歳は20%、70～74歳は20%または30%

お問い合わせ：国保・年金課保険給付

電話：03-5432-2349 FAX：03-5432-3038



加入时

- 申报时请与户主及加入者的个人编号卡或通知卡（仅限与住民票没有差异时）一起，携带可确认本人身份的以下任意一项资料
 - ① 在留卡或是特别永住者证
 - ② 公方发行的有照片的证明书（驾驶执照、日本国发行的护照等）
- ※ 再者，持「特定活动」在留资格者，除了以上的证件外，还需携带附有出入境在留管理厅发行的「指定书」的护照。
- 退出工作单位的公共医疗保险时、丧失被抚养者资格时：
需提示可证明退职日期的文件（没有被抚养者时），以及资格丧失证明书。

详情请浏览区政府主页。



- 从国外以及其他区市町村迁入世田谷区时：
从日本国内其他地区迁入时，需要迁出证明书（该证明书上需注明国保“有”）。
- 申请窗口：国保・年金课资格赋课、
综合支所区民窗口区民主管、
各办事处
※ 社区振兴中心不受理。
- 问讯处：
国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

国民健康保险费

- 保险费为根据加入者上年（上年1月1日～12月31日）所得而负担的“所得比例额”和每名加入者均等负担的“均等比例额”的合计金额。
40～64岁的加入者在保险费中加算“看护部分保险费”的所得比例额和均等比例额。
- 保险费可以视情况减额和减免。
详情请参阅区主页。



- 因计算保险费、确定均等比例额的减额和确定保险支付额等需要，请没有收入的人、收入较少的人也向每年1月1日居住的地区申报住民税。
- 问讯处：
国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038

保险给付

生病或受伤时在受理国民健康保险的医疗机构的窗口出示资格认定书等，只需支付保险医疗费的部分负担金即可接受诊疗。此外，在部分负担金为高额时可以领到高额疗养费，分娩时可以领到分娩育儿

补助金，死亡时可以领到丧葬费。但支付存在条件。条件和手续方法等详情敬请咨询。
※ 请务必在治疗前向医疗机构出具资格认定书等。



※0～6岁为20%，70～74岁为20%或30%
问讯处：国保・年金课保险给付
电话：03-5432-2349 传真：03-5432-3038

支払い方法

■口座振替（原則）

保険料の支払いは年金天引きの方を除き、原則口座振替です。

お申し込みは区のホームページから「Web 口座振替受付サービス」をご利用いただくか、口座振替の申請書をご請求ください。



■窓口での支払い（納付場所）

金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、世田谷区役所保険料収納課、総合支所くみん窓口、出張所（まちづくりセンターを除く）

コンビニエンスストア（バーコード付きの納付書に限る）

■その他の支払い方法

①スマートフォン決済アプリを使った電子マネーやモバイルバンキングによる支払い

②パソコンやスマートフォンを使ったクレジットカードによる支払い（窓口では利用できません）

※詳しい利用方法は、区のホームページを確認してください。

お問い合わせ：保険料収納課収納係

電話：03-5432-2339 FAX：03-5432-3038



脱退するときは

■職場など他の日本の公的医療保険に加入したり、その被扶養者になったとき

【窓口で届出をする場合】

次の①から③をご用意のうえ、受付窓口にお越しください。

①新しく加入した健康保険の取得年月日が確認できるもの（下記のアからエのいずれか）

ア	該当者の勤務先等の資格確認書
イ	社会保険資格取得証明書または国保組合資格取得証明書
ウ	資格情報通知書（お知らせ）
エ	マイナポータルから取得した資格にかかる情報の画面

②脱退する方全員の「国民健康保険証」または「資格確認書」

③世帯主および該当者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

【郵送で届出をする場合】

次の①から④を国保・年金課資格賦課までお送りください。

①新しく加入した健康保険の資格取得年月日が確認できるもののコピー【上記窓口で届出をする場合の表参照】（脱退する方全員分）

※エ「マイナポータルから取得した資格にかかる情報の画面」を用いる場合は紙に印刷してください。

②世田谷区国民健康保険証または資格確認書（原本）（脱退する方全員分）

③世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」のコピー

④申出書「勤務先などの健康保険に加入した」という申し出、氏名、住所、個人番号、昼間連絡の取れる電話番号を記入

【電子申請で届出をする場合】

先にスマートフォンなどのカメラで次の①、②の画像ファイルを用意してから、電子申請システムで申請してください。

①新しく加入した健康保険の資格取得年月日が確認できるもの【左記窓口で届出をする場合の表参照】（脱退する方全員分）

②世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」

詳しくは区のホームページを

ご覧ください。



■世田谷区から転出するとき・出国するとき

住民票の転出の届出をするときに、脱退の手続きも同時に完了します。その際、世田谷区の国民健康保険証または資格確認書をお持ちください。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

支付方法

■ 账户转账（原则上）

保险费原则上采用账户转账的方式支付，但养老金先行扣除除外。

申请手续可以通过区主页的“Web 账户转账受理服务”，也可以通过申领账户转账申请书。



■ 在柜台付款（付款地点）

金融机关、邮政银行 / 邮局、世田谷区役所保险费收纳课、综合支区民窗口、出張所（不包括社区振兴中心）

便利店（仅限带条形码的付款单）

■ 其他支付方式

①使用智能手机支付应用程序通过电子货币或手机银行进行支付

②通过电脑或智能手机进行信用卡支付（不适用于柜台办理）

※ 有关使用方法的详细信息，请查看区的主页。



问讯处：

保险费收纳课收纳系

电话：03-5432-2339

传真：03-5432-3038

退出时

■ 加入工作单位等其他日本公共医疗保险时、成为其被扶养者时

【在窗口申请的情况】

请准备以下①～③的材料，并前往受理窗口受理。

① 可以确认新加入的健康保险取得年月日的资料（下述 A～D 之任一项）

A	申请人的工作单位等出具的资格认定书
B	社会保险资格取得证明书或国保组合资格取得证明书
C	资格信息通知书（通知）
D	Mynportal 获取的健康保险资格相关信息截屏

② 所有退出对象的《国民健康保险证》或《资格认定书》

③ 户主及申请人的个人编号卡或通知卡

【通过邮寄办理时】

请将以下①～④的资料邮寄到国保・年金课资格赋课。

① 可以确认新加入的健康保险的资格取得年月日的资料复印件【请参考上述在窗口申请的情况时需要提交资料的项目表】（退出者全员）

※ 若使用“mynportal 上取得的资格相关信息截屏”（即 D 项）的情况，请务必以纸本形式打印提交。

② 世田谷区国民健康保险证或资格认定书（原件）（退出者全员）

③ 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”的复印件

④ 退出申请表，填写“已加入单位等的健康保险”信息、姓名、住址、个人号码、白天可以联系

的电话号码

【通过电子方式办理时】

先用智能手机等拍摄备好以下①、②的图像文件，然后通过电子申请系统进行申报。

① 可以确认新加入的健康保险资格取得年月日的资料【请参考左侧在窗口申请的情况时需要提交资料的项目表】（退出者全员）



② 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”详情请浏览区主页。

■ 迁出世田谷区时・离开日本时

在办理住民票迁出申报的同时，可完成退保手续。办理时请携带世田谷区的国民健康保险证或资格认定书。

申请窗口：国保・年金课资格赋课

综合支所区民窗口区民主管
各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

问讯处：国保・年金课资格赋课

电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038

保険証または資格確認書の記載事項に変更のあるとき

■ 転居による住所変更、世帯主の変更：
14 日以内に住民票の転居・世帯主の変更の届出をしてください。

■ 氏名、生年月日、性別の変更：
出入国在留管理庁に届出をしてください。お手もとに変更後の内容が記載された在留カードが届きましたら、国民健康保険証または資格確認書の書き換えにお越してください。

令和 6 年 1 2 月 2 日よりマイナ保険証に一体化されたことにより、保険証は発行されなくなりました。そのため、記載事項に変更があった場合には「資格確認書」を交付します。

申請窓口：国保・年金課資格賦課
総合支所くみん窓口区民担当
各出張所
まちづくりセンター

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課
電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保险证或资格确认书所载事项发生变更时

■ 由于迁居而发生住址变更、户主变更时：
请在 14 天以内提交住民票的迁居・户主变更的申告。

■ 姓名、出生年月日、性别的变更：
请向出入境在留管理厅提交申请。在收到载有变更后内容的在留卡后，请办理国民健康保险证或资格确认书的更改手续。
自 2024 年 12 月 2 日起，保险证将与个人编号卡实现一体化因此不再发行。故若所载事项发生变更，将改为发放“资格确认书”。

申请窗口：国保・年金课资格赋课、
综合支所区民窗口区民主管、
各办事处
社区振兴中心

问讯处：
国保年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

国民年金

国民年金（Kokumin Nenkin）とは

- 老齢・障害・死亡などによって生活の安定がそなわれる状態になったときの、生活保障を主な目的とした公的年金制度のひとつです。
- 20 歳以上 60 歳未満の日本に住む方のうち、厚生年金に加入していない全ての方が加入の対象です。ただし在留資格が特定活動のうち医療滞在や 1 年未満の観光・保養の方は適用除外となります。
- 加入期間中は毎月保険料の納付が必要です。
 - ・ 保険料を納付することが経済的に困難なとき、保険料の全額・一部免除または納付猶予、学生の方は学生納付特例の制度があります。（一部免除が承認された期間中は、減額後の保険料を納付しない場合は未納期間となります）。いずれも所得制限があり、原則として毎年度申請が必要です。（マイナポータルによる電子申請も可）。
 - ・ 免除を受けた期間については、老齢基礎年金受給額が減額されますが、10 年以内は追納ができます（加算金が追加される場合があります）。
- 出産月（予定を含む）の前月から 4 か月間（多胎児のときは出産月の 3 か月前から 6 か月間）は、届出により国民年金保険料の納付が免除されます。届出は出産予定日の 6 か月前から受付、申請期限はありません。
- 厚生年金加入期間と合わせて 10 年以上納付・免除などをすると、65 歳から「老齢基礎年金」を受給することができます。
- 「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」などの給付制度もあります。

国民年金に加入した方に対し、国民年金の保険料などを説明したちらし「国民年金の加入手続きをされた方へ」を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：国保・年金課国民年金係の窓口

国民年金制度について、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。色々な国の言葉で書いたパンフレットもあります。

公的年金制度と加入者

公的年金には、国民年金と厚生年金の 2 種類があります。

厚生年金（報酬比例部分）

国民年金（基礎年金）			
第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者	任意加入被保険者
日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生の方など（第 2 号、第 3 号被保険者以外の方） 【保険料】 個人での納付です	会社員や公務員など厚生年金に加入している方 ※ 65 歳以上 70 歳未満で老齢および退職を事由とする年金の受給権者は除く 【保険料】 個人で納付する必要はありません 加入している年金制度（厚生年金）の保険料に含まれて給与から天引きされています	第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者で第 3 号被保険者関係届出済みの方 【保険料】 個人で納付する必要はありません 第 2 号である配偶者が加入している厚生年金から拠出されています	第 1 号・第 2 号・第 3 号に該当しないが、希望により加入している方 ● 高齢任意加入 ● 国外任意加入 【保険料】 個人での納付です ※ 任意加入は保険料が免除にはなりません

お問い合わせ：日本年金機構 世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871 (2→2)

FAX：03-6844-3872

日本年金機構ホームページ



国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356

FAX：03-5432-3051



国民年金

国民年金 (Kokumin Nenkin)

- 是指以保障因年老、身残或死亡等生活稳定受到威胁者的基本生活为目的的法定养老金制度之一。
- 20 岁以上 60 岁以下在日本居住的人中，所有未加入厚生年金的人为加入对象。
但在留资格为特定活动中的医疗停留或不满 1 年的观光・疗养者不适用。
- 在加入期间，每个月都需要进行缴纳保险费。
 - ・ 如果由于经济原因而难以支付保险费，可以全部及部分免缴或延期支付，并对学生实行学生缴付特例制度。（在获准部分免缴保险费期间，如果不缴纳经减免后的保险费，该期间将被视为欠缴期间）。以上制度均有收入条件限制，原则上要在各个财政年度申请。（也可通过 Mynaportal 进行电子申请。）
 - ・ 免缴期间所对应的“老龄基础年金”领取金额会有减少，但可以进行最多 10 年的补缴（有些情况下需缴付额外金额）。
- 经过申报，可从分娩月份（包括预产月份）的前一个月起免缴 4 个月（如果是多胞胎，则从分娩月份前 3 个月起免缴 6 个月）的国民年金保险费。从预产期前 6 个月起接受申报，申报没有截止日期。
- 和厚生年金加入期间合计缴纳・免除保险费达到 10 年以上时，自 65 岁起可以领取“老龄基础年金”。
- 还有“残疾基础年金”，“遗属基础年金”，“寡妇年金”，“死亡临时金”等的给付制度”。

对于已加入国民年金者，发放有说明国民年金保险费的资料《致完成国民年金加入手续者》。

语言：英语，中国语，韩语

地点：国保・年金课国民年金系的办理部门

有关国民年金制度的更多信息，请浏览日本年金机构的网站。此外，还提供多语种的小册子。

公益养老金制度和加入者

公益养老金分为国民养老金和厚生养老金两种。

厚生养老金（报酬比例部分）

国民年金（基础年金）			
第 1 号被保险者	第 2 号被保险者	第 3 号被保险者	任意加入被保险者
在日本居住的 20 岁以上，60 岁未滿的自营业者，学生等（第 2 号，第 3 号被保险者以外者） 【保险费】 个人缴纳	会社社社及公务员等加入厚生年金者 ※65 岁以上 70 岁未滿的老龄者以及由于退职事由的已获年金享受权者除外 【保险费】 不需要个人缴纳 包含在所加入的年金制度（厚生年金）的保险费，已经从工资中先行扣除。	被 2 号被保险者抚养的 20 岁以上 60 岁未滿的配偶者，第 3 号被保险者相关手续已递交者 【保险费】 不需要个人缴纳 由第 2 号的配偶者所加入厚生年金里拨出。	都不属于第 1 号・第 2 号・第 3 号的范畴，但根据希望，已加入者。 ●高龄任意加入 ●国外任意加入 【保险费】 个人缴纳 ※ 任意加入时，保险费不能免除。

问讯处：日本年金机构 世田谷年金事务所

电话：03-6844-3871 (2)→(2)

传真：03-6844-3872

日本年金机构主页



国保・年金课国民年金系

电话：03-5432-2356

传真：03-5432-3051

国民年金に加入するときと手続きに必要なもの

■職場の厚生年金をやめたとき、厚生年金加入の配偶者の扶養ではなくなったとき：

- ①資格喪失証明書（被扶養者がいないときは、退職日の証明書でも可能）
- ②年金手帳または基礎年金番号通知書
- ③（持っている人は）「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード（住民票の内容と相違ない場合のみ）」
- ④日本の官公署発行の写真入り証明書（運転免許証・在留カード・パスポート・マイナンバーカード（個人番号カード））

■入国したとき：

- ※先に住民登録の転入手続きをしてください。
 ※入国日時時点で厚生年金に加入している人は、国民年金加入手続きは不要です。
- ①パスポートまたは在留カード（入国日がわかるもの）
 - ②（持っている人は）年金手帳または基礎年金番号通知書

■申請窓口：国保・年金課国民年金係

総合支所くみん窓口区民担当
各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

- ・区役所で受け付けている届出内容については、全て年金事務所でも受付が可能です。
- ・マイナポータルによる電子申請が可能な届出があります。

＜適用除外の方＞

在留資格が「特定活動」で、

- ①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方。
- ②1年未満滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方とこれに同行する配偶者の方

お問い合わせ：

・日本年金機構 世田谷年金事務所（上町本館）
 電話：03-6844-3871（[1](#)→[2](#)）
 FAX：03-6844-3872

・国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356 FAX：03-5432-3051

脱退一時金

保険料納付済期間が6か月以上あり、何の年金も受けずに出国した場合、出国日から2年以内に申請することにより、納付した月数に応じた一時金が支払われます。

お問い合わせ：

・ねんきんダイヤル
 電話：0570-05-1165（国内から）
 電話：+81-3-6700-1165（国外から）
 ・日本年金機構 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室
 電話：03-6844-3871（[1](#)→[2](#)）
 FAX：03-3421-1147

社会保障協定

年金の二重加入防止や加入期間の通算などについて各国と二国間協定を結んでいます。

二国間協定を結んでいる国

⇒ ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア

※イギリス・韓国・中国・イタリアについては年金加入期間を通算することはできません。

お問い合わせ：日本年金機構 世田谷年金事務所
 電話：03-6844-3871（[2](#)→[2](#)）
 FAX：03-6844-3872

■日本年金機構世田谷年金事務所は、業務内容により2か所に分かれています

・世田谷年金事務所（上町本館）
 （年金加入などの届出、保険料の納付相談など）
 世田谷 1-30-12
 電話：03-6844-3871（[2](#)→[2](#)）
 FAX：03-6844-3872

・世田谷年金事務所三軒茶屋相談室
 （年金受給の相談・請求手続きなど）
 太子堂 4-1-1 キャロットタワー 13階
 電話：03-6844-3871（[1](#)→[2](#)）
 FAX：03-3421-1147

加入国民年金时以及办理手续所需要的资料

■ 当退出所在单位的厚生年金时，或当不再是加入了厚生年金的配偶的抚养对象时：

- ① 资格丧失证明书（如果没有被抚养者，也可以提供退休日期证明）
- ② 养老金手册或基础养老金号码通知书
- ③ （持有者）「个人号码卡（个人号码卡）」或「通知卡（仅在与住民票的内容无差异的情况下）」
- ④ 日本政府机关出具的印有照片的证明（驾驶执照、在留卡、护照、个人号码卡（个人号码卡））

■ 入境时：

- ※ 请先办理住民登记的转入手续。
- ※ 入国时已加入了厚生年金的人，无需办理加入国民年金的手续。
- ① 护照或在留卡（显示有入境日期的内容）
- ② （持有者）年金手册或基础养老金号码通知书

■ 申请窗口：国保・年金课国民年金系
综合支所区民窗口区民主管
各办事处
※ 社区振兴中心不受理。

- ・ 区政府接受的申报内容，在年金事务所也同样全部受理。
- ・ 部分申报还可通过 Mynaportal 进行电子申请。

< 非适用对象 >

在留资格为 " 特定活动 "，且

- ① 从事接受治疗或照顾该接受医疗者日常生活等的活动者。
- ② 在日本停留不满 1 年，从事观光、疗养等类似活动者及其随行配偶。

问讯处：

・ 日本年金机构世田谷年金事务所（上町本馆）
电话：03-6844-3871（[2](#)→[2](#)）
传真：03-6844-3872

・ 国保・年金课国民年金系
电话：03-5432-2356
传真：03-5432-3051

退出一次性补助

保险费已缴纳期间达到 6 个月以上者，在未领取任何年金离境时，从离境日起在 2 年内提出申请，即可根据缴费月数一次性领取相应金额。

问讯处：

・ 年金咨询电话
电话：0570-05-1165（日本国内）
电话：+81-3-6700-1165（海外）
・ 日本年金机构 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室
电话：03-6844-3871（[1](#)→[2](#)）
传真：03-3421-1147

社会保障协定

就防止年金的双重加入和加入时间的总计等问题分别与以下各国间缔结了两国协定。

（缔结了两国协定的国家）

德国，英国，韩国，美国，比利时，法国，加拿大，澳大利亚，荷兰，捷克，西班牙，爱尔兰，巴西，瑞士，匈牙利，印度，卢森堡，菲律宾，斯洛伐克，中国，芬兰，瑞典，意大利

※ 对英国、韩国、中国和意大利不能合并计算年金加入期。

问讯处：日本年金机构世田谷年金事务所
电话：03-6844-3871（[2](#)→[2](#)）
传真：03-6844-3872

■ 日本年金机构世田谷年金事务所按业务内容分两处办公。

・ 世田谷年金事务所（上町本馆）
（年金加入等申请、缴纳保险费咨询等）
世田谷 1-30-12
电话：03-6844-3871（[2](#)→[2](#)）
传真：03-6844-3872

・ 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室
（领取年金咨询、申领手续等）
太子堂 4-1-1 Carrot Tower 13 楼
电话：03-6844-3871（[1](#)→[2](#)）
传真：03-3421-1147

介護保険

介護保険（Kaigo Hoken）とは

- 日常生活に介護や支援が必要になったとき、本人や家族の負担を軽くし、安心して介護が受けられるよう、介護を社会全体で支える制度です。
- 40 歳以上の区民の皆さんが負担する保険料と公費（税金）を財源として区が運営します。

介護保険のしくみや手続きの概要を説明した冊子を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：介護保険課の窓口

※東京都のホームページでも冊子を掲載しております。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koho/kaigo_pamph.html

介護保険の被保険者

1. 65 歳以上の区民（第 1 号被保険者）
2. 40 ～ 64 歳の医療保険に加入している区民（第 2 号被保険者）

※ 外国人の方は、原則、在留期間が 3 か月を超え
る方が介護保険の対象者です。

介護保険料

1. 65 歳以上の区民（第 1 号被保険者）
保険料は、所得に応じた段階別の定額で、個人単位で賦課します。
徴収は、公的年金から天引きの特別徴収と、区が発行する納付書や口座振替で納めていただく普通徴収があります。

2. 40 ～ 64 歳の方（第 2 号被保険者）
保険料は加入している医療保険（国民健康保険、会社の健康保険組合など）ごとに算定され、健康保険料と併せて徴収されます。

要介護認定と保険給付

- 介護保険サービスを利用する場合は、介護が必要であるとの認定を受ける必要があります。介護が必要になった時は、あんしんすこやかセンターまたは総合支所保健福祉センター保健福祉課へ要介護・要支援認定の申請をしてください。

- 保険給付は利用したサービスの費用の 90 %、80 % または 70 % で、所得に応じて残りの 10 %、20 % または 30 % が自己負担となります。
※ あんしんすこやかセンターについては、P.116 参照
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

介護保険サービスを利用できる方

1. 65 歳以上の方
日常生活を送るために介護や支援が必要な方
2. 40 ～ 64 歳の方
加齢に伴う病気（※特定疾病）が原因で介護が必要になった方

※ 脳血管疾患、骨折を伴う骨粗しょう症、関節リウマチなど 16 疾病

看护保险

看护保险 (Kaigo Hoken)

- 根据这项制度，日常生活中需要看护和支援时，可减轻本人和家庭的负担，安心地接受看护，这是社会整体支持的看护制度。
- 以 40 岁以上区民负担的保险费和公费（税金）作为财源，由区里进行运营。

我们备有容易理解结构和手续概要的看护保险小册子。

语言：英语，中国语，韩语

地点：看护保险课的窗口

※ 小册子在东京都主页上也有公布。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koho/kaigo_pamph.htm

看护保险的被保险者

1. 65 岁以上的区民（第 1 号被保险者）
2. 40 岁～ 64 岁、加入医疗保险的区民（第 2 号被保险者）

※ 外国人原则上在留期间超过 3 个月的人属于看护保险的对象。

看护保险费

1. 65 岁以上的区民（第 1 号被保险者）
保险费根据所得按阶段定额，以个人为单位征收。征收有从公共年金直接扣除的特别征收和持区里发行的纳付书及账户转账进行个别缴纳的普通征收。

2. 40 岁～ 64 岁者（第 2 号被保险者）
保险费按加入的医疗保险（国民健康保险、公司的健康保险组合等）算定，与健康保险费一并征收。

需看护认定和保险给付

- 利用看护保险服务时，要接受需要看护的认定。若需要看护时，请向 Anshin Sukoyaka 中心（在宅看护支援中心）或综合支所保健福利中心保健福利课进行需看护・需支援认定的申请。
- 利用服务费用的 90%、80% 或 70% 由保险支付，其余的 10%、20% 或 30% 根据所得收入由自己负担。

※ 关于 Anshin Sukoyaka 中心
参照 P.117

问讯处：
综合支所保健福利中心保健福利课
参照 P.23

可利用看护保险服务者

1. 65 岁以上者—为了日常生活而需要看护和支援者
2. 40 岁～ 64 岁者
限于因年龄增长而造成的疾病（※ 特定疾病）需要看护者

※ 脑血管疾病、因骨折而引起的骨质疏松症、风湿性关节炎等 16 种疾病

健康

特定健診・長寿健診

世田谷区国民健康保険に加入している 40 歳以上 74 歳以下の方、および後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、糖尿病・心筋梗塞などの生活習慣病予防のための健診を行っています（費用：500 円）。

※前年度住民税非課税世帯の方は無料

対象の方には国保・年金課から健診のご案内を郵送します。

健保組合・共済組合など、他の医療保険に加入されている方の健診については、ご加入の医療保険者または勤務先にお問い合わせください。

お問い合わせ：国保・年金課特定健診係

電話：03-5432-2936

FAX：03-5432-3005

区民健診

区内に住民登録のある 16 歳以上 40 歳未満で健診を受ける機会のない方を対象に、健康診査を行っています。年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に 1 回限り受診できます。診断書は発行しません。予約制です（費用：500 円）。

※対象の年齢は年度内に迎える年齢です。

※前年度住民税非課税世帯の方は申請により無料

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

がん検診など

病気の早期発見・早期治療につなげ、健康管理に役立ててください。

※対象の年齢は年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に迎える年齢です。

※前年度住民税非課税世帯の方は無料（骨粗しょう症検診・成人歯科健診を除く）

種類	対象	自己負担金	内容	お問い合わせ・申し込み先
胃がん検診 ○ 50 歳以上の方は胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択。	40 歳以上（1 年に 1 回）	¥1,000	問診、胃部エックス線検査	世田谷区がん検診受付センター 電話：03-6265-7573 FAX：03-6265-7559
	50 歳以上（2 年に 1 回） ※前年度に内視鏡検診を受診した方は今年度の区の胃がん検診は受診できません。	¥1,500	問診、胃内視鏡検査	
肺がん検診※ 1	40 歳以上	エックス線のみ ¥100 エックス線・喀痰（かくたん） ¥600	問診、胸部エックス線検査（喀痰細胞診は検診要件に該当した方のみ） ※特定健診・長寿健診などと同時に医療機関で受診する場合は区への申し込みは不要です。	

健康

特定健康诊断・长寿健康诊断

以投保了世田谷区国民健康保险的 40 岁以上 74 岁以下的人，以及加入了后期高龄者医疗制度的人为对象，为预防糖尿病・心肌梗塞等生活习惯病而进行健康诊断（费用：500 日元）。

※ 上年度住民税非课税家庭的人免费

国保年金课向对象者邮寄健康诊断的通知书。

关于健保组合・共济组合等其他医疗保险加入者

的健康检查，请向所加入的医疗保险者或工作单位咨询。

问讯处：国保・年金课特定健诊系

电话：03-5432-2936

传真：03-5432-3005

区民健康检查

关于 2016 年度的实施部分，面向居住在区内，平时没有体检机会的 16 岁以上到未满 40 岁人员为对象实施健康检查。该检查每人每年度内（4 月 1 日～次年 3 月 31 日）限接受一次检查。不发放检查书，需提前预约（费用：500 日元）。

※ 对象年龄是指在年度内达到的规定年龄。

※ 上年度住民税非课税家庭的人经申请后免费

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课

参照 P.23

癌症检查等

为了早期发现、早期治疗病症，有助于健康管理。

检查・成人牙科检查除外）。

※ 对象年龄是指在年度内（4 月 1 日～次年 3 月 31 日）达到的规定年龄。

※ 上年度住民税非课税家庭的人免费（骨质疏松症

种类	对象	自己负担金额	内容	咨询/申请
胃癌的健康检查 ○ 50 岁以上的人选择胃部 X 光检查或胃内视镜检查的任中一项。	40 岁以上（1 年 1 次）	1,000 日元	问诊、胃部 X 光检查	世田谷区癌健康检查受理中心 电话：03-6265-7573 传真：03-6265-7559
	50 岁以上（2 年 1 次） ※ 上年度接受内视镜检查的人，本年度不能接受区的胃癌检查。	1,500 日元	问诊、胃内视镜检查	
肺癌健康检查 ※1	40 岁以上	仅限 X 光：100 日元 X 光・痰的检查：600 日元	问诊、胸部 X 光检查（痰细胞诊察只限于符合检查条件者） ※ 与特定健康检查・长寿健康检查等同时在医疗机构就诊时，不需要向世田谷区申请。	

種類	対象	自己負担金	内容	お問い合わせ・申し込み先
大腸がん検診※ 2	40 歳以上	¥200	便潜血検査 申し込み後、専用の容器を郵送しますので、便を採取して各総合支所保健福祉センター健康づくり課または保健センターに提出してください。 受付日 総合支所保健福祉センター健康づくり課：月～木曜 保健センター：月～金曜 ※ 特定健診・長寿健診など同時に医療機関で受診する場合は、区への申し込みは不要です。	世田谷区がん検診受付センター 電話：03-6265-7573 FAX：03-6265-7559
乳がん検診※ 2	40 歳以上の女性区民で前年度に区の乳がん検診を受診していない方（2 年に 1 回）	¥1,000	問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影	
子宮がん検診※ 2 （頸部・体部）	20 歳以上の女性区民で、前年度に区の子宮がん検診を受診していない方（2 年に 1 回）	頸部 ¥800 頸部・体部 ¥1,800	問診、視診・内診、細胞診検査（子宮体部がん検診は子宮頸部がん検診を受診し、かつ検診要件に該当する方。子宮体部がん検診のみの受診はできません。）	
肝炎ウイルス検診※ 2 （B 型・C 型）	区の肝炎ウイルス検診を受診したことがない方	無料	問診と採血による検査 ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	
胃がんリスク（A B C）検査※ 1	40、45、50、60、70 歳で区の胃がんリスク（ABC）検査を受診したことがない方	¥800	問診、採血による検査 ※胃がんになりやすいかどうかを調べる検査です。 ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	
前立腺がん検診※ 1	60 歳以上で区の前立腺がん検診を受診したことがない男性	¥600	問診、採血による検査（PSA 検査） ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	世田谷保健所健康企画課 電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019
骨粗しょう症検診※ 3	30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳の女性	¥400	問診、骨量測定（6 月～翌年 3 月）	
口腔がん検診※ 3	61、66、71 歳	¥700	問診、視診・触診、必要に応じて細胞診検査（6 月～翌年 3 月）	世田谷保健所健康推進課 電話：03-5432-2442 FAX：03-5432-3102
成人歯科健診※ 3	20、30、40、45、50、55、60、65、70 歳	¥200	問診、歯・歯周組織の状況などの健診（6 月～翌年 3 月）	

※ 1 健康企画課の窓口でもお申し込みいただけます。

※ 2 健康企画課または総合支所保健福祉センター健康づくり課（P22 参照）の窓口でもお申し込みいただけます。

※ 3 総合支所保健福祉センター健康づくり課（P22 参照）でもお申し込みいただけます。

胃がん検診費用の助成

身体の障害により区の胃がん検診を受けられない方を対象に、胃がんに関する検査を医療機関で受けた際の費用を助成します。

■ 対象

身体障害者手帳をお持ちの、40 歳以上の区民

■ 内容

医療機関で受けた胃がんに関する検査（胃部エックス線検査（バリウム）もしくは胃部内視鏡検査。

ただし保険診療で受けたものを除く。）に要した費用を助成します。上限は 15,000 円です。

■ 助成方法

助成を希望される方にはお手続きのためのご案内をお送りします。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課

電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

种类	对象	自己负担金额	内容	咨询/申请
大肠癌的健康检查 ※2	40 岁以上	200 日元	便潜血检查 申请后，邮送专用容器。取便后提交至各综合支所健康增进课或保健中心。 受理日 综合支所保健福利中心健康增进课：星期一～星期四 保健中心：星期一～星期五 ※ 与特定健康检查・长寿健康检查等同时在医疗机构就诊时不需向世田谷区申请。	世田谷区癌健康检查受理中心 电话：03-6265-7573 传真：03-6265-7559
乳腺癌检查 ※2	年满 40 岁的女性区民，上年度未参加区内的乳腺癌检查。（2 年 1 次）	1,000 日元	问诊、视诊・触诊、乳腺 X 光拍片	
子宫癌健康检查（颈部・体部） ※2	年满 20 岁的女性区民，上年度未参加区内的子宫癌检查。（2 年 1 次）	颈部：800 日元 颈部・体部：1,800 日元	问诊，视诊・妇科检查，细胞诊察（子宫体癌的健康诊察是接受子宫颈部癌检查并且符合检查条件者。不能仅进行子宫体癌健康诊察）	
肝炎病毒诊察 ※2（B 型・C 型）	未接受过区内肝炎病毒检查的人士	免费	过问诊、验血检查 ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	
胃癌风险（ABC）检查 ※1	40、45、50、60、70 岁未接受过世田谷区胃癌风险（ABC）检查的人	800 日元	通过问诊、验血检查 ※ 该检查确认是否容易患胃癌。 ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	
前列腺癌的健康检查 ※1	年满 60 岁，未在区内进行前列腺癌健康检查的男性	600 日元	通过问诊、验血检查（PSA 检查） ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	世田谷保健所 健康宣传・管理课 电话：03-5432-2447 传真：03-5432-3019
骨质疏松症健康检查 ※3	30、35、40、45、50、55、60、65、70 岁的女性	400 日元	问诊、测定骨量（6 月～次年 3 月）	
口腔癌健康检查 ※3	61、66、71 岁	700 日元	问诊，视诊・触诊，需要时进行细胞诊察（6 月～次年 3 月）	世田谷保健所 健康推进课 电话：03-5432-2442 传真：03-5432-3102
成人牙科健康检查 ※3	20、30、40、45、50、55、60、65、70 岁	200 日元	问诊，检查牙齿、牙周组织的状况等（6 月～次年 3 月）	

※1 可在健康宣传・管理课的窗口申请。

※2 可在健康宣传・管理课或综合支所保健福利中心健康增进课（参照 P 23）的窗口申请。

※3 可在综合支所保健福利中心健康增进课（参照 P 23）申请。

胃癌检查费用的补助

面向因身体残疾不能接受区内胃癌检查的人，对在医疗机构的胃癌相关检查费用提供补助。

■ 对象

持有身体残疾者手册，年满 40 岁的区民

■ 内容

对在医疗机构接受胃癌相关检查（胃部 X 线检查（钡餐）或胃管内镜检查。但保险诊疗者除外。）

所需的费用提供补助。上限 15,000 日元。

■ 补助方法

向希望获得补助的人寄送手续指南。

咨询：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447

传真：03-5432-3019

がん先進医療費の利子補給

区が指定する金融機関でがん先進医療費の融資を受けた場合、利子相当額を助成します。

■対象：国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金承認申請日に引き続き1年以上世田

谷区に住所を有している区民の方
※詳細な条件などについてはお問い合わせください。
お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課
電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

若年がん患者在宅療養支援

40歳未満のがん患者の方への在宅療養支援として、居宅サービスや福祉用具などの費用を助成します。

■対象

以下の全てに該当する方

- (1) 世田谷区民の方
- (2) 40歳未満の方
- (3) がん患者の方（医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- (4) 他の制度で同等の給付を受けることができない方

■内容

以下の費用に対して、自己負担を除いた額を助成します（利用上限額あり）。

- (1) 主治医意見書作成費用
- (2) ケアプラン作成費用
- (3) 居宅サービス利用料
- (4) 福祉用具貸与・購入費用
- (5) 住宅改修費用

※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課
電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

世田谷区がん相談

がんについての不安な気持ちや在宅療養などについて、看護師やがん体験者、社会保険労務士に相談できます。

申し込み：公益財団法人世田谷区保健センター

■対象：がんで療養中の方とその親や子、兄弟姉妹、パートナーなど

■対面相談

日時：毎月第2・第4土曜 午前9時～12時

場所：世田谷区立保健センター

予約受付時間：月～金曜午前9時～午後5時

※祝日、休日、12月29日～1月3日を除く

電話：03-6265-7536（予約専用）

FAX：03-6265-7419

オンラインでの相談も選べます。ご予約の際にご希望の相談方法（対面・オンライン）をお伝えください。オンラインでの相談方法は、ご予約の際にご説明いたします。

約の際にご説明いたします。

■電話相談

日時：毎月第1～4木曜 午前9時～午後1時

※祝日、休日、12月29日～1月3日を除く

第1・第3週 看護師による専門相談

第2・第4週 がん体験者によるピア相談

電話：03-6265-7562

■がん情報コーナー

こころとからだの保健室ポルタ内のがん情報コーナーで、がん予防、がん検診、罹患後の療養や治療費、治療と仕事の両立などに関する資料の閲覧ができます。専門スタッフが窓口で、がんに関する一次相談をお受けします。

お問い合わせ：公益財団法人世田谷区保健センター
電話：03-6265-7414 FAX:03-6265-7589

がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費用等の助成

がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等を行った区民へ、ウィッグ・胸部補整具購入費用等を助成します。

■対象

以下の全てに該当する方

- (1) 世田谷区民の方
- (2) がんと診断され、その治療を行っている方、過去にその治療を行った方
- (3) がんの治療に伴い、脱毛や乳房の切除などにより、ウィッグや胸部補整具等が必要である方

■内容

以下の対象品の購入またはレンタルにかかった費用（上限10万円）を助成します。

- (1) ウィッグ
- (2) 毛付き帽子
- (3) 人工乳房
- (4) 補整下着
- (5) 弾性着衣

癌症先进医疗费及利息补助

在区指定的金融机构获得癌症先进医疗费的融资时，对利息相当的金额进行补助。

- 对象：计划在日本国内接受癌症先进医疗，在利息补助金审批申请日后继续在世田谷区拥有住所 1 年以上的居民

※ 关于详细条件等敬请咨询。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447

传真：03-5432-3019

为年轻癌症患者提供居家护理支持

对 40 岁以下癌症患者的居家护理提供支持，补贴居家服务、福利用品等费用。

- 对象：符合以下所有条件的人

- (1) 世田谷区居民
- (2) 40 岁以下
- (3) 癌症患者（医生根据一般的医学常识，判断其状态已无法好转康复的患者）
- (4) 在其他制度下无法享受同样支付补贴的人

- 内容：除去个人负担额后，对以下费用给与补贴，（有利用上限额）。

- (1) 主治医意见书制作费
- (2) 健康计划制作费
- (3) 居家服务利用费
- (4) 福利用具租赁・购买费用
- (5) 住宅改造装修费用

※ 更详细的信息，请与我们联系。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447 传真：03-5432-3019

世田谷区癌症咨询角

就因癌症带来的不安以及在家疗养须知，可向护理人员、癌症经历者及社会保险劳工顾问进行咨询。

申请：公益财团法人世田谷区保健中心

- 对象：因癌症进行疗养的人及其父母、子女、兄弟姐妹、伴侣等

- 对面面談

日期：每月第 2・第 4 星期六 9:00 ~ 12:00

地点：世田谷区立保健中心

预约受理时间：周一~周五 9:00 ~ 17:00

※ 节假日、12 月 29 日~ 1 月 3 日除外

电话：03-6265-7536（预约专用）

传真：03-6265-7419

还可选择在线咨询。请在预约时告知希望的咨询方式（当面・在线）。

在线咨询的方式，会在预约时进行说明。

- 电话咨询

日期：每月第 1 ~ 第 4 星期四 9:00 ~ 13:00

※ 节假日、12 月 29 日~ 1 月 3 日除外

第 1・第 3 周 护理人员提供专业咨询

第 2・第 4 周 癌症经历者的病友咨询

电话：03-6265-7562

- 癌症信息角

在身心保健室 Porte 内的癌症信息角可以阅览癌症预防、癌症检查、患癌后的疗养及治疗费、治疗与工作兼顾等相关资料。专门员工作为窗口受理癌症相关的初次咨询。

咨询：公益财团法人世田谷区立保健中心

电话：03-6265-7414 传真：03-6265-7589

癌症患者购买假发和胸部矫正假体等费用补贴

为治疗癌症而导致脱发、进行乳房切除等手术的居民购买假发和胸部矫正假体等提供费用补贴。

- 适用对象

符合以下所有条件者：

- (1) 世田谷区的居民
- (2) 被诊断为癌症并正在接受治疗者，或曾经接受过此类治疗者
- (3) 因癌症治疗而导致脱发或进行乳房切除等手术，需要假发或胸部矫正假体等用品者

- 内容

补贴对象为购买或租赁以下用品的费用（限额 10 万日元）。

- (1) 假发
- (2) 附有头发的内帽
- (3) 人造乳房
- (4) 矫正内衣
- (5) 紧身弹力用品

■その他

がんの治療に伴う脱毛等でお悩みの方は「世田谷区がん相談」をご利用ください。「がん情報コーナー」ではウィッグの見本等も展示しています。

P102 参照

※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課

電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

高齢の方の予防接種

種類	対象	実施方法
インフルエンザ	① 65 歳以上の方 ② 60 歳から 64 歳で、一定の障害のある方（身体障害者手帳 1 級相当）	指定医療機関で予防接種を 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日まで実施します。 [費用] 自己負担額 2,500 円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申し込みが必要です。
新型コロナ	① 65 歳以上の方 ② 60 歳から 64 歳で、一定の障害のある方（身体障害者手帳 1 級相当）	指定医療機関で予防接種を 10 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで実施します。 [費用] 未定 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申し込みが必要です。
肺炎球菌	過去に 23 価肺炎球菌予防接種を受けていない方で、次のいずれかの方 ① 65 歳の方 ② 60 歳から 64 歳で、一定の障害のある方（身体障害者手帳 1 級相当）	指定医療機関で予防接種を 65 歳の誕生日の前日から 66 歳の誕生日の前日まで実施します。 [費用] 自己負担額 4,000 円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申し込みが必要です。
带状疱疹	過去に带状疱疹予防接種を完了していない方で、次のいずれかの方 ① 令和 8 年 3 月 31 日時点で、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳、101 歳以上の方 ② 接種日時点で、60 歳から 64 歳で、免疫機能に障害のある方（身体障害者手帳 1 級相当）	指定医療機関で予防接種を実施します。 [費用] 自己負担額 生ワクチン（1 回）：4,000 円 不活化ワクチン（2 回）：10,000 円／回 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申し込みが必要です。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

■ 其他

如有脱发等与癌症治疗相关的问题，请使用“世田谷区癌症咨询角”。在“癌症信息角”也有假发样品展示。

参见第 103 页。

※ 具体请咨询以下部门。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447 传真：03-5432-3019

高龄者的预防接种

种类	对象	实施方法
流感	① 65 岁以上的人 ② 年龄在 60 至不满 64 岁之间，且具有一定程度残疾的人员（相当于身体障害者手册 1 级）	在指定医疗机构 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日实施。 [费用] 自己负担金额为 2,500 日元 向对象①的人寄送预诊票。 对象②的人需要申请。
新冠病毒感染	① 65 岁以上的人 ② 年龄在 60 至不满 64 岁之间，且具有一定程度残疾的人员（相当于身体障害者手册 1 级）	10 月 1 日～次年 3 月 31 日之间在指定医疗机构实施预防接种。 [费用] 未定 向对象①的人寄送预诊票。 对象②的人需要申请。
肺炎球菌	过去未接受过 23 价肺炎球菌预防接种，符合以下任一项内容的人 ① 年满 65 岁的人 ② 年龄在 60 至不满 64 岁之间，且具有一定程度残疾的人员（相当于身体障害者手册 1 级）	从 65 岁生日的前一天到 66 岁生日的前一天在指定医疗机构实施预防接种。 [费用] 自己负担金额为 4000 日元 向对象①的人寄送预诊票。 对象②的人需要申请。
带状疱疹	过去没有完成带状疱疹预防接种者中，属如下任一项的人 ① 2026 年 3 月 31 日时年龄为 65 岁、70 岁、75 岁、80 岁、85 岁、90 岁、95 岁、100 岁、101 岁以上者 ② 接种日期时的年龄为 60 岁到 64 岁之间，有免疫功能障碍者（相当于身体残疾人手册 1 级）	在指定医疗机构实施预防接种。 [费用] 自己负担金额 活疫苗（1 次）：4,000 日元 灭活疫苗（2 次）：每次 10,000 日元 属对象①的人员会得到寄送的预诊票。 属对象②的人士需要申请。

咨询：世田谷区预防接种呼叫中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

大人の風しん抗体検査・予防接種費用助成

助成種類	対象	実施方法
風しん抗体検査・予防接種	■抗体検査 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦の同居者 ※過去に風しん抗体検査、予防接種、確定診断を受けたことがある方は対象外です。 ■予防接種 風しん抗体検査により、風しんの抗体価が低いことが判明した上記①～③のいずれかに該当する19歳以上の方 ※過去に区の風しん予防接種費用助成を利用した方、2回以上の予防接種歴がある方は対象外です。	指定医療機関で4月1日～翌年3月31日まで実施します。 [費用] ■抗体検査：無料 ■予防接種 麻しん風しん混合(MR)ワクチン：5,000円 風しん単独ワクチン：3,000円 ※抗体検査は申し込みが必要です。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

HIV と性感染症相談・検査

相談とHIV・性感染症（クラミジア・梅毒）の検査を無料かつ匿名で実施しています。予約は不要です。必ず世田谷区のホームページで最新情報を確認してください。



■検査：原則第3木曜

午前9：30から10：30（結果は翌週にお伝え

します）

■相談：平日（午前8：30から午後5：15）

■検査会場

世田谷保健福祉センター（健康づくり課分室）
若林4-22-13

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2370 FAX：03-5432-3022

健康教室

健康づくりに取り組んでいただくための講演会、健康教室などを実施しています。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

こころの健康相談

こころの不調や病気について心配している方とその家族、関係者を対象とした専門の医師・保健師による個別相談です（予約制）。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

成人的风疹抗体检查・预防接种费用补助

补助种类	对象	实施方法
风疹抗体检查・预防接种	■ 抗体检查 ①希望怀孕的女性 ②希望怀孕的女性的同居者 ③确认风疹抗体价较低的孕妇的同居者 ※ 过去接受过风疹抗体检查、预防接种、确定诊断的人员除外。 ■ 预防接种 19 岁以上，且符合上述①～③任一情况，并经风疹抗体检查确认抗体效价较低的人 ※ 过去曾利用区的风疹预防接种费用补助接受过 2 次以上预防接种的人员除外。	在指定医疗机构 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日实施。 [费用] ■ 抗体检查 免费 ■ 预防接种（麻疹风疹混合（MR）疫苗） 补助额 5,000 日元 预防接种（风疹单独疫苗） 补助额 3,000 日元 ※ 抗体检查需要申请。

咨询：世田谷区预防接种呼叫中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

HIV 与性感染病咨询・检查

提供免费且匿名的咨询和 HIV・性传播疾病（衣原体和梅毒）检查。无需预约。请务必在世田谷区主页确认最新信息。



■ 检查：原则上第 3 个周四

9:30～10:30（结果在下一周通知）

■ 咨询：请在平日（8:30～17:15）

■ 检查会场

世田谷保健福利中心（健康增进课分室）

若林 4-22-13

问讯处：世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2370 传真：03-5432-3022

健康教室

为了让大家增进健康而举办讲习会和健康教室等。

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

心理健康咨询

以担心心理不适和心理疾患的人，及其家属和相关人员为对象，由专业医师和保健师接受个别咨询（预约制）。

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

健康度測定・健康増進指導

一人ひとりの健康状態の検査・測定およびそれにもとづく運動・栄養・休養などの総合的な指導・相談を行っています。日本語が理解できて会話が可能な方、通訳が付き添える方に限ります。

■健康度測定(要予約)

費用:5,000円

対象者:18歳以上の区民

実施内容:

- ・一次測定
(医学的検査・生活習慣問診など)
- ・二次測定
(負荷心電図・体力測定・運動・栄養・休養指導など)

実施日:一次測定 火・水曜午前

二次測定 木曜午前・午後

金曜午後

その他:診断書・証明書の発行はできません

■健康増進指導(要予約)

費用:400円

対象者:18歳以上の区内在住・在勤の方

健康度測定および健康診断を受診した方
(一部、受診をしなくても受講できる教室
もあります。)

実施内容:個人の健康状態や体力に合わせた各種
健康体操・栄養講座・休養講座・壮年
期向け講座など

実施日:月～金曜(一部、土曜、夜間実施)

お問い合わせ:公益財団法人世田谷区保健センター

電話:03-6265-7463(健康度測定)

03-6265-7473(健康増進指導)

FAX:03-6265-7429(共通)

所在地:松原6-37-10

保健医療福祉総合プラザ2・3階

食中毒にご注意

次のことに気をつけて、食中毒を防ぎましょう。

- ・菌をつけない！
調理前は手をよく洗い、手指や調理器具は常に
清潔に保ちましょう。
- ・菌を増やさない！
調理した食品はできるだけ早く食べ、長時間の
放置はやめましょう。

- ・菌をやっつける！

加熱の際は、食品の中心まで十分に加熱しまし
ょう。調理器具などは、しっかり洗浄し、熱湯や
塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

お問い合わせ:世田谷保健所生活保健課

電話:03-5432-2911 FAX:03-5432-3054

熱中症にご注意

日本の夏は、気温も湿度も高く蒸し暑いことが特
徴です。

日常生活での注意事項

- 暑さを避けましょう。

「行動の工夫」

- ・暑い日は無理をしない。
- ・日陰を選んで歩く。
- ・適宜休憩する。
- ・天気予報を参考に、暑い日や時間を避けて外出
や行事の日時を検討する。

「住まいの工夫」

- ・風通しを利用する。
- ・窓から射し込む日光を遮る。
- ・空調設備を利用する。

「衣服の工夫」

- ・襟元をゆるめて通気する。
- ・炎天下では、黒色系の素材を避ける。
- ・日傘や帽子を使う。
- こまめに水分補給しましょう。
- 急に暑くなる日に注意しましょう。
- 暑さに備えた体づくりをしましょう。

お問い合わせ:世田谷保健所健康企画課

電話:03-5432-2472 FAX:03-5432-3019

健康度的测定・健康增进指导

我们对每个人健康状况提供检查和测量，并以此为基础，对运动、营养、休息等进行综合性指导和咨询。
仅限懂日语能够会话的人，或有翻译陪同的人。

■健康度测量（需预约）

费用：5,000 日元

对象者：18 岁以上的居民

实施内容：

- ・一次测定
（负荷心电图、体能测试、运动・营养・休养指导等）
- ・二次测定
（负荷心电图、体能测试、生活方式指导等。）

实施日：一次测定 周二・周三上午

二次测定 周四上午和下午
周五下午

其它：不能出具诊断报告和证明书

■健康促进指导（需要预约）

费用：400 日元

对象者：18 岁以上在区内居住・工作的人

接受了健康度测量和健康检查的人（有部分教室即使没有接受检查，也能听讲）

实施内容：适应个人健康状态和体力情况的各种保健操、营养讲座、休养讲座、面向壮年期讲座等

实施日：周一至周五（部分在周六、夜间实施）

实施日：周一至周五（部分周六实施）

问询：公益财团法人世田谷区立保健中心

电话：03-6265-7463（健康度测量）

03-6265-7473（健康增进指导）

传真：03-6265-7429（共用）

所在地：松原 6-37-10

健康医疗福祉广场二、三楼

警惕食物中毒

请注意以下事项，预防食物中毒。

- ・不要带菌！
让我们在烧饭做菜前勤洗手，时常保持手指和烹饪器具清洁。
- ・不让细菌繁殖！
让我们尽早吃掉烹饪的食品，不要长时间放置。

・杀菌！

让我们在加热时，让食品的中心热透。让我们彻底洗干净烹饪器具等，并用开水和氯类漂白剂等消毒。

问询处：世田谷保健所生活保健课

电话：03-5432-2911 传真：03-5432-3054

请注意不要中暑

日本夏天的特点是气温和湿度都较高，闷热。

日常生活中的注意事项

●避开酷暑。

“行动上的注意”

- ・炎热天气时请勿勉强自己。
- ・选择背阴处行走。
- ・适当休息。
- ・参考天气预报，避开炎热的天气和时间，考虑外出和活动的的时间。

“住宅中的注意”

- ・做好通风。
- ・遮挡从窗户射入的阳光。
- ・使用空调设备。

“服装上的注意”

- ・解开衣领透气。
- ・在烈日下，避免黑色系的质地。
- ・使用遮阳伞和帽子。

●随时补充水分。

●注意突然变热的天气。

●保持身体健康以适应酷暑。

问询处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2472 传真：03-5432-3019

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75 歳以上の方と、一定の障害のある 65 歳以上の方を対象とする公的医療保険制度です。

住民登録されている外国人の方は、制度の対象となります。

※ 後期高齢者医療制度の対象とならない方

- 生活保護を受けている方
- 医療を受けること、または医療を受ける方の世話をを行うこと（医療活動）、観光・保養を目的として入国・在留している方
- 自国と日本との間で社会保障協定が結ばれていて、自国から日本の医療機関で使用できる証明書を交付されている方

■ 医療機関等にかかるとき

マイナ保険証または資格確認書を医療機関等で提示してください。

※ マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

給付

■ 1 か月の医療費が高額となったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

■ 入院時の食事代は、1 食あたり 510 円です。ただし、世帯全員が住民税非課税の方は申請により減額される場合があります。

■ 申請により、療養費、葬祭費などの一部給付が受けられる場合があります。

保険料

保険料は個人ごとに、次の式で計算します。

年間保険料＝〔均等割額〕47,300 円＋〔所得割額〕（所得額－43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合））× 9.67%

年間保険料の最高限度額は 80 万円です。

保険料は前年の所得額が少ない場合は、軽減されることがあります。

支払い方法

年金から天引きの特別徴収と、区が発行する納付書や口座振替で納めていただく普通徴収があります。

詳しくは、お問い合わせください。

世田谷区から転出または出国するとき

資格確認書をお持ちの方は、資格確認書をお返してください。

お問い合わせ：国保・年金課後期高齢者医療

電話：03-5432-2390 FAX：03-5432-3005

后期高龄者医疗制度

后期高龄者医疗制度

是以 75 岁以上者和有一定程度残障的 65 岁以上者为对象的公共医疗保险制度。

已进行住民登录的外国人可以享受本制度。

※ 后期高龄者医疗制度的非对象者

- ・ 接受生活保护的人
- ・ 以接受医疗或者照料接受医疗的人（医疗活动）、观光・疗养为目的入境和居留的人
- ・ 自己国家与日本国签订有社会保障协定，获得了从自己国家带入而在日本的医疗机构可使用的证明书的人

■ 在医疗机构等就诊时

请向就诊的医疗机构等出示个人编号卡保险证或资格确认书

※ 所谓个人编号卡保险证是指已经做过健康保险证利用登录的个人编号卡。

支付

■ 一个月的医疗费为高额时超过自己负担限度额的部分会被返回。

■ 住院时的伙食费为每餐 510 日元。但家庭所有成员均免征住民税的居民经申请后可能减少金额。

■ 通过申请，可能领取到疗养费、丧葬费等补助。

保险费

每人的保险费按如下公式计算。

年保险费用 = (均摊额) 47,300 日元 + (收入摊额) (收入额 - 43 万日元 (合计所得金额在 2,400 万日元以下时)) × 9.67%

年保险费用的最高限额为 80 万日元。

前一年的收入较少时，保险费有可能减轻。

支付方法

有从年金先行扣除的特别征收和用区发行的纳付书或银行转帐支付的普通征收。

详细请咨询。

从世田谷区迁出或离境时

持有资格确认书的人，请退还资格确认书。

问讯处：

国保・年金课后期高龄者医疗

电话：03-5432-2390 传真：03-5432-3005

福祉

おとしよりのために

あんしんすこやかセンター

■区内各地区（28か所）には、高齢者の方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、様々な支援を行うための相談窓口「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」があります。障害のある方や子育て中の方などのご相談もお受けしています。

■健康、介護、生活など様々な相談、介護予防のケアプラン作成、介護保険の相談・申請手続き、介護予防普及啓発講座の開催などを行っています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ：介護予防・地域支援課

電話：03-5432-2953 FAX：03-5432-3085

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧

名称	所在地	電話	FAX
池尻あんしんすこやかセンター	池尻 3-27-21	5433-2512	3418-5261
太子堂あんしんすこやかセンター	太子堂 2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750
若林あんしんすこやかセンター	若林 1-34-2	5431-3527	5431-3528
上町あんしんすこやかセンター	世田谷 1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005
経堂あんしんすこやかセンター	宮坂 1-44-29	5451-5580	5451-5582
下馬あんしんすこやかセンター	下馬 4-13-4	3422-7218	3414-5225
上馬あんしんすこやかセンター	上馬 4-10-17	5430-8059	5430-8085
梅丘あんしんすこやかセンター	梅丘 1-61-16	5426-1957	5426-1959
代沢あんしんすこやかセンター	代沢 5-1-15	5432-0533	5433-9684
新代田あんしんすこやかセンター	羽根木 1-6-14	5355-3402	3323-3523
北沢あんしんすこやかセンター	北沢 2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-9101	5478-8072
松原あんしんすこやかセンター	松原 5-43-28	3323-2511	5300-0212
松沢あんしんすこやかセンター	赤堤 5-31-5	3325-2352	5300-0031
奥沢あんしんすこやかセンター	奥沢 3-15-7	6421-9131	6421-9137
九品仏あんしんすこやかセンター	奥沢 7-35-4	6411-6047	6411-6048
等々力あんしんすこやかセンター	等々力 3-4-1 玉川総合支所2階	3705-6528	3703-5221
上野毛あんしんすこやかセンター	中町 2-33-11	3703-8956	3703-5222
用賀あんしんすこやかセンター	用賀 2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511
二子玉川あんしんすこやかセンター	玉川 4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677
深沢あんしんすこやかセンター	駒沢 4-33-12	5779-6670	3418-5271
祖師谷あんしんすこやかセンター	祖師谷 4-1-23	3789-4589	3789-4591
成城あんしんすこやかセンター	成城 6-3-10	3483-8600	3483-8731
船橋あんしんすこやかセンター	船橋 4-3-2	3482-3276	5490-3288
喜多見あんしんすこやかセンター	喜多見 5-11-10	3415-2313	3415-2314
砧あんしんすこやかセンター	砧 5-8-18	3416-3217	3416-3250
上北沢あんしんすこやかセンター	上北沢 4-32-9	3306-1511	3329-1005
上祖師谷あんしんすこやかセンター	上祖師谷 2-7-6	5315-5577	3305-6333
烏山あんしんすこやかセンター	南烏山 6-4-26 4階	3307-1198	3300-6885

窓口開設時間：午前8：30～午後5時（日曜、祝日、休日、12月29日～1月3日除く）

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

福利

老年人福利

在宅看护支援中心（Anshin Sukoyaka 中心）

■ 为帮助高龄者在自己住惯的地区充满活力地生活，区内各地区（28 处）都设有咨询窗口“Anshin Sukoyaka 中心（地区全面支援中心）”，进行各种支持。并向残疾人和育儿人士等提供咨询。

■ 从事健康、看护、生活等各方面咨询、预防看护的护理计划制作、看护保险的咨询・申请手续、举办预防看护普及启发讲座等业务。敬请随时咨询。

问讯处：预防看护・地区支援课

电话：03-5432-2953 传真：03-5432-3085

在宅看护支援中心（Anshin Sukoyaka 中心）（地区包括支援中心）一览

名称	所在地	电话	传真
池尻 Anshin Sukoyaka 中心	池尻 3-27-21	5433-2512	3418-5261
太子堂 Anshin Sukoyaka 中心	太子堂 2-17-1 2 楼	5486-9726	5486-9750
若林 Anshin Sukoyaka 中心	若林 1-34-2	5431-3527	5431-3528
上町 Anshin Sukoyaka 中心	世田谷 1-23-5 2 楼	5450-3481	5450-8005
经堂 Anshin Sukoyaka 中心	宫坂 1-44-29	5451-5580	5451-5582
下马 Anshin Sukoyaka 中心	下马 4-13-4	3422-7218	3414-5225
上马 Anshin Sukoyaka 中心	上马 4-10-17	5430-8059	5430-8085
梅丘 Anshin Sukoyaka 中心	梅丘 1-61-16	5426-1957	5426-1959
代泽 Anshin Sukoyaka 中心	代泽 5-1-15	5432-0533	5433-9684
新代田 Anshin Sukoyaka 中心	羽根木 1-6-14	5355-3402	3323-3523
北泽 Anshin Sukoyaka 中心	北泽 2-8-18 北泽 Town Hall 地下 1 层	5478-9101	5478-8072
松原 Anshin Sukoyaka 中心	松原 5-43-28	3323-2511	5300-0212
松泽 Anshin Sukoyaka 中心	赤堤 5-31-5	3325-2352	5300-0031
奥泽 Anshin Sukoyaka 中心	奥泽 3-15-7	6421-9131	6421-9137
九品佛 Anshin Sukoyaka 中心	奥泽 7-35-4	6411-6047	6411-6048
等等力 Anshin Sukoyaka 中心	等等力 3-4-1 玉川综合支所 2 楼	3705-6528	3703-5221
上野毛 Anshin Sukoyaka 中心	中町 2-33-11	3703-8956	3703-5222
用贺 Anshin Sukoyaka 中心	用贺 2-29-22 2 楼	3708-4457	3700-6511
二子玉川 Anshin Sukoyaka 中心	玉川 4-4-5 2 楼	5797-5516	3700-0677
深泽 Anshin Sukoyaka 中心	驹泽 4-33-12	5779-6670	3418-5271
祖师谷 Anshin Sukoyaka 中心	祖师谷 4-1-23	3789-4589	3789-4591
成城 Anshin Sukoyaka 中心	成城 6-3-10	3483-8600	3483-8731
船桥 Anshin Sukoyaka 中心	船桥 4-3-2	3482-3276	5490-3288
喜多见 Anshin Sukoyaka 中心	喜多见 5-11-10	3415-2313	3415-2314
砧 Anshin Sukoyaka 中心	砧 5-8-18	3416-3217	3416-3250
上北泽 Anshin Sukoyaka 中心	上北泽 4-32-9	3306-1511	3329-1005
上祖师谷 Anshin Sukoyaka 中心	上祖师谷 2-7-6	5315-5577	3305-6333
乌山 Anshin Sukoyaka 中心	南乌山 6-4-26 4 楼	3307-1198	3300-6885

窗口开设时间：8:30～17:00（星期日、节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外）

Anshin Sukoyaka 中心与社区振兴中心在同一建筑。

シルバーパス

■ 70 歳以上の都民の方は、都営交通機関、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」をバス営業所などで購入できます。(寝たきりの方を除きます)

■ 有効期間は 1 年間（10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日まで）で毎年 9 月に更新を行います。必要な費用は、住民税が非課税の方は 1,000 円（経過措置：令和 7 年度の住民税は課税で、令和 6 年の税法上の合計所得金額が 135 万円以下の方は 1,000 円）、上記以外の方は 12,000 円（4 月～9 月に購入の場合は半年分で 6,000 円）です。

お問い合わせ：一般社団法人東京バス協会

電話：03-5308-6950

時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜、祝日を除く）

高齢福祉課

電話：03-5432-2397

このほかにも、高齢者の日常生活を援助する様々なサービスや相談を行っています。いくつかの課が担当していますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

障害のある方のために

身体障害者手帳（Shintai Shogaisha Techo）

手足、体幹、目、耳、言語、そしゃく、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓、免疫の機能などに障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

愛の手帳（Ai no Techo）

知的障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

④心身障害者の医療費助成制度

医療保険加入者で、身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を有する方は 1～3 級）、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方に「④（まるしょう）受給者証」を交付します（所得制限あり）。医療保険の診療の自己負担分について、全部または一部を助成します。なお、65 歳以上の方は、原則として新規申請できません。

お問い合わせ：障害施策推進課事業担当

電話：03-5432-2388 FAX：03-5432-3021

保健センター専門相談課

■ 区内の障害のある方や家族・関係者などに、年齢や障害の種別を問わず、医師および専門スタッフによる相談や評価を行います。

お問い合わせ：世田谷区保健センター専門相談課

電話：03-6265-7546 FAX：03-6265-7549

所在地：松原 6-37-10 保健医療福祉総合プラザ 2 階

このほかにも身体障害者相談員、知的障害者相談員、各種福祉施設、各種手当・各種助成、医療給付、車椅子の貸出、障害者総合支援法の申請などについて、様々な相談やサービスを行っています。いくつかの課が担当していますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

老人公交巴士卡

- 70 岁以上的都民，可以在公交营业所等取得乘坐都营交通工具及都内民营公共汽车的“东京都老人公交巴士卡”。(卧床不起者除外)
- 有效期限一年(10 月 1 日起至次年的 9 月 30 日为止)，每年 9 月更新。所需费用方面，住民税的非课税者为 1,000 日元(过渡措施：2025 年度虽有缴纳住民税，但 2024 年根据税法的合计所得金额低于 135 万日元者为 1,000 日元)，上述以外者为 12,000 日元(4 月到 9 月期间购买时按半年付费，为 6,000 日元)。

问讯处：

一般社团法人东京公共汽车协会

电话：03-5308-6950

(9:00 ~ 17:00 周六、周日和节日除外)

高龄福利课

电话：03-5432-2397

此外还对老年人及其家庭提供各种服务和咨询。分别由几个处担任，请先向以下机构询问。

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

残疾人福利

残疾人手册 (Shintai shogaisha Techo)

手脚，躯干，眼，耳，语言，咀嚼，心脏，肾脏，呼吸器官，直肠，膀胱，小肠，肝脏，免疫功能等方面有残疾者可凭此手册得到各种帮助。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

仁爱手册 (Ai no Techo)

弱智者可凭此手册得到各种帮助。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

㊦身心残疾者的医疗费补助制度

对持有身体残疾者手册 1・2 级(有内部残疾者 1 ~ 3 级)，仁爱手册 1・2 度，精神残疾者保健福利手册 1 级的医疗保险加入者发放“㊦(圆章)领取者证”(有收入限制)。针对医疗保险的诊疗部分由自己负担部分，可全额或部分补贴。再者，65 岁以上者不可做初次申请。

问讯处：

残疾施策推进课业务主管

电话：03-5432-2388

传真：03-5432-3021

保健中心专门咨询课

- 本区内有残疾者以及家属・相关者等，不论年龄和残疾的种类，由医生及专业人员提供咨询和评价。

问讯处：世田谷区立保健中心专门咨询课

电话：03-6265-7546

传真：03-6265-7549

所在地：松原 6-37-10 保健医疗福祉综合广场 2 楼

此外还提供身体残疾顾问、弱智者顾问、各种福利设施、各种补贴、补助金、医疗支付、轮椅出租、残疾人综合支援法的申请等各方面的咨询和服务。因为由几个课负责办理，因此先请向下列部门咨询。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23



相談・情報

せたがや国際交流センター“クロッシングせたがや”

暮らしに役立つ情報の提供や地域活動団体の紹介、相談窓口のご案内を行っています。また、多文化共生や国際理解を広めるイベントや外国人のための日本語教室などを実施します。詳しくはホームページをご覧ください。



- 外国にルーツのある人と日本人がやさしい日本語でお話をする「にほんご交流会」
- 英語やさしい日本語で話しながら世田谷を歩く「まち歩きツアー」
- 文化や生活、考え方の違いなどを学べる「多文化理解講座」
- いろいろな国や地域の団体が、それぞれの文化や活動を紹介する「区民国際交流事業」
- 対面やオンラインによる「外国人のための日本語教室」や外国人に日本語を教える方のための「日本語サポーター講座」

アクセス

場所：太子堂 4-1-1 キャロットタワー 2階（世田谷線三軒茶屋駅上）

開設時間：火～日曜 午前 10 時～午後 6 時

（月曜、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

電話：03-5432-1538

FAX：03-5432-1570

相談機関

※は、公的相談機関

■ 総合相談

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京都『外国人相談』※	日常生活に関する相談・生活情報の提供など	英語：月～金曜 中国語：火・金曜 韓国語：水曜 祝日、12月29日～1月3日を除く 午前9：30～正午 午後1時～5時	英語：03-5320-7744 中国語：03-5320-7766 韓国語：03-5320-7700 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課
外国人総合相談支援センター※	在留資格、日常生活に関する相談など	英語、中国語：月～金曜 ポルトガル語：月～水曜 スペイン語：月～水曜 インドネシア語：火曜 ベトナム語：月・水曜 タガログ語：金曜 午前9時～午後4時	所在地：新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階 しんじゅく多文化共生プラザ内 電話：03-3202-5535 03-5155-4039
東京都多言語相談ナビ	日常生活に関する相談、生活情報の提供など	やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、ロシア語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ウクライナ語：月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前10時～午後4時	東京都つながり創生財団 所在地：新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 8 階 電話：0120-142-142
よりそいホットライン	いろいろな人のいろいろな悩み	英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語：午前10時～午後10時	曜日と時間によって対応言語が異なります。詳しくはお問い合わせください。 よりそいホットライン 電話：0120-279-338



咨询・信息

世田谷国际交流中心 “Crossing Setagaya”

提供对生活有用的信息，介绍地区活动团体，介绍咨询窗口。此外，还举办多文化交流和增进国际理解的活动及面向外国人的日语讲座等。详情请浏览主页。

- 外国人和日本人用简易日语进行交谈的“日语交流会”
- 用英语及简易日语在世田谷边走边聊的“城市漫步旅行”
- 可学习文化、生活、思考方式差异的“多文化理解讲座”
- 各个国家和地区的团体介绍各自文化和活动的“区民国际交流事业”
- 面授和在线形式的“面向外国人的日语讲座”，以及为教授外国人日语的人员提供的“日语辅导者讲座”



所在地：太子堂 4-1-1 Carrot Tower 2 楼（世田谷线“三轩茶屋站”上）

开设时间：周二～周日 10:00～18:00

（周一、12月29日～1月3日除外）

电话：03-5432-1538

传真：03-5432-1570

咨询机构

※ 为公共咨询机构。

■ 综合咨询

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京都 “外国人咨询”※	日常生活的咨询、 生活信息提供等	英语：周一～五 中文：周二、五 韩语：周三 节假日、12月29日～1 月3日除外 9:30～正午 13:00～17:00	英 语：03-5320-7744 中 文：03-5320-7766 韩 语：03-5320-7700 东京都生活文化局都民生活部地区活动 推进课
外国人综合咨询 支援中心※	有关在留资格、日常 生活咨询等	英语、中文：周一～五 葡萄牙语：周一～三 西班牙语：周一～三 印度尼西亚语：周二 越南语：周一、三 他加禄语：周五 9:00～16:00	所在地：新宿区歌舞伎町 2-44-1 HYGEIA 11 楼 新宿多文化共生广场内 电话：03-3202-5535 03-5155-4039
东京都多语言咨询向 导	日常生活的咨询、 生活信息提供等	简易日语、英语、中文、 韩语、西班牙语、葡萄牙语、 越南语、他加禄语、尼泊 尔语、泰语、俄语、法语、 印地语、印度尼西亚语、 乌克兰语：周一～五（节 假日、12月29日～1月 3日除外） 10:00～16:00	东京都 TSUNAGARI 创生财团 所在地：新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS 大厦 8 楼 电话：0120-142-142
贴心热线	不同人士的不同烦恼	英语、中文、韩国・朝鲜语、 泰语、他加禄语、西班牙语、 葡萄牙语、越南语、尼泊 尔语、印度尼西亚语： 10:00～22:00	每周在不同天及时间段的服务语言不同。 具体请咨询。 贴心热线 电话：0120-279-338



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人在留支援センター FRESC (フレスク) ※	8つの相談窓口 ワンフロアに 8つの窓口があり、 様々な相談を 1か所で受ける ことができる	英語、中国語、タブレットによる 多言語：韓国語、ポルトガル語、 スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、 タイ語、インドネシア語、 ネパール語 月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時	FRESC 所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13階 電話：0570-011000（代表電話番号） 03-5363-3013（一部のIP電話 および海外からはこちら） 出入国在留管理庁在留支援課・開示請求窓口 東京出入国在留管理局 日本貿易振興機構（ジェトロ） 外務省ビザ・インフォメーション 東京外国人雇用サービスセンター 東京法務局人権擁護部 日本司法支援センター（法テラス） 東京労働局外国人特別相談・支援室

■ 入国・在留

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人在留総合 インフォメーション センター※	外国人の入国・ 在留手続きなどの 相談	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、 ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語 (フィリピン語)、ネパール語、インドネ シア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー 語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、 ウルドゥー語：月～金曜 午前8:30～午後5:15	所在地：港区港南 5-5-30 電話：0570-013904 03-5796-7112 (IP、海外) Eメール：info-tokyo@i.moj. go.jp（英語・日本語）
大使館※			駐日外国公館 外務省： https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html

■ 就労と雇用

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京都『労働相談』 ※	電話または来所による外国人の労働相談（来所相談については予約制） ※スペイン語、ポルトガル語、韓国語、 タイ語、英語、中国語、フランス語、 ロシア語、ベトナム語、ネパール語、 インドネシア語、フィリピン語（タガ ログ語）、ヒンディー語、ミャンマー 語は、テレビ電話通訳制度を用意して います。詳細につきましては事前に電 話でお問い合わせください。 ※日本で働くうえで必要な法制度につ いて説明しているハンドブックを、下 記ホームページからご覧いただけます。 (英語、中国語) 英語：https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-e/index. html 中国語：https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-c/index. html	電話相談 月～金曜（祝日、12月 29日～1月3日を除く） 午前9時～午後8時 土曜（祝日、12月28日 ～1月4日を除く） 午前9時～午後5時	東京都ろうどう 110 番 電話：0570-00-6110
		来所相談 (予約制) 英語：火曜 午後2時～4時	東京都労働相談情報セン ター大崎事務所 所在地：品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎ウエスト タワー 2 階 電話：03-3495-6110
		来所相談 (予約制) 英語：月～金曜 中国語：火～木曜 午後2時～4時	東京都労働相談情報セン ター（飯田橋） 所在地：千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9 階 電話：03-3265-6110
		オンライン相談 (予約制) 予約はホームページから できます。	予約フォーム： https://www.hataraku. metro.tokyo.lg.jp/sodan/ sodan/online-soudan/index. html



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
外国人在留支援中心 FRESC※	8 个咨询窗口 一层楼有 8 个窗口， 可以在一处受理各种 咨询。	英语、中文、使用平板电 脑受理多种语言：韩语、 葡萄牙语、西班牙语、菲 律宾语、越南语、泰语、 印度尼西亚语、尼泊尔语 周一～五（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 9：00～17：00	FRESC 所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷 TOWER13 楼 电话：0570-011000（总机电话） 03-5363-3013（部分 IP 及海外 电话） 出入国在留管理厅 在留支援课・开示请求窗口 东京出入国在留管理局 日本贸易振兴机构（JETRO） 外务省签证・信息 东京外国人雇佣服务中心 东京法务局人权拥护部 日本司法支援中心 （the JLSC, Houterasu） 东京劳动局外国人特别咨询・支援室

■ 入国、在留

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
外国人在留综合信息 中心 ※	外国人入国、在留手 续等的咨询	日语、英语、中文、韩语、西班牙语、 葡萄牙语、越南语、他加禄语（菲 律宾语）、尼泊尔语、印度尼西亚 语、泰语、柬埔寨语、缅甸语、 蒙古语、法语、僧伽罗语、乌尔 都语： 周一～五 8：30～17：15	所在地：港区港南 5-5-30 电话：0570-013904 03-5796-7112 （IP、海外） 电子邮件：info-tokyo@i.moj. go.jp（英语、日语）
大使馆 ※			驻日外国公馆 外务省： https://www.mofa. go.jp/mofaj/link/ emblist/index.html

■ 劳动和雇用

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京都 “劳动咨询” ※	通过电话或来访为外国人提供劳动咨询 （来访咨询需要预约） ※ 西班牙语、葡萄牙语、韩语、泰语、 英语、中文、法语、俄语、越南语、尼 泊尔语、印度尼西亚语、菲律宾语（他 加禄语）、印地语、缅甸语有可视电话 翻译系统。详情请事先电话咨询。 ※ 您可以从以下网站查看在日本工作 所需的法律制度的说明手册。（英文、 中文） 英 语： https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-e/index. html 中 文： https://www.hataraku.metro. tokyo.lg.jp/shiryo/foreign-c/index. html	电话咨询： 周一～五（节假日、 12 月 29 日～1 月 3 日除外） 9:00～20:00 周六（节假日、12 月 28 日～1 月 4 日 除外） 9:00～17:00	东京都劳动 110 电话：0570-00-6110
		来访咨询 （预约制） 英语：周二 14:00～16:00	东京都劳动咨询信息中心大崎 事务所 所在地：品川区大崎 1-11-1 GateCity 大崎西楼 2 楼 电话：03-3495-6110
		来访咨询 （预约制） 英语：周一～五 中文：周二～四 14:00～16:00	东京都劳动咨询信息中心（饭 田桥） 所在地：千代田区饭田桥 3-10-3 东京职业中心 9 楼 电话：03-3265-6110
		在线咨询 （预约制） 可通过网站预约。	预约表格： https://www.hataraku. metro.tokyo.lg.jp/sodan/ sodan/online-soudan/ index.html



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
東京外国人雇用サービスセンター※	就労制限のない在留資格の方、アルバイトを希望する外国人留学生の求職相談	英語、中国語：(予約制) 月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前8:30～午後5:15	新宿外国人雇用支援・指導センター 所在地：新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿(歌舞伎町庁舎)1階 電話：03-3204-8609
	留学生および専門的・技術的分野の在留資格を持つ方の求職相談	英語、中国語：(予約制) 月～金曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時	東京外国人雇用サービスセンター 所在地：新宿区四谷1-6-1 コモレ四谷 四谷タワー13階 電話：03-5361-8722
外国人労働者向け相談ダイヤル※	労働条件のトラブル	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語：月～金曜 ミャンマー語：金曜 ネパール語：月～木曜 韓国語：水～金曜 タイ語：木曜 インドネシア語：火曜 カンボジア語(クメール語)：水曜 モンゴル語：金曜 午前10時～正午、午後1時～3時 (12月29日～1月3日を除く)	英語：0570-001-701 中国語：0570-001-702 ポルトガル語：0570-001-703 スペイン語：0570-001-704 タガログ語：0570-001-705 ベトナム語：0570-001-706 ミャンマー語：0570-001-707 ネパール語：0570-001-708 韓国語：0570-001-709 タイ語：0570-001-712 インドネシア語：0570-001-715 カンボジア語(クメール語)：0570-001-716 モンゴル語：0570-001-718
労働条件相談ホットライン	労働条件に関するトラブル	日本語、英語、中国語：毎日 ポルトガル語：月～土曜 スペイン語：木～土曜 タガログ語：火・水・土曜 ベトナム語：火・水・金～日曜 ミャンマー語、ネパール語：水・日曜 韓国語、タイ語、インドネシア語：木・日曜 カンボジア語(クメール語)、モンゴル語：月・土曜 月～金曜 午後5時～午後10時 土・日曜、祝日 午前9時～午後9時	日本語：0120-811-610 英語：0120-531-401 中国語：0120-531-402 ポルトガル語：0120-531-403 スペイン語：0120-531-404 タガログ語：0120-531-405 ベトナム語：0120-531-406 ミャンマー語：0120-531-407 ネパール語：0120-531-408 韓国語：0120-613-801 タイ語：0120-613-802 インドネシア語：0120-613-803 カンボジア語(クメール語)：0120-613-804 モンゴル語：0120-613-805



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京外国人雇用服务中心 ※	在留资格无就业限制者、希望打工的外国留学生的求职咨询	英语、中文： (预约制) 周一～五（节假日、 12月29日～1月 3日除外） 8:30～17:15	新宿外国人雇用支援・ 指导中心 所在地： 新宿区歌舞伎町 2-42-10 职业安定所新宿 (歌舞伎町厅舍) 1 楼 电话：03-3204-8609
	留学生及持有专业性・技术性领域在留资格者的求职咨询	英语，中文： (预约制) 周一～五（节假日、 12月29日～1月 3日除外） 9:00～17:00	东京外国人雇用服务中心 所在地：新宿区四谷 1-6-1 komore 四谷 四谷 tower 13 楼 电话：03-5361-8722
面向外国劳动者的咨询热线 ※	劳动条件的纠纷	英语、中文、葡萄牙 语、西班牙语、他加 禄语、越南语： 周一～五 缅甸语：周五 尼泊尔语：周一～四 韩语：周三～五 泰语：周四 印度尼西亚语：周二 柬埔寨语（高棉语）： 周三 蒙古语：周五 10:00～正午、 13:00～15:00 (12月29日～1月 3日除外)	英语：0570-001-701 中文：0570-001-702 葡萄牙语：0570-001-703 西班牙语：0570-001-704 他加禄语：0570-001-705 越南语：0570-001-706 缅甸语：0570-001-707 尼泊尔语：0570-001-708 韩语：0570-001-709 泰语：0570-001-712 印度尼西亚语： 0570-001-715 柬埔寨语（高棉语）： 0570-001-716 蒙古语：0570-001-718
劳动条件咨询热线	劳动条件的纠纷	日语、英语、中文： 每天 葡萄牙语：周一～六 西班牙语：周四～六 他加禄语：周二、三、 六 越南语：周二、三、 五～日 缅甸语、尼泊尔语： 周三、日 韩语、泰语、印度尼 西亚语：周四、日 柬埔寨语（高棉语）、 蒙古语：周一、六 周一～五 17:00～22:00 周六、日、节假日 9:00～21:00	日语：0120-811-610 英语：0120-531-401 中文：0120-531-402 葡萄牙语：0120-531-403 西班牙语：0120-531-404 他加禄语：0120-531-405 越南语：0120-531-406 缅甸语：0120-531-407 尼泊尔语：0120-531-408 韩语：0120-613-801 泰语：0120-613-802 印度尼西亚语： 0120-613-803 柬埔寨语（高棉语）：0120- 613-804 蒙古语：0120-613-805



■ 教育

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人児童・生徒相談	日本の学校制度、就学や都立高校への入学に関すること	英語・中国語・韓国語・朝鮮語：毎週金曜 受付：午後1時～4時 相談：午後1時～5時 (祝日、12月29日～1月3日を除く)	東京都教育相談センター 電話：0120-53-8288 (教育相談一般) 03-3360-4175 (高校進級・進路・入学相談) 所在地：新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター 4 階

■ 女性

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
女性のための働き方サポート相談	復職、再就職、育児との両立、キャリアアップなど女性ならではのライフステージに応じた働き方、キャリアに関する相談 (電話・面接ともに要予約)	日本語： 第1・3火曜、第2・4土曜 (12月28日～1月4日を除く) 午前10時～午後4時 (午後1時～2時を除く)	男女共同参画センター"らぶらす" 電話予約：03-6450-8510 (相談日前月1日～当日まで) 所在地：太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3～5 階
女性の家ヘルプ	配偶者からの暴力の相談・女性の悩みごと相談	日本語、英語： 月～金曜 午前10時～午後5時 フィリピン語： 水・金曜 午前10時～午後5時 インドネシア語： 水曜 午前11時～午後5時 金曜 午前10:30～午後5時	女性の家ヘルプ 電話：03-3368-8855

■ 男性

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
男性相談	家族問題や人間関係、生き方、仕事の悩みなど、男性 (性自認が男性の方) がもつ悩みについての相談 (LINE での相談可)	日本語： 毎週水・土曜 午後6時～9時	男女共同参画センター"らぶらす" 相談専用電話 (相談日のみ) 電話：03-6805-2120

■ 生活

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
家庭相談※	夫婦、親子、離婚、親権、相続など家庭内の法的な手続きに関する相談 (予約制)	日本語：月・水・金曜 (祝日、休日、12月29日～1月3日を除く) 原則午後1時～5時	総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 P.22 参照
交通事故相談※	交通事故の相談、自動車損害賠償責任保険の請求方法などの相談	日本語：火・金曜 午前8:30～12時 午後1時～5時	世田谷総合支所区民相談室 電話：03-5432-2016
警視庁総合相談センター※	困りごと、事件・事故など	英語、中国語、韓国語	電話：#9110 or 03-3501-0110



■ 教育

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
东京都外国儿童、学生咨询	日本的学校制度、入学和都立高中入学的相关事宜	英语、中文、韩语、朝鲜语： 每周五 申请：13:00～16:00 咨询：13:00～17:00 (节假日、12月29日～1月3日除外)	东京都教育咨询中心 电话：0120-53-8288 (一般教育咨询) 03-3360-4175 (高中升学、就业、入学咨询) 所在地：新宿区北新宿 4-6-1 东京都儿童家庭综合中心 4 楼

■ 女性

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
女性工作方式支持咨询	返岗、再就业、工作育儿兼顾、职业晋升等专门面向女性人生各个阶段的工作方式、职业相关的咨询(电话・面试均需要预约)	日语： 每月第1、3个周二，第2、4个周六(12月28日～1月4日除外) 10:00～16:00(13:00～14:00除外)	男女共同参与中心“Ra pu ra su” 电话预约：03-6450-8510(咨询日前一个月的1日～咨询日当天) 所在地：太子堂 1-12-40 GREAT 王寿大厦 3～5 楼
女性之家 HELP	配偶暴力的咨询 女性烦恼咨询	日语、英语： 周一～五 10:00～17:00 菲律宾语： 周三、五 10:00～17:00 印度尼西亚语： 周三 11:00～17:00 周五 10:30～17:00	女性之家 HELP 电话：03-3368-8855

■ 男性

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
男性咨询	对家人问题、人际关系、生活方式、工作烦恼等男性(性取向为男性的人)存在的相关烦恼事项进行咨询(可用 LINE 咨询)	日语： 每周三、五 18:00～21:00	男女共同参与中心“Ra pu ra su” 咨询专用电话(仅限咨询日) 电话：03-6805-2120

■ 生活

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
家庭咨询 ※	夫妇、亲子、离婚、亲权、继承等家庭内法律手续相关的咨询(预约制)	日语：周一、三、五(节假日、休息日、12月29日～1月3日除外) 原则 13:00～17:00	综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23
交通事故咨询 ※	关于交通事故的咨询，汽车损害赔偿责任保险理赔方法等的咨询	日语：周二、五 8:30～12:00 13:00～17:00	世田谷综合支所区民咨询室 电话：03-5432-2016
警视厅综合咨询中心 ※	疑难、事件・事故等	英语、中文、韩语	电话：# 9110 或 03-3501-0110



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人専用相談（警視庁）※	困りごとの電話相談	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ペルシア語、タガログ語、ウルドゥ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語 月～金曜 午前8:30～午後5:15	電話：03-3503-8484
税金の相談（国税）※	国税に関する電話相談	英語：月～金曜 午前9時～午後5時	東京国税局 電話：03-3821-9070
日本郵便	郵便・荷物に関すること、口座・ATM等に関すること、保険の加入など	英語：お問い合わせ内容によって対応日時が異なります。	電話：0570-046-111
JR イーストインフォライン	JR 東日本の交通機関（鉄道）の電話案内	英語、韓国語、中国語： 午前10時～午後6時（12月29日～1月3日を除く）	電話：050-2016-1603
NTT 東日本インフォメーション	電話に関するお問い合わせ	英語など：月～金曜 午前9時～午後5時 （12月29日～1月3日を除く）	電話：0120-116-000
	インターネットに関するお問い合わせ	英語など：月～金曜 午前9時～午後5時 （土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）	電話：0120-565950
JNTO ツーリストインフォメーションセンター（JNTO TIC）	観光案内	英語、中国語、韓国語： 1月1日を除く 午前9時～午後5時	日本政府観光局（JNTO） 所在地：千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル1階 電話：03-3201-3331
外国語による消費生活相談	消費生活に関する相談	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語： 月～土曜午前9時～午後5時 ※ベトナム語のみ土曜は午前10時～午後5時 （日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）	東京都消費生活総合センター（飯田橋） 電話：03-3235-1155
訪日観光客消費者ホットライン	外国人観光客が日本滞在中に消費者トラブルにあった際の相談	英語、中国語、韓国語、フランス語、タイ語、ベトナム語、日本語：月～金曜午前10時～午後4時（土・日曜、祝日12月29日～1月3日を除く）	訪日観光客消費者ホットライン 電話：03-5449-0906
東京防災※	防災情報	英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語、マレー語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語	東京都総務局総合防災部防災管理課 電話：03-5388-2453 
外国人生活支援ポータルサイト※	日本での生活に必要な情報を紹介	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、クメール語（カンボジア語）、タガログ語、スペイン語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語ほか	出入国在留管理庁 電話：045-370-9755 



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
外国人专用咨询（警视厅）※	烦恼事项的电话咨询	英语、中文、韩语、西班牙语、波斯语、他加禄语、乌尔都语、越南语、泰语、尼泊尔语 周一～五 8:30～17:15	电话：03-3503-8484
税金的咨询（国税）※	国税电话咨询	英语：周一～五 9:00～17:00	东京国税局税务 电话：03-3821-9070
日本邮政公社	邮递、货物相关事项，银行账户、ATM 相关事项，保险的加入等	英语：依据咨询内容不同，该服务的可利用时间也不同。	电话：0570-046-111
JR 东日本信息服务热线	JR 东日本的交通工具（铁路）电话介绍	英语，韩语，中文： 10:00～18:00 (12月29日～1月3日除外)	电话：050-2016-1603
NTT 东日本信息	电话相关咨询	英语等：周一～周五 9:00～17:00 (12月29日～1月3日除外)	电话：0120-116-000
	网络相关咨询	英语等：周一～五 9:00～17:00 (周末、节假日、12月29日～1月3日除外)	电话：0120-565950
JNTO 旅游信息中心 (JNTO TIC)	旅游介绍	英语，中文，韩语 1月1日除外 9:00～17:00	日本政府观光局 (JNTO) 所在地： 千代田区丸之内 3-3-1 新东京大楼 1 楼 电话：03-3201-3331
由外语提供的消费生活咨询	介绍消费生活相关咨询	英语、中文、韩语、他加禄语、越南语： 周一～六 9:00～17:00 ※ 仅越南语在周六为 10:00～17:00 (周日，节假日、12月29日～1月3日除外)	东京都消费生活综合中心 (饭田桥) 电话：03-3235-1155
访日观光游客消费者热线	外国人观光游客在日本停留期间遭遇消费者纠纷时的咨询	英语、中文、韩语、法语、泰语、越南语、日语：周一～周五 10:00～16:00 (周六，日，节假日、12月29日～1月3日除外)	访日观光游客消费者热线 电话：03-5449-0906
东京防灾 ※	防灾信息	英语、中文、韩语、泰语、他加禄语、马来语、印度尼西亚语、越南语、尼泊尔语、缅甸语、法语、葡萄牙语、西班牙语、简易日语	东京都总务局综合防灾部防灾管理课 电话：03-5388-2453 
外国人生活支援门户网站 ※	介绍在日本生活的必要信息	英语、中文、葡萄牙语、越南语、泰语、印度尼西亚语、高棉语 (柬埔寨语)、他加禄语、西班牙语、蒙古语、缅甸语、尼泊尔语等	出入国在留管理厅 电话：045-370-9755 



■ ドメスティック・バイオレンス

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
女性のための悩みごと・DV相談	家庭、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー、恋人などからの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談（メール・LINEでの相談可）	日本語：火・木曜 正午～午後8時（午後4時～5時を除く）、水・土・日曜午前10時～午後4時（午後1時～2時を除く）	男女共同参画センター”らぷらす” 相談専用電話（相談日のみ） 電話：03-6804-0815 メール・LINE相談： http://www.laplace-setagaya.net/
母子・女性の相談※	母子・女性の相談の一環として行うDV相談	日本語：月～金曜（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5時	総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課 P.22 参照
配偶者暴力相談支援センターの相談窓口※	世田谷区DV相談専用ダイヤル	日本語：月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5時	人権・男女共同参画課 相談専用電話 電話：0570-074740（ナビダイヤル）
	東京ウィメンズプラザ	英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語：火・木・金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）午後1時～4時	東京ウィメンズプラザ 電話：03-5467-1721
	内閣府DV相談プラス	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語	内閣府DV相談プラス 電話：0120-279-889
	東京都女性相談支援センター	日本語：月～金曜 午前9時～午後9時 土・日曜、祝日、12月29日～1月3日 午前9時～午後5時	東京都女性相談支援センター 電話：03-5261-3110
警察のDV対応窓口※	警察署の生活安全課によるDV相談	月～金曜（祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8：30～午後5：15	各警察署生活安全課 P.6 参照
		夜間・緊急時	警察 110番

■ その他の相談機関

相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
外国人のための人権相談※	人権相談	英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語：月～金曜（12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時	外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090911 所在地：千代田区霞が関1-1-1（法務省アクセス）



■ 家庭暴力

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
面向女性的烦恼事项・DV 咨询	关于女性存在的家庭、人际关系、生活方式等各类问题以及来自配偶者、伴侣、恋人的暴力和斥责辱骂等相关烦恼的咨询（可通过邮件、LINE 咨询）	日语：周二、四 12：00～20：00（16：00～17：00 除外）、周三、周六、周日 10：00～16：00（13：00～14：00 除外）	男女共同参与中心 “Ra pu ra su” 咨询专用电话 （仅限咨询日） 电话：03-6804-0815 邮件、LINE 咨询： http://www.laplace-setagaya.net/
母子、女性相关咨询 ※	家庭暴力咨询作为母子、女性相关咨询的一环开展	日语：周一～五 （节假日、休息日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 8：30～17：00	综合支所保健福利中心 儿童家庭支援课 参照 P.23
配偶者暴力咨询支援中心的咨询窗口 ※	世田谷区 DV 咨询专用热线	日语：周一～五（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 8：30～17：00	人权・男女共同参与课 咨询专用电话 电话：0570-074740（语音热线）
	东京女性广场	英语、中文、韩语、泰语、他加禄语：周二、四、五（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 13：00～16：00	东京女性广场 电话：03-5467-1721
	内阁府家暴咨询 PLUS	英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、泰语、越南语、印度尼西亚语、尼泊尔语	内阁府家暴咨询 PLUS 电话：0120-279-889
	东京女性咨询支援中心	日语：周一～五 9：00～21：00 周六、日、节假日、12 月 29 日～1 月 3 日 9：00～17：00	东京女性咨询支援中心 电话：03-5261-3110
警察处理家庭暴力的窗口 ※	由警察署的生活安全课提供家庭暴力的咨询	周一～五 （节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外） 8：30～17：15	各警察署生活安全课 参照 P.7
		夜间・紧急时	警察 / 电话：110 号

■ 其他咨询机构

咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
为外国人提供人权咨询 ※	人权咨询	英语、中文、韩语、泰语、尼泊尔语、西班牙语、印度尼西亚语、菲律宾语、葡萄牙语、越南语：周一～五（12 月 29 日～1 月 3 日除外） 9：00～17：00	外国语人权电话 电话：0570-090911 所在地：千代田区霞关 1-1-1（法务省内）



相談名	相談内容	言語・日時	お問い合わせ
犯罪被害者の相談	世田谷区犯罪被害者等相談窓口※	日本語：月～金曜(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前8：30～午後5時	人権・男女共同参画課 世田谷区犯罪被害者等相談窓口 電話：03-6304-3766 FAX：03-6304-3710
	被害者支援都民センター	日本語：月・木・金曜 (祝日、12月29日～1月3日除く) 午前9：30～午後5：30 火・水曜(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前9：30～午後7時	被害者支援都民センター 電話：03-3222-9050
外国人法律相談(弁護士会法律相談センター)	法律相談	英語、中国語、スペイン語、ベトナム語(予約)： 新宿： 月～土曜(祝日を除く) 午前9：30～午後4：30 蒲田： 日～火曜(祝日を除く) 午前9：30～午後4：30 水～金曜(祝日を除く) 午後0：30～7：30	電話：0570-055-289(予約) 新宿総合法律相談センター 電話：03-6205-9531 所在地：新宿区歌舞伎町2-44-1東京都健康プラザハイジア8階 蒲田法律相談センター 電話：03-5714-0081 所在地：大田区西蒲田7-48-3大越ビル6階
セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談(対面相談)	電話相談(当事者、家族、友人、学校関係者など、どなたからの相談も可) 対面相談(事前予約制)	日本語：第1・第3金曜 午後2時～5時、 第2・第4金曜 午後6時～9時 対面相談(第4土曜、午後3：15～3：55)	男女共同参画センター“らぶらす” 相談専用電話(相談日のみ) 電話：03-6805-5875 対面相談の予約 電話：03-6450-8510
中国帰国者の生活相談	生活相談	中国語：火～日曜(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前9：30～午後5：45	中国帰国者支援・交流センター 所在地：台東区東上野1-2-13カーニープレイス新御徒町6階 相談電話：03-5807-3172 24時間相談電話： 03-5807-3176(録音対応)
日系人のあらゆる相談	生活相談	日本語、ポルトガル語、スペイン語： 月～金曜(祝日を除く) 午後2時～5：30	(公財)海外日系人協会 所在地：神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜内 電話：045-211-1788
東京英語いのちの電話(TELL)	英語による人生相談(電話またはチャット)	英語： 土曜午前9時～月曜午後11時(連続サービス) 火～木曜 午前9時～午後11時 金曜 午前9時～午前2時	電話：0800-300-8355
多言語情報提供	通訳を介して、日本の法制度や相談窓口を紹介	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語 月～金曜、午前9時～午後5時	法テラス 電話：0570-078377



咨询名称	咨询内容	语言・时间	问讯处
犯罪受害者的咨询	世田谷区犯罪受害者等咨询窗口 ※	日语：周一～五 (节假日、12月29日～1月3日除外) 8:30～17:00	人权・男女共同参与课 世田谷区犯罪受害者等咨询窗口 电话：03-6304-3766 传真：03-6304-3710
	受害者支援都民中心	日语：周一、四、五 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～17:30 周二、三 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～19:00	受害者支援都民中心 电话：03-3222-9050
外国人法律咨询 (律师会法律咨询中心)	法律咨询	英语、中文、西班牙语、越南语(预约)： 新宿： 周一～六(节假日除外) 9:30～16:30 蒲田： 周日～周二(节假日除外) 9:30～16:30 周三～周五(节假日除外) 12:30～19:30	电话：0570-055-289 (予約) 新宿综合法律咨询中心 电话：03-6205-9531 所在地： 新宿区歌舞伎町2-44-1 东京都健康中心 “HYGEIA”8楼 蒲田法律咨询中心 电话：03-5714-0081 所在地： 大田区西蒲田7-48-3 大越大楼6楼
面向性少数者的世田谷虹色广场电话咨询(对面咨询)	电话咨询(当事者、家人、朋友、学校相关者等任何人都可咨询) 对面咨询(事前预约制)	日语： 第1・第3个周五 14:00～17:00 第2・第4个周五 18:00～21:00 对面咨询(第4个周六、15:15～15:55)	男女共同参与中心 “Ra pu ra su” 咨询专用电话(限咨询) 电话：03-6805-5875 对面咨询预约 电话：03-6450-8510
中国归国者生活咨询	生活咨询	中文：周二～日 (节假日、12月29日～1月3日除外) 9:30～17:45	中国归国者支援交流中心 所在地：台东区东上野1-2-13 KearnyPlace 新御徒町6楼 咨询电话:03-5807-3172 24小时咨询电话:03-5807-3176(录音应对)
日裔人士的各类咨询	生活咨询	日语、葡萄牙语、西班牙语： 周一～五(节假日除外) 14:00～17:30	(财)海外日裔协会 所在地： 神奈川县横滨市中区 新港2-3-1JICA 横滨内 电话：045-211-1788
东京英语生命电话(TELL)	使用英语提供的人生咨询(电话或在线聊天)	英语： 周六9:00～周一23:00 (连续服务) 周二～四 9:00～23:00 周五 9:00～凌晨2:00	电话：0800-300-8355
多语言信息提供	通过翻译介绍日本的法律制度和咨询窗口	英语、中文、韩语、越南语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、尼泊尔语、泰语、印度尼西亚语 周一～五 9:00～17:00	Houterasu 电话：0570-078377



生活情報

スマートフォンなどで区の広報紙を外国語でご覧になれます

無料のアプリケーション「Catalog Pocket」では、区の広報紙（区のおしらせ「せたがや」）を日本語のほか、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語に翻訳して読む・聞くことができます。

※自動翻訳のため、訳文が正しくない場合があります。

お問い合わせ：広報広聴課

電話：03-5432-2009

FAX：03-5432-3001



外国人のための日本語教室

区内在住・在勤・在学の日本語を初めて学ぶ外国人を対象とした、全20回の日本語教室（入門コース）を開催します。

お問い合わせ：せたがや国際交流センター

電話：03-5432-1538 FAX：03-5432-1570

自治体国際化協会（CLAIR／クレア）

クレアでは、外国人住民が日本で生活するうえで必要な多言語情報などをホームページに掲載しています。詳細は、以下をご覧ください。

<https://www.clair.or.jp/e/multiculture/index.html>

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

ボランティア活動の相談、ボランティア団体や日本語教室などの情報提供や、ボランティアの紹介などを行っています。

お問い合わせ：

●世田谷ボランティアセンター

電話：03-5712-5101 FAX：03-3410-3811

●北沢ボランティアビューロー

電話：03-3420-2520 FAX：03-3706-2854

●玉川ボランティアビューロー

電話：03-3707-3528 FAX：03-3708-3058

●砧ボランティアビューロー準備室

電話：03-6411-4007 FAX：03-6411-5888

●鳥山ボランティアビューロー

電話：03-6909-0333 FAX：03-6909-0355

消費生活センター

消費生活相談など、消費生活全般にわたる様々な事業を行っています。

問い合わせ：消費生活センター（消費生活課）

電話：03-3410-6521 FAX：03-3411-6845

賃貸住宅のトラブルを防止するために

賃貸住宅に住んでいる方の注意することが載っている「賃貸住宅紛争防止条例&賃貸住宅トラブル防止ガイドライン（概要版）」（東京都）が、ホームページで見られます。修繕や費用、契約や住ま

い方など、日本ならではのルールがあるため、役に立つ資料です。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、日本語です。二次元コードからアクセスできます。

お問い合わせ：

消費生活センター（消費生活課）

電話：03-3410-6521

FAX：03-3411-6845



世田谷区は区内全域の道路、公園を喫煙禁止としています

世田谷区では、屋外の公共の場所などでの環境美化および迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定めています。

世田谷区たばこルール

- ・区内全域の道路、公園は、喫煙禁止です（指定喫煙場所を除く）。
- ・区内全域の屋外の公共の場所、公開空地（民有地であっても歩行者が自由に通行できる場所）でも歩きたばこはしないよう努めてください。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7129 FAX：03-6432-7981

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

2020年4月1日から、屋内は原則禁煙です。

決められた場所以外では、喫煙できません。

詳細は、区のホームページをご覧ください。

二次元コードよりアクセスできます。

担当課：世田谷保健所健康企画課



繁殖期のカラスにご注意

繁殖期（3月～7月ごろ）に、カラスが卵やヒナを守るために人を攻撃することがあります。被害を受けないため、巣の近くは避ける、傘をさす、帽子をかぶるなど注意しましょう。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7137 FAX：03-6432-7981

ハクビシン・アライグマの被害を受けないために

ハクビシン・アライグマの被害を受けないためには、まず、ハクビシン・アライグマが来ないようにすることが重要です。餌となるもの（果物、ペットフードの残り、生ごみなど）を放置しないようにし、糞があったら、掃除して殺虫剤を撒くなどしてください。また、ハクビシン・アライグマは建物内に棲みつく可能性があります。侵入口となりそうな通気口や屋根と壁の間の隙間などがないかを確認し、ふさぐようにしましょう。

お問い合わせ：環境保全課

電話：03-6432-7137 FAX：03-6432-7981



生活信息

可通过智能手机等用外语浏览区内的宣传报
免费 APP “Catalog Pocket” 不仅提供本区宣传报（区报《世田谷》）的日语版本，还可将其译成英语、中文（简体字·繁体字）、韩语、泰语、葡萄牙语、西班牙语、印度尼西亚语、越南语，进行阅读和听读。
※ 因采用自动翻译，译文可能有不正确之处。

问讯处：宣传听取课
电话：03-5432-2009
传真：03-5432-3001



外国人日语教室

以在区内居住、工作、就学的初次学习日语的外国人为对象，开办共计 20 次日语教室（入门课程）。
问讯处：世田谷国际交流中心
电话：03-5432-1538 传真：03-5432-1570

自治体国际化协会（CLAIR）

CLAIR 网站上刊载了外国居民在日本生活所需的多语言信息。详情请浏览以下内容。
<https://www.clair.or.jp/e/multiculture/index.html>

社会福利法人世田谷志愿者协会

进行志愿者活动的咨询，志愿者团体和日语教室等信息提供以及志愿者的介绍等。

问讯处：

- 世田谷志愿者中心
电话：03-5712-5101 传真：03-3410-3811
- 北泽志愿者事务局
电话：03-3420-2520 传真：03-3706-2854
- 玉川志愿者事务局
电话：03-3707-3528 传真：03-3708-3058
- 砧志愿者事务局准备室
电话：03-6411-4007 传真：03-6411-5888
- 乌山志愿者事务局
电话：03-6909-0333 传真：03-6909-0355

消费生活中心

设有消费生活咨询（使用日语）等涉及消费生活各方面的各种业务。
问讯处：消费生活中心（消费生活课）
电话：03-3410-6521 传真：03-3411-6845

为了防止租赁住宅的纠纷

可在网站上浏览的“租赁住宅纠纷防止条例&租赁住宅纠纷防止指南（简易版）”（东京都），刊载了租房居住的人需要注意的事项。其中有关维修、费用、合同和居住方式等都涉及日本特有的规则，非常实用。备有英语、中文、韩语、越南语、他加禄语、尼泊尔语和日语版本。
问讯处：消费生活中心（消费生活课）
电话：03-3410-6521 传真：03-3411-6845



世田谷区内全区道路、公园禁烟

世田谷区为了美化室外公共场所的环境及，避免给他人造成麻烦，规定了“世田谷区烟草规则”。

世田谷区烟草规则

- 区内全区道路、公园禁止吸烟（指定吸烟场所除外）。
- 区内全区的室外公共场所、公共空地（属于民有地，但行人可自由通行的场所）也请尽量做到不走路吸烟。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7129 传真：03-6432-7981

修正健康增进法・东京都被动吸烟防止条例

2020 年 4 月 1 日起，室内原则上禁止吸烟。

除了规定的场所以外不能吸烟。

详情请浏览世田谷区官网。也可通二维码访问。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课



注意处于繁殖期的乌鸦

在繁殖期（3 月～7 月左右），乌鸦为了保护卵和幼鸟有可能攻击人。为了避免受到伤害，请采取措施提防，包括避免接近乌鸦巢、打伞和戴帽子。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7137 传真：03-6432-7981

避免受到果子狸・浣熊的伤害

为避免受到果子狸・浣熊的伤害，首先应重点防止果子狸・浣熊的出现。不可放置诱饵（水果、剩余的宠物食品、生鲜垃圾等），发现粪便后，请进行清扫，喷洒杀虫剂等。此外，果子狸・浣熊可能栖息在建筑物内。请确认容易成为入口的通气口，检查屋檐和墙壁之间有无缝隙，避免让其侵入。

问讯处：环境保护课

电话：03-6432-7137 传真：03-6432-7981



多様性のある社会をめざして

世田谷区では、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現をめざし、平成30年（2018）年4月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を施行しました。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」

男女共同参画・多文化共生に係る施策に対する苦情・意見

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき第三者委員で構成する「苦情処理委員会」へ申し立てることができます。

お問い合わせ：人権・男女共同参画課

電話：03-6304-3453 FAX：03-6304-3710

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

世田谷区基本計画に掲げる「人権尊重」の取組みのひとつとして、双方または一方がLGBTQ（性的マイノリティ）である区民のお二人やそのお子様・親御様がその自由な意思によるパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を区長に対して行い、その気持ちを受け止める取組みです。区は、宣誓書を受領し、「宣誓書受領証」をお渡しします。宣誓を希望される方は、事前に電話、FAX、または窓口にてお申し込みください。宣誓場所は区役所梅丘分庁舎内です。（総合支所、出張所などでは行っていません）

対象：

○パートナーシップ宣誓

次の全てに該当する方

- (1) 双方が成人に達していること。
 - (2) 区内に同一の住所を有する、または、一方が区内に住所を有し、かつ他の一方が区内への転入を予定していること、もしくは双方とも区内への転入を予定していること。
 - (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
 - (4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- ※既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合はその宣誓書の廃棄を申し出ていること。

- (5) 双方の関係などが、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族の間ではないこと。

○ファミリーシップ宣誓

上記要件を満たすパートナーシップにある方とそのお子様、親御様であること。

お問い合わせ：人権・男女共同参画課

電話：03-6304-3453 FAX：03-6304-3710

区営・都営住宅の募集

住宅に困っている低所得のファミリー世帯や高齢者、障害者などの方を対象に、低額な家賃の区営住宅や都営住宅の申し込みについてご案内しています。

申し込み時期や方法は、区のおしらせ「せたがや」をご覧ください。

都営住宅は、5月、8月、11月、2月の、区営住宅は、6月、11月の各1日号に掲載しています。

お問い合わせ：住宅課

電話：03-5432-2498 FAX：03-5432-3040

住まいサポートセンター

世田谷区内にお住まいの高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、LGBTQの方、外国人世帯およびぷらっとホーム世田谷利用世帯の居住を支援する事業を実施するとともに、区の住まいに関する事業、サービス、催し物などの情報提供をします。

お問い合わせ：住まいサポートセンター

電話：03-6379-1420 FAX：03-6379-4233

所在地：松原6-3-5 梅丘分庁舎（一般財団法人世田谷トラストまちづくり）

時間：月～金曜 午前8：30～午後5時（祝日、12月29日～1月3日を除く）

お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともに様々なアドバイスをを行っています。

※事前に住まいサポートセンターにご連絡ください。対象：

区内に在住で、次のいずれかに該当する方

- ・60歳以上の単身または高齢者のみの世帯
- ・障害者の単身または障害者のいる世帯
- ・18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯
- ・LGBTQの方
- ・外国人の方（在留カードなどをお持ちの方）のいる世帯
- ・ぷらっとホーム世田谷利用世帯（※）

（※）生活困窮者自立相談支援事業の相談申込みを行った方のいる世帯

お問い合わせ：上記に記載の住まいサポートセンター

区政情報

「区政情報センター」がありますので、ご利用ください。また、各総合支所（世田谷総合支所を除く）には「区政情報コーナー」がありますので、ご利用ください。P.20 参照

ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安心して出かけられるようにまちの整備を進めています。駅や店舗、道、トイレなどには使いやすくなるための工夫がいろいろあります。そのような工夫を紹介した小冊子「ユニバーサルデザインって何だろう？」を配布しています。日本ならではの整備もあるので、日本を知るための良いテキストです。ホームページに英語版があります。

配布場所：都市デザイン課

お問い合わせ：都市デザイン課

電話：03-6432-7152 FAX：03-6432-7996



致力于打造多样性社会

在世田谷区，为了打造让所有人都认同多样性，实现尊重人权的地区社会，于平成 30 年（2018）4 月实施了“世田谷区认同彼此多样性，推进男女共同参与和多文化共生的条例”。

“世田谷区认同彼此多样性，推进男女共同参与和多文化共生的条例”

关于男女共同参与・多文化共生相关政策的投诉、意见

遵照“世田谷区发扬多样性的男女共同参与和多文化共生的推进条例”，可以向第三方委员构成的“投诉处理委员会”提出申诉。

问讯处：人权・男女共同参与课

电话：03-6304-3453 传真：03-6304-3710

关于伴侣关系・家庭关系的宣誓

该制度根据世田谷区基本计划中提出的尊重人权举措而实施，双方或一方为 LGBTQ（性少数群体）的两位区民及其子女、父母，可自愿向区长宣誓结成伴侣关系和家庭关系，并获得对其意愿的正式认可。世田谷区将在接收宣誓书后，发放“宣誓书领取证”。

希望宣誓的人请事先通过电话、传真或窗口进行申请。宣誓地点在区役所梅丘分厅舍内。（総合支所，办事处等不受理）

对象

○伴侣关系宣誓

满足以下全部条件的人士

- (1) 双方已成人
- (2) 在区内拥有同一住所，或一方在区内拥有住所，另一方有迁入打算，或双方计划迁入区内
- (3) 双方均未与他人存在法律上的结婚关系。
- (4) 双方均未与他人宣誓存在伴侣关系
※ 已与他人宣誓存在伴侣关系时，申请其宣誓书作废。
- (5) 双方关系等不属于直系血亲或三代以内的旁系血亲和直系姻亲。

○家庭关系宣誓

即满足上述条件的伴侣关系的人及其孩子、父母。

问讯处：人权・男女共同参与课

电话：03-6304-3453 传真：03-6304-3710

区营・都营住宅的招募

以住房困难的低收入家庭和老年人，残疾人等人员为对象，介绍房租便宜的区营住宅和都营住宅的申请事宜。

申请时间和方法，请浏览区报《世田谷》

都营住宅在 5 月、8 月、11 月、2 月的各 1 日版刊载，区营住宅在 6 月、11 月的各 1 日版刊载。

问讯处：住宅课

电话：03-5432-2498 传真：03-5432-3040

居住支援中心

对居住在世田谷区的高龄者家庭、残障人士家庭、单亲家庭、性少数（LGBTQ）人士、外国人家庭以及 plathome 世田谷用户家庭等，给予居住支援的同时，还搜集并提供有关本区的住宅事业、服务、活动等信息。

问讯处：居住支援中心

电话：03-6379-1420 传真：03-6379-4233

所在地：松原 6-3-5 梅丘分厅舍（一般财团法人世田谷 TRUST COMMUNITY DESIGN）

时间：周一～周五 8:30～17:00（节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外）

帮忙找房子

在与区役所签订协议的不动产店铺团体的协助下，提供民间租赁住宅的空房间信息，并提供各类建议。

※ 请事先联系住宅支援中心。

对象：

在区内居住，符合以下任意一项条件的人

- ・ 60 岁以上的单身人士或只有高龄者的家庭
- ・ 单身残障人士或有残障人士的家庭
- ・ 有未满 18 岁孩子的单亲家庭
- ・ 性少数（LGBTQ）人士
- ・ 有外国人（在留卡持有者）的家庭，利用 plathome 世田谷的家庭（※）

（※）有家庭成员申请了生活困穷者自立咨询支援事业

问讯处：上述住宅支援中心

区政信息

设有“区政信息中心”，请大家利用。此外，各综合支所（世田谷综合支所除外）内还设有“区政信息栏”可供参考。

参照 P.21

通用化设计的城市

政府在推进城市建设的工作中注重让每位市民都能够放心出行。车站、店铺、道路、厕所等设施考虑了各种细节以便于使用。现在正分发《什么是通用化设计？》的小册子，其中介绍了这些细节设计，并且包含了日本特有的建设方式，是了解日本的实用教材。网站主页上登载英语版。

分发地点：都市设计课

问讯处：都市设计课

电话：03-6432-7152 传真：03-6432-7996



資源（リサイクル）・ごみ

資源・ごみ収集日やごみの分け方について詳しく説明したパンフレットを配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：清掃事務所、清掃・リサイクル部事業課、出張所（まちづくりセンターは除く）、各総合支所くみん窓口



資源・ごみ集積所での収集

世田谷区では、ごみは可燃ごみと不燃ごみに分け、資源は古紙、ガラスびん、缶、ペットボトルに分けてお出しいただくようお願いしています。

特に、資源（古紙、ガラスびん、缶）、ペットボトルはそれぞれ別々の再生品になりますので、種類の違うものやごみを混ぜないでください。

可燃ごみ・不燃ごみ・資源・ペットボトルの収集日は、お住まいの地域によって異なります。

収集日の朝、午前8時（可燃ごみについて：三軒茶屋駅、下北沢駅周辺の一部地域は朝、午前7時）までに資源・ごみ集積所にお出しください。分別がされていない、収集日以外の排出などルールが守られていないものは、収集できない場合があります。

※原則として雨天時も収集を行います、荒天時は遅延、中止となる場合があります。

※日曜日の収集はありませんが、祝日は収集します。

※12月29日～1月3日の収集日は区のおしらせ「せたがや」などでお知らせします。

※引越などで一度に多量のごみ（おおむね45ℓの袋で4袋以上）を出す場合や収集日以外の日に出す場合は有料になります。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

※事業系の資源・ごみは有料になります。詳しくは管轄の清掃事務所にご相談ください。

P.142 参照

店舗・公共施設での回収

回収ボックスのあるコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどでは、独自に紙パック、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイなどの回収を行っています。各店のルールに従って出してください。

総合支所・出張所・区民センターなどの公共施設でペットボトル、白色発泡スチロール製食品トレイ、色・柄付き発泡スチロール製食品トレイ、食品用透明プラスチック容器、廃食用油、新聞、小型家電などの回収を行っています。

資源とごみの分け方・出し方

古紙

資源・ごみ集積所にお出しください。週1回収。

- ・新聞（折り込みチラシを含む）
- ・雑誌類（雑誌や単行本などの書籍、教科書、厚紙、菓子箱、ティッシュの紙箱、カタログ、パンフレット、包装紙、メモ用紙、ノートなど）
- ・紙パック（内側が白く、500ml以上で紙パックマークがついたもの）
- ・段ボール

※「新聞、雑誌類・紙パック」と「段ボール」はそれぞれ別の車両で回収しているため、回収時間が異なります。必ず回収日の朝、午前8時までにお出しください。

※段ボールに入っている緩衝材の発泡スチロール

は可燃ごみとしてお出しください。

※ピザの箱や洗剤の箱など、油や匂いの付いた紙は可燃ごみとしてお出しください。

※品目ごとにひもでしばってください。

※不揃いな紙は紙袋に入れるか、雑誌などの間にはさんでください。

※紙パックは、紙袋に入れてお出しいただくこともできます。

ガラスびん

資源・ごみ集積所にお出しください。週1回収。

- ・飲み物や食品用（酒類、ジュース、ドリンク剤、ジャムなど）のガラスびん

※中をすすいで黄色いコンテナにガラスびんだけ



资源（再利用）・垃圾

将附带一本资源和垃圾的垃圾收集日和分类方法的详细说明的小手册一同分发，供居民随时领取。

语言：英语，中国语，韩语

地点：清扫事务所，清扫・再利用部事业课，办事处（不含社区振兴中心），各综合支所区民窗口



在资源・垃圾收集站收集

在世田谷区，垃圾请分为可燃烧垃圾与不能燃烧垃圾，资源请分为废纸、玻璃瓶、金属罐、塑料瓶来扔。特别是属于资源型的（旧纸张，玻璃瓶，金属罐）、聚乙烯瓶可以分别回收利用，请不要混合不同种类的垃圾。

资源，可燃垃圾，不可燃垃圾，塑料瓶的收集日期，因居住地区而有所不同。

请在收集日的 8:00（关于可燃垃圾：三轩茶屋站、下北泽站周边的部分地区为早上 7 点）以前送到资源，垃圾站。

未加分类，在收集日以外倒出等不遵守规定者，有时将无法收集。

※原则上雨天也收集，但在坏天气时会有延迟、中止的可能。

※星期天不收集，但节日也收集。

※12月29日～1月3日的收集日由区报《世田谷》等予以通知。

※因搬家等原因需一次倒出多量垃圾（大概相当于 45L 垃圾袋 4 个以上数量）以及在非收垃圾日倒垃圾时需要付费。请事先与负责的清扫事务所咨询。

※商业、办公性质的资源和垃圾收集需要付费。详情请与负责的清扫事务所咨询。

参照 P.143

在商店・公共设施回收

设有回收箱的便利店，超市等也可回收纸盒、塑料瓶，泡沫塑料制的食品托盘等。请遵守各店的规定。

在综合支所、办事处、区民中心等公共设施回收塑

料瓶、白色泡沫塑料制的食品托盘、有色・有图案的泡沫聚苯乙烯制食品托盘、食品用透明塑料容器、废弃食用油、报纸、小型家用电子设备等。

资源和垃圾的正确分类方法、倒出方法

废纸

请拿到资源，垃圾收集站。每周回收一次。

- ・报纸（包括夹入的广告单）
- ・杂志（杂志，单行本等书籍，教科书，厚纸，点心盒，纸巾盒，目录，手册，包装纸，便笺，笔记本等）
- ・纸盒（内侧为白色，500ml 以上，带有纸盒标志）
- ・纸箱

※“报纸・杂志・纸盒”和“纸箱”的回收使用不同的车辆，适用不同的回收时间。请一定在收集日的早上 8 点之前送到指定地点。

※纸箱里作为缓冲材料的泡沫塑料请作为可燃垃圾

来扔。

※请按种类用绳捆好

※碎纸请装入纸袋或夹在杂志等中间。

※纸盒也可放入纸袋中倒出。

※比萨饼的盒子和洗涤剂的箱子等附有油和气味儿的纸请作为可燃垃圾倒出。

玻璃瓶

请拿到资源・垃圾收集站。每周回收一次。

・饮料和食品用（酒类、果汁，果酱等）的玻璃瓶

※请涮洗内部后只将玻璃瓶投入黄色箱中。



を入れてください。

※コンテナにはガラスびんを袋に入れたまま出さないでください。

※コンテナは、荒天時に配付しない場合があります。

※コンテナが配付されていない資源・ごみ集積所に出す場合は、中身の見える袋に入れてお出しください。

※油、薬品の入っていたびん、ガラス食器などは不燃ごみとしてお出しください。

※中身の入ったガラスびんは出さないでください。

※ビールびんなどのくり返し使えるびんは、できるだけ購入した販売店にお返しください。

缶

資源・ごみ集積所にお出しください。週 1 回収。

・飲み物や食品用(ジュース、ビール、缶詰、お菓子、のり、茶葉など)のアルミ、スチール缶

※軽くすすいで青いコンテナに缶だけを入れてください。

※コンテナには缶を袋に入れたまま出さないでください。

※コンテナは、荒天時に配付しない場合があります。

※コンテナが配付されていない資源・ごみ集積所に出す場合は、中身の見える袋に入れてお出しください。

※飲み物・食品用以外の缶や、使い切ったスプレー缶、缶以外の金属などは不燃ごみとしてお出しください。

※中身の入った缶は出さないでください。

可燃ごみ

資源・ごみ集積所にお出しください。清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを発電などに有効利用します。週 2 回収。

※ふたつきの容器(90ℓ以下)または中身の見える袋に入れてお出しください。

※段ボール箱では出さないでください。

不燃ごみ

資源・ごみ集積所にお出しください。不燃ごみ中継所で有用金属を含む小型家電や金属製品を選別し、資源化を行っています。それ以外の不燃ごみは、不燃ごみ処理センターで破碎し、金属類を資源として回収した後、埋立処分されます。月 2 回収。

※ふたつきの容器(90ℓ以下)または中身の見

る袋に入れてお出しください。

※スプレー缶、ライターは中身を使い切り、他の不燃ごみと別の袋に入れてお出しください。
危険ですので穴はあけないでください。

ペットボトル

資源・ごみ集積所にお出しください。月 2 回収。

・PET マークのついた飲料用(清涼飲料、酒類、乳飲料など)、調味料用(しょうゆ、めんつゆ、みりん、調味酢など)のペットボトル

※キャップ・ラベル・シールを取り、中をすすいで空にし、つぶしてから中身の見える袋に入れてお出しください。

※キャップ・ラベル・シール、PET マーク以外のペットボトル、汚れの取れないペットボトル、油、洗剤、医薬品などの容器は可燃ごみとしてお出しください。

※注射針など鋭利なものをペットボトルに入れて出さないでください。

粗大ごみの出し方

■世田谷区粗大ごみ受付センターにお申し込みください。インターネットでは 24 時間受け付けています。

電話：03-5715-1133

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語にも対応しています。

時間：月～土曜(祝日を含む)

午前 8 時～午後 7 時

ホームページ

<https://www.sodai-setagaya.jp>

※英語表記対応



■有料です。区内のコンビニエンスストアなどで有料粗大ごみ処理券を購入し、名前または受付番号と収集日を書いて粗大ごみに貼ってください。

■収集日の朝、午前 8 時までに、建物の玄関先など指定の場所にお出しください。

粗大ごみ(一辺の長さが 30cm を超える物)

申込制・有料(シール制)

・家具・寝具(いす、布団、カーペットなど)

・電気製品(ガスレンジ、石油ファンヒーターなど)

・その他(自転車など)

※解体したものも、粗大ごみです。



- ※ 收集箱内请勿将玻璃瓶装在袋子内扔出。
- ※ 暴风雨天气时，有可能不设置收集箱子。
- ※ 如资源·垃圾收集站没设箱子，请将垃圾放入能看见内容塑料袋里放在收集站。
- ※ 装过油，药品的瓶子，玻璃餐具等请以不燃垃圾倒出。
- ※ 未清空的玻璃瓶请勿拿出。
- ※ 啤酒瓶等可以反复使用的瓶子，请尽量返还给当时购买的销售店。

罐

- 请简单刷洗后拿到资源·垃圾收集站。每周回收一次。
- 饮料或食品（果汁，啤酒，罐头，点心，紫菜，茶叶等）铝，铁罐。
 - ※ 请简单刷洗后只将罐子投入蓝色箱子。
 - ※ 收集箱内请勿将罐子装在袋子内扔出。
 - ※ 暴风雨天气时，有可能不设置收集箱子。
 - ※ 如资源·垃圾收集站没设箱子，请将垃圾放入能看见内容塑料袋里放置在收集站。
 - ※ 饮料，食品用以外的罐子和用完的喷雾罐、罐以外的金属等应作为不燃垃圾倒出。
 - ※ 未清空的罐子请勿倒出。

可燃垃圾

- 请拿到资源·垃圾收集站。在清扫工厂进行焚烧处理，将热能有效利用于发电等。每周收集两次。
- ※ 请使用（在 90 l 以下）有盖的容器或是可以看见内容的塑料袋倒出。
 - ※ 请勿用纸箱倒出。

不燃垃圾

- 请扔到资源和垃圾集中处。在不能燃烧垃圾中转站挑选小型家电等的金属部分来进行资源化的基础上，在不能燃烧垃圾处理中心进行粉碎处理，进而把金属类作为资源回收后，进行填埋处理。每月收集两次。
- ※ 请使用（在 90 l 以下）有盖的容器或是可以看见内容的塑料袋倒出。
 - ※ 喷雾式罐子、打火机请使用干净，与其它不可燃垃圾区分开来，装进别的袋子倒出。
 - 比较危险，请勿开孔。

塑料瓶

- 请送至资源垃圾收集站。每月回收两次。
- 带有 PET 标志的饮料用（清凉饮料，酒类，乳品饮料等）、调味料用（酱油，酱料，料糖，醋等）的塑料瓶
 - ※ 请取下瓶盖·标签·贴签，并将塑料瓶内部刷洗后清空压扁，装入能看得见内容的袋子倒出。
 - ※ 瓶盖·标签·贴签，PET 标识以外的塑料瓶，洗不干净的塑料瓶，装油、洗涤剂 and 药品等的容器请作为可燃垃圾倒出。
 - ※ 注射针等锐利物请勿放入塑料瓶中倒出。

大件垃圾的倒出方法

- 请向世田谷区大件垃圾受理中心申请。在互联网上 24 小时受理。
- 电话：03-5715-1133
- ※ 也可受理英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语。
- 时间：周一～周六（节日也受理）
8:00 ~ 19:00
- 网页：
<https://www.sodai-setagaya.jp>
- ※ 对应英语显示



- 收费。（请在区内的便利店等购买大件垃圾收费处理券，填写姓名，受理号码和收集日后，贴在大件垃圾上）
- 收集日当天的 8:00 之前，请放在楼门口等指定地点。

大件垃圾（一条边的长度在 30cm 及以上之物）

- 申请制，收费（标签制）
- 家具·寝具（椅子，被子，地毯等）
 - 电器产品（煤气灶，煤油取暖器等）
 - 其他（自行车等）
 - ※ 分拆后的物品也是大件垃圾



※土・日曜に限り、一世帯あたり1日1回10個まで持ち込めます。手数料は、収集する場合の半額程度です。

※事業系粗大ごみ（事業所や商売で使用しているもの）はお申し込みできません。廃棄物処理業者に委託してください。

※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫（保冷库・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機は粗大ごみとして出せません。買い替えの場合は家電小売店へ。その他の場合は、家電リサイクル受付センターにお問い合わせください。

電話：0570-087200

時間：月～土曜 午前9時～午後5時

区で収集できないもの

■有害性のあるもの、感染性のあるもの、危険性のあるもの、著しく異臭を発するもの

例）ガスボンベ、石油類（ガソリン、軽油、灯油、シンナーなど）、塗料、薬品類、印刷用インク、バッテリー、花火、大量のマッチ、消火器、ブロック、レンガ、タイル、コンクリート製品、石こうボード、土、砂、注射針、鍼灸などの施術用針など

■メーカーによる回収対象品や特殊な処理が必要なもの（エアコン、テレビ、冷蔵庫（保冷库・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、タイヤ、ピアノ、パソコンなど）

※不明な点は、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ：

- ・世田谷清掃事務所
電話：03-3425-3111 FAX：03-3425-8381
- ・玉川清掃事務所
電話：03-3703-2638 FAX：03-3704-7096
- ・砧清掃事務所
電話：03-3290-2151 FAX：03-3290-2171
- ・清掃・リサイクル部事業課
電話：03-6304-3297 FAX：03-6304-3341

エコプラザ用賀

家庭から出たまだ使用できる家具・家電などの持ち込みや、粗大ごみなどから出たリユース（再使用）品を有償または無償で譲り受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

※家庭用パソコン（ワープロは除く）は粗大ごみや不燃ごみとして出せません。メーカーにお申し込みください。自作やメーカーが不明な場合は、パソコン3R推進協会へお問い合わせください。

ホームページ：https://www.pc3r.jp/

電話：03-5282-7685

その他宅配業者による回収も行っています。協定締結事業者であるリネットジャパンリサイクル（株）へお申し込みください。周辺機器や小型家電も同梱可能で、パソコン本体を含む場合は、回収料金が無料（1箱分）になります。

ホームページ：https://www.renet.jp/

資源・ごみ集積所看板

収集日・お問い合わせ先は、お住まいの地域によって異なります。

資源・ごみ集積所
Recyclables and Garbage Collection Point

収集（回収）の支障になりますので駐車はご遠慮ください。

Don't Park here.

資源
Recyclables

新聞、雑誌類
古紙
ガラス類
缶
びん
プラスチック類
アルミ缶
スチール缶

金
FRI

8:00 a.m.
までにお出しください

可燃ごみ
Combustible Garbage

生ごみ、少量の乾草
紙くず、プラスチック類
ゴム、皮革製品、衣類 等

月木
MON THU

8:00 a.m.
までにお出しください

不燃ごみ
Noncombustible Garbage

食器、ガラス製品、陶磁器類、
壊れたスプレー缶・ライター
一辺の長さが30cm以下の小家電製品 等

毎月 Every month
1st 3rd
回日の

火
TUE

8:00 a.m.
までにお出しください

ペットボトル
Plastic Bottles

キャップ・ラベルをはずして置く
すず、つぶしてお出しください。

毎月 Every month
2nd 4th
回日の

火
TUE

8:00 a.m.
までにお出しください

粗大ごみ
Large-Sized Garbage

（一辺の長さが90cmを超えるもの）

申込制（有料）
Application System

世田谷区粗大ごみ受付センター
TEL 03-5715-1133

受付：（月）～（土）
Hours: MON to SAT
8:00～7:00 a.m. p.m.
インターネット24時間受付 「世田谷区粗大ごみ受付センター」で検索

★事業系の資源・ごみはすべて有料です。有料ごみ処理券を貼って出してください。
A handling charge is imposed on all business-related garbage and recyclables.
Please attach garbage disposal seals corresponding to the volume of the bag.

世田谷区
City of Setagaya

資源・ごみ集積所に出された条例で規定する再利用の対象となる物は、
区民の皆様が、世田谷区の園取に出したものです。
これらを持ち去る行為は条例で禁止されています。

電話：03-3708-4081 FAX：03-3708-4082

所在地：用賀 4-7-1

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：月曜（月曜が祝日の場合は翌日休館）

ホームページ：https://www.ecoccle-setagaya.jp



※ 仅限于周六和周日，1 天 1 次最多可搬入 10 件。
 手续费为收集时的一半金额左右。
 ※ 业务系统大件垃圾(在办公室或商业用)不能申请。
 请委托给废弃物处理业者。
 ※ 空调机，电视机，冰箱，冰库（包括冷库・冷温库），洗衣机，干衣机不能作为大件垃圾倒出。换购时请到家用电器商店。其他的情况请向家电再利用受理中心询问。
 电话：0570-087200
 时间：星期一～星期六 9:00 ～ 17:00

区不能回收的物品

- 有害物品、传染性物品、危险物品、恶臭明显的物品
 〈例〉煤气罐，石油类（汽油，柴油，煤油，稀释剂等），涂料、药品类、印刷用墨、电池，火花，大量火柴，灭火器，砖块，砖瓦，面砖，混凝土产品，石膏板，土，砂，注射针，针灸针等。
 - 由厂家回收的对象物品和需要通过特殊处理的東西（空调机，电视机，冰箱（包括冷库、冷温库），洗衣机，干衣机，汽车，摩托车，轮胎，钢琴，个人用电脑等）
 ※ 不明之处请向负责的清扫事务所咨询。
- 问讯处：
- ・ 世田谷清扫事务所
 电话：03-3425-3111 传真：03-3425-8381
 - ・ 玉川清扫事务所
 电话：03-3703-2638 传真：03-3704-7096
 - ・ 砧清扫事务所
 电话：03-3290-2151 传真：03-3290-2171
 - ・ 清扫・再利用部事业课
 电话：03-6304-3297 传真：03-6304-3341

※ 家庭用个人电脑（打字机除外）不能作为大件垃圾或不可燃垃圾倒出。请向厂家进行申请。自制或厂家不明时，请向电脑 3R 推进协会咨询。
 主页：https://www.pc3r.jp/
 电话：03-5282-7685
 其他快递企业也在进行回收。
 请向签约企业 Renet Japan Recycle (株) 申请。周边机器及小型家电也能同捆，当包含电脑主机时，回收费用免费（1 箱）。
 主页：https://www.renet.jp/

资源・垃圾收集站时间表

收集日・咨询处按所居住的地区不同而不同

資源・ごみ集積所
Recyclables and Garbage Collection Point

資源(回収)の支障になりますので粗大はご遠慮ください。

Don't Park here.

資源 Recyclables
Newspapers, Magazines, Paper Cartons, Corrugated Cardboard, Glass bottles/Cans

古紙 ガラスびん 缶
新聞、雑誌類 飲み物や食品のガラスびん 飲み物や食品のアルミ缶、スチール缶

金
FRI

8:00 a.m.
までにお出しください

可燃ごみ
Combustible Garbage

生ごみ、少量の紙類、紙くず、プラスチック類、ゴム・皮革製品、衣類 等

月木
MON THU

8:00 a.m.
までにお出しください

不燃ごみ
Noncombustible Garbage

金属、ガラス製品、陶磁器類、使い切ったスプレー缶・ライター、一辺の長さが30cm以下の小型家電製品 等

毎月 Every month
1st 3rd
回目の

火
TUE

8:00 a.m.
までにお出しください

ペットボトル
Plastic Bottles

キャップ・ラベルをはずして軽くすすぎ、つぶしてお出しください。

毎月 Every month
2nd 4th
回目の

火
TUE

8:00 a.m.
までにお出しください

粗大ごみ
(一辺の長さが90cmを超えるもの)
Large-Sized Garbage

申込制(有料)
Application System

世田谷区粗大ごみ受付センター
TEL 03-5715-1133
受付: (月) ~ (土) 8:00 ~ 7:00 a.m. p.m.
Hours: MON to SAT
インターネット24時間受付 「世田谷区粗大ごみ受付センター」で検索

★事業系の資源・ごみはすべて有料です。有料ごみ処理券を貼って出してください。
A handling charge is imposed on all business-related garbage and recyclables. Please attach garbage disposal seals corresponding to the volume of the bag.

世田谷区
City of Setagaya

資源・ごみ集積所に出された条例で規定する再利用の対象となる物は、区民の皆様が、世田谷区の園芸に出したものです。これらを持ち去る行為は条例で禁止されています。

Eco Plaza 用賀

可送来家里不再需要但仍可使用的家具和电器，或者有偿或无偿受领来自大件垃圾的再利用物品。具体请咨询。

电话：03-3708-4081
 传真：03-3708-4082
 所在地：用賀 4-7-1
 开馆时间：9:00 ～ 17:00
 休馆日：星期一（星期一为节假日次日休馆）
 主页：https://www.ecocycle-setagaya.jp



飼い犬の手続き

犬の登録・飼い主の転居などの届出

犬の飼い主には、犬の登録と飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

1. 犬の登録・死亡・変更

(1) 犬の登録

犬を飼い始めたら、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで、マイクロチップの登録情報を変更してください。

マイクロチップの装着ができない場合、世田谷保健所で犬の登録をして鑑札の交付を受けてください。

いずれの場合も、手数料がかかります。

(2) 犬に関する届出

マイクロチップを装着かつ環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ所有者などの情報を登録している場合は、飼い主の住所などの変更（海外への転出を含む）、犬の死亡などの手続きは、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで行ってください。

鑑札で登録している場合は、世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に届出てください。

区外から転入した場合、前住所地で交付を受けた鑑札、注射済票を世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に持参してください。

オンライン手続きが可能なものもありますので、詳しくは区ホームページをご覧ください。

2. 狂犬病予防注射接種の届出

飼い犬に毎年1回、動物病院で狂犬病の予防注射を接種し、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を世田谷保健所または総合支所くみん窓口、出張所に持参して、注射済票の交付を受けてください。手数料が550円かかります。

オンライン手続きについては、区ホームページをご覧ください。

犬を海外から連れてくる場合・犬を海外へ連れていく場合

犬の検疫手続きが必要です。詳細は動物検疫所へお問い合わせください。

成田支所：電話 0476-32-6664

羽田空港支所：電話 03-5757-9752

飼い犬が行方不明になった場合

飼い犬が行方不明になったら、近所をよく探してください。また、東京都動物愛護相談センター、世田谷保健所、警察署などにもお問い合わせください。

東京都動物愛護相談センター：電話 03-3302-3507

世田谷保健所生活保健課：電話 03-5432-2946/2908

FAX 03-5432-3054



养犬手续

养狗登记，养主搬迁时的通知手续

根据狂犬病预防法，养主需承担养狗登记以及每年让狗接受一次狂犬病预防注射的义务。

1. 狗的登记、死亡、变更

(1) 养狗登记

开始养狗后，请在环境省“猫狗微型芯片信息登记”数据库的网站变更微型芯片的登记信息。

如果无法植入芯片，需到世田谷保健所进行养狗登记并领取登记标记牌。

以上两种情况，均会产生手续费。

(2) 与狗相关的申报手续

如已植入芯片并在环境省“猫狗微型芯片信息登记”数据库的网站登记了所有者信息，养主的住址等变更（包括移居海外）、狗死亡等手续请在环境省“猫狗微型芯片信息登记”数据库的网站上进行。

如果是通过标记牌登记，请向世田谷保健所或综合支所区民窗口、办事处申报。

从区外转入时，请将从上个住址所在地领取的标记牌、注射完成证明书提交给世田谷保健所或综合支所区民窗口、办事处。

部分手续亦可在网上办理，详情请浏览区主页。

2. 狂犬病预防注射的申报手续

每年要让狗在动物医院接受一次狂犬病预防注射，并将兽医发行的狂犬病预防注射完成证明递交至世田谷保健所、综合支所区民窗口或办事处，办理注射完成证明书。手续费为 550 日元。

网络手续请参考区政府主页。

将狗从国外带来、往国外带走时

需要办理狗的检疫手续。详细请咨询动物检疫所。

成田支所：电话 0476-32-6664

羽田机场支所：电话 03-5757-9752

饲养犬只走失时

如狗走失，请在附近仔细寻找。此外还请以向东京都动物保护咨询中心，世田谷保健所，警察署等进行询问。

东京都动物保护咨询中心：电话 03-3302-3507

世田谷保健所生活保健课：电话 03-5432-2946/2908

传真 03-5432-3054



乗り物

電車とバス

- 中学校入学前の子どもは、子ども料金(大人の半額)、幼児(小学校入学前)は保護者 1 人につき 2 人が無料。3 人目からは子ども料金が必要です。詳しくは、それぞれの電鉄・バス会社にお問い合わせください。
- 忘れ物は各社の最寄り駅または営業所へお問い合わせください。

区内鉄道・バス会社電話番号

- | | |
|---------------|-----------------|
| • 東急電鉄 | 電話：03-3477-0109 |
| • 東急バス | 電話：03-6412-0190 |
| • 小田急電鉄 | 電話：044-299-8200 |
| • 小田急バス | 電話：03-5313-8330 |
| • 京王電鉄 | 電話：042-357-6161 |
| • 京王バス | 電話：042-352-3713 |
| • 関東バス | 電話：03-3371-1225 |
| • 都営交通お客様センター | 電話：03-3816-5711 |



交通工具

电车和巴士

- 小学生可购儿童票（成人票的半价）。每个监护人可带两个免票幼儿（学龄前），第3个以上需购儿童票。详细情况请向电铁、巴士公司咨询。
- 遗忘物品，请向各电车、巴士公司的附近车站或营业所询问。

区内铁路、公共汽车公司电话号码

- | | |
|-----------|-----------------|
| • 东急电铁 | 电话：03-3477-0109 |
| • 东急巴士 | 电话：03-6412-0190 |
| • 小田急铁路 | 电话：044-299-8200 |
| • 小田急巴士 | 电话：03-5313-8330 |
| • 京王铁路 | 电话：042-357-6161 |
| • 京王巴士 | 电话：042-352-3713 |
| • 关东巴士 | 电话：03-3371-1225 |
| • 都交通信息中心 | 电话：03-3816-5711 |



車と交通ルール

主な交通ルール

1. 歩行者

- 歩行者は、歩道があるところでは歩道を歩きます。歩道がないところでは、道路の右側を歩きます。
- 道路横断に際しては、横断歩道や歩道橋を渡ります。

2. 自転車

- 自転車は、車道の左側を通行します。
- 自転車が歩道を通行するのは、歩道が自転車通行可となっているとき、運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な場合です。
- 歩道を通行する場合には、歩行者優先で、車道寄りを徐行しなければいけません。
- 自転車走行に際して飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし運転、スマートフォン・携帯電話などの操作は禁止されています。
- 自転車に乗る際は、ヘルメットの着用に努めてください。なお、13歳未満の子どもはヘルメットを着用しなければいけません。
- 自転車損害賠償責任保険に加入しなければいけません。

3. 自動車

- 自動車を運転するには、運転免許が必要です。
- お酒を飲んで自動車を運転してはいけません。
- 自動車は左側通行です。
- 自動車に乗るときは、全ての座席でシートベルトを着用しなければいけません。
- 運転中にスマートフォン・携帯電話などの操作は禁止されています。運転中はカーナビゲーションなどの画面を注視してはいけません。

主な道路標識



Road Closed
通行止め



Vehicle Entry
Prohibited
車両進入禁止



No Parking or
Stopping
駐停車禁止



Slow Down
徐行



One-way
一方通行



No U-turn
転回禁止



No Parking
駐車禁止



Stop
一時停止



School
Kindergarten,
Nursery School
Zone
学校・幼稚園・
保育所等あり



Bicycles and
Pedestrians
Only
自転車及び歩行者
専用



No Pedestrian
Crossing
歩行者横断禁止



车辆与交通规则

主要的交通规则

1. 行人

- 行人在有人行道的地方要沿人行道通行，在没有人行道的地方必须沿道路右侧步行。
- 穿越道路时，走人行横道和天桥。

2. 自行车

- 自行车必须沿车道的左侧通行。
- 自行车可以在人行道上通行的情况为，人行道允许自行车通行时、骑车人为不满 13 岁的儿童或 70 岁以上高龄者、身体有残疾者。
- 在人行道上通行时，必须以行人优先，沿靠近车道的一侧缓慢骑行。
- 在自行车上骑行时，禁止酒后骑车、二人同乘、并行骑车、举伞骑车、边骑车边打智能手机或功能手机。
- 骑自行车时请尽量戴安全帽。如未满 13 岁，则必须戴安全帽。
- 必须加入自行车损害赔偿责任保险。

3. 汽车

- 驾驶汽车需要有驾驶执照。
- 不可酒后驾驶汽车。
- 汽车为左侧通行。
- 乘坐汽车时，所有座席都必须系上安全带。
- 驾车过程中不可操作智能手机或功能手机。驾驶中不可注视汽车导航仪等的画面。

主要的路标



禁止通行

通行止め



禁止车辆进入

車両進入禁止



禁止停放车辆

駐停車禁止



慢行

徐行



单行道

一方通行



禁止掉头

転回禁止



禁止停车

駐車禁止



临时停车

一時停止



有学校・幼儿园・保育所

学校・幼稚園・
保育所等あり自行车及
行人专用自転車及び
歩行者専用禁止行人
横穿马路

歩行者横断禁止



運転免許証

1. 日本で運転する場合

■日本で運転するためには、次のいずれかの運転免許証を必ず携帯している必要があります。

- 日本の運転免許証
- ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証
- 外国（スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）の免許証

■日本において運転できる期間

- 日本の運転免許証：有効期間内
- 国際運転免許証および外国の免許証：日本に上陸した日から1年間または当該運転免許証の有効期間のいずれか短い期間

2. 日本の免許への切り替え

外国の運転免許証が有効な方は、取得した日から3か月以上、その国に滞在したことを証明すれば、

この運転免許証をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。

1、2の手続きに関しては、試験場へお問い合わせください。

お問い合わせ：

- 鮫洲運転免許試験場
電話：03-3474-1374
所在地：品川区東大井 1-12-5
- 府中運転免許試験場
電話：042-362-3591
所在地：府中市多磨町 3-1-1
- 江東運転免許試験場
電話：03-3699-1151
所在地：江東区新砂 1-7-24

自動車などの登録と廃車

車種	取り扱い機関	電話・所在地
• 原動機付自転車（125cc または定格出力 1.0 kW 以下） • 小型特殊自動車	課税課管理係（P.86 参照）、総合支所くみん窓口（P.20 参照）	
• 軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会東京主管事務所	電話：050-3816-3100 FAX：03-6712-8625 所在地：港区港南 3-3-7
• 125cc を超えるオートバイ • 普通自動車	関東運輸局東京運輸支局	電話：050-5540-2030 FAX：03-3471-6320 所在地：品川区東大井 1-12-17

原動機付自転車（125cc または定格出力 1.0 kW 以下）、小型特殊自動車の登録・廃車の手続きに必要なもの
本人確認書類のほかに、次のものをご用意ください。

申告内容		申告に必要なもの	
登録	新規購入	販売証明書	
	譲渡	前所有者が 廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書
		前所有者が 未廃車	標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート
		転入	前住所で廃 車済
	前住所で未 廃車	標識交付証明書 ナンバープレート	

申告内容		申告に必要なもの
廃車	廃棄解体	標識交付証明書
	譲渡	ナンバープレート
	転出 盗難・紛失	

日本から出国するときは、課税課管理係（P.86 参照）にご相談ください。

※「自動車などの所有者にかかる税金」については、
P.86 参照。



驾驶执照

1. 在日本驾驶时

■ 在日本开车必须携带以下任何一种驾驶执照。

- 日本的驾驶执照
- 日内瓦条约加盟国所发行的国际驾驶执照
- 国外（瑞士，德国，法国，比利时，摩纳哥，台湾）驾驶证

■ 在日本可以驾驶的期间

- 日本的驾驶执照／有效期内
- 国际驾驶执照及外国的驾驶执照／以自进入日本之日起 1 年或该驾驶执照的有效期中较短的期间为准。

2. 更换为日本的驾驶执照

拥有外国有效的驾驶执照者，只要可以证明其在取得之日起在那一个国家滞留三个月以上，就可以根据该驾驶执照更换为日本驾驶执照。

有关 1、2 的手续，请向考试场咨询。

问讯处：

- 鲛州驾驶执照考试场
电话：03-3474-1374
所在地：品川区东大井 1-12-5
- 府中驾驶执照考试场
电话：042-362-3591
所在地：府中市多磨町 3-1-1
- 江东驾驶执照试验场
电话：03-3699-1151
所在地：江东区新砂 1-7-24

汽车（摩托车）登记及车辆报废

车种	受理处	电话 / 所在地
• 轻便摩托车（排量不超过 125cc 或额定功率 1.0kW 以下） • 小型特殊汽车	税金计算课管理系（参照 P.87）、综合支所区民窗口（参照 P.21）	
• 轻型汽车（三轮、四轮）	轻型汽车检查协会 东京主管事务所	电话：050-3816-3100 传真：03-6712-8625 所在地：港区港南 3-3-7
• 超过 125cc 的摩托车 • 一般汽车	关东运输局 东京运输支局	电话：050-5540-2030 传真：03-3471-6320 所在地：品川区东大井 1-12-17

轻便摩托车（排量不超过 125cc 或额定功率 1.0kW 以下）、小型特殊汽车进行登记、车辆报废手续时所需的证件

除了本人身份确认资料外，请准备以下物品。

申报内容		申报所需的物品
注册 登记	新购入	销售证明书
	转让	前车主已报废
		报废申报受理书 转让证明书
		前车主未报废
		标志交付证明书 转让证明书 车牌
	迁入	在旧住址报废
		报废申报受理书 标志交付证明书 车牌

申报内容		申报所需的物品
报废	废弃解体	标志交付证明书 车牌
	转让	
	迁出	
	失窃、丢失	

离开日本出境时，请向税金计算课管理系（参照 P.87）咨询。

※ 汽车所有者所需税金参照 P.87。



自転車・バイクの駐車

自転車・バイクの放置をなくしましょう

駅周辺の車道や歩道に置かれた自転車やバイクは、歩行者の安全な通行を妨げたり、災害時緊急活動を阻害するなど、大変迷惑です。区ではこの放置自転車・バイクをなくすため、条例を設け「自転車等放置禁止区域」を指定し、看板を掲示しています。この区域に放置してある自転車などは、即時撤去されます。

引き取りの際必要なもの：

- ・撤去返還料（自転車 3,000 円、原付バイク 4,000 円、現金のみ）
- ・在留カードまたはパスポート
- ・自転車またはバイクのカギ

引き取る場所（放置自転車等保管所）：撤去された場所によって引き取る場所が異なります。詳しくは世田谷区自転車コールセンターへお問い合わせください。

電話：03-3424-4191

※撤去されて 30 日を過ぎても引き取りがないときは処分されます。

※自転車等放置禁止区域内はマークが路面にあります。

区立自転車等駐車場

自転車と原付バイク（50cc 以下）の駐車は、区立自転車等駐車場を利用しましょう。有料の施設と無料の施設があります。

有料駐車場の利用料金

定期利用（1 か月）料金：

自転車 1,000 ～ 2,000 円、原付バイク（50cc 以下）2,500 ～ 3,000 円

日ぎめ料金：

自転車 100 円、原付バイク（50cc 以下）200 円

日ぎめ回数券（12 回分）：

自転車 1,000 円、原付バイク（50cc 以下）2,000 円 現地で発売しています。（一部発売していない駐車場あり）

定期利用には、駅の改札口から、住所、勤務先または通学先までが一定距離（駅によって異なります）以上離れている必要があります。

定期利用申し込みの際必要なもの：

- ・定期利用料金
- ・住所・氏名が確認できるもの
- ・自転車・原付バイク（50cc 以下）本体

レンタサイクルポート

レンタサイクルをご利用ください。

- ・桜上水南レンタサイクルポート
（がやリン桜上水南ポート）
所在地：桜上水 4-18-13
- ・経堂駅前レンタサイクルポート
（がやリン経堂駅前ポート）
所在地：経堂 2-1-38 先
- ・三軒茶屋中央レンタサイクルポート
（がやリン三軒茶屋中央ポート）
所在地：三軒茶屋 2-11 先
- ・桜新町レンタサイクルポート
（がやリン桜新町ポート）
所在地：桜新町 2-7-15
- ・等々力レンタサイクルポート
（がやリン等々力ポート）
所在地：等々力 3-2-2
- ・三軒茶屋北レンタサイクルポート
所在地：太子堂 2-16-1
- ・成城北第二レンタサイクルポート
所在地：成城 6-14-10

対象：12 歳以上の世田谷区内在住または在勤・在学の方（1 回利用、1 日利用は区外在住の方も可）

定期利用（1 か月）料金：2,200 円

1 回利用料金：200 円

1 日利用料金：300 円（一部のポートを除く）

デポジット：500 円（一部のポートを除く）

桜上水南、経堂駅前、三軒茶屋中央、桜新町、等々力では貸出・返却の相互利用が可能です。また、この 5 か所のポートでは、電動アシスト自転車が 1 回利用料金 300 円でご利用いただけます。

レンタサイクル利用申し込みの際に必要なもの：

- ・利用料金、デポジット
- ・住所・氏名が確認できるもの

お問い合わせ：交通安全自転車課

電話：03-6432-7966 FAX：03-6432-7996



自行车、摩托车的停放

让我们齐心协力杜绝违章停放车辆

停放在车站周围的机动车道和人行道上的自行车和摩托车不仅妨碍过往行人的安全通行，还妨碍发生灾害时的救灾救急行动等。为解决这个问题，区特设定了条例，指定了“违章停放自行车等整理区域”，并树起了指示牌。如在此指定区域内随意乱放自行车等，将被立即撤走。

领取已被收管的自行车等时：

- 需付费（自行车 3,000 日元、轻骑 4,000 日元、限现金）
- 需持在留卡或护照
- 带自行车或摩托车的钥匙。

领取地点（违章停放自行车保管所）：

根据没收地点的不同，领取地点也不同。详细情况请向世田谷区自行车呼叫中心咨询。

电话：03-3424-4191（仅限日语）

※ 被收管后 30 天之内无人认领时将被处理。

※ 在路面上标有违章停放自行车等整理区域的标志。

区立自行车等停车场

停放自行车和轻骑（50cc 以下），请利用区立自行车等停车场。设施有收费和免费的两种。

收费制停车场的利用费

定期利用（1 个月）费用：

自行车 1,000 ～ 2,000 日元、轻骑摩托（50cc 以下）2,500 ～ 3,000 日元

按天计算：

自行车 100 日元、轻骑摩托（50cc 以下）200 日元

联票（按天计算标准 12 次用）：

自行车 1,000 日元、轻骑摩托（50cc 以下）2,000 日元。在停车场出售（部分停车场不售联票）。

办理定期利用，对从车站的检票口到住址、工作地，或上学地的距离有一定要求（不同车站有不同的距离要求）。

定期利用申请时的所需资料：

- 定期利用费
- 可确认住址、姓名的资料
- 自行车・轻骑摩托（50cc 以下）本体

出租自行车处

请大家多多利用出租自行车。

- 樱上水南出租自行车处
（gayarin 樱上水南自行车处）
所在地：樱上水 4-18-13
- 经堂站前出租自行车处
（gayarin 经堂车站前自行车处）
所在地：经堂 2-1-38 先
- 三轩茶屋中央出租自行车处
（gayarin 三轩茶屋中央自行车处）
所在地：三轩茶屋 2-11 先
- 樱新町出租自行车处
（gayarin 樱新町自行车处）
所在地：樱新町 2-7-15
- 等等力出租自行车处
（gayarin 等等力自行车处）
所在地：等等力 3-2-2
- 三轩茶屋北出租自行车处
所在地：太子堂 2-16-1
- 成城北第 2 出租自行车处
所在地：成城 6-14-10

对象：在世田谷区居住或工作、上学的 12 岁以上的人士（不在世田谷区居住的人士也可办理单次利用、单日利用）

定期利用（1 个月）费用：2,200 日元

按次计算：200 日元

按天计算：300 日元（部分出租处除外）

押金：500 日元（部分出租处除外）

樱上水南、经堂站前、三轩茶屋中央、樱新町、等等力之间出租归返可以相互利用。另外在这五处按次计算支付租金 300 日元就可以使用电动自行车。

申请利用短时间自行车租赁时的所需资料：

- 利用费、保证金
- 可确认住址、姓名的资料

问讯处：

交通安全・自行车课

电话：03-6432-7966

传真：03-6432-7996



引越しの手続き

行政関係の手続き

窓口取り扱い早見表（P.24、26）参照 住所以外の届出は、人によって異なります。

生活関係の手続き

項目	住まいに入居するとき	住まいを出るとき
電気	電気会社に連絡、使用開始手続き完了後、ブレーカーのスイッチを入れます。	帰国や引越しの3、4日前までに、電力会社に連絡して、担当者の指示に従います。
ガス	ガス会社へ使用を開始する日を連絡します。担当者がガスメーターの栓を開けます。	早めにガス会社に連絡し、利用の停止日を知らせます。
水道	水道局に連絡します。	事前に水道局に連絡し、料金を精算します（最近の領収書を用意する）。
電話	電話の新設・移転が決まったら早めに申し込みます。（局番なしの電話：116）	
郵便	転居届を出してあれば、1年間新しい住所に郵便物を転送します。無料。ただし、国内便は外国への転送はできません。	

※そのほか「銀行の口座」「クレジットカード」「NHKの受信料」「運転免許証」「携帯電話」などの住所変更の届出が必要です。

連絡先一覧

電気

東京電力東京カスタマーセンター

電話：0120-995-113（電気自由料金プラン・ガス料金プラン）

0120-995-001（規制料金プラン）

※オペレーターに接続後、番号2を押してから6を押す。

（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）

ガス

東京ガスお客様センター

電話：0570-002211（03-3344-9100）

上下水道

水道局お客様センター

電話：03-5326-1101 または 0570-091-100

（引越し、契約変更、料金、修繕）

電話会社

・NTT

電話：116 または 0120-116-000

（電話に関するお問い合わせ）

0120-565950

（インターネットに関するお問い合わせ）

・NTT ドコモ

電話：15770 または 0120-005-250

（英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語）

・au

電話：0120-959-472（英語）

0120-959-476（中国語）

0120-959-478（韓国語）

0120-959-473（ポルトガル語）

0120-933-961（ベトナム語）

0120-933-952（タガログ語）

0120-985-184（スペイン語）

・ソフトバンク

電話：157 または 0800-919-0157 のあと8を押す。

日本郵便株式会社

・世田谷郵便局

電話：0570-943-349 所在地：三軒茶屋 2-1-1

・千歳郵便局

電話：0570-943-104 所在地：経堂 1-40-1

・玉川郵便局

電話：0570-943-641 所在地：等々力 8-22-1

・成城郵便局

電話：0570-943-849 所在地：成城 8-30-25

英語による郵便案内サービス

日本郵便株式会社お客さまサービス相談センター

電話：0570-046-111

時間：月～金曜

午前8時～午後9時

土・日曜、休日

午前9時～午後9時



搬迁手续

行政方面的手续

办事窗口一览表 参照 P.25, 27 住址以外的申报, 将因人而异。

生活方面的手续

项目	迁入	迁出
电气	与电力公司联系, 办妥使用开始手续后, 打开电源的开关。	在回国或搬家的前 3, 4 天前为止, 与电力公司联系, 依照相关业务员的指示行事。
煤气	联系煤气公司告知使用开始日。相关业务人员就会将煤气表的栓打开。	尽快联系煤气公司, 告知停止使用的日期。
自来水	联系水道局	事先通知水道局并结算费用 (准备好最近的收据)。
电话	新装电话或决定搬迁后, 要尽早申请联系。直拨“116”(无局号)	
邮件	如填写一份搬迁通知“转居届”, 1 年之内写有旧址的信件仍会送到新址, 不收费。但国内邮件不能转送到国外。	

※ 另外还需要办理“银行户头”, “信用卡”“NHK 收视费”, “驾驶执照”, “手机”等的住址变更申报。

联系电话一览

电气

东京电力东京顾客中心

电话: 0120-995-113 (自由电价套餐、瓦斯费用套餐)

0120-995-001 (管制电价)

※ 电话接通话务员后, 先按 2 再按 6。

(英语、中文、韩语、葡萄牙语、西班牙语)

• au

电话: 0120-959-472 (英语)

0120-959-476 (中文)

0120-959-478 (韩语)

0120-959-473 (葡萄牙语)

0120-933-961 (越南语)

0120-933-952 (他加禄语)

0120-985-184 (西班牙语)

煤气

东京煤气顾客中心

电话: 0570-002211 (03-3344-9100)

• 软银电信

电话: 157 或拨通 0800-919-0157 后按 8。

上下水道

水道局客服中心

电话: 03-5326-1101 或 0570-091-100

(搬家、合同变更、费用、修缮)

日本邮政株式会社

• 世田谷邮局

电话: 0570-943-349 所在地: 三轩茶屋 2-1-1

• 千岁邮局

电话: 0570-943-104 所在地: 经堂 1-40-1

• 玉川邮局

电话: 0570-943-641 所在地: 等等力 8-22-1

• 成城邮局

电话: 0570-943-849 所在地: 成城 8-30-25

电话公司

• NTT

电话: 116 或 0120-116-000

(关于固定电话的问询)

0120-565950

(关于网络的问询)

• NTT DOCOMO

电话: 15770 或 0120-005-250

(英语、葡萄牙语、中国语、西班牙语)

英语邮局服务介绍

邮局事业株式会社客服咨询中心

电话: 0570-046-111

时间: 星期一~星期五 8:00 ~ 21:00

周六, 周日, 休息日 9:00 ~ 21:00



区民利用施設

中央図書館プラネタリウム

電話・FAX：03-3429-0780

所在地：弦巻 3-16-8

観覧日：土・日曜（第3日曜を除く）、祝日、休日、
学校の春・夏・冬休み期間（第3日曜、12月28
日～1月4日は除く）、都民の日（10月1日）

時間：（1）午前11時～（2）午後1：30～（3）
午後3：30～

※（1）はちびっこタイム（幼児から小学校低学年
向け）、（2）（3）は一般向け投影



教育総合センター

電話：03-6453-1500

FAX：03-6453-1534

所在地：若林 5-38-1

えがおの森（区民交流エリア）

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：第2日曜、祝日、12月29日～1月3日

池之上青少年交流センター「いけせい」

電話：03-3413-9504

FAX：03-3419-0889

所在地：代沢 2-37-18

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第2月曜（祝日の場合はその直後の平日。
8月は開館）、12月29日～1月3日

野毛青少年交流センター「のげ青」

電話：03-3702-4587

FAX：03-6809-8739

所在地：野毛 2-15-19

開館時間：午前9時～午後9時

休館日：月曜（祝日の場合と7月・8月は開館）、
12月29日～1月3日

希望丘青少年交流センター「アップス」

電話：03-6304-6915

FAX：03-6304-6916

所在地：船橋 6-25-1-3 階

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第3火曜（祝日の場合はその直後の平日）、
10月第3日曜、12月29日～1月3日

男女共同参画センター「らぷらす」

電話：03-6450-8510

FAX：03-6450-8511

所在地：太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル 3～5
階

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第3月曜（祝日・休日の場合はその翌日）、
12月28日～1月4日、特別整理期間

ひだまり友遊会館

電話：03-3419-2341

FAX：03-3413-9444

所在地：若林 4-37-8

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第2日曜、12月28日～1月4日

せたがやがやがや館（健康増進・交流施設）

電話：03-6450-7908

FAX：03-3410-6940

所在地：池尻 2-3-11

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：第3日曜、12月28日～1月4日

産業活性化拠点「HOME/WORK VILLAGE」

電話：03-6450-8131

所在地：池尻 2-4-5

開館時間：午前11時～午後6時

※開門時間は午前9時～午後9時

休館日：12月29日～1月3日

※開館時間等に変更となる場合があります。

※最新の情報は施設ホームページをご覧ください。



詳細は施設ホームページへ

区民利用设施

中央图书馆天象仪馆



电话・传真：03-3429-0780

所在地：弦卷 3-16-8

观看日：星期六、日（第3星期日除外），节假日，学校的春・暑・寒假期间（第3星期日，12月28日～1月4日除外），都民节（10月1日）

时间：(1) 11:00～(2) 13:30～(3) 15:30～

※(1) 儿童专场（对象：从幼儿到小学低年级）

(2) (3) 是一般投影

教育综合中心

电话：03-6453-1500

传真：03-6453-1534

所在地：若林 5-38-1

笑颜之森（区民交流区）

开馆时间：9:00～17:00

休馆日：每月第二个周日、节假日、12月29日～1月3日

池之上青少年交流中心“池青”

电话：03-3413-9504

传真：03-3419-0889

所在地：代泽 2-37-18

开馆时间：9:00～22:00

休馆日：第2个星期一（节假日时为之后的平日。8月闭馆）、12月29日～1月3日

野毛青少年交流中心“野毛青”

电话：03-3702-4587

传真：03-6809-8739

所在地：野毛 2-15-19

开馆时间：9:00～21:00

休馆日：星期一（节假日时及7月・8月开馆）、12月29日～1月3日

希望丘青少年交流中心“UPS”

电话：03-6304-6915

传真：03-6304-6916

所在地：船桥 6-25-1-3F

开馆时间：9:00～22:00

休馆日：第3个星期二（节假日时为之后的平日）、10月第3个星期日、12月29日～1月3日

男女共同参与中心“Ra pu ra su”

电话：03-6450-8510

传真：03-6450-8511

所在地：太子堂 1-12-40 GREAT 王寿大厦 3～5楼

开馆时间：9:00～22:00

休馆日：第3个星期一（节假日・休息日时为次日）、12月28日～1月4日、特别整理期

阳光下友游会馆

电话：03-3419-2341

传真：03-3413-9444

所在地：若林 4-37-8

开馆时间：9:00～22:00

休馆日：第2个星期日，12月28日～1月4日

世田谷 Gaya-gaya 館 （增进健康・交流设施）

电话：03-6450-7908

传真：03-3410-6940

所在地：池尻 2-3-11

开馆时间：9:00～22:00

休馆日：第3个星期天，12月28日～1月4日

产业活性化基地「HOME/WORK VILLAGE」

电话：03-6450-8131

所在地：池尻 2-4-5

开馆时间：11:00～18:00

※ 开门时间为 9:00～21:00

休馆日：12月29日～1月3日

※ 开馆时间等可能会有变更。

※ 最新信息请见设施主页



详情请见主页

図書館

区立図書館の案内や利用方法について詳しく説明した利用案内を配っています。

言語：英語

場所：各区立図書館の窓口

世田谷区立図書館ホームページから本や CD を予約することができます。多言語翻訳機能もあります。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：各区立図書館の窓口

図書館ホームページ：<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/index?1>



利用案内

区立図書館

- ・本、CD、カセットテープの貸出

貸出数

本：全館合計 15 冊まで CD、カセットテープ：全館合計 6 点まで

※カセットテープは中央図書館のみ受付

- ・貸出期間

2 週間まで（他の方の予約がない資料は 1 回に限り 2 週間延長可）。共通利用カードが必要です。初めて借りる方は住所・氏名を確認できるもの（在留カード、学生証、運転免許証など）をお持ちください。

様々なサービス

- ・予約サービス

探している本が図書館でみつからない場合は予約することができます。他館から取り寄せる、新しく購入するなどして、できるだけご希望におこたえます。

- ・調べものの相談

資料相談、調べもののお手伝いをします。

- ・コピー

図書館資料は備え付けの複写機でコピーできます。（有料）

ただし、著作権法の範囲内でのご利用となります。

- ・障害などにより図書館の利用に不自由のある世田谷区民の方へ「対面朗読」「録音図書の貸出」「自宅配本」を行っています。※対面朗読は日本語資料のみ

- ・団体貸出

地域のグループ、団体にまとめて本を貸します。

※コピー以外は無料です。

区立図書館

名称	電話／FAX	所在地
中央図書館	03-3429-1811 / 03-3429-7436	弦巻 3-16-8

開館時間：火～日曜 午前 9 時～午後 7 時

月曜、祝日、休日、1 月 4 日、12 月 28 日 午前 9 時～午後 5 時

休館日：館内整理日（原則毎月最終木曜日）、12 月 29 日～1 月 3 日、特別整理期間

图书馆

关于区立图书馆的向导和利用方法详细说明了利用介绍。随时领取。

语言：英语

地点：各区立图书馆办理部门

可以从世田谷区立图书馆主页预约书或 CD。有多语言翻译功能。

语言：英语、中文、韩语

地点：各区立图书馆办理部门

图书馆主页：<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/index?1>



利用方法

区立图书馆

・书，CD 和盒式磁带的出借

出借数量

书：限制在全馆里共 15 册

CD 和盒式磁带：限制在全馆里共 6 个

※ 出借盒式磁带限于在中央图书馆受理

・出借期间

最多 2 周（其他人没有预约的资料仅限 1 次可延长 2 周）。须办理共同借书卡。初次借书时，请持可确认住址・姓名的证件（在留卡，学生证，驾驶执照）等。

各种服务

・预约服务

需要的图书在图书馆里找不到时可以预约。

可以通过从其他图书馆调来或者新书购买等方式，尽量满足您的要求。

・查阅咨询

可以提供资料咨询，帮助查找等服务。

・复印

图书资料可以使用图书馆备有的复印机进行复印（收费）

但需要在版权法的范围内使用。

・向因残疾等无法自由利用图书馆的世田谷区民提供“对面朗读”，借出“录音图书”“送书上门”等服务。

※ 对面朗读仅限日语资料。

・团体出借

为地区组织，团体统一借书。

※ 除复印外其他均免费。

区立图书馆

名称	电话／传真	所在地
中央图书馆	03-3429-1811 / 03-3429-7436	弦卷 3-16-8

开馆时间：星期二～星期日 9:00～19:00

星期一、节假日・休息日、1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：馆内整理日（原则上为每月最后一个星期四）、12月29日～1月3日、特别整理期间



名称	電話／FAX	所在地
奥沢図書館仮事務所	03-3720-2096 ／ 03-3748-5183	奥沢 3-5-7
玉川台図書館	03-3709-4164 ／ 03-3709-6186	玉川台 1-6-15
深沢図書館	03-3705-4341 ／ 03-3705-1396	深沢 4-33-11
桜丘図書館	03-3439-0741 ／ 03-3439-2923	桜丘 5-14-1
上北沢図書館	03-3290-3411 ／ 03-3290-9891	上北沢 3-8-9
粕谷図書館	03-3305-1661 ／ 03-3305-1664	粕谷 4-13-6
鎌田図書館	03-3709-6311 ／ 03-3709-6344	鎌田 3-35-1

開館時間：火～日曜 午前9時～午後7時

祝日、休日、1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休館日：月曜（祝日、休日が重なる場合は翌日）、館内整理日、特別整理期間、12月29日～1月3日

名称	電話／FAX	所在地
世田谷図書館	03-3419-1911 ／ 03-3413-7075	若林 4-22-13
烏山図書館	03-3326-3521 ／ 03-3326-9241	南烏山 6-2-19

開館時間：火～土曜 午前9時～午後9時

日・月曜、祝日、休日 午前9時～午後8時

1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休館日：館内整理日（原則毎月第2木曜）、特別整理期間、12月29日～1月3日

名称	電話／FAX	所在地
砧図書館	03-3482-2271 ／ 03-3482-4603	祖師谷 3-10-4
代田図書館	03-3469-5638 ／ 03-3467-8084	代田 6-34-13

開館時間：火～日曜 午前9時～午後7時

月曜、祝日、休日、1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休館日：館内整理日（原則毎月第2木曜）、特別整理期間、12月29日～1月3日

名称	電話／FAX	所在地
尾山台図書館	03-3703-2581 ／ 03-3703-2624	等々力 2-17-14

開館時間：火～日曜 午前9時～午後7時

月曜、祝日、休日、1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休館日：館内整理日（原則毎月第3木曜）、特別整理期間、12月29日～1月3日

名称	電話／FAX	所在地
経堂図書館	03-5451-0071 ／ 03-5450-1088	宮坂 3-1-30

開館時間：火～土曜 午前9時～午後9時

日・月曜、祝日、休日 午前9時～午後8時

1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休館日：館内整理日（原則毎月第3木曜）、特別整理期間、12月29日～1月3日

名称	電話／FAX	所在地
下馬図書館	03-3418-6531 ／ 03-3424-0076	下馬 2-32-1

開館時間：午前9時～午後7時（1月4日、12月28日は午後5時で閉館）

休館日：館内整理日（原則毎月第2木曜）、特別整理期間、12月29日～1月3日



名称	电话／传真	所在地
奥泽图书馆临时事务所	03-3720-2096 / 03-3748-5183	奥泽 3-5-7
玉川台图书馆	03-3709-4164 / 03-3709-6186	玉川台 1-6-15
深泽图书馆	03-3705-4341 / 03-3705-1396	深泽 4-33-11
樱丘图书馆	03-3439-0741 / 03-3439-2923	樱丘 5-14-1
上北泽图书馆	03-3290-3411 / 03-3290-9891	上北泽 3-8-9
粕谷图书馆	03-3305-1661 / 03-3305-1664	粕谷 4-13-6
镰田图书馆	03-3709-6311 / 03-3709-6344	镰田 3-35-1

开馆时间：星期二～星期日 9:00～19:00

节假日・休息日、1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：星期一（节假日・休息日重合时为次日）、馆内整理日、特别整理期间、12月29日～1月3日

名称	电话／传真	所在地
世田谷图书馆	03-3419-1911 / 03-3413-7075	若林 4-22-13
乌山图书馆	03-3326-3521 / 03-3326-9241	南乌山 6-2-19

开馆时间：星期二～星期六 9:00～21:00

星期日・星期一、节假日・休息日 9:00～20:00

1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第2个星期四）、特别整理期间、12月29日～1月3日

名称	电话／传真	所在地
砧图书馆	03-3482-2271 / 03-3482-4603	祖师谷 3-10-4
代田图书馆	03-3469-5638 / 03-3467-8084	代田 6-34-13

开馆时间：星期二～星期日 9:00～19:00

星期一、节假日・休息日、1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第2个星期四）、特别整理期间、12月29日～1月3日

名称	电话／传真	所在地
尾山台图书馆	03-3703-2581 / 03-3703-2624	等等力 2-17-14

开馆时间：星期二～星期日 9:00～19:00

星期一、节假日・休息日、1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第3个星期四）、特别整理期间、12月29日～1月3日

名称	电话／传真	所在地
经堂图书馆	03-5451-0071 / 03-5450-1088	宫坂 3-1-30

开馆时间：星期二～星期六 9:00～21:00

星期日・星期一、节假日・休息日 9:00～20:00

1月4日、12月28日 9:00～17:00

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第3个星期四）、特别整理期间、12月29日～1月3日

名称	电话／传真	所在地
下马图书馆	03-3418-6531 / 03-3424-0076	下馬 2-32-1

开馆时间：9:00～19:00（1月4日、12月28日 闭馆时间为17:00）

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第2个星期四）、特别整理期间、12月29日～1月3日



名称	電話／FAX	所在地
梅丘図書館仮事務所	03-3323-8261 ／ 03-3328-9417	松原 6-41-8

開館時間：午前 9 時～午後 7 時（1 月 4 日、12 月 28 日は午後 5 時で閉館）

休館日：館内整理日（原則毎月第 3 木曜）、12 月 29 日～1 月 3 日

※梅丘図書館仮事務所：令和 8 年 1 月閉鎖予定（梅丘図書館新館：令和 8 年 2 月開館予定）

地域図書室

共通利用カードが利用でき、貸出数や貸出期間も区立図書館と同じです。

名称	電話／FAX	所在地
池尻図書室	03-3413-3396 ／ 03-6453-4043	池尻 3-27-21
希望丘図書室	03-3484-4261 ／ 03-5787-7088	船橋 7-8-4
野毛図書室	03-5706-2755 ／ 03-6809-8015	野毛 2-15-19
松沢図書室	03-3323-8055 ／ 03-3323-6760	赤堤 5-31-5
喜多見図書室	03-3417-1313 ／ 03-3415-2357	喜多見 5-11-10

開館時間：火～日曜、祝日、休日 午前 9 時～午後 5 時

休館日：月曜（祝日、休日が重なる場合は翌日）、館内整理日、特別整理期間、12 月 29 日～1 月 3 日

図書館カウンター

図書館資料などの予約や返却、予約資料の貸出などを行います。

共通利用カードが利用でき、貸出数や貸出期間も区立図書館と同じです。

※書架や閲覧スペースはありません。

名称	電話／FAX	所在地
図書館カウンター二子玉川	03-6805-6181 ／ 03-6805-6182	玉川 1-14-1 二子玉川ライズ S.C. テラスマーケット 2 階
図書館カウンター三軒茶屋	03-6453-1861 ／ 03-6453-1862	太子堂 4-3-1 STK ハイツ 1 階
図書館カウンター下北沢	03-6407-0967 ／ 03-6407-0968	北沢 2-6-4 ミカン下北 E-102

開館時間：午前 9 時～午後 9 時（1 月 4 日、12 月 28 日は午後 5 時で閉館）

休館日：館内整理日（原則毎月第 3 木曜）、12 月 29 日～1 月 3 日

名称	电话／传真	所在地
梅丘图书馆临时事务所	03-3323-8261 / 03-3328-9417	松原 6-41-8

开馆时间：9:00～19:00（1月4日、12月28日为17:00闭馆）

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第3个星期四）、12月29日～1月3日

※ 梅丘图书馆临时事务所：预计2026年1月关闭（梅丘图书馆新馆：预计2026年2月开馆）

地区图书室

可利用通用卡，出借数和出借期间与区立图书馆相同。

名称	电话／传真	所在地
池尻图书室	03-3413-3396 / 03-6453-4043	池尻 3-27-21
希望丘图书室	03-3484-4261 / 03-5787-7088	船桥 7-8-4
野毛图书室	03-5706-2755 / 03-6809-8015	野毛 2-15-19
松泽图书室	03-3323-8055 / 03-3323-6760	赤堤 5-31-5
喜多见图书室	03-3417-1313 / 03-3415-2357	喜多见 5-11-10

开馆时间：星期二～星期日、节假日・休息日 9:00～17:00

休馆日：星期一（节假日・休息日重合时为次日）、馆内整理日、特别整理期间、12月29日～1月3日

图书馆前台

提供图书馆资料等的预约和返还、预约资料的出借等服务。

可利用通用卡，出借数和出借期间与区立图书馆相同。

※ 无书架和阅览空间。

名称	电话／传真	所在地
图书馆前台二子玉川	03-6805-6181 / 03-6805-6182	玉川 1-14-1 二子玉川 RISE S.C. Terrace Market 2 楼
图书馆前台三轩茶屋	03-6453-1861 / 03-6453-1862	太子堂 4-3-1 STK HEIGHTS 1 楼
图书馆前台下北泽	03-6407-0967 / 03-6407-0968	北泽 2-6-4 MIKAN 下北 E-102

开馆时间：9:00～21:00（1月4日、12月28日为17:00闭馆）

休馆日：馆内整理日（原则上为每月第3个星期四）、12月29日～1月3日



美術館・資料館・劇場ほか

世田谷美術館

電話：03-3415-6011
FAX：03-3415-6413
所在地：砧公園 1-2
開館時間：午前 10 時～午後 6 時（展覧会入場は午後 5：30 まで）
休館日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日など

世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館

電話：03-5450-9581
FAX：03-5450-9583
所在地：弦巻 2-5-1
開館時間：午前 10 時～午後 6 時（入館は午後 5：30 まで）
休館日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日、展示替期間

世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー

電話：03-3416-1202
FAX：03-3416-0209
所在地：成城 2-22-17
開館時間：午前 10 時～午後 6 時（入館は午後 5：30 まで）
休館日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日、展示替期間

世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館

電話：03-5483-3836
FAX：03-3722-5181
所在地：奥沢 5-38-13
開館時間：午前 10 時～午後 6 時（入館は午後 5：30 まで）
休館日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日、展示替期間

世田谷文学館

電話：03-5374-9111
FAX：03-5374-9120
所在地：南烏山 1-10-10
開館時間：午前 10 時～午後 6 時（展覧会入場は午後 5：30 まで）
休館日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日など

五島美術館

電話：03-3703-0661（テープ案内）
050-5541-8600（ハローダイヤル）
所在地：上野毛 3-9-25
開館時間：午前 10 時～午後 5 時（入館は午後 4：30 まで）
休館日：月曜（祝日の場合はその翌平日）、12 月 29 日～1 月 3 日、夏期整備期間、展示替期間など

長谷川町子美術館

電話：03-3701-8766
所在地：桜新町 1-30-6
開館時間：午前 10 時～午後 5：30（入館は午後 4：30 まで）
休館日：月曜（祝日の場合はその翌日）、12 月 29 日～1 月 3 日、展示替期間

美术馆・资料馆・剧场及其他

世田谷美术馆

电话：03-3415-6011
传真：03-3415-6413
所在地：砧公园 1-2
开馆时间：10:00～18:00
(展览会入场 17:30 截止)
休馆日：星期一(节假日・休息日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日等

世田谷美术馆分馆 向井润吉画室馆

电话：03-5450-9581
传真：03-5450-9583
所在地：弦卷 2-5-1
开馆时间：10:00～18:00(入场 17:30 截止)
休馆日：星期一(节假日・休息日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日，展示内容更换准备期间

世田谷美术馆分馆 清川泰次纪念画廊

电话：03-3416-1202
传真：03-3416-0209
所在地：成城 2-22-17
开馆时间：10:00～18:00(入场 17:30 截止)
休馆日：星期一(节假日・休息日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日，展示内容更

世田谷美术馆分馆 宫本三郎纪念美术馆

电话：03-5483-3836
传真：03-3722-5181
所在地：奥泽 5-38-13
开馆时间：10:00～18:00(入场 17:30 截止)
休馆日：星期一(节假日・休息日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日、展览内容更替期间

世田谷文学馆

电话：03-5374-9111
传真：03-5374-9120
所在地：南乌山 1-10-10
开馆时间：10:00～18:00(展览会入场 17:30 截止)
休馆日：星期一(节假日・休息日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日等

五岛美术馆

电话：03-3703-0661(通过磁带录音说明)
050-5541-8600(电话应对代理服务)
所在地：上野毛 3-9-25
开馆时间：10:00～17:00(入场 16:30 截止)
休馆日：星期一(节假日时为下一工作日)、
12月29日～1月3日，夏季整备期间，展示更换
期间等

长谷川町子美术馆

电话：03-3701-8766
所在地：樱新町 1-30-6
开馆时间：10:00～17:30(入场 16:30 截止)
休馆日：星期一(如果是节假日，则为其次日)、
12月29日～1月3日，展示内容更换准备期间



次大夫堀公園民家園

電話・FAX：03-3417-8492
所在地：喜多見 5-27-14
開園時間：午前9時30分～午後4時30分
休園日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、
12月28日～1月4日（1月1日は開園午前10
時～午後3時30分）

岡本公園民家園

電話・FAX：03-3709-6959
所在地：岡本 2-19-1
開園時間：午前9時30分～午後4時30分
休園日：月曜（祝日、休日の場合はその翌平日）、
12月28日～1月4日（1月1日は開園午前10
時～午後3時30分）

郷土資料館

電話：03-3429-4237
FAX：03-3429-4925
所在地：世田谷 1-29-18
開館時間：午前9時～午後4時30分
休館日：月曜（12月15・16日および1月15・
16日の場合を除く、祝日のときは翌日も休館）、
祝日（11月3日を除く）、12月29日～1月3日

せたがや未来の平和館（平和資料館）

電話：03-3414-1530
FAX：03-3414-1532
所在地：池尻 1-5-27 世田谷公園内
開館時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時45
まで）休館日：火曜（祝日の場合はその翌日）、12
月29日～1月3日

世田谷文化生活情報センター

電話：03-5432-1500
FAX：03-5432-1559
所在地：太子堂 4-1-1 キャロットタワー内

生活工房

電話：03-5432-1543

世田谷パブリックシアター（主劇場） シアターラム（小劇場）

電話：03-5432-1526

せたがや国際交流センター クロッシングせたがや

電話：03-5432-1538

音楽事業部

電話：03-5432-1535



次大夫堀公园民家园

电话・传真：03-3417-8492
所在地：喜多见 5-27-14
开园时间：9:30～16:30
休园日：星期一（节假日、休息日时为之后的平日）、
12月28日～1月4日（1月1日开园 10:00～15:30）

冈本公园民家园

电话・传真：03-3709-6959
所在地：冈本 2-19-1
开园时间：9:30～16:30
休园日：星期一（节假日、休息日时为之后的平日）、
12月28日～1月4日（1月1日开园 10:00～15:30）

乡土资料馆

电话：03-3429-4237
传真：03-3429-4925
所在地：世田谷 1-29-18
开馆时间：9:00～16:30
休馆日：星期一（12月15日、16日及1月15日、
16日除外，节假日时则次日也休馆）、节假日（11月3日除外）、12月29日～1月3日

世田谷未来的和平馆（和平资料馆）

电话：03-3414-1530
传真：03-3414-1532
所在地：池尻 1-5-27 世田谷公园内
开馆时间：9:00～17:00（16:45 前停止入馆）
休馆日：星期二（节假日时为次日）、12月29日～1月3日

世田谷文化生活信息中心

电话：03-5432-1500
传真：03-5432-1559
所在地：太子堂 4-1-1 Carrot Tower 内

生活工房

电话：03-5432-1543

世田谷公共剧场（主剧场）

Theatre Tram（小剧场）

电话：03-5432-1526

世田谷国际交流中心 Crossing Setagaya

电话：03-5432-1538

音乐事业部

电话：03-5432-1535



区内のスポーツ施設

総合運動場、総合運動場温水プールおよび千歳温水プールでは、施設の案内や利用方法を説明した案内を配っています。

言語：英語

テニスコート・野球場ほか

(1) 総合運動場

電話：03-3417-4276

FAX：03-3417-1734

所在地：大蔵 4-6-1

- テニスコート
- 陸上競技場
- 第1 武道場（畳）
- 弓道場
- 洋弓場
- 会議室兼軽運動室
- トレーニングルーム
- 野球場
- 体育館
- 第2 武道場（床）
- エアーライフル場
- ※所持許可証が必要
- 体育室
- 温水プール

(2) 大蔵第二運動場

電話：03-3416-1212

FAX：03-3416-1777

所在地：大蔵 4-7-1

- テニスコート
- トレーニングルーム
- 宿泊室
- 体育館
- ゴルフ練習場
- 集会室

(3) 二子玉川緑地運動場

電話：03-3709-3104

FAX：03-3708-8982

所在地：鎌田 1-3-5

- 野球場
- サッカー場
- サイクリングコース
- 少年野球場
- 少年サッカー場
- 球技場

(4) リコー砦総合運動場

電話：03-3417-2829

FAX：03-3417-2813

所在地：宇奈根 1-5-1

- テニスコート

(5) J & S フィールド

電話：070-1319-2810

所在地：給田 1-3-42（管理事務所）

- 野球場（サッカー利用含む）

(6) 第一生命相模園テニスコート

電話：070-1319-2810

所在地：給田 1-3-42（管理事務所）

- テニスコート

(7) 世田谷公園

電話：03-3412-0432

所在地：池尻 1-5-27

- テニスコート
- 洋弓場
- 軟式野球場
- スケートボード場

(8) 羽根木公園

電話：03-3322-0415

所在地：代田 4-38-52

- テニスコート
- 軟式野球場

(9) 玉川野毛町公園

電話：03-3704-4928

所在地：野毛 1-25-1

- テニスコート
- 軟式野球場

(10) 多摩川緑地広場

電話：03-3701-1679

所在地：玉堤 1-5-1

- テニスコート
- 少年野球場
- 野球場
- サッカー場

(11) こどものひろば公園

電話：03-3412-0432

所在地：下馬 2-31-4

- 少年野球場

体育館・体育室

(1) 総合運動場体育館

電話：03-3417-4276

FAX：03-3417-1734

所在地：大蔵 4-6-1

区内运动设施

在综合运动场，综合运动场温水游泳池及千岁温水游泳池将设施指南和利用方法等说明的小手册分发。

语言：英语

地点：各设施的窗口

网球场・棒球场等

(1) 综合运动场

电话：03-3417-4276

传真：03-3417-1734

所在地：大藏 4-6-1

- 网球场
- 田径运动赛场
- 第一武道场（榻榻米）
- 箭道场
- 射箭场
- 会议室及轻运动室
- 训练室
- 棒球场
- 体育馆
- 第二武道场（地板）
- 气枪场
- ※ 需要拥有许可证
- 体育室
- 温水游泳池

(2) 大藏第二运动场

电话：03-3416-1212

传真：03-3416-1777

所在地：大藏 4-7-1

- 网球场
- 培训室
- 住宿的房间
- 体育馆
- 高尔夫球练习场
- 会议室

(3) 二子玉川绿地运动场

电话：03-3709-3104

传真：03-3708-8982

所在地：镰田 1-3-5

- 棒球场
- 足球场
- 自行车道
- 少年棒球场
- 少年足球场
- 球技场

(4) RIKO 砧综合运动场

电话：03-3417-2829

传真：03-3417-2813

所在地：宇奈根 1-5-1

- 网球场

(5) J & S field

电话：070-1319-2810

所在地：给田 1-3-42（管理事务所）

- 棒球场（能够作为足球场利用）

(6) 第一生命相乐园网球场

电话：070-1319-2810

所在地：给田 1-3-42（管理事务所）

- 网球场

(7) 世田谷公园

电话：03-3412-0432

所在地：池尻 1-5-27

- 网球场
- 射箭场
- 软式棒球场
- 滑板场

(8) 羽根木公园

电话：03-3322-0415

所在地：代田 4-38-52

- 网球场
- 软式棒球场

(9) 玉川野毛町公园

电话：03-3704-4928

所在地：野毛 1-25-1

- 网球场
- 软式棒球场

(10) 多摩川绿地广场

电话：03-3701-1679

所在地：玉堤 1-5-1

- 网球场
- 少年棒球场
- 棒球场
- 足球场

(11) 儿童广场公园

电话：03-3412-0432

所在地：下马 2-31-4

- 少年棒球场

体育馆・体育室

(1) 综合运动场体育馆

电话：03-3417-4276

传真：03-3417-1734

所在地：大藏 4-6-1



(2) 大蔵第二運動場体育館

電話：03-3416-1212

FAX：03-3416-1777

所在地：大蔵 4-7-1

(3) 希望丘地域体育館

電話・FAX：03-6304-6750

所在地：船橋 6-25-1

(4) 尾山台地域体育館

電話・FAX：03-3705-3344

所在地：尾山台 3-19-3

(5) 北烏山地区体育室

電話・FAX：03-5384-6664

所在地：北烏山 8-1-6 先

(6) 千歳温水プール体育室

電話：03-3789-3911 FAX：03-3789-3912

所在地：船橋 7-9-1

(7) 八幡山小学校地域体育館

電話・FAX：03-3302-0800

所在地：八幡山 1-14-1

(8) 池尻 2 丁目体育館

電話・FAX：03-3419-4402

所在地：池尻 2-4-5

(9) 弦巻中学校トレーニングルーム

電話・FAX：03-3420-8832

時間：午後 5：30 ～ 8：30

所在地：弦巻 1-42-22

※令和 6 年 4 月から 10 年 3 月まで校舎改築のため休止

(2) 世田谷公園プール

電話：03-3411-6519

所在地：池尻 1-5-27

営業日：7 月 1 日～9 月 10 日

(3) 玉川野毛町公園プール

電話：03-3702-4996

所在地：野毛 1-25-1

営業日：7 月 1 日～9 月 10 日

屋内プール

(1) 総合運動場温水プール

電話：03-3417-0017 FAX：03-3417-0013

所在地：大蔵 4-6-1

(2) 千歳温水プール

電話：03-3789-3911 FAX：03-3789-3912

所在地：船橋 7-9-1

(3) 太子堂中学校温水プール

電話・FAX：03-3413-9311

所在地：太子堂 3-27-17

(4) 玉川中学校温水プール

電話・FAX：03-3701-5667

所在地：中町 4-21-1

(5) 烏山中学校温水プール

電話・FAX：03-3300-6703

所在地：南烏山 4-26-1

(6) 梅丘中学校温水プール

電話・FAX：03-3322-6617

所在地：松原 6-5-11

※改修のため開放していない施設もあります。

※屋内プールはいずれも水泳帽着用。

※(1)～(6)の施設はいずれも児童(小学校 3 年生以下)2人に大人 1 人の付き添いが必要。

※午後 6 時以降の児童(小学校 4 年～6 年生)のみの利用は、大人の付き添いまたは送迎が必要。

区立プール

屋外プール(夏季のみ)

(1) 大蔵第二運動場プール

電話：03-3416-1212 FAX：03-3416-1777

所在地：大蔵 4-7-1

営業日：7 月から 8 月 詳細はお問い合わせください。

※児童(小学校 3 年生以下)2人に大人 1 人の付き添いが必要。

※幼児(未就学児)1人に大人 1 人の付き添いが必要。

サイクリングコース

駒沢オリンピック公園サイクリングコース

(駒沢オリンピック公園サイクリングセンター)

電話：080-5898-5132



(2) 大藏第二运动场体育馆

电话：03-3416-1212

传真：03-3416-1777

所在地：大藏 4-7-1

(3) 希望丘地域体育馆

电话・传真：03-6304-6750

所在地：船桥 6-25-1

(4) 尾山台地域体育馆

电话・传真：03-3705-3344

所在地：尾山台 3-19-3

(5) 北乌山地区体育室

电话・传真：03-5384-6664

所在地：北乌山 8-1-6 先

(6) 千岁温水游泳池体育室

电话：03-3789-3911

传真：03-3789-3912

所在地：船桥 7-9-1

(7) 八幡山小学地域体育馆

电话・传真：03-3302-0800

所在地：八幡山 1-14-1

(8) 池尻 2 丁目体育馆

电话・传真：03-3419-4402

所在地：池尻 2-4-5

(9) 弦卷中学训练室

电话・传真：03-3420-8832

时间：17:30～20:30

所在地：弦卷 1-42-22

※2024 年 4 月至 2028 年 3 月，由于校舍改建而暂停使用。

(2) 世田谷公园游泳池

电话：03-3411-6519

所在地：池尻 1-5-27

营业日：7 月 1 日～9 月 10 日

(3) 玉川野毛町公园游泳池

电话：03-3702-4996

所在地：野毛 1-25-1

营业日：7 月 1 日～9 月 10 日

室内游泳池

(1) 综合运动场温水游泳池

电话：03-3417-0017

传真：03-3417-0013

所在地：大藏 4-6-1

(2) 千岁温水游泳池

电话：03-3789-3911

传真：03-3789-3912

所在地：船桥 7-9-1

(3) 太子堂中学温水游泳池

电话・传真：03-3413-9311

所在地：太子堂 3-27-17

(4) 玉川中学温水游泳池

电话・传真：03-3701-5667

所在地：中町 4-21-1

(5) 乌山中学温水游泳池

电话・传真：03-3300-6703

所在地：南乌山 4-26-1

(6) 梅丘中学温水游泳池

电话・传真：03-3322-6617

所在地：松原 6-5-11

※可能有设施因整修而未开放。

※室内游泳池都要戴泳帽。

※(1)～(6)的设施要求 2 位（小学 3 年生以下）的儿童必须由一位大人陪同。

※对于（小学 4 年至 6 年生）在 18 时以后使用时要求必须由大人陪同或迎送。

区立游泳池

室外游泳池（仅限夏季）

(1) 大藏第二运动场游泳池

电话：03-3416-1212

传真：03-3416-1777

所在地：大藏 4-7-1

营业日：7 月至 8 月，详情敬请咨询

※儿童（小学 3 年级以下）2 人需要 1 名成人陪伴。

※幼儿（未上学儿童）1 人需要 1 名成人陪同。

自行车跑道

驹泽奥林匹克公园自行车跑道

（驹泽奥林匹克公园自行车中心）

电话：080-5898-5132



レクリエーション施設

公園

都立砧公園

電話：03-3700-0414

所在地：砧公園 1-1

都立駒沢オリンピック公園

電話：03-3421-6431

所在地：駒沢公園 1-1

世田谷公園

電話：03-3412-0432

所在地：池尻 1-5-27

都立祖師谷公園

電話：03-5384-1693

所在地：上祖師谷 3-22-19

玉川野毛町公園

電話：03-3704-4928

所在地：野毛 1-25-1

羽根木公園

電話：03-3322-0415

所在地：代田 4-38-52

馬事公苑 (JRA)

電話：03-3429-5101

所在地：上用賀 2-1-1

兵庫島公園

電話：03-3704-4972

所在地：玉川 3-2-1

二子玉川公園

電話：03-3700-2735

所在地：玉川 1-16-1

都立蘆花恒春園

電話：03-3302-5016

所在地：粕谷 1-20-1

開園時間：午前 9 時～午後 4：30

※ 恒春園区域の開園時間：午前 9 時～午後 4:30

徳富蘆花旧宅および蘆花記念館の開園時間：

午前 9 時～午後 4 時

協定保養施設

世田谷区民が一般料金より安価で利用できる民間などの施設を案内しています。区民健康村・ふるさと・交流推進課、総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターにご案内のチラシ（日本語表記）があります。

利用条件：原則 1 室 2 人以上で、世田谷区に住民登録をしていること（1 人で利用できる施設もあります）。令和 7 年 4 月現在 14 か所あります。詳しくは区ホームページまたはチラシをご覧ください。お問い合わせ：区民健康村・ふるさと・交流推進課
電話：03-6304-3593 FAX：03-6304-3714

区民健康村

世田谷区民健康村のある川場村は、群馬県の北部に位置し、豊かな自然とのどかな田園風景の残る村です。

区民健康村づくりとは、「都会で望めなくなった豊かな自然の恵みに触れながら、地元の方々と相互に協力して都市と山村の交流を深めていくことを目的としたふるさと」づくりです。

■ 宿泊施設

ふじやまビレジ、なかのビレジ

予約方法：

1. 世田谷区内に住民登録、在勤、在学されている方：6 か月前の 1 日から受付
2. 代表者および半数が上記 1 で構成されるグループ：6 か月前の 1 日から受付
3. 上記 1、2 以外の方またはグループ：1 か月前の 1 日から受付

※ 申請開始日から前日まで、電話またはインターネットにてお申し込みください（上記 3 の方は電話のみの受付）。

※ 12 月 29 日から 1 月 3 日の宿泊は往復はがきによる申し込み（抽選）となります。

申し込み先：

世田谷区民健康村予約センター

受付時間：午前 8 時～午後 6 時

電話：0278-52-3311 FAX：0278-52-3313

所在地：群馬県利根郡川場村谷地 1320

<https://www.furusatokousha.co.jp/>



游乐设施

公园

都立砧公园

电话：03-3700-0414

所在地：砧公园 1-1

都立驹泽奥林匹克公园

电话：03-3421-6431

所在地：驹泽公园 1-1

世田谷公园

电话：03-3412-0432

所在地：池尻 1-5-27

都立祖师谷公园

电话：03-5384-1693

所在地：上祖师谷 3-22-19

玉川野毛町公园

电话：03-3704-4928

所在地：野毛 1-25-1

羽根木公园

电话：03-3322-0415

所在地：代田 4-38-52

马事公苑（JRA）

电话：03-3429-5101

所在地：上用贺 2-1-1

兵库岛公园

电话：03-3704-4972

所在地：玉川 3-2-1

二子玉川公园

电话：03-3700-2735

所在地：玉川 1-16-1

都立芦花恒春园

电话：03-3302-5016

所在地：粕谷 1-20-1

开园时间：9:00～16:30

※恒春园区域的开园时间：9:00～16:30

德富芦花旧宅及芦花纪念馆的开园时间：9:00～16:00

协定休养设施

向世田谷区民介绍能够以低廉价格享受的各种民间等设施。区民健康村・故乡・交流推进课，综合支所区民窗口，办事处，社区振兴中心均备有介绍资料（休养设施：日语）。

利用条件：原则上1室2人及以上，且需在世田谷区进行了居民注册（也有可1人利用的设施）。截至2025年4月共有14处。详情请查阅区政府主页或介绍资料。

问讯处：区民健康村・故乡・交流推进课

电话：03-6304-3593

传真：03-6304-3714

区民健康村

世田谷区民健康村的川场村，位于群马县的北部，是保留着丰裕的自然和舒适的田园风景的村庄。

建设区民健康村，是为了建设这样一个“家园—在这里可以感受都市生活感受不到的丰裕的自然恩泽，与当地的人们相互合作，加深都市和山村的交流”。

■ 住宿设施

富士山村馆、中野村馆

预约方法：

1. 在世田谷区登记在册的外国人，工作，上学者：半年前的1日开始受理预约。
2. 代表以及成员一半以上属于1的要求者的团体：半年前的1日开始受理预约。
3. 上述1、2以外者或团体：在1个月前的1日开始受理预约。

※从申请开始日起到使用日的前一天，请通过电话或因特网进行申请。（属于3的对象只接受电话申请）

※12月29日至1月3日间的住宿通过往返明信片申请（抽选）。

申请处：

世田谷区民健康村预约中心

受理时间：8:00～18:00

电话：0278-52-3311

传真：0278-52-3313

所在地：群马县利根郡川场村谷地 1320

<https://www.furusatokousha.co.jp/>



公共施設利用案内システム「けやきネット」

「けやきネット」は、区民の方々がサークル活動等で世田谷区内の集会施設・公園施設・スポーツ施設・学校開放施設などをご利用いただくためのシステムです。ご利用にあたっては、事前に登録が必要です。

登録要件：

構成員の総数が5人以上いること（テニスグループは2～4人）。

構成員の半数以上が世田谷区内に在住、在勤または在学していること（テニスグループは2人以上）。

登録方法：

インターネットでの申請、または申請書を窓口へ直接提出することで登録できます。

・インターネットでの申請

下記「けやきネットホームページ」URLを参照

・申請書の提出場所

地域行政部地域行政課（区役所西棟）

各総合支所地域振興課

総合運動場体育館管理事務所

※代表者の氏名・住所・生年月日が確認できる資料が必要になります。

登録料・更新料：

けやきネットの登録有効期限は2年間です。新規登録料として2年間で1,500円をご負担いただきます。登録から2年後も引き続きけやきネットを利用する場合は、更新手続きが必要です。更新料は2年間で1,000円です。

利用方法：

けやきネットホームページにて、施設の予約・取り消し、予約の照会、空き情報の照会、施設情報の照会などができます。

対象施設：けやきネットホームページなどでご確認いただけます。

けやきネットホームページ（利用時間午前7時～午前0時）：

<https://setagaya.keyakinet.net/Web/>



「けやきネット」詳細についてのご案内

・世田谷区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/onlineservice/11989.html>

・けやきネットサービスセンター

（午前9時～午後10時、年中無休）

電話：03-5430-0172

・『けやきネットガイドブック』

（上記「申請書の提出場所」にて配布）

※「けやきネット」は全て日本語での対応となります。

公共设施使用指南系统 “榉树网”

“榉树网”是面向世田谷区的区民们在区内进行社团活动等时，提供本区内的集会设施，公园设施，体育设施，学校开放设施等的信息而建立的系统。使用时需要事先完成注册登记。

登记条件：

成员总人数有 5 人以上（网球团体为 2 至 4 人）。

成员中一半以上在世田谷区居住、工作或学习（网球团体为 2 人以上）。

注册方法：

网上申请或向窗口直接提交申请书后可注册。

・ 网上申请

参照下述“KEYAKI NET 主页” URL

・ 申请书的提交地点

地域行政课

地域行政部地域行政课（区役所西栋）

各综合支所地域振兴课

※ 需要可确认代表人姓名、住址、出生日期的资料。

注册费・更新费：

KEYAKI NET 的注册有效期为 2 年。新注册的 2 年间费用为 1,500 日元。注册 2 年后继续使用 KEYAKI NET 时需要办理更新手续。更新费为 2 年 1,000 日元。

利用方法：

在 KEYAKI NET 的主页可操作设施的预约・取消、预约查询、空余信息的查询、设施信息的查询等。

对象设施：可在 KEYAKI NET 主页上确认。

KEYAKI NET 主页（利用时间 7:00 ～ 24:00）：

<https://setagaya.keyakinet.net/Web/>



“榉树网”详细内容请登录

・ 世田谷区网站

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/onlineservice/11989.html>

・ “榉树网”服务中心

（9:00 ～ 22:00 全年营业）

电话：03-5430-0172

・ “榉树网指南”

（在上述“申请书的提交地点”可领取）

※ “榉树网”均为日语应答。

警察 急救 消防

警察 急救 / 消防
☎ 110 ☎ 119

Jiko desu
じこです

交通事故

Kega desu
けがです

受傷

Dorobo desu
どろぼうです

被 盗

Byoki desu
びょうきです

患 病

Kaji desu
かじです

火 灾

Koko no jusho wa
ここのじゅうしょは…… 这里的 住址 是

Setagaya-ku
世田谷区

desu
です

Koko no denwa bango wa
ここのでんわばんごうは…… 这里的 电话号码

Zerosan
03—

—

desu
です

Watashi no namae wa
わたしのなまえは…… 我叫

desu
です